

旧大阪府庁舎跡

大阪市

旧大阪府庁舎跡

(仮称) 阿波座駅前プロジェクトに伴う旧大阪府庁舎跡発掘調査

二〇一二年七月

公益財団法人
大阪府文化財センター

2012年7月

公益財団法人 大阪府文化財センター

大阪市

旧大阪府庁舎跡

(仮称) 阿波座駅前プロジェクトに伴う旧大阪府庁舎跡発掘調査



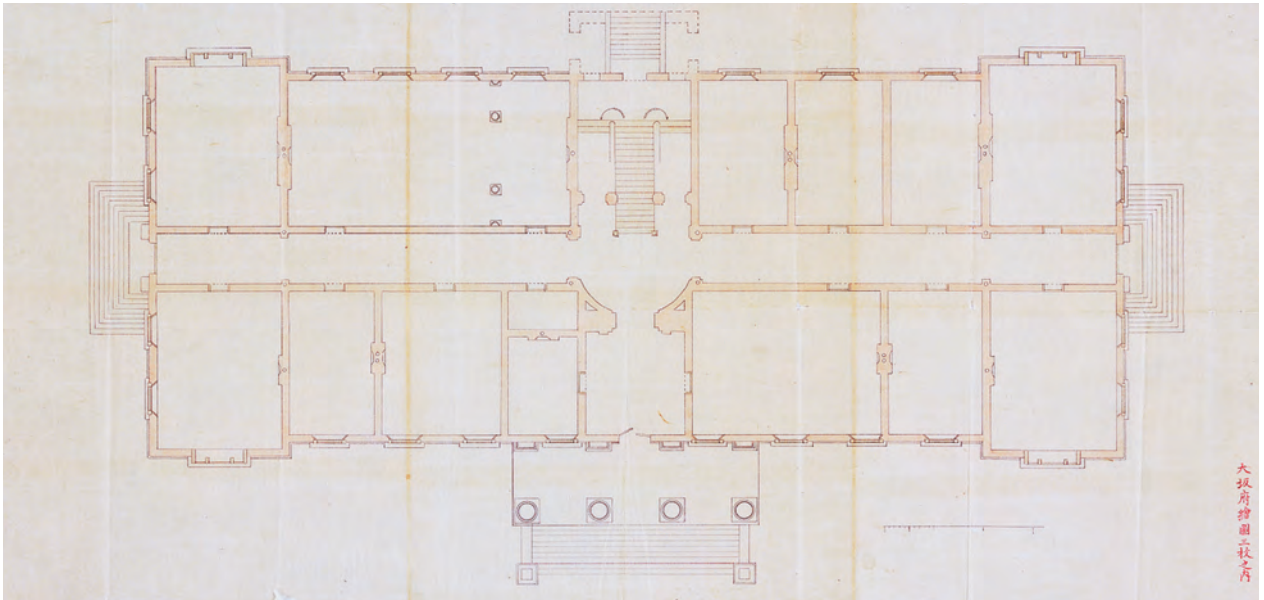
1. 調査地全景（南から）



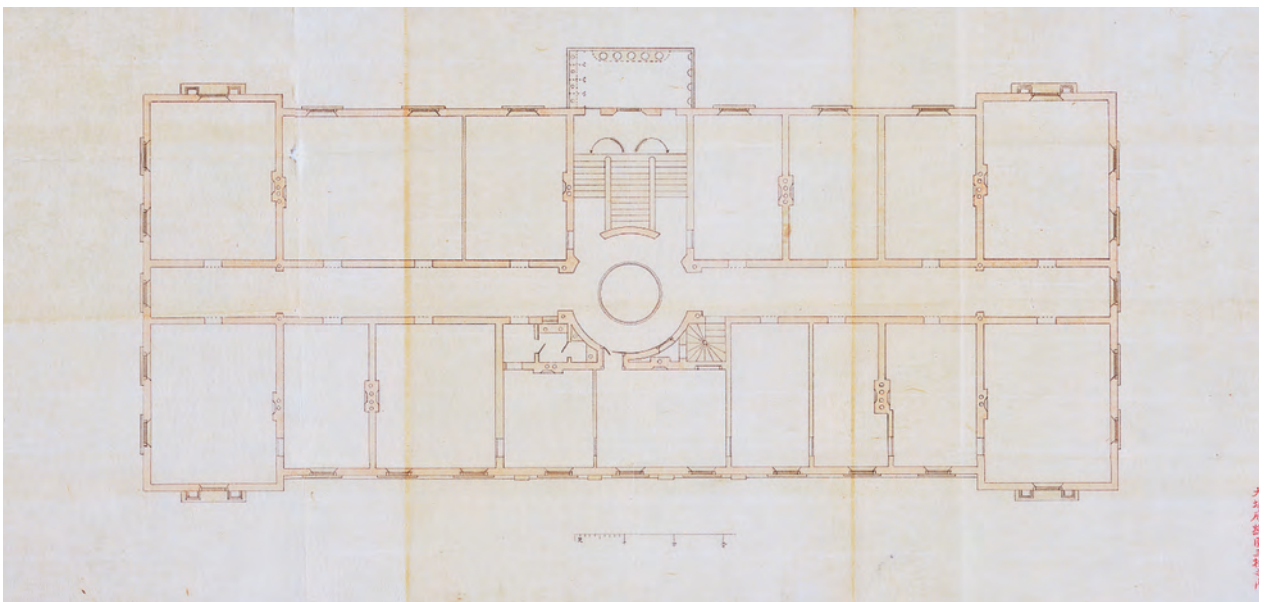
2. 調査地全景（東から）



1. 全体の立面図



2. 1階の平面図



3. 2階の平面図

大阪府庁新建絵図

大坂府庁新建絵図

1. 北翼全景 (南西から)



2. 北翼 8区画 南辺内面煉瓦壁
煉瓦の食い違いと使用煉瓦の違い
(北から)



3. 南翼全景 (南東から)





1. 北翼 16 暖炉 (北から)



2. 北翼 17 暖炉 (北から)



3. 南翼 56 暖炉 (南から)

1. 北翼 10 区画
南辺内面煉瓦壁（北から）



2. 北翼 10 区画
タイル張りの区画（東から）

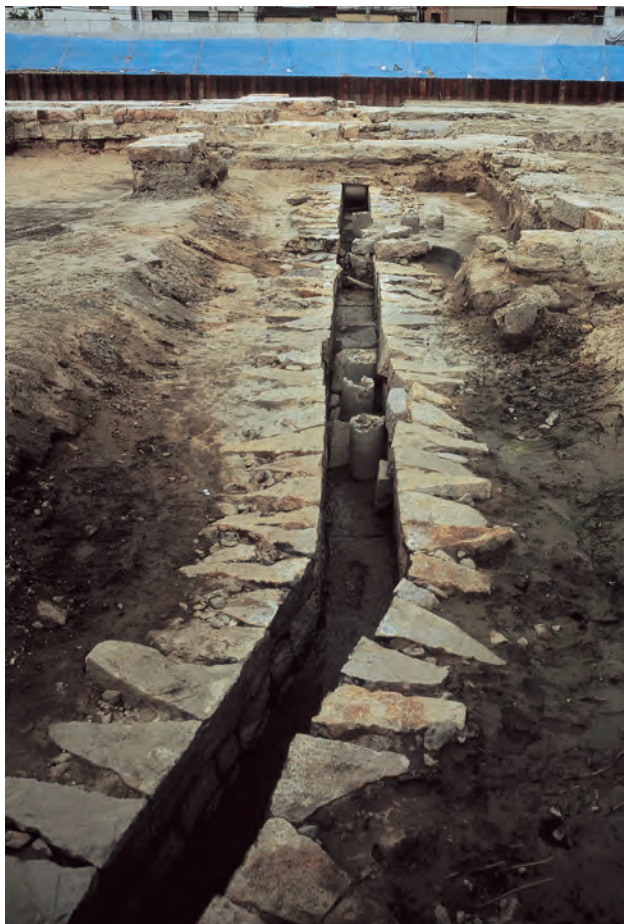


3. 中央棟・南翼間
32 階段・33 扉（南東から）





1. 中央棟 24 区画 (中央ドーム部直下) (北から)



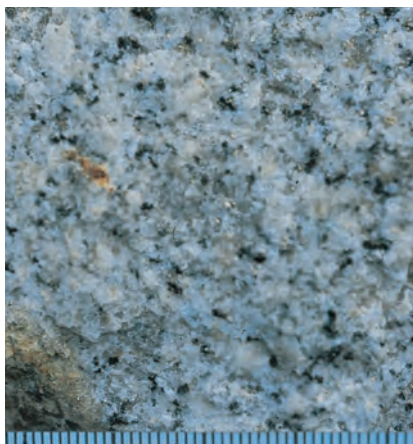
2. 中央棟 68 石組溝東端 (東から)



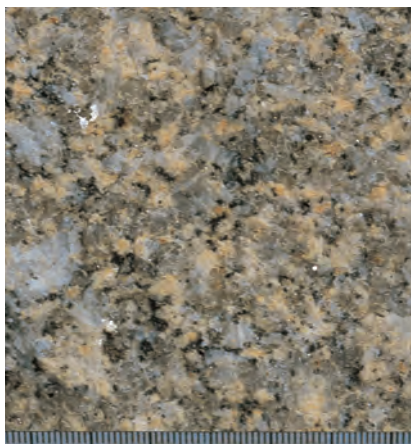
3. 中央棟 68 石組溝西端 (東から)



1. 南翼 43・44 区画間南辺内面「柱」(北から)
2. 南翼 51 区画東辺残存頂部 (西から)
3. 北翼 10 区画南辺東端内面「15」(北から)
4. 中央棟 23・26 区画間切石「三丁 五〇カ」
(西から)
5. 中央棟 24 区画南側下段切石「五〇カ」
(北から)
6. 中央棟 24 区画西側下段切石「六」(南から)
7. 中央棟 25・27 区画間切石「十二」(南から)
8. 中央棟 28 区画・31 通路間切石 (北から)
9. 中央棟 27・28 区画間切石 (北から)
10. 中央棟 24 区画間切石 (北から)



1. 石材 ①



2. 石材 ②



3. 石材 ③



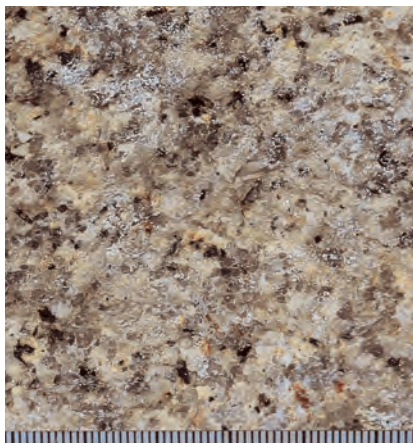
4. 石材 ④



5. 石材 ⑤



6. 石材 ⑥



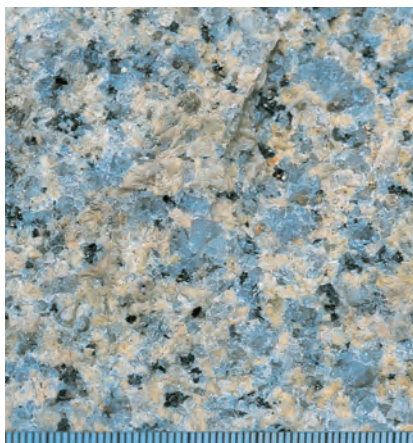
7. 石材 ⑦



8. 石材 ⑧



9. 石材 ⑨



10. 石材 ⑩



11. 石材 ⑪



12. 石材 ⑫









421



422-1



423-1



422-2



423-2



424



425



426



427-1



427-2



428-1



428-2



429-1



429-2



430-1



430-2



430-3



431-1



431-2



450



451



452



453



454



455



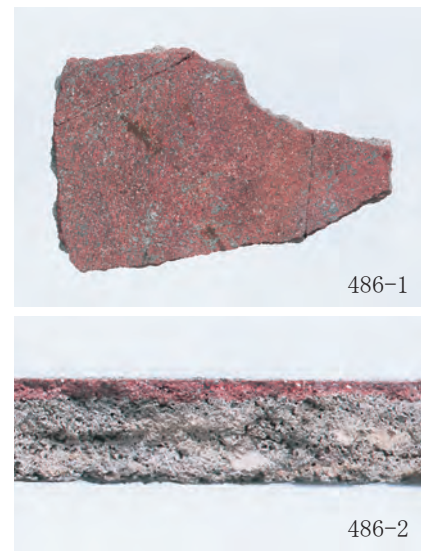
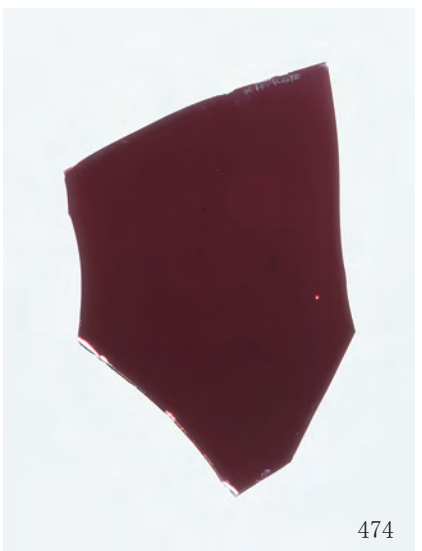
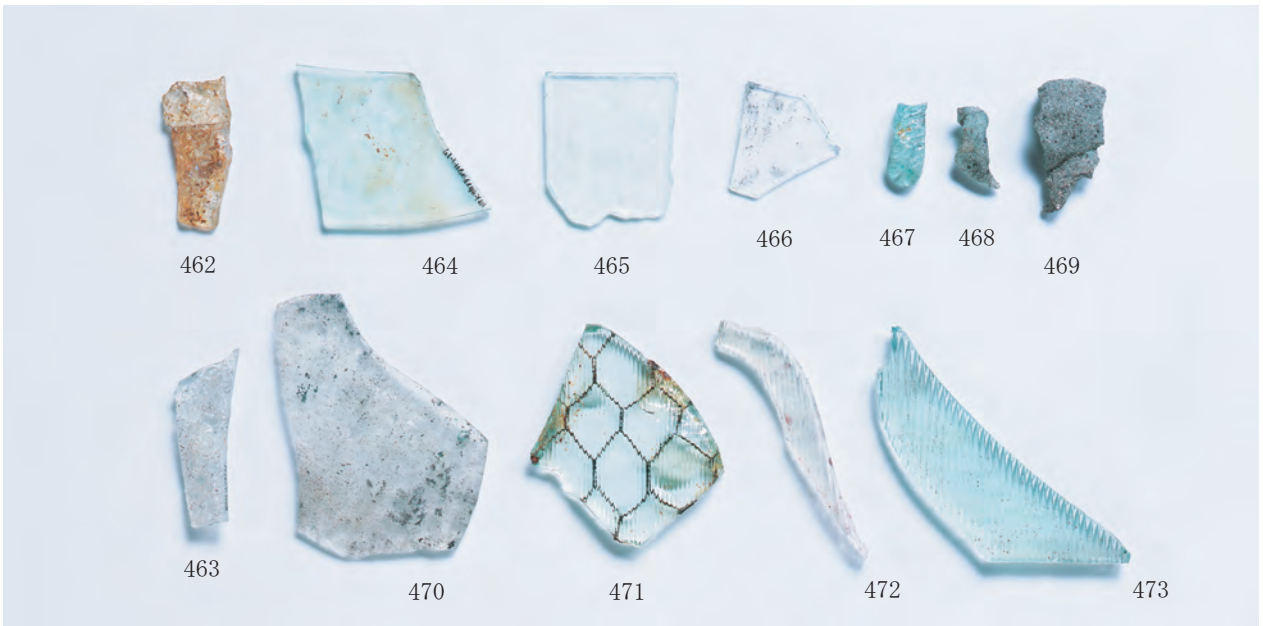
456-1



456-2



457



序 文

大阪市西区江之子島にあった旧大阪府庁舎は、明治時代の錦絵にも描かれるような、府を代表する洋風建築だった。明治初期の本格的洋風建築と評価される壮麗を極めたその庁舎を、当時の人は「政府」と呼んだという。庁舎が面する木津川には、その威光が映されていたのだろう。そして、江之子島周辺が、明治・大正期に、今日の手前のような官庁街となっていた様子が目に浮かぶ。また、府庁正門前は、天満宮神幸御上陸地となっており、天神祭当日には、船渡御の御神輿が木津川から上陸し、府庁からその様子を眺められたという。しかし、今日ではそれらを偲ばせるものは数少ない。庁舎背後にあった百間堀川も埋め立てられ、江之子「島」の名も遠い。

江之子島の府庁舎も、終戦直前の空襲で失われたが、今回の調査で当時をありありと思い浮かばせる遺構が現れた。そして、今日に伝わる錦絵や写真ではわからない、基礎構造や建築材料の解明といった重要な成果を得ることができた。これらの成果は、近現代考古学のみならず、近代建築史へも寄与するものであろう。

調査の無事遂行は、株式会社 長谷工コーポレーション、大阪府教育委員会などの関係各位のご協力とご指導の賜物と感謝するとともに、今後とも当センターの事業に一層のご支援を賜るよう、切に願います次第である。

平成 24 年 7 月

公益財団法人 大阪府文化財センター
理事長 田 邊 征 夫

例 言

1. 本書は大阪府大阪市西区江之子島に所在する旧大阪府庁舎跡（調査名：旧大阪府庁舎跡 11－1）の発掘調査報告書である。
2. 調査は、「(仮称)阿波座駅前プロジェクトに伴う旧大阪府庁舎跡発掘調査」として、公益財団法人大阪府文化財センターが、平成23年5月2日に株式会社長谷工コーポレーションと委託契約を締結し、平成23年5月2日から9月30日まで現地調査を行った。その後、平成23年10月1日から平成24年2月29日まで遺物整理事業を行い、平成24年7月31日に本書刊行を以って完了した。
3. 調査は以下の体制で実施した。
調査課長 江浦 洋、調整グループ長 岡本茂史、調査グループ長 岡戸哲紀、
中部総括主査 秋山浩三、副主査 市村慎太郎
4. 保存処理は、調査グループ主査 山口誠治が行った。
5. 本書で用いた現地写真の撮影は、市村の他、専門調査員 片山彰一が行った。また、出土品写真の撮影は、専門調査員 片山彰一が行った。
6. 調査の実施にあたっては、大阪市教育委員会、大阪府教育委員会をはじめとし、下記の方々・機関からご指導、ご協力を賜った。記して感謝を表したい。(50音順・敬称略)
池田 研 (大阪歴史博物館)、石田潤一郎 (京都工芸繊維大学)、石田成年 (柏原市教育委員会)、
植木 久 (大阪市教育委員会)、大山 博 (大阪府立産業技術総合研究所)、岡本敏行 (大阪府教育委員会)、奥田 尚 (奈良県立橿原考古学研究所)、川島智生 (京都華頂大学)、北山峰生 (奈良県立橿原考古学研究所)、酒井一光 (大阪歴史博物館)、櫻井久之 (大阪市教育委員会)、袖岡孝好 (大阪府立産業技術総合研究所)、高嶋三郎 (柴山建築研究所)、竹村忠洋 (芦屋市教育委員会)、地村邦夫 (大阪府教育委員会)、外丸須美乃 (大阪市立中央図書館)、富田鉄太郎 (大阪市教育委員会)、永田喜一、花川 光、廣岡幸義 (大阪府教育委員会)、深井明比古 (兵庫県立考古博物館)、藤原学 (重要文化財旧西尾家住宅)、松下喜代子、宮本康治 (大阪市教育委員会)、森岡秀人 (芦屋市教育委員会)、森屋直樹 (大阪府教育委員会)、山形政明 (大阪芸術大学)、山上 弘 (大阪府教育委員会)
大阪市西区役所、大阪市立中央図書館、大阪府公文書館、大阪府立中之島図書館、国立公文書館、国立国会図書館
7. 本書の執筆、編集は、市村が行った。
8. 本調査に係わる写真・実測図などの記録類は、公益財団法人大阪府文化財センターにおいて保管している。

凡 例

1. 遺構実測図の基準高は、東京湾平均海面（T.P.）を使用した。使用単位は、メートルで、小数点第2位までを記す。
2. 使用測地系は、世界測地系（測地成果 2000）で表示した。座標系は第VI系で、単位はメートルである。
3. 遺構平面図に付す方位針は座標北である。真北は座標北から東へ $0^{\circ} 18'$ 、磁北は座標北から西へ $6^{\circ} 32'$ 振る。
4. 土層断面図の土色は、小山正忠・竹原秀雄編『新版標準土色帖』2006年版 農林水産省農林水産技術会議事務局監修・財団法人日本色彩研究所色票監修を使用した。なお、記載順序は、記号・土色名・土質名とした。

例：2.5 Y R 8 / 1 灰白 砂質シルト

5. 次の挿図・図版の出典は以下の通りである。

図1：大阪市立中央図書館所蔵『大阪実測図』[明治21（1888）年]

図2：大阪府立中之島図書館所蔵『近世見聞輯』[発行年不明]「大阪府庁中之図」

図3：国土地理院（平成20年6月1日発行）1万分の1地形図 西九条

図4：大阪府公文書館所蔵『旧大阪府庁建物配置図』[発行年不明]

巻頭図版2：国立公文書館所蔵『大阪府庁新建絵図』[明治5（1872）年]

写真1：大阪市立中央図書館所蔵『明治大正昭和の大阪写真集6』[明治45（1912）年]

写真2：大阪市立中央図書館所蔵『明治大正昭和の大阪写真集4』[大正15（1926）年]

写真3：永田喜一氏提供 [昭和29（1954）年2月17日撮影]

写真図版扉：国土地理院『米軍撮影空中写真』（写真名 USA - R500 - 29）[昭和23（1948）年12月30日撮影]

なお、図4は、上記原図をトレース・翻刻したものである。判読できなかった文字は○で記した。

6. 遺構番号は、遺構（構造物）の種類に関係なく、1から順番に付与し、番号・遺構（構築物）種類の順で記載した。

例：1区画、16暖炉、68石組溝

7. 遺構の縮尺は、北翼・中央棟・南翼の各全体図が300分の1、遺構図が50分の1を基本とし、一部が100分の1である。出土品は、4分の1を基本としたが、大型品は8分の1とした。
8. 遺構図の、モルタル、漆喰、木製品等は、アミフセで表現している。それぞれの詳細は、各挿図を参照されたい。
9. 出土品の写真図版の縮尺は、いずれも任意である。
10. 本文中の建築に関する用語については、『建築大辞典』第2版 彰国社（1993年）を参考とした。これ以外の参考文献は、巻末にまとめている。なお、一部の用語については、目次末に用語解説を掲載した。

目 次

巻頭図版	
序文	
例言	
凡例	
目次	
用語解説	
第1章 経過	1
第2章 位置と環境	5
第1節 地理的・歴史的環境	5
第2節 大阪府庁舎	7
第3章 調査の方法と成果	15
第1節 調査の方法	15
第1項 既往の成果	15
第2項 調査の方法	15
第2節 遺構	17
第1項 明治時代以来の庁舎	17
第2項 大正時代増築庁舎	42
第3節 出土品	99
第1項 煉瓦	99
第2項 耐火煉瓦	123
第3項 土管	128
第4項 煙突形土製品	133
第5項 瓦	133
第6項 羽口	136
第7項 タイル	136
第8項 磚子類	141
第9項 陶磁器類	142
第10項 鉄製品	143
第11項 銅製品	147
第12項 金属製品	150
第13項 石製品	150
第14項 木製品	152
第15項 ガラス製品	152
第16項 コンクリート・モルタル製品	154
第17項 スレート製品	156
第18項 その他	157
第4章 総括	158

挿図目次

図1 「大阪実測図」府庁周辺……………	6	図37 南翼55区画平・立面図……………	98
図2 『近世見聞輯』「大阪府庁中之図」……………	6	図38 「阪府 授産所」銘煉瓦(1)……………	100
図3 調査地位置図……………	8	図39 「阪府 授産所」銘煉瓦(2)……………	101
図4 「旧大阪府庁建物配置図」(翻刻)……………	10	図40 「阪府 授産所」銘煉瓦(3)……………	102
図5 中央棟平・断面図……………	16	図41 「HANFU JUSANSIO」銘煉瓦……………	103
図6 68石組溝平・立面図……………	21・22	図42 「YEGAWA」銘煉瓦……………	104
図7 22玄関平・断面図……………	24	図43 岸和田煉瓦(1)……………	105
図8 72暗渠平・断面図……………	27	図44 岸和田煉瓦(2)……………	106
図9 25区画西端基礎・68石組溝断面図……………	27	図45 岸和田煉瓦(3)……………	107
図10 24区画東辺・南辺内面……………	28	図46 大阪窯業(1)……………	109
図11 24区画平面図……………	29・30	図47 大阪窯業(2)……………	110
図12 25区画平・立面図……………	31	図48 堺煉瓦……………	111
図13 中央棟南半平・立・断面図……………	33・34	図49 日本煉瓦……………	113
図14 切石矢穴拓本……………	37	図50 不明刻印煉瓦(1)……………	114
図15 間知石・切石矢穴拓本……………	39	図51 不明刻印煉瓦(2)……………	115
図16 58区画平・立面図……………	41	図52 異形煉瓦(1)……………	116
図17 北翼平・断面図……………	43	図53 異形煉瓦(2)……………	117
図18 北翼1・2区画平・立面図……………	47・48	図54 無刻印煉瓦(1)……………	118
図19 北翼3・4・5区画平・立面図……………	49・50	図55 無刻印煉瓦(2)……………	119
図20 北翼6・7区画平・立面図……………	53・54	図56 煉瓦刻印打点・法量……………	120
図21 北翼8区画平・立面図……………	57・58	図57 「BIZEN-INBE」銘耐火煉瓦……………	123
図22 北翼8・9・10区画平・立面図……………	59・60	図58 「MARUSAN」銘耐火煉瓦……………	124
図23 北翼10区画立面図……………	62	図59 「Mitsuishi」銘・不明刻印耐火煉瓦……………	127
図24 北翼10・15区画平・立面図……………	63・64	図60 無刻印耐火煉瓦……………	128
図25 北翼11・12区画平・立面図……………	67	図61 土管(1)……………	129
図26 北翼14区画平・立面図……………	68	図62 土管(2)……………	130
図27 煉瓦刻印……………	70	図63 土管(3)・煙突形土製品・羽口……………	132
図28 南翼平・断面図……………	72	図64 瓦(1)……………	134
図29 南翼34区画立面図……………	74	図65 瓦(2)……………	135
図30 南翼34区画平・立面図……………	75・76	図66 淡陶タイル……………	137
図31 南翼35・36区画平・立面図……………	79・80	図67 佐藤化粧耐火煉瓦・名古屋製陶・裏印なし 凹凸タイル……………	138
図32 南翼37・38区画平・立面図……………	81・82	図68 裏印なし平坦タイル……………	139
図33 南翼39～43区画平・立面図……………	85・86	図69 金属製品・陶磁器……………	144
図34 南翼44～48区画平・立面図……………	89・90	図70 柱頭飾り……………	154
図35 南翼49～51区画平・立面図……………	93・94	図71 全体図……………	159
図36 南翼52・53区画平・立面図……………	96		

表目次

表1 各石材矢穴痕法量(1)……………	38
表2 各石材矢穴痕法量(2)……………	40
表3 煉瓦法量(1)……………	121
表4 煉瓦法量(2)……………	122
表5 土管法量……………	133

写真目次

写真1 大阪府庁(増改築前)(明治後半)……………	4
写真2 大阪府庁(増改築後)(大正後半)……………	4
写真3 工業奨励館と周辺 [昭和29(1954)年]……………	4
写真4 工業奨励館(旧館)……………	4

巻頭図版目次

巻頭図版 1	全景	巻頭図版 9	煉瓦集合
巻頭図版 2	大阪府庁新建絵図	巻頭図版 10	煉瓦断面
巻頭図版 3	北翼・南翼全景	巻頭図版 11	煉瓦刻印
巻頭図版 4	暖炉	巻頭図版 12	石製品 (1)
巻頭図版 5	北翼・南翼遺構	巻頭図版 13	石製品 (2)
巻頭図版 6	24区画 (中央ドーム)・68石組溝	巻頭図版 14	石製品 (3)
巻頭図版 7	煉瓦・切石上の文字	巻頭図版 15	ガラス製品 (1)
巻頭図版 8	石材	巻頭図版 16	ガラス製品 (2)・コンクリート製品・その他

写真図版目次

写真図版 1	北翼 (1)	写真図版 34	南翼 (8)
写真図版 2	北翼 (2)	写真図版 35	南翼 (9)
写真図版 3	北翼 (3)	写真図版 36	南翼 (10)
写真図版 4	北翼 (4)	写真図版 37	南翼 (11)
写真図版 5	北翼 (5)	写真図版 38	南翼 (12)
写真図版 6	北翼 (6)	写真図版 39	煉瓦 (1) 「阪府 授産所」銘 (1)
写真図版 7	北翼 (7)	写真図版 40	煉瓦 (2) 「阪府 授産所」銘 (2)
写真図版 8	北翼 (8)	写真図版 41	煉瓦 (3) 「HANFU JUSANSIO」銘・「YEGAWA」銘
写真図版 9	北翼 (9)	写真図版 42	煉瓦 (4) 岸和田煉瓦 (1)
写真図版 10	北翼 (10)	写真図版 43	煉瓦 (5) 岸和田煉瓦 (2)
写真図版 11	北翼 (11)	写真図版 44	煉瓦 (6) 大阪窯業
写真図版 12	中央棟 (1)	写真図版 45	煉瓦 (7) 堺煉瓦
写真図版 13	中央棟 (2)	写真図版 46	煉瓦 (8) 日本煉瓦・異形煉瓦 (1)
写真図版 14	中央棟 (3)	写真図版 47	煉瓦 (9) 異形煉瓦 (2)
写真図版 15	中央棟 (4)	写真図版 48	煉瓦 (10) 無刻印 (1)
写真図版 16	中央棟 (5)	写真図版 49	煉瓦 (11) 無刻印 (2)・不明刻印
写真図版 17	中央棟 (6)	写真図版 50	耐火煉瓦 (1)
写真図版 18	中央棟 (7)	写真図版 51	耐火煉瓦 (2)
写真図版 19	中央棟 (8)	写真図版 52	土管
写真図版 20	中央棟 (9)	写真図版 53	瓦 (1)
写真図版 21	中央棟 (10)	写真図版 54	瓦 (2)・煙突形土製品・羽口
写真図版 22	中央棟 (11)	写真図版 55	タイル (1)
写真図版 23	中央棟 (12)	写真図版 56	タイル (2)
写真図版 24	中央棟 (13)	写真図版 57	タイル (3)
写真図版 25	中央棟 (14)	写真図版 58	碍子類
写真図版 26	中央棟 (15)	写真図版 59	陶磁器 (1)
写真図版 27	南翼 (1)	写真図版 60	陶磁器 (2)
写真図版 28	南翼 (2)	写真図版 61	鉄製品 (1)
写真図版 29	南翼 (3)	写真図版 62	鉄製品 (2)
写真図版 30	南翼 (4)	写真図版 63	鉄製品 (3)
写真図版 31	南翼 (5)	写真図版 64	鉄製品 (4)・銅製品 (1)
写真図版 32	南翼 (6)	写真図版 65	銅製品 (2)
写真図版 33	南翼 (7)		

写真図版66	銅製品 (3)	写真図版78	コンクリート・モルタル製品 (5) 柱頭飾り (4)
写真図版67	銅製品 (4)	写真図版79	コンクリート・モルタル製品 (6) 柱頭飾り (5)
写真図版68	銅製品 (5)	写真図版80	コンクリート・モルタル製品 (7) 柱頭飾り (6)・柱材 (1)
写真図版69	金属製品 (1)	写真図版81	コンクリート・モルタル製品 (8) 柱材 (2)
写真図版70	金属製品 (2)・石製品 (1)	写真図版82	コンクリート・モルタル製品 (9) 柱材 (3)
写真図版71	石製品 (2)	写真図版83	コンクリート・モルタル製品 (10) 柱材 (4)・その他
写真図版72	木製品	写真図版84	コンクリート・モルタル製品 (11)・ スレート製品 (1)
写真図版73	ガラス製品	写真図版85	スレート製品 (2)・その他 (1)
写真図版74	コンクリート・モルタル製品 (1)	写真図版86	その他 (2)
写真図版75	コンクリート・モルタル製品 (2) 柱頭飾り (1)		
写真図版76	コンクリート・モルタル製品 (3) 柱頭飾り (2)		
写真図版77	コンクリート・モルタル製品 (4) 柱頭飾り (3)		

用語解説

間知石 (けんちいし) 四角錘状の石材のこと。正面の広い面を「面 (つら)」、長さを「控え (ひかえ)」という。

幅木 (はばき) 壁の最下部で床に接する個所に設けた横板のこと。床に接しているため、人間の足が当たるところであり、壁が傷ついたり、汚れたりするのを防ぐことが主な目的。この他にも、壁と床の接合部を合わす目的もある。材料は、木材のみならず、石やモルタル、タイル、金属板などがある。今回の調査で確認できた幅木の多くは、石材によるものであった。

矢穴 (やあな) 石材を割るために各種ノミで穿たれた矢 (クサビ) を差し込む穴のこと。矢穴の開口部を「矢穴口」、底部を「矢穴底」と呼び、矢穴のミシン目状連続を「矢穴列」、半裁痕跡を「矢穴列痕」、その個々を「矢穴痕」と称する。

煉瓦の呼称と大きさ 煉瓦の最も広い面を「平 (ひら)」、側面の細長い面を「長手 (ながて)」、最も狭い面を「小口 (こぐち)」と称する。通常、壁面には「長手」と「小口」があらわれるのだが、今回の調査では、「平」があらわれている箇所も見られた。

現在の普通煉瓦は、長辺 21 cm、短辺 10 cm、厚さ 6 cmだが、今回出土の煉瓦はこの規格とは異なる (図 56 参照)。煉瓦には、この普通煉瓦の、長辺が半分の「半拵」、短辺が半分の「羊かん」、長辺が4分の3の「七五」などの様々な形がある。

煉瓦の成形方法 粘土を煉瓦の形に仕上げるまでの過程には、手作業で行う場合の「手抜き成形」と、機械で行う場合の「機械成形」がある。「手抜き成形」は、粘土の形にするために使用した枠から外す工程を「手抜き」と言うためそのように呼称される。

煉瓦の積み方 上記の様々な形の煉瓦を組み合わせた積み方には、コーナー部付近に「羊かん」を用いる「イギリス積み」や、コーナー部に「七五」を用いる「オランダ積み」などがある。

また、煉瓦による壁の厚さの表現に「○枚積み」といった記述を用いるが、「1枚」とは煉瓦1個分の長辺の長さのことを言い、「1枚半」とは煉瓦1個分の長辺+煉瓦1個分の短辺の長さを言う。

木煉瓦 (もくれんが) 煉瓦壁面に木材等を後から取り付けるために、煉瓦壁に埋め込んでおく木片のこと。

タイルの種類 製法により、手作りの「乾式タイル」と、機械プレス製の「湿式タイル」に区別される。また、素地や焼成温度等による区分では、細粒の素地で 1200 度前後の高温焼成で、吸水率 5 % 以下のものを「せつ器質タイル」、細粒か磁器用の素地で 1200 ~ 1300 度の高温焼成で、吸水率 1 % 以下のものを「磁器質タイル」という。

タイルの目地 タイルのタテの目地が直線的に通るものを「芋目地」(または、「通り目地」・「通し目地」)、2段 (列) 以上直線的に通らないものを「破り目地」(または、「馬乗り目地」・「馬目地」) という。

第1章 経過

第1節 調査の経過

今回の報告に関する事業は、大阪市西区江之子島2丁目所在（仮称）阿波座駅前プロジェクトに伴う旧大阪府庁舎跡発掘調査で、調査面積は4,990㎡である。事業地には、明治7（1874）～大正15（1926）年に2代目大阪府庁が置かれ、大正15（1926）年に現在の大手前庁舎に移転後は、工業奨励館として使用された。しかし、昭和20（1945）年の空襲によりほとんどの施設が焼失した。戦後、府立産業技術総合研究所として再整備されたが、平成8（1996）年に和泉市に移転し閉館した。

その後、平成17（2005）年4月には土壌汚染調査が行われたところ、表層の一部で鉛が検出され、平成18（2006）年に旧大阪府立産業研究所大阪本所土壌改良工事として、土壌改良工事が行われた。この工事の際に、煉瓦構築物の発見が大阪府教育委員会（以下、府教委と略）に通報され、同年10月16日～12月25日に試掘調査（調査番号：06037、調査面積：120㎡）が行われた。この調査では、5箇所のトレンチが設定され、旧大阪府庁舎跡の基礎と考えられる煉瓦構築物が発見された（府教委2007 a）。

これと前後し、大阪府はこの旧府立産業技術総合研究所跡地を事業コンペにより売却する方針を打ち出した。ただし、昭和初期の建築で貴重な旧館の保存活用がコンペ提案の条件とされ、一般の遺跡ではないが事前の発掘調査も仕様書にうたわれた。保存活用される旧館は、昭和13（1938）年に工業奨励館附属工業会館の一部として建設され、戦災から逃れた数少ない施設で、昭和初期のモダニズム建築としては、現存する貴重な建物とされる。大阪府は、売却の要件について、旧府立産業技術総合研究所跡地活用企画検討委員会を平成18（2006）年8月7日に設置し、同委員会は11月に開発基本方針をまとめた。この中で、整備推進に向けては、民間事業者からの事業提案コンペを実施することとし、平成19（2007）年3月には、江之子島地区まちづくり事業コンペの事業要綱が示された。その後、9月には事業企画提案の申し込みを受け付け、4グループからの申し込みがあり、江之子島地区まちづくり事業コンペ審査委員会の審査を経て、12月に長谷工コーポレーション、アーバンコーポレイション、名鉄不動産、ヤスダエンジニアリングで構成される企業グループを事業予定者に決定したことを発表した。その後、企業グループに変更があり、名鉄不動産、関電不動産、長谷工コーポレーション、ヤスダエンジニアリングの4社となった。

今回の調査に先立ち、調査範囲に矢板を打設するため、煉瓦基礎の範囲確定のための試掘調査が、平成22（2010）年度に行われた。今回報告の発掘調査について公益財団法人大阪府文化財センターは、（仮称）阿波座駅前プロジェクトに伴う旧大阪府庁舎跡発掘調査として、平成23（2011）年5月2日から2012年7月31日までを受託契約期間とし、長谷工コーポレーションとの間で委託契約を締結した。

第2節 発掘調査の経過

今回の発掘調査は、調査課調査グループが行った。調査の体制、期間等については、例言に記した通りである。調査に先立ち現地への備品類搬入を平成23（2011）年5月12日に行い、13日から機械掘削を開始した。当初、掘削土仮置場確保のため、旧庁舎の北翼、南翼、中央棟に分割し調査を行う予定だったが、場内で掘削土仮置場が確保できたため、全域の機械掘削を一度に行うこととした。

機械掘削は、北側の北翼から開始し、開始後の5月17日から煉瓦壁などが比較的良好な状況で残存していることが確認できた。北翼の機械掘削は24日までで概ね終了し、その後南翼から中央棟の機械

掘削を6月9日まで行った。この間の5月27日には、府教委岡本氏、岡本調整グループ長、亀井主査、6月7日には府教委竹原氏の来場があった。これと平行し、北翼の清掃を開始した。この間の、6月10日には大阪歴史博物館酒井氏、山野専務、江浦調査課長、14日には横倉府議をはじめとする周辺住民の方々と、岡本調整グループ長の来場があった。北翼における清掃作業は14日までで終了し、三次元測量を6月22・23日に行った。北翼に続き、南翼でも同様の作業を6月14～27日に行った。この間の、6月21日には、府教委地村氏・廣岡氏、22日には兵庫県立考古博物館深井氏の来場があり、特にタイルについてご教示を受けた。また、23日には寝屋川市教育委員会濱田氏、岡本調整グループ長、岡戸調査グループ長、佐伯主査、竹内技師の来場があった。なお、6月末には、旧大阪府庁舎跡の遺構が良好に残存することがわかってきたこともあり、現地説明会を開催する方向で調整が始まった。28日には北翼と南翼について、府教委立会（第1回）があり、府教委岡本氏、岡本調整グループ長、岡戸調査グループ長、秋山総括主査、亀井主査、本間副主査、黒須副主査、河本技師、水久保専門調査員の来場があった。その後府教委、センター、長谷工コーポレーションにより、現状の床面以下の調査についての協議、および現地説明会開催についての説明が行われた。また、29・30日には、南翼の三次元測量を行った。30日には、旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）藤原氏の来場があり、煉瓦についてご教示を受けた。また、同日には大阪市教育委員会富田氏・植木氏・櫻井氏の来場があった。中央棟は南翼の作業と平行し、6月14日より開始し、7月6日まで清掃等の作業を行った。この間の7月1日には駒井主査、奈良技師、4日には府教委大野氏・山本氏の来場があった。5日には京都工芸繊維大学石田氏の来場があり、建築史の視点から今回検出された遺構についてご教示を受けた。7月5日には、中央棟について府教委立会（第2回）があり、府教委渡辺氏・岡本氏、井上総務部長、江浦調査課長、岡本調整グループ長、秋山総括主査、佐伯主査の来場があった。6日には、片山専門調査員による写真撮影が行われた。そして、7月8日には、中央棟の三次元測量を行い、同日には府教委森井氏の来場があった。11日には、ラジコンヘリによる測量および全景写真撮影を行った。また、同日には6月28日の協議を踏まえた工程会議が行われ、府教委岡本氏、岡本調整グループ長、岡戸調査グループ長、秋山総括主査の来場があった。12日には有限会社柴山建築研究所高嶋氏の来場があり、15日には、再度、片山専門調査員による写真撮影が行われた。19日には、榎原考古学研究所北山氏の来場があった。20日には、現地説明会について報道資料提供が行われた。21日には、高嶋氏と芦屋市教育委員会竹村氏、府教委森屋氏の来場があった。22日からは現地説明会についての報道各社現地取材が行われ、同日には共同通信社、読売テレビ、朝日新聞、NHKの取材があった。なお、同日には芦屋市教育委員会森岡氏の来場があり、明治時代庁舎使用石材やその加工法等についてご教示を受けた。25日には奥村副主査の来場があった。同日には、68石組溝の蓋石以下の状況等について、府教委立会（第3回）が行われ、府教委岡本氏、岡本調整グループ長、岡戸調査グループ長、秋山総括主査、亀井主査、黒須副主査の来場があった。26日には、大阪府総務部長をはじめとする大阪府の方々の来場があり、調査成果の現状について説明を行った。同日には、奥村副主査、河本技師の来場があり、夕方には産経新聞の現地取材があった。27日には、秋山総括主査、奥村副主査、奈良技師の来場があり、午後からは府庁の教育記者クラブにおいて、府教委渡辺氏・岡本氏、井上総務部長、岡戸調査グループ長、市村が記者レクを行い、その後産経新聞の現地取材があり、午後5時からテレビ、ラジオ等の報道が解禁され、センターホームページにも開催案内が掲載された。28日の朝刊には、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞、大阪日日新聞等の各紙に記事が掲載された。同日には、午前高嶋氏の来場、毎日放送

の現地取材、午後には柏原市教育委員会石田氏、大阪芸術大学山形氏、府教委地村氏、廣岡氏の来場があり、山形氏からはタイルや暖炉、幅木等について、ご教示を受けた。29日には、岡本調整グループ長、岡戸調査グループ長、秋山総括主査、陣内主査、黒須副主査、後川副主査、奥村副主査、鹿野技師、笹栗技師、河本技師、志田技師の来場があり、翌日の現地説明会について打ち合わせを行い、準備作業を行った。30日には、午前10時～午後4時まで現地説明会を開催し、923人と多数の方々の来場があった。

8月1日には、翌日からの解体作業について打ち合わせを行った。これを受けて、2日からまず北翼から煉瓦壁の解体作業を開始し、これと平行し中央棟の遺構図作成等を行った。同日には、岡本調整グループ長の来場があった。3日は、解体作業が中止となったが、赤レンガネットワーク佐藤氏の来場があり、夕方には大阪府総務部と長谷工コーポレーションとの間で遺構の移築等の協議が行われ、府教委森屋氏・山上氏、秋山総括主査の来場があった。4日には、北翼の解体作業が再開され、府教委森屋氏、岡戸調整グループ長の来場があった。5日には、大阪府総務部と長谷工コーポレーションとの間で再度協議が行われ、中央ドーム等を解体移築する方向となった。8日には南翼の解体作業も始まり、平行して北翼の遺構図作成を行った。9日には、北翼・南翼の煉瓦壁除去状況のコンクリート基礎の一部について、府教委立会（第4回）が行われ、府教委岡本氏、岡本調整グループ長、岡戸調査グループ長、秋山総括主査、亀井主査の来場があった。10日には、岡本調整グループ長、岡戸調査グループ長、志田技師、倉賀野専門調査員の来場があり、中央ドームの解体移築に向けた作業を行ったほか、午後には大阪府立産業技術総合研究所袖岡氏の来場があり、出土品等のサンプリングが行われた。中央ドーム解体移築にむけた作業で、11・12日には、岡本調整グループ長、岡戸調査グループ長、後川副主査、松本専門調査員、倉賀野専門調査員の来場があった。16～19日には、後川副主査、志田技師の来場があり、北翼・中央棟の遺構図作成作業等を行った。この間の17日には、水野理事長の視察があった。また、18日には隣接する大阪府津波・高潮センター屋上にて、泉大津市商工会議所の方々に現場の説明を行った。22～24日の間には、岡戸調査グループ長、倉賀野専門調査員の来場があり、中央ドームの解体移築に向けた作業を行い、これと平行して中央棟の遺構図作成作業を行った。この間の23日には、京都華頂大学川島氏の来場があり、府庁舎の建築様式についてご教示を受けた。24日には、大阪府総務部（財産活用課財産処理調整グループ）から、遺構の一部保存についての報道提供が行われた。25・26日には、北翼暖炉の解体移築に向けた準備作業が行われ、25日には府教委森屋氏の来場があった。26日からは、中央棟全体の解体作業も始まり、30日には中央ドーム部石組溝の解体作業も行われた。31日には、府教委立会（第5回）があり、調査の最終状況について確認頂いた。8月末で、現場における図面作成作業等は終了し、9月は出土品の選別作業や廃土中からの出土品表採作業等を行った。なお、9月6～8日に、中央ドーム基礎切石や石組溝の石材や暖炉などの、仮置き場である東大阪市長田にある府教委収蔵庫への移動作業が行われた。また、9月22日～10月24日に、大阪歴史博物館にて「旧大阪府庁舎の建築」と題した展示が行われ、煉瓦、タイル、暖炉石材、柱頭飾りや写真パネルを展示に供した。9月28～30日まで、現地から出土品等を中部調査事務所への移動作業を行い、30日で現地から撤収を完了した。

第3節 整理作業の経過

発掘調査に引き続き、10月より整理作業を開始した。体制、期間等については、例言に記した通りである。10月3日から、本格的な整理作業を開始し、まず、図面や台帳類、出土品の整理、接合作業等を行った。12日には大阪府公文書館にて資料調査を行い、同館所蔵「旧大阪府庁舎建物配置図」から、

大正時代増築の北翼が内務部、南翼が警察部として使用されていたことがわかった。13日には、大阪府立産業技術総合研究所にて、工業奨励館に伴うと考えられる出土品についてご教示を受けた。10月中旬からは、遺構写真図版の作成を行い、同下旬からは、出土品の実測作業を開始した。28日には、大阪歴史博物館の酒井氏の来所があり、南翼と関連し、警察署や裁判所などの建築についてご教示を受けた。なお、11月1日発行『季刊考古学』117号（雄山閣）の考古学界ニュースに「旧大阪府庁舎跡の調査」として取上げられた。11月4～8日には、大阪市立中央図書館において、西区民まつり文化のつどいの一環として、旧大阪府庁舎跡の発掘調査写真パネル展と題し、写真パネルと煉瓦やタイル、柱頭飾りなどを展示した。また、8日には、府庁舎をはじめとする明治初期の建物に深い愛情を記したことで知られる小出楯重に関する取材の一環として、産経新聞の取材があり、調査成果の説明を行った。記事は、11月12日夕刊に掲載された。11月下旬からは、出土品写真図版の作成を行った。なお、12月3日には、平成23年度大阪市西区体育厚生協会反省会にかかる西区江之子島旧大阪府庁舎跡発掘調査報告講演会として、調査成果の報告を行った。12月26日朝日新聞夕刊の、年間の考古学を振り返る「2011年の考古学」の記事に、「大阪市内で確認された旧江之子島府庁舎跡」として写真が掲載された。1月10日には、兵庫県立考古博物館の深井氏の来所があり、タイルについてご教示を得た。16日には、檀原考古学研究所共同研究員奥田尚氏から、岩石類についてご教示を得た。また、21日～3月25日に大阪府立近つ飛鳥博物館で開催された冬季特別展「歴史発掘おおさか2011」に、煉瓦と柱頭飾りを出品した。1月28日には、考古学研究会関西例会第174回研究会にて、29日には、大阪府立弥生文化博物館にて、「旧大阪府庁舎跡の調査成果」として発表を行った。また、2月20日発行の大阪歴史学会『ヒストリア』第230号に調査概要を掲載する機会があった。出土品の実測は、2月初旬で終了し、出土品のトレースを行った。これらの作業は、2月末までで終了した。



写真1 大阪府庁（増改築前）（明治後半）



写真2 大阪府庁（増改築後）（大正後半）



写真3 工業奨励館と周辺[昭和29(1954)年]



写真4 工業奨励館（旧館）

第2章 位置と環境

第1節 地理的・歴史的環境

今回の調査地である旧大阪府庁舎跡は、大阪府大阪市西区江之子島に所在する。西区は、明治22(1889)年の市制施行当初からの市域だが、現在では大阪市の中西部に位置し、東から反時計回りに、中央区、北区、福島区、此花区、港区、大正区、浪速区と接する。西区のほぼ中央を南北方向に木津川が流れ、江之子島はこの木津川の東側に位置する。

江之子島は木津川の三角州で、その名の通り、かつては島であった。東は百間堀川、西は木津川、南は百軒堀川・立売堀川・木津川の合流点、北はもと土佐堀川河口に面していたが、安永8(1779)年に新築地ができ当該部分は崎吉町となった。

江之子島という地名は、「難波江の子島」と呼ばれていたものから難波を省略したとする説、古来「犬子島」と呼ばれていたものが転訛したとする説、島の形状から「へこの島」と呼ばれていたとする説がある。ただし、明暦元(1655)年「大坂三郷町絵図」には、江の子島東・江の子島西とあり、この頃には「えのこじま」と呼ばれ、町が成立していたのだろう。以降、寛文年間(1661～1673年)「大坂中嶋・九条嶋・四貫嶋絵図」や、貞享4(1687)年「新撰増補摂州大坂大絵図」にも、江之子島に「糸のこ嶋」と記されている。さらに、元禄年間(1688～1704年)「大坂三郷町絵図」にも、江ノ子島東町・江ノ子島西町が見られる。なお、井原西鶴『日本永代蔵』[貞享5(1688)年]巻三の「高野山借錢塚の施主」に「難波江の小島」として、当地に昔いたとされる伊豆屋という資産家が記される。また、江之子島は寛永年間(1624～1644年)の末から幕府の監船碇繫地となり、元禄年間(1688～1704年)には百間堀川に面して塩船繫留場ができ、享保10(1725)年から塩市が許可された。延享版(延享年間：1744～1748)「難波丸綱目」には讃岐・淡路・備前・摂津・阿波の国問屋船宿が載る(直木・森監修1986)。

また、中之島やその周辺には、江戸時代に、諸藩の蔵屋敷が置かれ、わが国における米の流通の一大拠点として知られる。今回の調査地北500mから東の中之島には、中之島蔵屋敷跡(図3-2)が展開し、数多くの発掘調査が行われている。また、北北東約300mには、延宝年間(1673～1681年)に開かれたとされる雑魚場魚市場(図3-J)の周辺に位置する、江之子島蔵屋敷跡(図3-1)がある。ここでの調査では、17世紀後半以降の遺物等が確認され、魚市場の開設とともに町屋や市場が広がっていったと推定されている(大阪市教育委員会ほか2011)。

上記の通り、江之子島は島であったので、多数の橋が架けられた(松村1987)。西側の木津川には、亀井橋が元禄年間(1688～1704年)に、新大橋が慶應4(1868)年に、大渉橋が明治2(1869)年に架けられた。一方、東側の百間堀川には、明暦3(1657)年の地図に既に雑魚場からの2つの橋が描かれ、江戸時代中期には江ノ子島上之橋・下之橋と呼ばれていたという。近代になると、子島橋が明治7(1874)年に、江島橋および、下之橋とほぼ同じ位置の雑魚場橋(当初、新橋)が明治8(1875)年に、江ノ子島橋が大正2(1913)年に、上之橋に代わって一筋上流に鷺島橋が大正15(1926)年に架けられた。なお、これ以外にも、明治21(1888)年「大阪実測図」(図1)などには、上之橋と新橋の間に魚市橋が描かれる。

このうち、子島橋は、府庁舎新築に伴い架けられたもので、大阪府公文書館所蔵『大阪府歴史料』には「府庁へノ通路及地勢ノ便宜ヲ開ク」とある。また、木津川に架けられた新大橋は、後に木津川橋と名を変え、明治18(1885)年の洪水で破壊されたが、明治21(1888)年には鉄橋が架けられ、さらに市電の開

通に伴い大正2（1913）年にアーチ橋に架け替えられた。この木津川橋は、今回の調査地北西に近接し、橋のたもとには碑が設置されている。また、雑魚場橋の碑も調査地北東に残る。なお、百間堀川に架かる江ノ子島橋も、市電開通に伴い架けられた橋である。

明治18（1885）年の洪水は、上記の通り木津川橋をはじめ、多くの橋を破壊した。洪水被害を描いた大阪歴史博物館所蔵「極細調大洪水未代噺」（大阪歴史博物館2010、68頁）によれば江之子島の一帯も浸水したように描かれるが、朝日新聞9月20日付録の大阪市街浸水地之図（服部1991）では、浸水地域ではないようである。大阪市立中央図書館所蔵『明治大正昭和の大阪写真集6』[明治18（1885）年]に「江之子島大阪府庁 明治十八年大洪水」という写真があるが、被害の程は不明である。

また、江之子島を通る市電の路線は、第3期線の一つ、川口町を基点、谷町3丁目を終点とする鞆本町線である。大正2（1913）年2月21日に鞆南通5丁目―信濃橋間、5月6日に江之子島―鞆南通間、信濃橋―谷町3丁目間、7月8日に川口町―江之子島間が開通し、同日に開業した（大阪市電編集委員会編1980）。府庁舎の北側を通る本町通が市電の路線で、庁舎北側に江之子島停車場があったことが、大阪府公文書館蔵「旧大阪府庁建物配置図」（図4）から窺える。

なお、江之子島の東を流れていた百間堀川にそそぐ立売堀川なども1950年代にいずれも埋め立てられ、昭和39（1964）年には百間堀川も埋め立てられた。



図1 「大阪実測図」府庁周辺

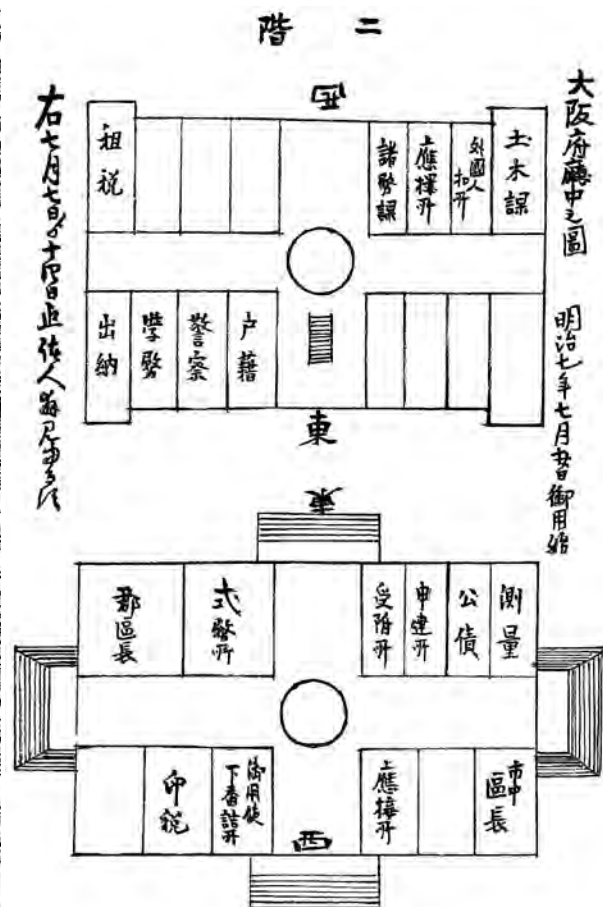


図2 『近世見聞輯』「大阪府庁中之図」

第2節 大阪府庁舎

大阪府呼称に至る経緯

そもそも大阪府と称される以前だが、慶應4（1868）年¹⁾1月22日に大阪鎮台が置かれ、明治維新の新政が始まった。この時の営所は、西本願寺掛所に仮設された。しかし、5日後には大阪裁判所と改称され、2月22日に営所が元の西町奉行所に移された。なお、これらの大阪鎮台や大阪裁判所は、その後の同呼称の施設とは別個のものである。その後、閏4月21日の政体書で、府・藩・県の三治となり、5月2日に大阪府と改められた。府は、重要な地に置かれたもので、明治元（1868）年から翌年には9府あったが、明治2（1869）年7月17日には、東京、京都、大阪の3府以外は県に改められた（村上1965）。

現在の大阪府の範囲における府・県などの変遷

慶應4（1868）年6月22日には堺県が独立、明治2（1869）年1月20日には摂津県・河内県が独立し、同年5月10日には摂津県が豊崎県へ改称された。これらの、堺県庁跡・摂津県改称豊崎県庁跡・河内県庁跡については、昭和45（1970）年2月20日に大阪府の史跡に指定されている。さて、このように、明治2（1869）年6月時点で、現在の大阪府の地域には、大阪府、豊崎県、河内県、堺県があった他、摂津には京都府、兵庫県の支配地や、江戸時代の名残ともいえる複数の藩があった。同年7月14日には、廃藩置県が行われ、諸藩の県呼称変更があり、8月2日には、豊崎県が兵庫県に併合、河内県が廃止され堺県の支配となった。その後、明治4（1871）年11月10日には、摂津における従来の県が廃止され、大阪府は住吉・東成・西成・島上・島下・豊崎・能勢の7郡全域を管轄し、同時に、旧河内・和泉両国における従来の県も廃止され、堺県が管轄することとなった。さらに、明治9（1876）年4月17日には、奈良県が廃止され、堺県に合併、明治14（1881）年2月7日には、堺県が廃止され、大阪府に合併となり、この段階が大阪府の区域は最大となった。その後、明治20（1887）年11月4日には、奈良県が再置され大阪府から独立し、これにより以後今日までの大阪府の管轄地が定まった（村上1965）。

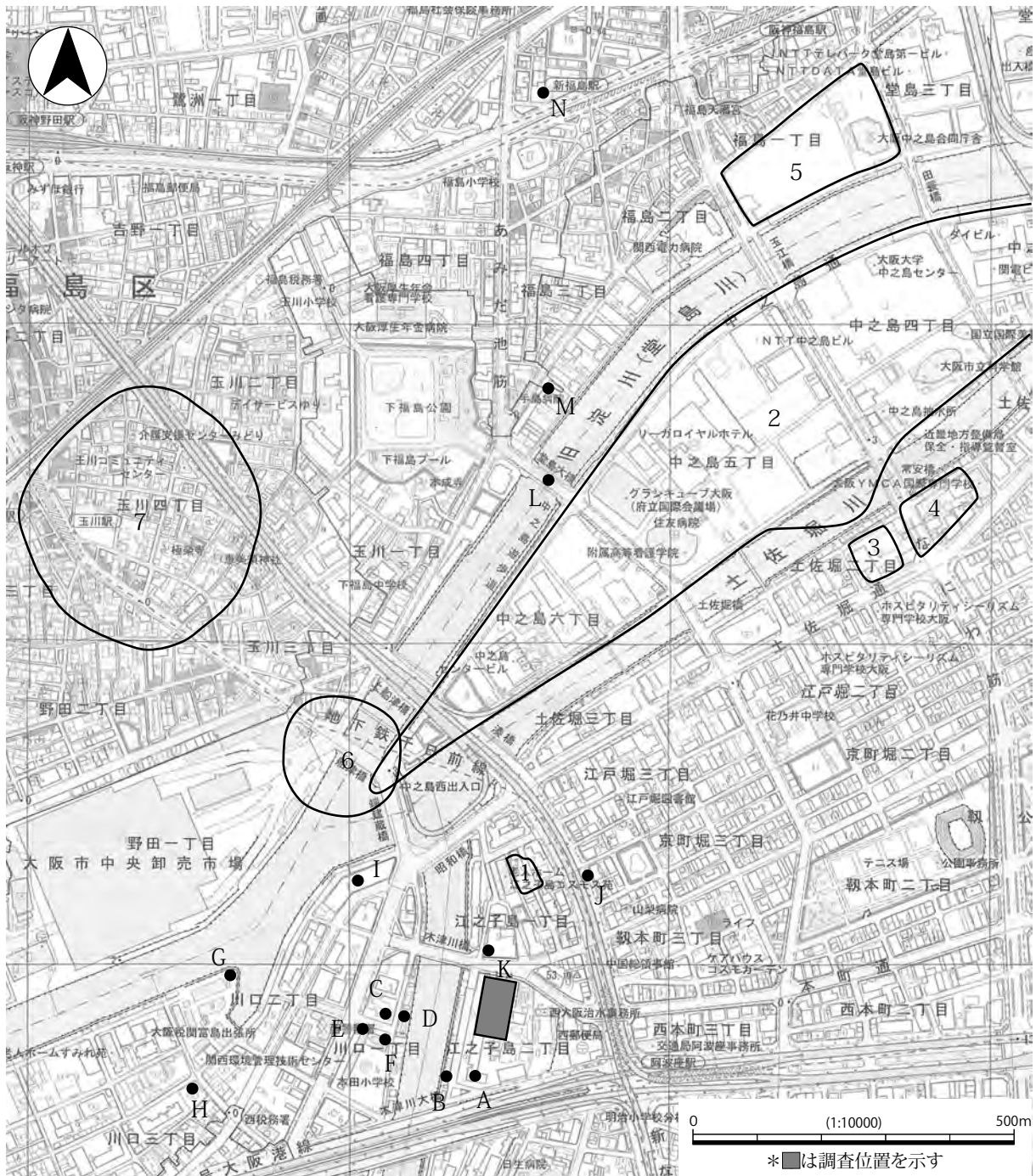
府庁舎の変遷

今回調査対象となった旧大阪府庁舎跡は、2代目の府庁舎である。初代庁舎は、元の西町奉行所に置かれた。西町奉行所跡の発掘調査によれば、建物の建替えは認められず、奉行所の建物をそのまま利用したと推定されている（大阪府教育委員会1986）。ちなみに、この初代大阪府庁舎は、昭和45（1970）年2月20日に大阪府の史跡に指定されている。

新設された建物としては、今回報告する旧大阪府庁舎が初めてのものとなるが、それに先立ち、西町奉行所の跡地が利用されていた。以下で、新設に至る経緯を整理しておく。

元の西町奉行所が府庁舎として使用されたのは、慶應4（1868）年2月22日～明治7（1874）年7月18日である。この間の、慶應4（1868）年6月2日には、修繕のため一時的に元外国官へ移動する〔「当御役場建物、段々及破損候、就而ハ右御修復中、元外国官へ御役所御引移相成候間…」（大阪府史編集室1971 a、61頁）〕。その外国官は、元の東町奉行所にあった（大阪市史編纂所1982 a、3頁）。この他にも、6月4日付「大阪裁判所修復中、元東町奉行所使用之事」との同様な文書もある（大阪市史編纂所1990、71頁）。その後、明治2（1869）年10月23日には、再び西町奉行所へ復している〔此度都合によつて元西番所江移替…（大阪府史編集室1971 a、210頁）〕。

なお、この間の、明治元（1868）年10月には、「本府庁造営及ヒ学校設立并僧徒ヲ以テ説教セシムル儀伺」として府庁舎新築計画が中央政府に出されている²⁾。これは、「官舎ノ設タル固ヨリ壯麗美観ヲ要セストイヘトモ政令ヲ宣布シ風俗ヲ興化スルノ根柢ニシテ都テ民庶ノ注目スル処ナルカ故ニ他ノ邸宅



- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1. 江之子島蔵屋敷跡(近世)その他の遺跡 | D. 川口アパート 昭和5(1930)年前後 |
| 2. 中之島蔵屋敷跡(近世)蔵屋敷跡 | E. 川口居留地跡 慶応4(1868)年 |
| 3. 土佐堀2丁目所在遺跡(近世)其他(蔵屋敷跡) | F. カッフェー・キサラギ跡 明治末 |
| 4. 土佐堀1丁目所在遺跡(近世)其他(蔵屋敷跡) | G. 大阪開港の地 慶応4(1868)年 |
| 5. 福島1丁目所在遺跡 | H. 富島天主堂跡 明治12(1879)年 |
| 6. 船津橋遺跡(弥生・古墳)散布地 | I. 住友倉庫川口支店川口倉庫 昭和4(1929)年 |
| 7. 野田城跡伝承地(中世)城館跡 | J. 雑喉場魚市場跡 (江戸) |
| A. 旧大阪府立産業技術総合研究所
〈大阪府立工業会館〉(旧館) 昭和12(1937)年 | K. 大阪市役所江之子島庁舎跡 明治32(1899)年 |
| B. 木村家住宅主屋(府庁職員官舎) 大正初期 | L. 堂島大橋 昭和2(1927)年 |
| C. 日本聖公会川口基督教会聖堂 大正9(1920)年 | M. メリヤス会館〈大阪輸出莫大小工業組合〉 昭和4(1929)年 |
| | N. ミナミ(株)川崎貯蓄銀行福島出張所 昭和9(1934)年 |

図3 調査地位置図

ト同シカルベカラス・・・其官府東隅ノ僻地ニ有テ尋常一富商ノ家屋ト大小相折ハス・・・新タニ一大官舎ヲ営ミ、風俗ヲ震起シ 皇威ヲ興隆スルノ基ヲ起ササルヘカラス」といった内容だが、太政官からは「書面ノ通質素ヲ旨トシ可有興隆事」との返答で、聞き置くのみだった。事の詳細は不明で、外国官への移転時には、新築への意気込みがあったのかもしれないが、結局ところ庁舎新築には至らず、頓挫し、もとの西町奉行所へ戻ったのだろうか。

明治5（1872）年6月27日、大阪府は再び庁舎新築を上申する。大蔵省宛の渡辺大坂府権知事伺には、地盤工事を厳重に行うため費用がかさむことなどが記され、1万5000円を要求し、同額が支給されれば、今後費用がかさんでも増額要求はしないことなどが記される³⁾。ただし、府庁舎は県庁舎と別格で、明治6（1873）年8月までは建築費が全額官費支弁であったというので（石田1993、71頁）、官費支給を抑えた形となっている。この伺には、絵図が添付されている。「大阪府庁新建絵図」（巻頭図版2）がそれで、設計図や仕様書類が残存しないとされる中で、最も設計図に近いものと考えられる。

この伺には、新築の理由は記されていない。しかし、西町奉行所の「地位一方に僻し且つ世運の趨勢に従ひ事務煩雑に赴き府庁の狭隘を感ずるに至りしかば、茲に新築移転の議起り…」（大阪市史編纂所1982b、1頁）との文書があり、これらが理由なのだろう。

さて、この伺に対し、7月5日に大蔵省から回答があり、その文章には、大阪府が開市場であり、家屋が多いことから、東京府下で火災予防のために行われている煉瓦造の建物を認めること、また裕福な商人が多いから民費を徴収するのはさほど困難ではないだろうとのこと、そして、費用3万8736円余りのうち、官費として1万2912円を出すこと等が記される。

この新築工事の正確な着工時期は、よくわからない。明治5（1872）年冬（大阪市史編纂所1982b、1頁）、1月（『近代建築画譜』昭和11年）とする文書や、工費が支給された8月とする意見（石田1993、71頁）もある。

竣工は、明治7（1874）年7月頃とされる。7月6日の「新府庁ノ縦覧許可」（大阪府達216号）には「今般新府庁落成ニ付、来ル八日ヨリ六日之間、午前第七時ヨリ午後第六時迄諸人縦覧差許候事…」とある（大阪府史編集室1971b、71頁）。ちなみに、『近世見聞輯』卷之七（出版年不明、大阪府立中之島図書館所蔵）の同年7月部分の記載には、大阪府庁舎の部屋割りが記され（図2）、7月7～14日とあるが、日程は誤りだろう。また、7月15日付「新府庁ノ開庁」（大阪府達227号）には、「新府庁相開キ、転移之手続有之候條、十七・八両日休庁、十九日開庁之式ヲ行ヒ、同廿日ヨリ諸事公務取扱候事…」とある（大阪府史編集室1971b、76頁）。また、上述の明治5（1872）年上申書の末には、7月23日付の上申書が追記され、「…十九日転移於同行事務取扱致シ候…」と記されている。

完成後、9月23日付の内務省宛大阪府伺には、物価高騰や実地における変更などにより、当初の予定の官費1万5000円ではできず、1万6632円98銭4厘の支給を要望している。さらに、10月の内務省宛の上申書には、仕上高4万9898円95銭3厘のほか内訳が記される。これらに対し、明治8（1875）年3月31日の内務省伺には、上記の仕上高に加え、内訳にあった不用品払代470円25銭9厘を加えた精算総工費5万369円21銭2厘のうちの3分の1である1万6632円98銭4厘を支給とある⁴⁾。なお、この工費は、明治一桁代の府県庁舎の多くが6000円～1万3000円におさまる中で（石田1993、120頁）、飛びぬけた額である。

設計はウォートルスともキンドルとも言われるが、はっきりとしたことはわかっていない。大正時代の増改築に携わった葛野壯一郎の回顧文（葛野1931）によれば、設計においてキンデルソンに依頼し

たが、報酬が高額なため、図面だけを写し取り、日本人の手でやったこと、棟梁は堂島辺りの人であったことなどが記されている。しかし、キンデルソンという人物は実在しない。葛野は、大正5（1916）6月1日の大阪毎日新聞に記者の取材に答え、「明治7年、時の造幣局技師キンデルという人に作って貰った設計図によって、洋風建築の事など何も知らぬ役人が、何も知らぬ日本の大工を使って無理ヤリに建て上げた」と発言している（内川ほか監修 1986）。

この外国人技師が誰なのかについて、石田潤一郎氏は、木村寿夫氏『初期造幣寮の建築の研究』（1984）を引きつつ、依頼を直接受けたのは造幣寮首長のキンドルで、キンドルはウォートルスに取り次いだとされる（石田 1997、6頁）。また、この大阪府庁舎について、「明治一桁代の本格的洋風建築としては最大級」とし、「立面の骨格、平面構成ともに時代の水準をはるかに超えるまとまりを有するが、オーダーの柱頭など細部装飾では破綻が目立つ」という（同）。そして、この「破綻」の原因を、設計が正式には外国人技師の手によらないためとされる。しかし、藤森照信氏は、ウォートルスについて、その建築のスタイルが一世代前のジョージアン様式といった遅れが見られ、スタイルそのものの理解力に欠陥があったようで全体の構成が悪く、細部の意匠も正確ではない、とされる（藤森 1993、84頁）。とはいうものの、石田氏は、造幣寮鑄造場について、ウォートルスが様式に無知だったのではなく、日本側の施工技術に欠陥があった可能性を示唆されており（石田 1997、6頁）、府庁の詳細な設計図がないこともあり、この実際は不明と言える。なお、「大阪府庁新建絵図」の柱頭飾りは、函館県博物館 [明治16（1883）年]、宝山寺獅子閣 [明治15（1882）年]（藤森 1993、146頁）のような日本人の手によるものと似るが、古写真ではそれらとは異なるようにも見える。

建物の規模については、①（おそらく建坪）350坪（「大阪毎日新聞」1916年、内川ほか監修 1986）、②建坪416.3坪、延830坪（『近代建築画譜』1936年、石田 1993、71・129頁）、③総地坪2319坪6合3勺、建坪624坪1合1勺（『西区史』1943年）、④建坪624坪1合1勺（『大阪府史料』、石田 1993、129頁）、⑤建坪延べ約2000㎡、敷地約7600㎡（読売新聞大阪本社社会部 1987）と、様々である。石田氏は、「大阪府新建絵図」からの概算値との照合から②とされ、①については信じがたいとし、④については1階面積に2階面積の5割分を加えた数と推定されている。ただし、④を採用される研究者もおられる（橋爪 2010、75頁）。⑤も③や④の数値を採用したのだろう。

これ以外の、細かい数値については、設計図類が未発見である以上、詳細は不明なのだが、一部についての記述がある。その正確さは不明だが、大阪府公文書館所蔵『大阪府歴史料』には、根石の高さ9尺、煉瓦石の高さ48尺、物見の高さ100尺とある。このほかに、基礎の「石灰コンクリート」の厚さが3尺（葛野 1931）との記載もある。さらに、石田氏は、「大阪府新建絵図」から、正面全幅約200尺、側面約80尺程度で、両翼が前後に3尺ずつ突出するとされている（石田 1993、71頁）。

なお、内部の仕様だが、中央ドームは吹き抜けのようで、「吹き抜けのらせん階段を一気にドームのどこまで駆け上った」（読売新聞大阪本社社会部 1985）との逸話もある。この「らせん階段」は、「大阪府庁新建絵図」（巻頭図版2）2階の中央ドーム横右下（南西）に描かれているものことだろう。『近世見聞輯』には、「大阪府庁中之図」があり、大まかながら部屋割りがわかる（図2）。これについて、石田氏は、主要な執務室は2階に集められ、1階は応接機能が主であるとされている（石田 1993、75頁）。知事室の位置は不明だが、2階にあったのだろうか。

また、材料については、葛野（1931）に若干の記載がある。それには、まず増築前の旧府庁舎が煉瓦造であることが記される。この煉瓦は、焼成良好で堺付近で製造されたものとの推定がなされている。

なお、石造2階建（西区史刊行委員会 1943、430頁）とするものもあるが、壁面の仕上げが石張りのようである（石田 1993、71頁）。また、基礎は、国産セメント本格化以前のため「石灰モルタル」「石灰コンクリート」で入念に積まれ、この上に「御影の切石」を並べ、さらにその上に煉瓦が積まれていたこと、間仕切りは、木製のものはほとんどなく、壁体はすべて煉瓦積で、床は檜であったことも記される。

なお、完成当時、この府庁舎は「政府」や「江之子島政府」と呼び習わされていたという。壮麗な外観をもって、そのように呼んだのだろうが、石田氏によれば、全体の寸法、階段の位置、間仕切壁の配置などに「和臭」がなく、正統な洋風建築で、このような西洋性は、明治10年代の擬洋風建築においても希薄とされる（石田 1993、75頁）。そのような外観は、明治初期の錦絵の対象にもなり、大阪府立中之島図書館所蔵「浪花名所」（小信画）の「政府より新橋之風景」には、木津川に面する府庁舎と新大橋が描かれる。

さらに立地については、建物の正面が西向きであり、大阪湾に面した玄関口として位置づけたと考えられている。市内に尻をむけてケシカランと言われた（加藤 1979）ものの、当時の権知事渡邊昇が、広漠たる大阪湾をながめ、将来市は必ず西に向って発展し、天保山を玄関とするにぎやかな大大阪が出現するであろう、この地こそ中心となるだろうと予想し、庁舎の敷地を定め、西向きに建築されたという（西区史刊行委員会 1943、429頁、大阪府 1968）。大阪―神戸間に鉄道が開通したのが明治7（1874）年5月11日であり、府庁舎建設計画時には、当然ながら鉄道の便よりも水路や海路が重要視されたのだろうし、鉄道開通がすなわち水上輸送を駆逐することではなかった（三木 2009）。

江之子島から木津川を挟んだ西の川口には、この府庁舎よりも早く、明治元（1868）年に外国人居留地（図3-E）が置かれた。しかし、川口の港は水深が浅く、大型船舶の入港が困難なことなどから、外国商人は次第に神戸居留地へ移転した。川口居留地は明治32（1899）年に撤廃される。その後居留地跡の主役はキリスト教各派の布教者となり、大正9（1920）年に日本聖公会が、ウィリアム・ウィルソン設計、赤煉瓦造の川口基督教会（図3-C）を竣工した。なお、煉瓦には大阪窯業の刻印が見られるものがある（大阪歴史博物館 2006、34頁）。また、明治末年には大阪初のカフェであるカフエー・キサラギ（図3-F）が川口教会南西にあった。これは、現在大阪市顕彰史跡第175号とされ、本田小学校北東に設置されている看板には、キサラギの川向に大阪府庁も描かれている鶴丸梅太郎の絵がある。

明治22（1889）年には大阪市が誕生するが、当時は特例で府知事が市長職務を代行していたという。その後明治32（1899）年12月には、府庁舎の北西に市役所庁舎が建設され、明治45（1912）年の堂島移転まで存在した。今回の調査地北西には、それに係わる小さな碑が見られる（図3-K）。

明治26（1893）年10月には府庁構内に議事堂が完成した。これ以前には、西区西道頓堀の旧金沢藩邸内にあったが、前年に焼失し、庁舎構内の警察部敷地から割き、煉瓦造2階建ての建物として完成したという（井上 1923）。竣工後の11月27日の議事堂西門前で撮影された議員集合写真⁵⁾によると、煉瓦造建物で、壁は漆喰で塗られてはいない。石の時代から煉瓦の時代（酒井 2006 b）への過渡期に当たるのだろうか。「旧大阪府庁舎建物配置図」（図4）には、敷地内の南西隅に見られる。

そして、大正3・4（1914・1915）年度に大改造が行われ、大正5（1916）年5月に庁舎南北翼の増築工事が竣工した。

この増改築工事の詳細も、仕様書類が未発見のため不明である。ただし、竣工後の大阪毎日新聞〔大正5（1916）年6月1日、内川ほか監修 1986、164頁〕には、葛野の「継ぎ普請工事」の苦心談が掲載されている。そこには、石田氏がいう、細部の破綻についての増築時の処理についての記述もあ

る。また、工事は大正3（1914）年春から始まり、工費30万円、「南館」・「北館」それぞれの建て坪250坪で、地下室とも3階、とある。

さらに、葛野（1931）には、増築部が木造であることをはじめ、改築の概要を「正面玄関や中央塔屋は大体に於て元形を保存して居る。内部は凡べて改造して了つたが只中央ホールだけが略々昔のまま有る」と記している。

内部の部屋割りは、まず、2階に知事室があったらしく（加藤1979、99頁）、これは「旧大阪府庁建物配置図」の記載と一致する。また、一般町民は、正面玄関は恐れ多いとあって、東の裏口から入り、地下に「人民控所」があった（加藤1979、99頁）ようで、これは「旧大阪府庁建物配置図」（図4）東玄関南側の「来庁者控室」が相当するのだろう。

なお、これに先立つ大正4（1915）年6月には、府庁の東側に接続して警察部の庁舎が落成したとの記事が2日の大阪毎日新聞に掲載されている（内川ほか監修1986、163頁）。この記事には、工事が前年夏から始まり、地上2階、地下1階で、総建坪258坪とある。また、大正3（1914）年4月28日に、警察部庁舎改築のため府会議事堂を仮庁舎とし、翌年6月9日に、改築なり仮庁舎より移転との記録もある（大阪府警察史編集委員会1972、年表4頁）。これらのいう警察部庁舎は、「旧大阪府庁建物配置図」で庁舎南翼の南東建物が相当すると考えられる。また、大正3（1914）年には、巡査教習所が敷地内に竣工したとされる（同）。これに該当する建物は、「旧大阪府庁建物配置図」にそれと記されていないが、南翼東の百間堀川沿いの倉庫が相当すると考えられる。これは、戦後にこの倉庫が、元2階建ての警察学校として伝承されていた⁶⁾ことからの推定である。なお、教習所は大正9（1920）年5月15日に西区市岡町に移転するので（同7頁）、移転後に倉庫として使用されたのかもしれない。

ちなみに、府庁の建物は芸術家の関心をも引くようで、大正8（1919）年の織田一磨「大阪風景」（大阪市立近代美術館建設準備室所蔵）の「京町堀川」には、府庁舎の中央ドームの遠景が町並みに溶け込むかのように描かれている（大阪歴史博物館2010、23頁）。

府庁以後

江之子島の庁舎は、次第に事務量が増加し手狭になってきたため、新たな庁舎が必要となった。

『大正10年通常府会決議録』によれば、大阪府庁舎が大手前へ移転新築に要する費用を386万2000余円と定め、大正11年度から13年度の3ヶ年度の継続費として施行することとし、大正10（1921）年12月の通常府会に提案された（大阪府公文書館2002）。府会における審議の結果、その必要が認められ、大正11年度から14年度の4ヶ年度との修正のうえ、可決された。設計は、大正11（1922）年に懸賞設計として募集され、応募作品80余点の中から、平林金吾の案が当選した。賞金は8000円だった。大正12（1923）年5月に大手前で新庁舎建築に着手し、12日に地鎮祭を行い、大正14（1925）年9月5日に定礎式が行われ、翌年10月に新庁舎が竣工し、11月7日に落成式が行われた（田村1976）。これにより、江之子島の府庁舎としての利用は終わった。

当初、新庁舎へ移転後に、旧府庁とその敷地は、売却する予定であった。これに対し、西区会と西区公同委員が中心となり、大阪商工会議所、大阪実業協会、大阪実業組合連合会等の団体が、旧府庁舎民間払い下げ反対運動を起こし、存置の陳情を行ったという（西区史刊行委員会1943、430頁）。以後の経緯の詳細は不明だが、結局のところ、府税そのほか自然増収による剰余金を、新府庁舎建築費の不足分に充当することができたので、売却は実施されなかったという⁷⁾。

なお、大正末から昭和初期には、明治初期に建てられた洋風建築が急速に建て替えられる事態が発生

していた（酒井 2006 a）。このような中で、本間乙彦は、明治初期の建築が「其の史的価値を殆ど認めてみないので無惨にも破壊去らるる」が、「旧府庁舎及造幣局庁舎の一部が保存せられることになったのは不幸中の幸である」としている（本間 1928、51 頁）。また、昭和 4（1929）年には、小出楢重が「西洋館漫步」と題し、「私はいつも、茂左衛門橋から、あるいは豊国橋の上からこの府庁の円屋根を眺める事を重大な楽しみの一つとしている。…円屋根といえば私は先に述べた処の旧府庁舎の円屋根を愛する。」といった文を寄せている（小出 1929、28 - 31 頁）。

その後、旧庁舎の利用方法について、府内各部課から構造を募った結果、内務部工務課から提案された府下中小工業の技術指導奨励を目的とする「工業奨励館」設置の案が府会で可決された（大阪府立工業奨励館 1960）。そして、昭和 4（1929）年 3 月 18 日大阪府訓令第 5 号をもって、4 月 1 日に旧府庁舎跡に大阪府工業奨励館が開館された。当初、工産品検定部、発明奨励部、工業試験部、庶務部の 4 部がおかれた。その後、昭和 7（1932）年に工芸産業奨励部、昭和 10（1935）年に機械器具改良指導部、昭和 11（1936）年に金属材料研究指導奨励部、昭和 12（1937）年に電気用品改良指導部が設置された。

現在も残る大阪府立工業会館（写真 4、図 3 - A）は、昭和 11（1936）年に建設の議案が府会を通り、建設予算 40 万円が議決され、昭和 13（1938）年に竣工し、3 月に竣工式が行われた。この工事により、旧府会議事堂が取り壊された。

なお、昭和 12（1937）年には、府会において本館拡張工事予算 400 万円が承認され、建築設計に着手した。この工事のため、当時本館と呼ばれた旧府庁舎を取り壊さなければならない事態となり、ブロンズ模型が作成されることとなった。これが現在、府庁舎本館 1 階に展示されているものである。なお、府会においても取り壊しについて反対意見があったようである。しかし、営繕課による調査の結果、白蟻による被害をはじめ、地盤、特に基礎煉瓦の受ける荷重応力に狂いが生じているとのことで、長期の保存に耐え得ないものとされたという（大阪府立工業奨励館 1960、104 頁）。ただし、翌年には建築資材入手困難のため、無期延期となった（同 110 頁）。このように、府庁舎としての使用以降、売却や取り壊しを逃れてきたものの、1945（昭和 20）年の大阪大空襲により旧館を残し旧庁舎の建物が全館焼失した。3 月 13 - 14 日大空襲の目標の照準点の一つが西区阿波座とされており（小山 1997、41 頁）、これにより焼失したのだろう。

註

- 1) 1868 年は、9 月 8 日に明治に改元されたので、これ以降を明治元年、これより前を慶應 4 年と記した。
- 2) 『公文録』明治元年、第 50 巻、戊辰～己巳、大阪府伺。国立公文書館デジタルアーカイブにて閲覧した。なお、この伺では、大阪ではなく、大坂との表記である。
- 3) 『太政類典』第 2 編、明治 4 年～明治 10 年、第 102 巻、地方 8、地方官庁制置 1、「大阪府庁新築」。国立公文書館デジタルアーカイブにて閲覧した。
- 4) 注 2 と同じ、「大阪府庁建築費増給」。国立公文書館デジタルアーカイブにて閲覧した。
- 5) 祖父の松下廣三郎氏が府議会議員であった松下喜代子氏に見せていただいた。なお、松下廣三郎氏は、明治 26（1893）年 2 月 26 日の選挙で 733 票を獲得し当選、明治 30（1897）年 5 月までの 4 年 4 ヶ月間在任された（大阪府内務部 1900）。
- 6) 戦後、現在の大阪府立産業技術総合研究所に勤められていた花川光氏のご教示による。
- 7) 大阪府公文書総合センター展示コーナー、平成 23 年 7 月 11 日～10 月 31 日の「大正時代の大阪～まちとにぎわい～」の展示パネルによる。

第3章 調査の方法と成果

第1節 調査の方法

第1項 既往の成果

第1章で記したように、今回の調査地内では平成18(2006)年度に大阪府教育委員会(以下、府教委と略)の試掘調査が行われた(府教委2007a)。この調査では、旧庁舎「中央棟」南側や「南翼」の一部に、計5箇所のトレンチが設定され、煉瓦基礎が確認された。そして、大正5(1916)年増築の南側建物(今回の調査の「南翼」)の東西幅が外側で44.7mであり、内法で24間(43.6m)の設計と推定された。また、建物外周壁の地点による厚みの差異や、地階の存在、近世遺構等も確認された。

この調査で出土した煉瓦には、刻印を有するものがあつた。それらは、「阪府 授産所」銘を初め、大阪窯業、堺煉瓦、岸和田煉瓦などの社印を有するものや、三石煉瓦株式会社製と考えられる耐火煉瓦等である。このうち、大正時代増築庁舎の煉瓦基礎中で確認された「阪府 授産所」銘煉瓦は、明治時代初期に生産された煉瓦と推定された。さらに、『明治大正 大阪市史』等の文献から、明治5(1872)年1月改称、翌年8月廃止の、清水谷にあつた「授産所」と、明治5(1872)年8月に難波新地に設置され、翌年8月廃止の「出張授産所」のうち、後者の「出張授産所」で生産されたとの推定がなされている(府教委2007b)。なお、府庁舎に伴うかが不明とされる「瓦師 住田真十郎」刻印瓦だが、住田真十郎の名は、『坂府商業組合條例』「乙48号 瓦職商業」に「瓦職組合惣代 南大組第四区瓦屋町壱番丁 住田真十郎」として名前が見られる(大阪市史編纂所1999,68頁)。同文書は、明治7(1874)年5月17日付であることから、この瓦が府庁舎に伴う可能性もありうる。

これらの成果について、「明治時代のレンガ基礎や大正時代の地下室などが検出された。基礎部分ではあるが、数少ない近代建築の調査として重要である」(玉井2007)との総括がなされている。

第2項 調査の方法

調査を進めるに当たっては、当センターが平成22年12月に定めた『遺跡調査基本マニュアル』に拠り行った。

調査は、まず重機により、旧府庁舎建物を囲うように打設した鋼矢板内側の、旧産業技術総合研究所解体に伴う碎石層を除去した。さらに、旧府庁舎崩壊時に形成されたと推定できる、遊離した煉瓦を極めて多く含む層を掘削し、大正時代増築部であれば、建物内側の床面や煉瓦等により構築された間仕切り壁の残存頂部や建物外側の基礎を、明治時代築造部であれば、切石等による基礎を、それぞれ検出した。その後、人力による作業に移行した。大正時代増築部の煉瓦壁外面にはタールが、内面には漆喰が、それぞれ塗布されていた。外面については、そのタールを除去し、煉瓦面の検出を行った。内面については、漆喰により作り出された一部を除き、残存状況を把握した上でそれを除去し、煉瓦面の検出を行った。また、床面清掃も併せて行った。明治時代新築部でも、切石上面に付着した漆喰の除去を行った。これらの作業には、高圧洗浄機を使用し作業の効率化を図った。清掃終了後、北翼、南翼、中央棟の順で三次元測量を行った。また、ラジコンヘリによる測量も併用した。

遺構平面図は、基本的にこれらの測量によるもので、これ以外に、必要と判断したものについて別途平面図、断面図、立面図を作成した。報告書に掲載した遺構図は、これらをもとに報告に必要なものを編集し、作成したものである。

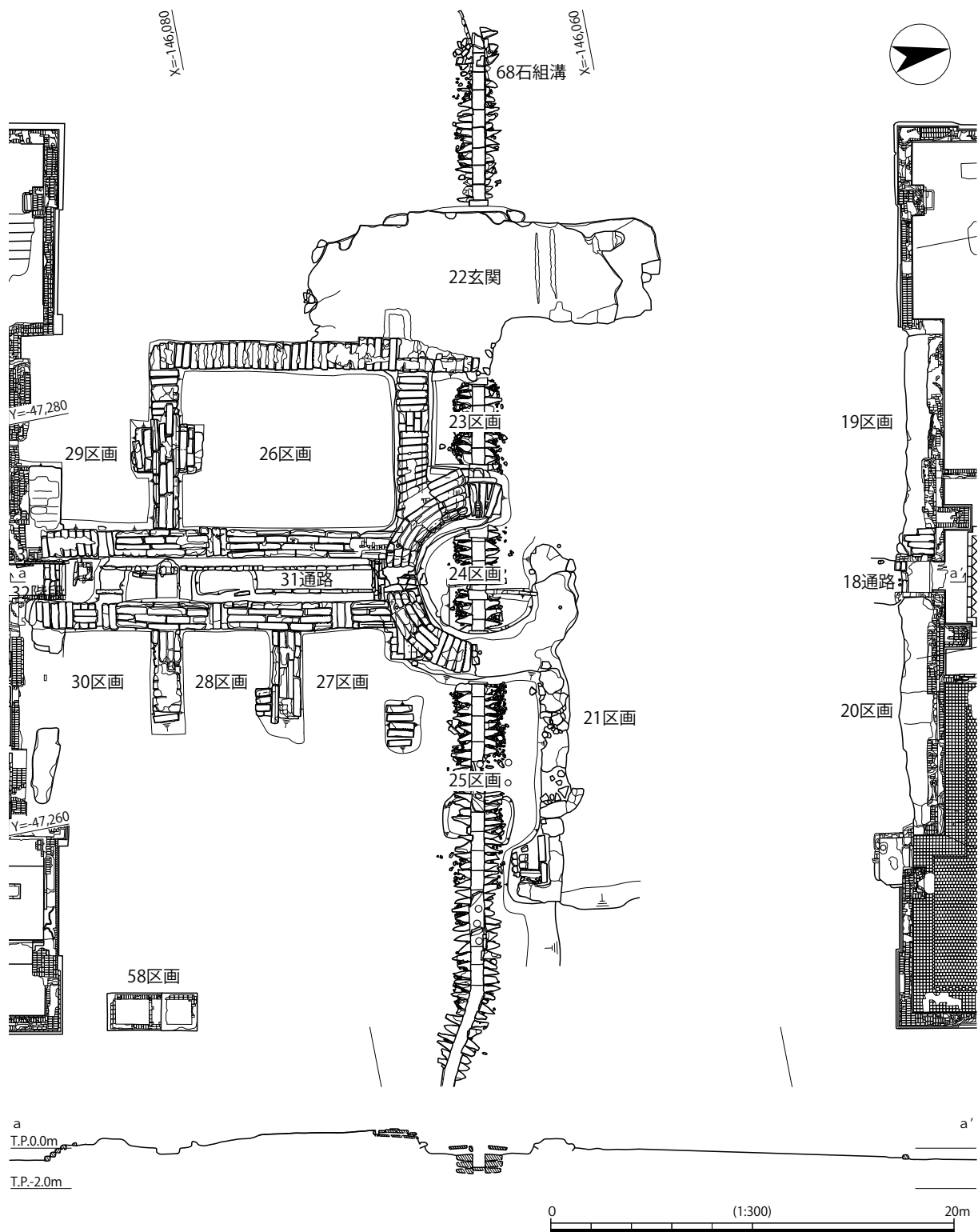


图5 中央棟平・断面图

整理作業は、基礎作業として出土品の分類や破片数の把握、注記、土管等の復原、金属製品の錆落とし等を実施した。その後、必要と判断した出土品は順次実測を行い、煉瓦、瓦、タイル等は拓本を採取し、報告書用挿図を作成した。

旧大阪府庁舎に関する資料（史料・写真等）は、国立国会図書館、国立公文書館、大阪府公文書館、大阪府立中之島図書館、大阪市立中央図書館の所蔵資料を活用した。

調査では、多量の煉瓦が出土した。これらを全て保管することは不可能なため、現地で選択を行い、計測や拓本の採取等を行った。

第2節 遺構

調査では、明治時代新築の「中央棟」と、大正時代増築の「北翼」・「南翼」、および南翼北西の独立した小規模な施設を確認した。なお、当時の人が、「中央棟」・「北翼」・「南翼」と呼んだのかは不明である。ただし、大正時代の増改築時の新聞記事には、それぞれ、「北館」・「中央（旧館）」・「南館」との記述があり（内川ほか監修 1986、164 頁）、当該時期にはそのように呼ばれていたのかもしれない。

第1項 明治時代以来の庁舎～「中央棟」

今回の調査で検出できた明治時代以来の庁舎は、「中央棟」である。明治時代にも小振りな北翼と南翼があったが、大正時代増築棟の地階施工により破壊されたと考えられ、痕跡も含め確認できなかった。なお、「中央棟」は、大正時代の北・南翼増築に際し、改築が施されている。以下では、改築と推定したのもも含め、「中央棟」について記述する（図5）。

概要

中央棟は、北側半分弱や東側が戦後の建物による破損を受けるが、中央の円形部を初め、基礎や壁に囲まれた9つ程の区画、東西中軸線部の石組の暗渠等を確認した。区画は、部屋（執務室等）相当と考えられるが、床面は確認できなかった。砂層上に直接床を張るとは考えにくく、東や何らかの基礎で床を支える構造であったと考えられる。床面のレベルは、「大阪府庁新建絵図」（巻頭図版2）における出入口表現と、今回確認した切石の段差が一致することや、31 通路の検出面が床面と考えられること、両者のレベルがほぼ一致することから、切石基礎の下段上端が基本であったと考えられる。

また、石組の暗渠（68 石組溝）は、建物に先立つ施工と考えられ、今回確認の府庁舎に係わる遺構の中では、最古のものであると考える。

建物の規模は、南北両翼を除き、壁の芯々間で、東西 12 間（72 尺、約 21.8 m）、南北 24 間（144 尺、約 43.6 m）と考えられる。これは、「大阪府庁新建絵図」（巻頭図版2）からの推定値（東西 71 尺、南北 135 尺）と近く、同図の平面形が実際の施工形状に近いことが推測できる。

【基礎の構造】

確認できた建物の基礎構造は、炭や焼き物の破片が混じるセメント様の厚さ 70～90 cm の布基礎を、地盤である砂層上に打ち、その上の2段の花崗岩の切石（縦・横約 30 cm、長さ 1.2～1.6 m）を並べるものである。なお、「石灰コンクリート」の厚さが3尺、「御影の尺角程の切石」との記述（葛野 1931）があり、これと確認できた遺構とは、概ね一致する。なお、このセメント様の布基礎以下に、松杭などが打設されていた杭打ち地業（基礎工事）^{じぎょう}の痕跡は見出せなかった。

○「石灰コンクリート」セメント様の基礎は、厚さ 15～20 cm 前後を1単位とし、3～5単位で打設され、それぞれの層界には炭層や礫層が見られた。例えば、25 区画西端基礎（図9）は、1単位厚さ

約 20 cm の 3 単位で、1・2 層間には、礫が見られる。また、29 区画南東端（図 13、c-c' ライン）は、1 単位厚さ 15～20 cm の 4 単位で、2・3 層間には、炭の薄層が見られる。この他、24 区画北西側（写真図版 16-3）は、1 単位約 24 cm の 3 単位で、上・中層間には、24 区画北東側基礎中（写真図版 16-4）と同様な礫が見られ、全体で約 70 cm である。26 区画西辺（写真図版 17-3）は、各単位の厚さにややばらつきが見られるが、1 単位厚さ 10 cm 前後や 20 cm 前後の 5 単位で、全体で 70～80 cm である。27・28 区画間基礎（写真図版 18-4）は、3 単位でそれぞれ約 13・19・35 cm の厚さを有し、全体で約 70 cm である。

この基礎の材料をセメント様としたが、当時は国産セメント生産本格化以前で、正確にはセメントではない。大正時代の増改築に携わった葛野壯一郎の回顧文（葛野 1931）には、「石灰コンクリート」や「石灰モルタル」と表現されるが、その詳細な成分は不明である。ただし、「石灰モルタル」は、「消石灰と砂を水で練り合わせたもの」とされる（千種ほか 2011、32 頁）。本例は、炭や焼き物の破片が目立ち、これを混和材して、漆喰や石灰に混ぜたもののようにも思える。調査時でもそれなりの強度は維持しており、建築当初でも、期待された強度は維持していたのではないだろうか。なお、明治元（1868）年着工、翌年竣工の神奈川県観音崎灯台の煉瓦目地モルタルや、慶応 3（1867）年着工、明治 4（1871）年竣工の横須賀製鉄所では、石灰と火山灰を混合したものとされる（土木学会 2009、25-27 頁）。

○切石 切石の並べ方は、辺を揃えることはなく、やや乱雑な印象を持つ（例えば、写真図版 17-1）。これは、切石間のモルタル等の残存から、後世の改変ではなく、当初からの施工と判断できる。このため、下段の切石が上段の切石より、大きく内側に入り込む箇所が見られた（写真図版 18-4）。

この段差解消のために、切石表面には、瓦や石を埋め込んだ漆喰が塗布されていた（写真図版 17-4、18-5・7、20-1）。この漆喰塗布は、数単位に分け厚みを増しており（写真図版 17-6）、漆喰表面に擦痕を施し瓦や石を貼り、さらに漆喰を塗る工程を繰り返している（写真図版 20-1・6）。

漆喰表面の擦痕には、家形埴輪の屋根表現のような網代文様（写真図版 20-2）、放射状（写真図版 17-5）が見られ、機能性以外の職人の遊び心も表現されているように思える。漆喰表面に擦痕が見られることから、確認できた形状が仕上がり形状ではなく、これより手前側に機能時の壁面があったと推定できる。切石を覆い隠す程度まで漆喰を塗り、床との取合い部（接合部）を収める意図もあったのかもしれない。なお、漆喰の塗布は、2 段の切石の下段のみではなく、上下段連続しており、床面上に上段の切石が露出し、幅木として機能したということはなさそうである。

漆喰中の石材は、切石を現地で再加工した際の石屑が使用されたのだろう。一方、瓦は、多くが棧瓦で、一部に刻印があった（198～201、後掲出土品番号：以下同）。第 3 節第 5 項で詳述するが、古瓦を使用したのではなく、比較的府庁舎建設と近い時期の瓦を使用したようである。近接範囲で、数点の瓦片が接合できたが、完形までは復原できなかったため、欠損品を使用した可能性がある。府庁舎の屋根が瓦葺きだったのかは、資料を欠き不明だが、古写真等からはそのようにも見える。この推定が妥当であれば、その破損品を使用したとも考えられるものの、瓦葺き工程は、建設過程の終盤であるのに対し、基礎工事はその初期である。このことから、府庁舎の屋根材ではないにせよ、工事段階に生産されていた瓦を適宜使用したのだろう。

切石は、石材①（巻頭図版 8：以下同）の花崗閃緑岩、石材④・⑤の玢岩、石材②・③・⑥～⑩の黒雲母花崗岩で、黒雲母花崗岩がほとんどと思われる。花崗閃緑岩は北木島産、黒雲母花崗岩は石材②を除き、御影付近産と推定され、石材②の産地は不明である。

切石には、切り出し時の矢穴が多数見られた（写真図版 25 - 4・5・6、26 - 8）。矢穴は、その形態・法量により A～D の 4 タイプが型式設定されている（森岡・坂田 2005）。今回の確認例は、多くが C タイプである。同タイプは、近世中頃以降、現代まで見られ、矢穴口長辺が 6 cm 未満、同短辺が 4～6 cm、矢穴口から矢穴底までの深さが 6 cm 未満とされる。今回の調査で、矢穴が確認できた切石は、22 点（図 11・13、石材 1～22）で、計測値は表 1 に記し、一部は拓本を採取した（図 14）。確認できた以外の切石にも存在したと思われるが、切石間の漆喰や切石の露出面の都合により、確認し得たものはこの程度に留まる。

また、切石表面では墨書きや朱書きの文字や記号も確認できた（巻頭図版 7 - 4～10、図 11・13）。基礎施工時の漆喰の付着や、空襲による火災の際と思われる被熱により、判読できたものは極めて少ないが、59 点の切石で墨書き、朱書きやその痕跡を確認した。内訳は、墨書き 6 点、朱書き 46 点、墨書きと朱書きの併用 7 点である。側面に見られるものもあり、全てが検出時の上面に記されるのではない。なお、朱書きが墨書きに比べ多いが、認識のしやすさもその理由の可能性はある。

両者の使い分けは、文字の判読が不十分なため明らかではない。しかし、墨書きの一部には、墨打ち関連と推定できるものもある（巻頭図版 7 - 9）。また、墨・朱書き併用例には、墨書き外側に朱書きを記す例（同 10）、墨書きに続くように朱書きが記される例（同 4）があり、墨書きが先行するものがあったと推測できる。なお、墨・朱書き併用例で、両者が同一石材の別面に記される例は、確認できなかった。このため、墨・朱書きの両者を連続して記す必要があったものが含まれるのだろう。

判読し得た文字は、まず墨書きで、朱書きと併用し記される一例の「三丁」と考えられるものがある（同 4）。朱書きでは、推定「五〇」（同 5）、「六」（同 6）、「十二」（同 7）等、数字が多い。しかし、その他の数字の朱書きはない。この内、推定「五〇」の朱書きは、7 例が確認でき、個別の石ではなく工程等に係わると推測される。少なくとも、墨書きや朱書きが書かれたのは、当地での施工時と推定でき、両者とも単一の意味合いを有するものではないだろう。

【上部構造】

「中央棟」では、基礎以上の壁体がほとんど確認できなかった。このため、上部構造については不明だが、以下ではそれを推定する材料について記しておく。

僅かだが、24 区画周辺の切石（南西側：23・24 区画間、南側：26 区画・31 通路間）（図 11）で、建物の壁を構成していた煉瓦 1 段分が確認できた。また、この煉瓦が残る周辺では、切石上の漆喰に転写された煉瓦の痕跡も検出できた。しかし、煉瓦の積み方までは、窺い知れない。

ただし、切石上面で壁の仕上がりを示すと考えられる墨打ちが確認できた。これは、墨打ちによる墨線の内側に、煉瓦やその痕跡のみならず、目地材と考えられる漆喰が主に残っていることからの推定である。墨打ち同士の間隔は、97～98 cm であり、壁厚は 3 尺 2 寸程と推定でき（写真図版 14 - 1、図 11）、煉瓦 4 枚積みの可能性が考えられる。

上記の切石上の煉瓦は、ほとんどが刻印のないものであった（116・117 等）。この中で、23・24 区画間切石上煉瓦には、「小口」に小方形の刻印を持つもの（84）があり、26 区画・31 通路間切石上に残る煉瓦には、「HANFU JUSANSIO」銘（29・32）が見られた。詳細は、第 3 節第 1 項で記すが、この煉瓦は明治時代新築時の使用と考えられる。ただし、基礎の切石間や切石表面に塗られた漆喰が、茶色っぽい色調（2.5Y8/3～7/4 淡黄～浅黄）なのに対し、煉瓦目地使用材は、これよりも明瞭に白色を呈する。これから、大きな時期差があり、後者が大正時代増改築時の施工とも考えられる。しかしながら、改築

が構造体にまで大きく及ぶとは考えにくく、明治時代新築時の工程による使用材料の違いと考えておく。

68 石組溝 (図 6、写真図版 22・23)

ドーム直下を通る東西方向の中軸線で確認できた、基礎工事に先立ち設置された石組の暗渠である。側面に控えの長い間知石^{けんちいし}を3段積み、板状の底石を最下段の間知石中位から上位のレベルに設置し、上面を蓋石で覆う。また、間知石の控え側の間には、円形を基本とする裏込め石等を多数配置する。蓋石を除去した段階で、溝底には30 cm程の泥が堆積していたが、人工品の出土はなかった。定期的な溝さらえが行われていた可能性がある。また、24 区画中心部の68 石組溝直上には、煉瓦が集積していた(写真図版 16-1・2)。破片も含め334 点の煉瓦が出土し、無刻印(103・105・118・119・121)の他、「阪府 授産所」銘(21)、不明刻印(88)がある。この他に、手違い鏝(326)、ボルト(327～330)、配管継手(357)、溶けた銅製品(385)、陶磁器、ノップ碍子等が出土した。

これが基幹の排水溝で、建物内に設置された土管は、この暗渠へ排水していたようである。接続が確認できた土管は、60・61・62・73・74・75 土管で、63・64 土管が73 土管に、65・66 土管が74 土管に取り付いていたと考えられる。これらの土管については、後述する。

68 石組溝の東延長には、埋め立てられた百間堀川が、西延長には木津川があるので、暗渠はそこまで伸び最終的に排水したと考えられる。これは、底面のレベルが、中央の24 区画から東西両方向へ傾斜することからも裏付けられる。また、68 石組溝は、調査区の東端と西端でそれぞれ南東と南西に屈曲する。これは、暗渠が取り付く河川からの水の逆流防止を意図したと考えられる。また、西延長の木津川には、正面玄関西延長に船着場があることが古写真からわかり、それを避ける意図もあったのかもしれない。

○石材 68 石組溝を構成するのは、上記の通り、蓋石、間知石、底石の3種である。蓋石は、長辺90～99 cm(平均94.3 cm)、短辺46～54 cm(平均49.8 cm)、厚さ14～21 cm(平均16.3 cm)で、石材①の花崗閃緑岩が多数と思われるが、十分に石材確認を行っていないため、不確定である。使用石材とサイズが異なるのは、後述する67 土管が接続する石材とその西側の石材で、前者は同様なサイズ(長辺96 cm、短辺48 cm、厚さ15 cm)だが、後者は長辺82 cm、短辺32 cm、厚さ14 cmと小さめである。いずれも、他の蓋石が比較的白っぽいのに対し、やや黄色味を帯びる石材だった。鑑定を行わなかったため石材の詳細は不明だが、石材⑨に類似し、黒雲母花崗岩の可能性はある。

間知石は、面の長辺18～78 cm(平均39 cm)、短辺14～50 cm(平均30.9 cm)、長さ(控え)20 cm～1 m(平均67.8 cm)である。蓋石除去段階に確認できた上段の石材は、石材③・⑥・⑧～⑩の御影付近産と推定される黒雲母花崗岩が6割程度、玢岩が2割程、石材①の北木島産と推定される花崗閃緑岩が1.5割程、石材②・⑪の産地不明の黒雲母花崗岩が0.5割程と考えられる。底石は、長辺85 cm～1 m(平均93.3 cm)、短辺60～68 cm(平均63.2 cm)で、厚さは計測したものが少ないが15～20 cm程である。石材確認を十分に行わなかったため、詳細は不明だが、蓋石と同様な石材が多数であった。

○矢穴(図15、表2、写真図版25-7・8、26-1～7) 68 石組溝に使用される蓋石、間知石、底石では、上記した切石で確認できたものと同様の、矢穴が確認できた。蓋石では1点(石材53)を計測したのみだが、蓋石除去までの調査段階で、矢穴についての意識がなかったため、本来は多くの蓋石に存在する(写真図版22)。その形態は、拓本を採取した資料と類似する。また、間知石では30点(石材23～52)、底石で2点(石材54・55)である。計測値は表2の通りで、一部は拓本を採取した(図15)。

19 区画 (図 5、写真図版 12-1・3)

明治初期には「印税」、大正末には「会計課」として使用されていたと考えられる。なお、南側の23

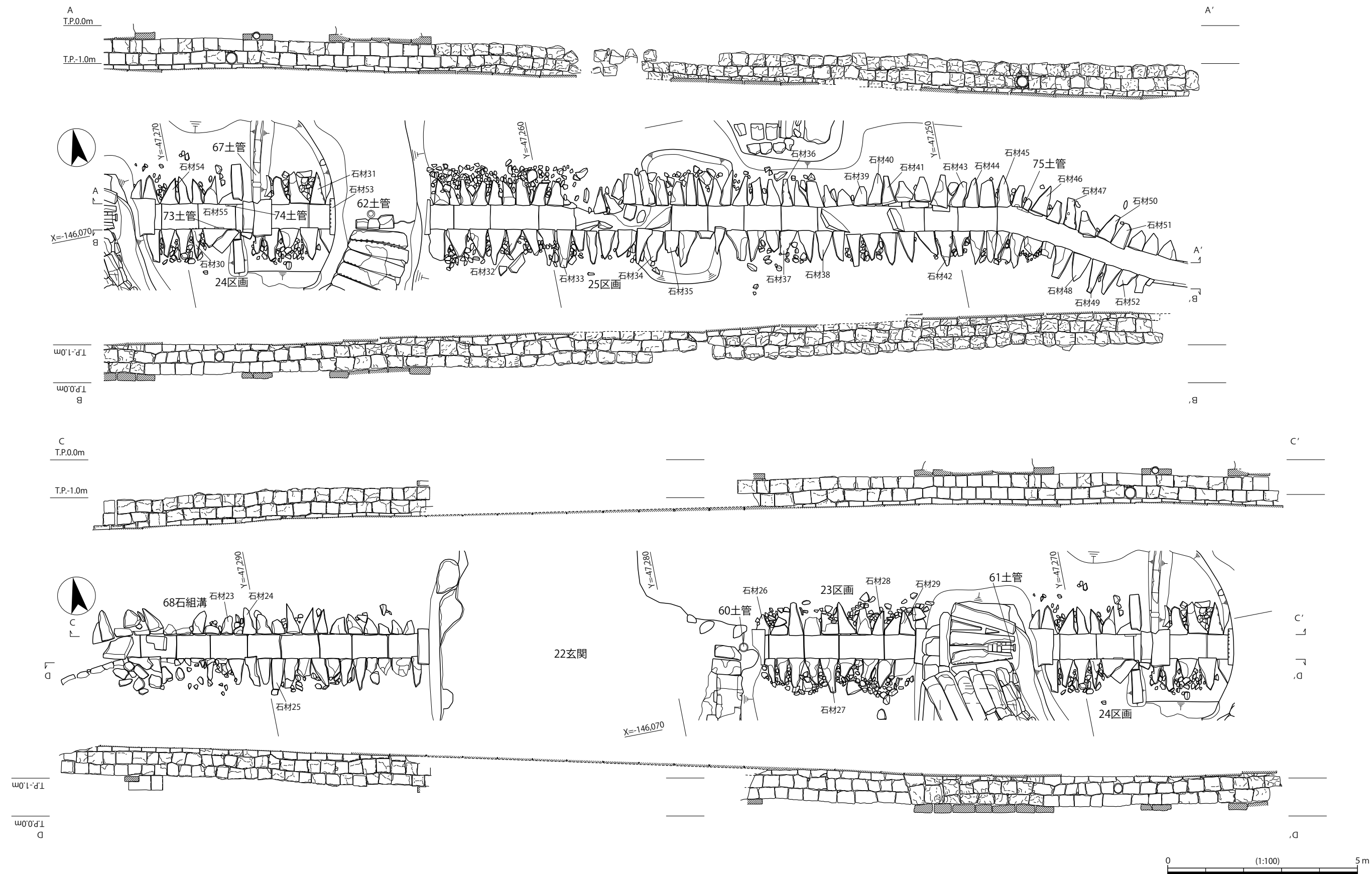


図6 68石組溝平・立面図

区画間には1、2の区画があったようで、明治初期には「御用使・下番詰所」、大正末には「営繕課分室」と「土木課製図室」があったとされる。

区画北端の「石灰コンクリート」基礎が確認でき、その東端では切石も確認できた。「石灰コンクリート」は、残存幅1.8 m以下、東西の長さ約11 mで、厚さは約50 cmと他所よりやや薄い。切石は、原位置を保つと考えられる1段分4列のみだが、この切石が残存することから、「石灰コンクリート」南端は、大きな攪乱を受けていないと考えられる。一方、北側は、北翼増築に際し若干削られている。また、残存する西端は、26区画西端の切石ラインより西側に飛び出す。この形状は、「大阪府庁新建絵図」（巻頭図版2）に近く、北翼増築に際して削られたとしても、最小限に留まるものであろう。

当区画からは、煉瓦〔「阪府 授産所」銘（17・20・25）・「HANFU JUSANSIO」銘〕、耐火煉瓦（無刻印、147）が出土した。

20区画（図5、写真図版12-2・4）

明治初期には「式務所」、大正末には「土木課長室」として使用されていたと考えられる。『近世見聞輯』「大阪府庁中之図」（図2）では21区画との間に壁が描かれず、20・21区画は一つの区画で、大正時代の改築の際に、間仕切りが増設された可能性も考えられる。

上記の19区画同様、区画北端の「石灰コンクリート」基礎が確認でき、残存幅1.7 m以下、東西の長さ約11.8 mで、厚さ約50 cmである。切石は確認できなかったが、19区画東端から18通路中心を対称軸とした線対称の位置に当たる20区画西端に、4列分の切石が大正時代増築以後も存在したと考えられる。20区画南東側は、戦後の攪乱を受けるようではあるが、概ね原形を保っているであろう。

当区画からは、煉瓦〔「阪府 授産所」（1）・「HANFU JUSANSIO」銘（27）〕が出土した。

21区画（図5、写真図版12-5）

明治初期には「式務所」、大正末には「土木課」として使用されていたと考えられる。20区画との関連は、上記の通りである。

区画南端の25区画との間と、東端の一部の「石灰コンクリート」基礎が確認できた（写真図版12-5）。残存幅1.4 m以下で、24区画の円形基礎東端から残存する東端までの東西の長さは約11.4 mだが、5.5～7 m部分で北へ伸びる基礎の一部が確認できている。これが建物東辺基礎で、今回の調査で確認できた明治時代以来の庁舎東辺を推定できる唯一の資料である。破損が著しく詳細な形状は不明だが、残存幅は1.5 m程度と考えられ、他の基礎と大きな違いはない。これより東側は、庁舎東口玄関の基礎と考えられ、25区画の項で詳細を記す。当区画からは、陶磁器が出土した。

22玄関（図7、写真図版13-1～5）

府庁正面で、4本の独立柱（周囲に壁が接続していない柱）と、外周壁に4本の付け柱（柱のように見せるため壁面に取り付けられた材）が設えられていたことが「大阪府庁新建絵図」（巻頭図版2）や古写真から窺える。ただし、この「石灰コンクリート」基礎上面で、柱基部の痕跡は確認できなかった。検出長は、南北幅約17.5 m、東西幅6.4 mだが、縁部が欠損のため不正確ではある。同図によれば、平坦面の南北幅約50尺（約15 m）、東西幅約17尺（約5.1 m）であり、これよりもやや大きい。なお、同図にはこの玄関平坦面の西側に東西幅10尺（約3 m）の9段の階段が描かれている。このため「石灰コンクリート」基礎は、階段の半分程を含むと考えられる。

階段の当初施工状況は不明だが、遅くとも工業奨励館として使用されている時期には、9段の階段のようである（大阪府立工業奨励館1960、102・107頁）。階段1段あたりの高さ（蹴上げ寸法）は、現在の

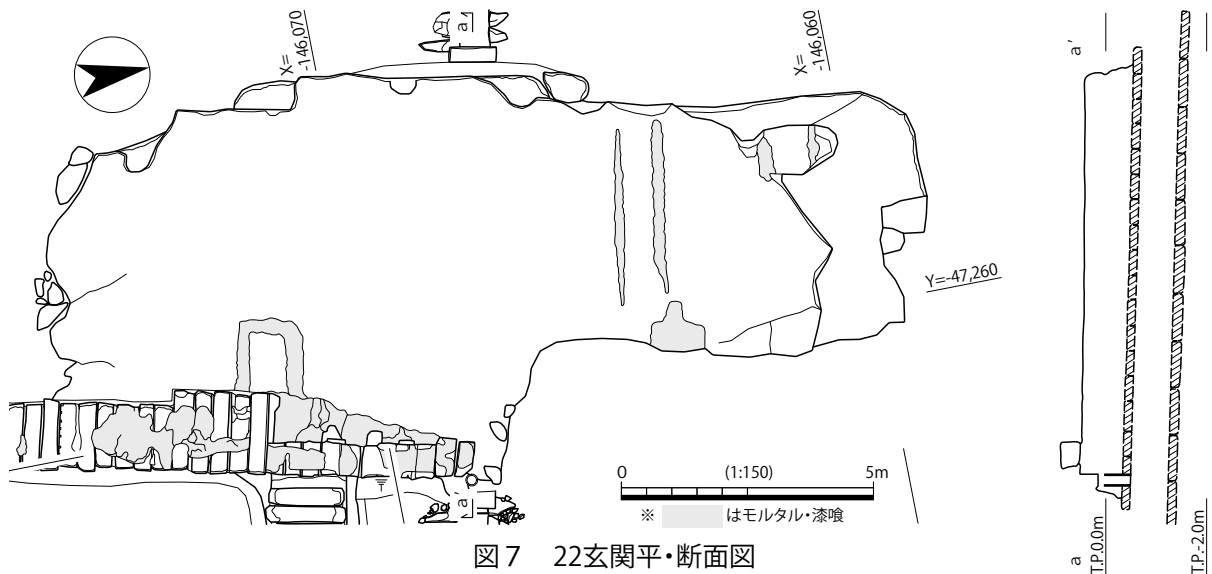


図7 22玄関平・断面図

建築基準法によれば23 cm以下とされる。これを当てはめることはできないが、仮に1段20 cmとすると、階段の高さは約1.8 m、15 cmとすると約1.35 mとなる。工業奨励館時の写真からは、1段の高さが踝よりやや高い位置と考えられ、蹴上げ寸法は15～20 cm程で、階段の高さは、1.5 m前後と推定できる。

22 玄関の北東側は、大きく破損を受け、切石の残存状況も不良であった。しかし、「石灰コンクリート」基礎上に漆喰が残り、建物内への入口部で切石が切れるとは考えにくい。また、22 玄関東端に残る切石上面には、漆喰が見られる（写真図版13－5）。このことから、22 玄関東端の切石も、同様に2段であったと考えられる。残存する切石(下段)上面と22 玄関上面とのレベル差が、35～45 cm程であり、仮に切石上段が残存していたとすれば、80 cm程となる。このことから、今回検出した22 玄関上面が、階段を上った本来の平坦面ではないと考えるのが妥当であり、本来の玄関床面レベルは、切石上段レベルであったと考えられる。

ただし、検出した22 玄関検出面上面では、漆喰が筋状に確認できた。その位置は、68 石組溝の中軸線を府庁舎の中軸線と仮定した場合、その中軸線から南北それぞれ約3.5～4.7 mと、北へ約3 m部分に当たる。当初これを階段に係わる痕跡と考えたが、「大阪府庁新建絵図」（巻頭図版2）の階段の位置と大きく異なることから、その可能性は低い。このため、本来の床面を施工する際の痕跡と考えるのが妥当であろう。なお、本来の床面の材料は不明だが、石材の可能性も考えられる。

また、22 玄関南東の5本の切石は、西側に弱く突出するように施工されているが、付け柱がここに位置するのではなく、この南北両側に位置するようである。なお、この5本の切石は、南側の切石よりも6 cm程高めに置かれている。上段の切石が遺存しないため、上段においても同様な若干の段差があったのか否かについては不明だが、少なくとも残存する下段の切石は、意図的な施工と推定できる。

当区画や周辺からは、煉瓦〔「阪府 授産所」銘（7）、岸和田煉瓦（48）、不明刻印（91）、異形煉瓦〕、石製品（432・436）、ガラス瓶（455）、陶磁器等が出土した。

23 区画・60 土管（図5・6、写真図版13－5～7）

23 区画は、22 玄関から入ってすぐの区画で、24 区画への通路に当たる。北側が攪乱のため隣接区画との基礎が残存しないが、21・25 区画間基礎の西延長に、同様の基礎があったと思われる。南側の26 区画との間の基礎には、出入口があり、切石上段が予め置かれていない（写真図版13－6）。

当区画からは、瓦（178）、陶磁器が出土した。

区画西端には 60 土管 (168) がある。土管の位置は、入口直下に当たるので、上方へはこのまま垂直に伸びるのではなく、L 字状に屈曲していたと考えられる。61 土管を参考にすれば、同様に西の切石側へ屈曲した後、再度南か北へ屈曲し、壁中に土管を埋め込み上方へ伸びていた可能性が考えられる。一方、68 石組溝へは直接排水しており、蓋石に穿孔が施されていた。ただし、土管がほとんど残存しないため、詳細な接続方法は不明である。60 土管は、その位置から、正面玄関の庇の雨水集水が目的であった可能性がある。60 土管内埋土からは、ガラス瓶 (457) が出土した。

24 区画 (図 10・11、巻頭図版 6-1、写真図版 14~16)

府庁舎で象徴的だった庁舎中央ドーム直下に当たる。区画周囲では、「石灰コンクリート」基礎と切石で造られた内径 6 m 程の円形基礎が確認できた。また、基礎の 6 箇所とその内側で土管 (61~67 土管)、南で 72 暗渠を検出した。

24 区画周囲基礎の「石灰コンクリート」は、幅約 2.1~2.5 m、厚さは 70~90 cm である。切石を除去した石灰コンクリート上では、切石を置く目安となるような作業用の印等は確認できなかった。

切石は 2 段積みで、南側で良好に残存していた。上段の切石は、円形の形状に沿うように積まれるが、その形状は、上から見た平面形がアーチ状を呈することはない (図 11 左、写真図版 14・15)。また、下段の切石は、放射状に切石を積み、上から見た平面形が三角形を呈するものは少ない (図 11 右、写真図版 15)。いずれも、直方体に近いもので、切石間の漆喰の厚みを調整し、円形状に近づける。これらは、「中央棟」における石灰コンクリート上の 2 段の切石を、井桁状に組む方法と同様である。

上段の切石上には多数の墨打ち痕跡が確認できた。これらは、切石上に積む煉瓦の仕上がりを示すものと考えられる。実際にそれらから復原できる形状は、「大阪府庁新建絵図」(巻頭図版 2) の壁形状に近い。例えば、72 暗渠を挟んだ東西に打たれる墨打ち間の距離は約 1.96 m、同絵図は約 7 尺 (約 2.1 m) であり、近い。ただし、23・24 区画間の通路が狭まる部分から東に抜けた、24 区画西南西側の壁形状は、墨打ちが斜め方向であるのに対し、同絵図がクランク状で異なる。なお、墨打ちの最小間隔は、12 cm である。これは最小幅が煉瓦の短辺幅であることを示すものであろう。また、24 区画南西内側の墨打ちは、曲面施工のためと思われる細かいピッチの墨打ちを行っている (写真図版 16-5・6)。曲面施工の場合、小口積みが適するとの見解もあるが、当該箇所の煉瓦積み痕跡は見出せなかった。

当区画からは、羽口 (176・177)、碍管 (266)、鉄滓 (368)、銭貨 (404) の他、無刻印煉瓦、土管、瓦、鉄製品 (機械部品、管)、銅板、陶磁器、ノブ碍子、石製品等が出土した。

次に、24 区画に係わる土管と暗渠について記しておく。

61 土管 (図 11、写真図版 21-2~4)

24 区画西側切石中で検出でき (154・155・169)、68 石組溝に接続する土管中で、最も残存状況良好であった。68 石組溝に直接排水するため、同溝蓋石には穿孔が施されていた。蓋石の穿孔部に土管先端をすっきり差し込むのではなく、孔の上に土管を置くか軽くはめる程度で、接続部に漆喰が見られた。この際、受口部が上向きである。基礎に埋め込まれる土管は 1 本で、これに接続するのが L 字状土管である。これに短い土管が東側に口を向けて接続するが、その延長は不明である。この短い土管の下には無刻印の煉瓦が 1 枚敷かれていた。また、L 字状の土管も含め上部が無刻印の煉瓦 (115) で覆われ、その間は切石間と同時期に漆喰で埋められていた。この漆喰は、切石間の他の漆喰と同様である。なお、煉瓦上部のレベルは、切石上端と同じで段差はない。土管南北の両切石は、土管の形状に合わせて削られている。これらから、土管の設置が、68 石組溝施工から基礎施工と平行して行われていることがわかる。

62 土管 (図 11)

24 区画東側基礎で検出できた (153)。基礎上部の切石は、南側のみの残存だが、上部は 61 土管と同様であったと考えられる。68 石組溝との接合部に当たる蓋石穿孔周囲には、漆喰が確認できた (写真図版 23 - 2)。62 土管内からは、瓦が出土した。

63 土管・64 土管 (図 11、写真図版 21 - 5・6)

63 土管 (151) は、24 区画南南西切石中で、64 土管 (156) は、同南南東切石中で検出できた。上・下段とも、土管周囲の切石は土管よりも大きめに削られる。切石下段の削り方は、61 土管のそれと類似する。基礎以下の調査を行っていないが、基礎直下までは垂直方向に土管を接ぐ。最終的に 73 土管に接続すると考えられ、基礎以下に L 字状の土管が接続するのだろう。なお、63 土管内からは、煉瓦 (無刻印)、銅板、陶磁器が、64 土管内からは煉瓦 [無刻印 (114)] が出土した。

65 土管・66 土管 (図 11、写真図版 21 - 7・8)

65 土管は、24 区画北北西で、66 土管は、同北北東基礎で検出できた。いずれも確認したこと以上の調査を行っていないが、74 土管に接続すると考えられる。65 土管からは、煉瓦 (無刻印) が出土した。

60～66 土管について

まず、61・62 土管は、60 土管も含め、いずれも同様の施工と推定でき、61 土管の成果が敷衍できると考えられ、いずれも明治時代庁舎新築時の施工であろう。しかし、61 土管も、残存部位からの延長が想像しにくい。いずれも通路上であることから、残存部から上方へは伸びないと予想できる。

一方、63～66 土管は、推定される 73・74 土管との接続から、いずれも同時期の施工だろう。また、「大阪府庁新建絵図」(巻頭図版 2) の 24 区画周囲 4 方壁内に表現される○印が、土管を表現すると推定でき、当初からこの位置に土管、もしくはこれに類する排水用施設が存在したと考えられる。

63・64 土管は、切石に埋め込んだ際の周囲の漆喰 (写真図版 21 - 5・6) が 61 土管周囲と同様で、施工の同時性が推定できる。しかし、65・66 土管周囲に見られるのは、これらと異なり (写真図版 21 - 7)、特に 65 土管周囲は、いわゆるコンクリートに近いように見え、周囲の「石灰コンクリート」より後の施工にも見える。しかし、これは予め土管設置用に「石灰コンクリート」に隙間を持たせて施工し、後で充填したものとも考えられる。また、隙間を充填しているものは、周辺の「石灰コンクリート」とはやや異なり炭殻は混じらないものの、焼き物の破片が混じる。これも「石灰コンクリート」の一種として良いだろう。このため、新しい段階、例えば大正時代増改築時の施工とは考えにくい。一方、66 土管を検出したのは、24 区画周囲の「石灰コンクリート」最下部で、攪乱が及ぶこともあり、残存状況は良好ではなかった。しかし、土管周囲の「石灰コンクリート」は明瞭であり、土管設置において入念な施工が行われたと推定できる。これらは、いずれも中央ドームの雨水排水に係わるものと推定できる。なお、土管内からの出土品は、68 石組溝から顕著な出土品がないことから、建物機能時ではなく、それ以後の建物崩壊時以降の混入品であろう。

67 土管 (図 11)

24 区画内北東で検出できた (149・150)。5 本の土管で構成され、24 区画周囲の「石灰コンクリート」基礎と接触する部分では L 字状土管を使用する。24 区画で検出した土管の中で、これのみが基礎に埋め込まれていない。また、周辺の土管同様、68 石組溝へ接続するが、蓋石への穿孔も異なる。その穿孔された 2 つの蓋石は、一方の石材が他とは異なり、他方は大きさが異なる (写真図版 23 - 1)。このことから、67 土管の施工に伴い、新たに使用された可能性がある。しかし、土管の型式や土管同士の接合、

蓋石への接合に使用される漆喰は、上記の24区画周囲で使用されるものと同様である。このことから、60～66土管の施工との時期差は想定されるものの、大正時代の増改築まで新しくなるとは考えにくい。

72暗渠（図8・11、写真図版24）

24区画周囲、円形ドーム切石基礎が途切れる南側の石組の暗渠で、上面はモルタルで覆われていた。暗渠底面幅は、30～35cmで南側が狭く、高さは約20cmである。蓋石の一部が割れて、落ち込んでいた。南北方向部分の蓋石の石材は、68石組溝蓋石と同様の黒雲母花崗岩である。4つに割れていたが、本来2つの石で、それぞれ長さ約90cm、幅約38cm、厚さ12cm前後である。南北両側面は、蓋石同様の花崗岩を使用する他、凝灰岩も見られた。厚さ5～15cmと薄めの板石で、長さ40～70cm、幅30cm前後であり、3分の1程を埋め込む。底は、モルタルで、表面が黒味を帯びていた。これに繋がる南側の東西方向部分は、蓋石が残存しなかったが、側面や底面の様相は、同様である。

暗渠により切石基礎が途切れる間隔は、ちょうど切石2つ分である。また、暗渠掘方南東の切石に残

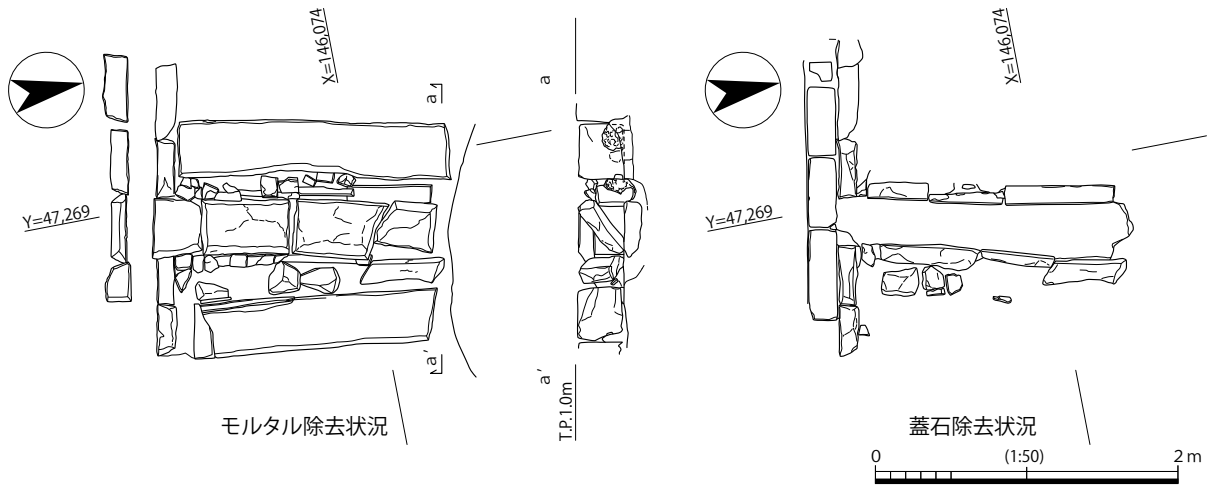
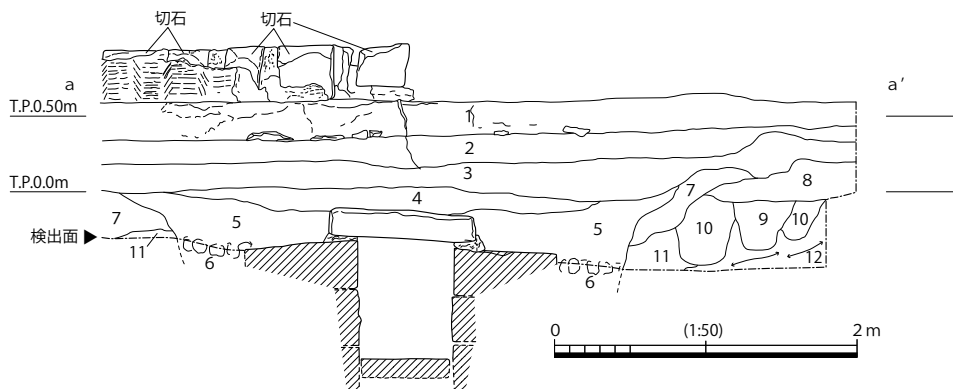
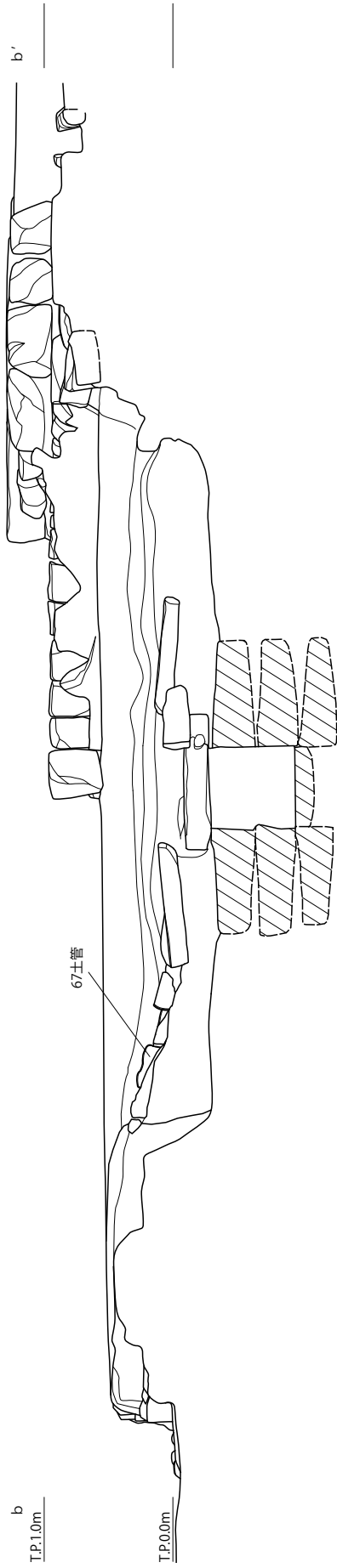


図8 72暗渠平・断面図

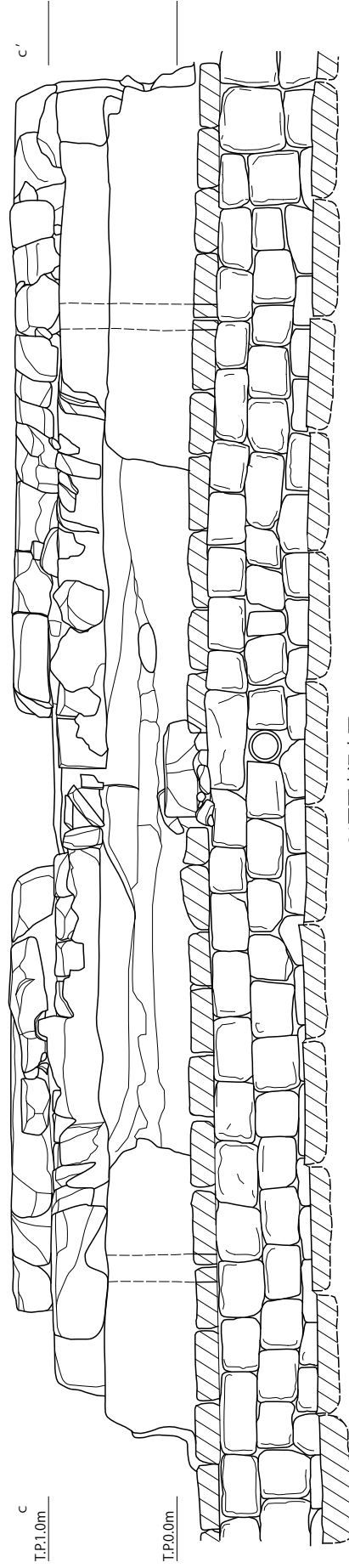


1. 2.5Y7/4 浅黄 「石灰コンクリート」層
焼き物の破片、炭殻、砂礫等混じる。
2. 1と同じ(1・2の層界に花崗岩の礫多数)
3. 2.5Y8/3 浅黄～8/2 灰白 砂礫層
(1・2と同様だが硬度がない、脆くなった1・2層か。2・3層の層界は礫あまり目立たない。)
4. 2.5Y6/2 灰黄 中砂(1・2層の層界にあるような花崗岩の礫が少量混じる。)
5. 2.5Y6/2 灰黄 中砂(4と同様、ただし礫やブロック等やや多い。礫は栗石と思われるものもあるが6(検出面以下)に比べると少ない。
5・6間が68石組溝の掘方土の一単位と考えられる。)
6. 5と同じ(ただし間知石間に栗石。)
7. 2.5Y5/1 黄灰 細～中砂(2.5Y8/2 灰白 シルトブロック(1～2cm大)多く混じる)
8. 10YR5/3 にぶい黄褐色 砂質シルト(7と同様のシルトブロック混じる。層相が異なるが7と一連の層か)
9. 10YR4/2 灰黄褐 砂質シルト(7.5Y7/2 灰白 シルトブロック(1～4cm大)混じる)
10. 10YR3/2 黒褐 砂質シルト
11. 2.5Y5/1 黄灰 細～中砂 シルトブロック混じる。弱く攪拌された砂層。
12. 2.5Y8/4 浅黄 粗砂(自然堆積層)

図9 25区画西端基礎・68石組溝断面図



24区画東辺内面



24区画南辺内面



图10 24区画東辺・南辺内面

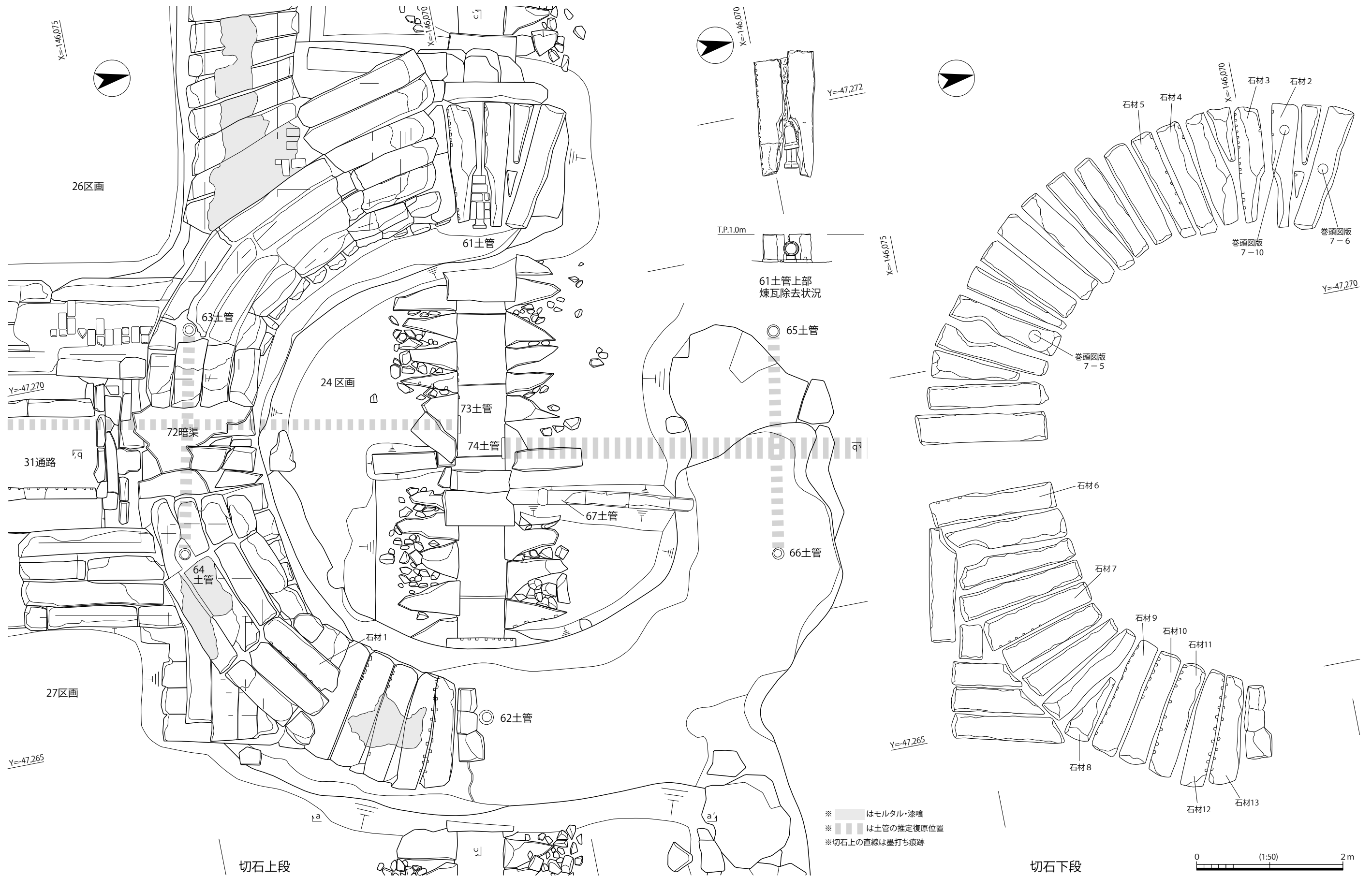


図11 24区画平面図

る漆喰が、72 暗渠と関係なく暗渠側へ短く伸びる（写真図版 24 - 7）。このことから、当初はこの部分にも基礎の切石が敷かれていた可能性が高い。

この当初形状からの変更施工時期は、大正時代増改築時が考えられる。暗渠の性格だが、蓋石を除去した内側に泥の堆積はなく、排水用の施設とは考えにくい。72 暗渠は、南延長で 31 通路東西両端の側溝に繋がると考えられる。この側溝からは、第 3 節で記すように、銅線（378・379）や碇子（268・269）等の出土があり、電気設備用の施設と推定できる。一方、北延長は、確認できなかったものの、68 石組溝付近では、暗渠側面の石と同様の石材が確認でき、暗渠は北へも伸びると推定できる。ただし、石材が確認できた 68 石組溝直上レベルが原位置ではなく、暗渠検出レベルの延長が本来の位置であった可能性もある。暗渠掘方からは、煉瓦（「阪府 授産所」銘等）、瓦、陶磁器等が出土した。

25 区画（図 12・13、写真図版 16 - 7・8）

23・24 区画東延長の通路と、府庁舎裏口に当たる東口玄関を含む。区画北側では「石灰コンクリート」基礎、南側では同基礎とその上の切石下段 5 本分が確認できた。南側の基礎と切石は、24 区画を挟んだ西側の 23・26 区画間基礎・切石とほぼ同じライン上にあるが、やや南にずれる。南北両基礎端同士の間隔は約 6.3 m で、「大阪府庁新建絵図」（巻頭図版 2）から推定される壁の間隔は 22 尺（約 6.6 m）である。また、南接する 27 区画西端切石ラインから、25 区画東端の基礎までの長さは約 14.9 m で、「大阪府庁新建絵図」からの推定値は、44.6 尺（約 13.5 m）である。この間に庁舎東外周壁・基礎が存在するのだが、25 区画では残存しない。21 区画での成果を援用すると、27 区画西端切石から、推定基礎外側までの間隔は 10.5 m 前後で、「大阪府庁新建絵図」からの推定値は、32.3 尺（約 9.8 m）である。

府庁舎東口の基礎は、庁舎の基礎に比べやや幅が狭く 70～90 cm 程だが、厚さは同様である。基礎以上の構造は不明だが、この部分では、他の部分と異なり、基礎に囲まれた内側で基礎上部と同様なレベルで切石が設置されていた。また、基礎上面から 30 cm 下には、複数の石材が設置されていた。このうち、矢穴が確認できた東端の切石（石材 59・60、表 2）は、斜めに設置されていた。これらの意図や性格は不明だが、「大阪府庁新建絵図」では、隙間が表現されている箇所当たり、階段に伴うものではない。詳細は不明だが、東口のポーチ（建物の本屋根とは別の庇を持ち、壁体から突き出ている建物への入口）に伴う施設と考えられる。当区画からは、瓦（189）、陶磁器等が出土した。

26 区画（図 13、写真図版 17）

明治初期には「応接所」、大正末には「農務課」として使用されていたと考えられる。

今回検出の「中央棟」中で、唯一四周が確認できた。基礎・切石に囲まれた広さは、南北 10.7 m 前

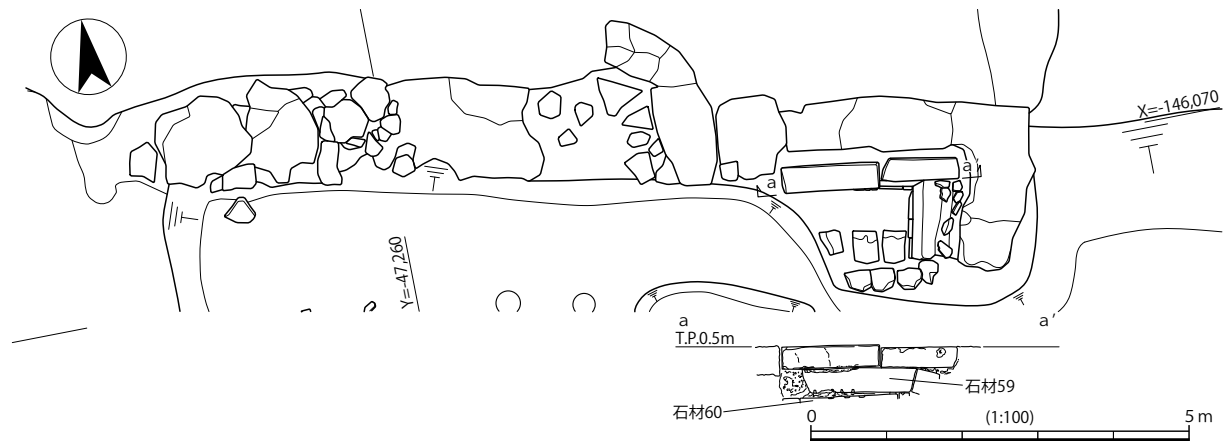


図12 25区画平・立面図

後、東西 7.8 m 前後の、約 83.5 m²である。なお、23・26 区画間切石上に残る墨打ち南側と、26・29 区画間切石上に残る墨打ち北側との南北幅は、11.2 m である。一方、26 区画西の切石は下段のみで墨打ちが残存しないが、推定できる墨打ちと、26 区画・31 通路間切石上に残る墨打ち西側との東西幅は、8.3 m であり、当区画の壁に囲まれた面積は、約 93 m²と推定できる。なお、「大阪府庁新建絵図」（巻頭図版 2）からの推定値は、南北 37.7 尺（約 11.4 m）、東西 29.2 尺（約 8.8 m）の、約 100 m²である。

26 区画北側の 23 区画との間、および東側の 31 通路との間では、出入口と考えられる切石の段差が確認できた。これは、予め切石上段を設置しないもので、北側が幅約 96 cm～1 m、東側が幅約 85～90 cm である。「大阪府庁新建絵図」からの推定幅は、いずれも 3.5 尺（約 1 m）である。扉の構造は不明だが、この内側にドア枠の木材が設置されていたのであろう。

26 区画の南側中央の基礎・切石は、北側へ突出し、この形状は「大阪府庁新建絵図」と一致する。検出形状は、東西約 2.4 m、南北 1.2 m 弱である。墨打ちが残る東西幅は、約 1.8 m でその中間にも墨打ちが残り、「大阪府庁新建絵図」から推定される東西幅の 6.1 尺（約 1.8 m）と一致する。この突出部は、暖炉設置部と考えられる。これは、同絵図の立面図で、屋根に煙突が表現されていることから妥当であろう。しかし、この場合、暖炉が推定床面から 30 cm 以上、上位に設置されることとなる。床面の推定は、上述の通りで、出入口の切石の段差やこのレベルと一致する 31 通路の検出レベルからの推定である。ただし、「大阪府庁新建絵図」1 階平面図では、その出入口部と部屋との間に二重線が表現されている。これが段差表現と仮定すれば、室内は切石上段の上端レベルが床面であったと考えられ、このように考えた場合、暖炉が床面より高い位置にあるということはない。

当区画からは、煉瓦（無刻印、101・104・108・109・111・112）、瓦（193・196）、コンクリート・モルタル製品（488～490・517）、鉄製品（363・367・375）、銅製品（387～393）、ガラス瓶（454・458・461）、石製品（430・431・433・435・437）等が出土した。

27 区画（図 13、写真図版 18）

明治初期には「受付所」、大正末には「応接室」として使用されていたと考えられる。

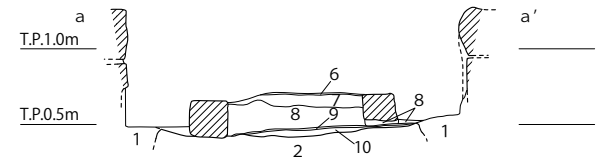
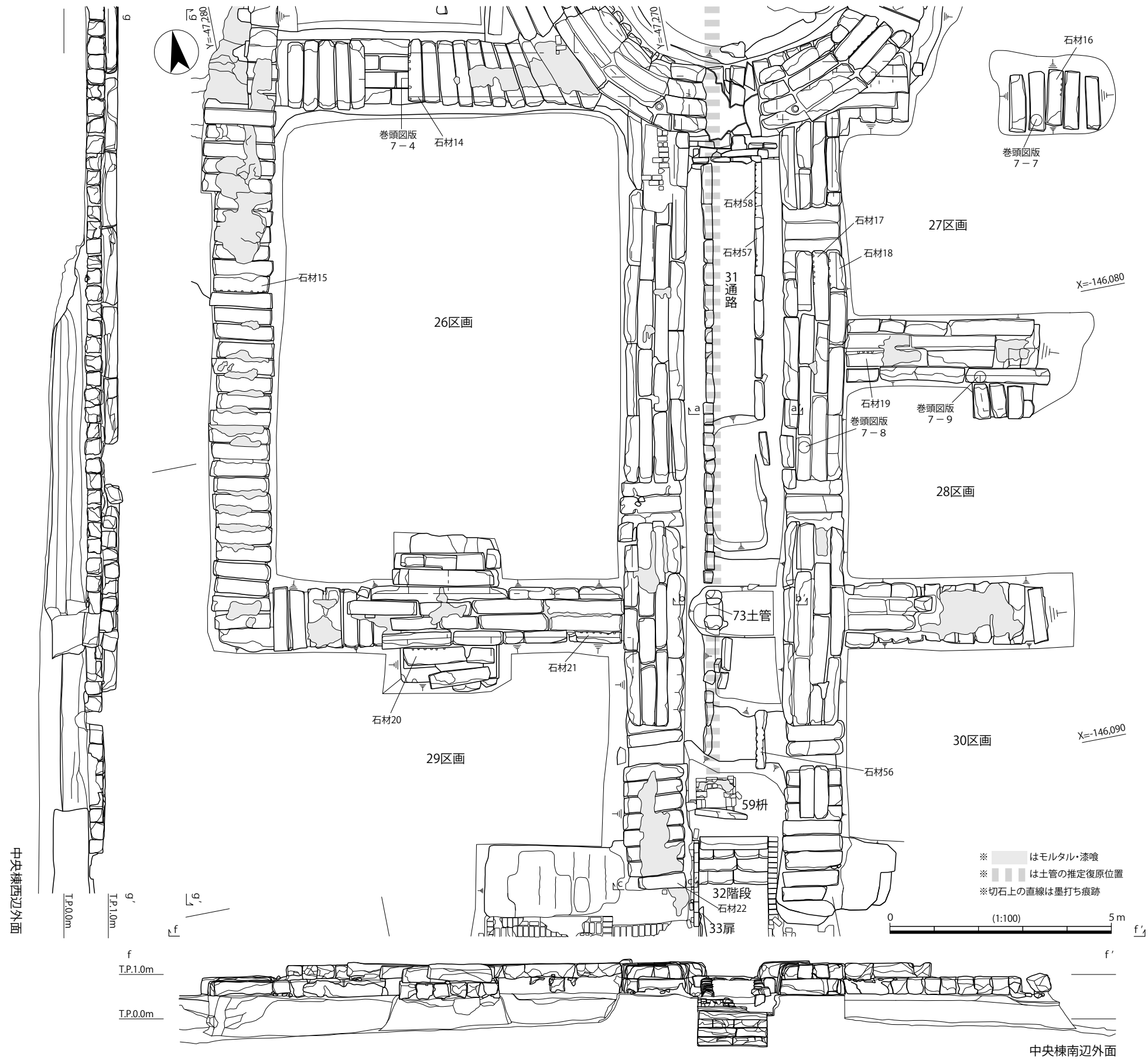
北側の 25 区画間との基礎・切石の遺存状況は悪く、南側も東半分程が残存しない。推定できる基礎・切石に囲まれた広さは、東西約 7.7 m、南北約 4.3 m の、約 33 m²である。「大阪府庁新建絵図」（巻頭図版 2）からの推定値は、東西 29.2 尺（約 8.8 m）、南北 17.6 尺（約 5.3 m）で、約 47 m²である。同絵図では、南辺で北への突出が表現されるが、調査では突出する切石はなく、切石上の墨打ちも確認できなかった。28 区画側では突出があること、切石の遺存度が悪いことから、本来は存在した可能性が高い。

西側の 31 通路間切石では、出入口が確認できた。幅 95 cm 前後で、形状は上述の 26 区画と同様で、「大阪府庁新建絵図」の表現と一致する。この出入口付近から、煉瓦〔「阪府 授産所」銘（11）、無刻印（106）〕が出土した。また、当区画からは、コンクリート・モルタル製品（491）、瓦（181）、鉄釘（313）、金属製品（415・416）、ガラス瓶（482）、陶磁器等が出土した。また、本項冒頭の基礎の構造で記したように、当区画周囲の切石表面漆喰中瓦には、刻印が見られるものがある（199～203）。

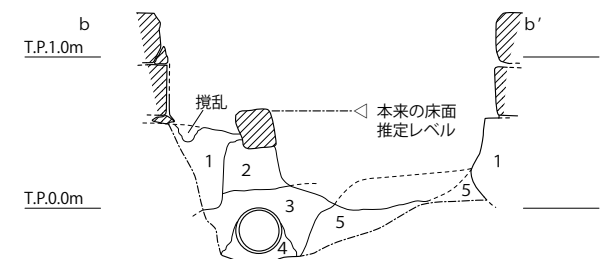
28 区画（図 13、写真図版 18・19）

明治初期には「申達所」、大正末には「農務課分室」として使用されていたと考えられる。なお、「旧大阪府庁建物配置図」（図 4）では、28・30 区画間に壁が表現されていない。

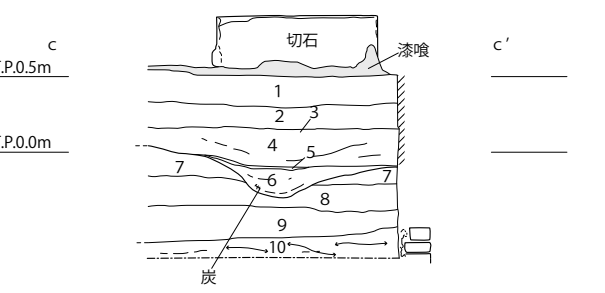
北側、南側とも、基礎・切石の西半分弱程が残存していると考えられる。推定できる広さ、「大阪府庁新建絵図」（巻頭図版 2）からの推定値は、27 区画と同様である。27 区画では、確認できなかったが、



1. 10YR6/4 にぶい黄橙・10Y7/2 灰白 砂質シルト～礫(炭殻・焼き物片多く混じる)「石灰コンクリート」
2. 10YR5/3 にぶい黄褐 砂質シルト(10YR6/6 明黄褐・10YR4/1 褐灰 砂質シルトブロック1～2cm大混じる。)
6. 2.5Y6/3 にぶい黄 モルタル? (表面は黒くなっているところもあり、厚さ1cm程。)
7. 5Y7/2 灰白～6/2 灰オリーブ 砂礫混じり細砂(砂質。6と一連の層。)
8. 2.5Y4/2～5/2 暗灰黄 砂礫混じり中～粗砂(レンガ片、炭殻、瓦片等多く混じる)
9. 2.5Y3/1 黒褐 砂質シルト?硬化面
10. 10YR7/2 にぶい黄橙・7.5YR にぶい橙 細～中砂(9との層界部に5mm程のレンガ片と思しき焼物片多く混じる)



1. 10YR6/4 にぶい黄橙・10Y7/2 灰白 砂質シルト～礫(炭殻・焼き物片多く混じる・「石灰コンクリート」)
2. 10YR5/3 にぶい黄褐 砂質シルト(10YR6/6 明黄褐・10YR4/1 褐灰 砂質シルトブロック1～2cm大混じる。)
3. 10YR4/2 灰黄褐・2.5Y5/2 暗灰黄～6/2 灰黄 中～粗砂層(砂質シルトブロックと5のブロック混じる。)
4. 2.5Y7/4 浅黄 漆喰モルタル
5. 2.5Y3/2 黒褐～4/2 暗灰黄 砂質シルト～細砂。



1. 2.5Y8/1 灰白・2.5Y7/6 明黄褐 「石灰コンクリート」(前者の色調が主)
2. 2.5Y8/1 灰白・2.5Y7/6 明黄褐 「石灰コンクリート」(後者の色調が主)(1・2の層界に弱く炭層あり)
3. 10YR2/1 黒・3/2 黒褐～4/2 灰黄褐 炭層
4. 2.5Y8/1 灰白・2.5Y7/6 明黄褐 「石灰コンクリート」石層、モルタル層(1よりやや白色を呈する)
5. 10YR2/1 黒・3/2 黒褐～4/2 灰黄褐 炭層(3よりやや不透明)
6. 2.5Y8/1 灰白・2.5Y7/6 明黄褐 「石灰コンクリート」(1や4よりもやや軟質)(1～6:旧庁庁関連基礎)
7. 10YR5/2 灰黄褐 砂質シルト～シルト(5Y7/2 灰白・2.5Y7/4 浅黄 1cm前後のシルトブロック混じる)
8. 10YR4/2 灰黄褐 砂質シルト～シルト(5Y7/2 灰白・2.5Y7/4 浅黄 1cm前後のシルトブロック混じる)(7よりもやや暗色を呈する。7にはほとんどみられない炭が混じる)
9. 10YR5/2 灰黄褐 砂質シルト(5Y7/2 灰白・2.5Y7/4 浅黄 1cm前後のシルトブロック混じる)(7と同様の色調。ただし7・8よりも砂質。3cm大のブロックわずかにあり)
10. 2.5Y7/2 灰黄 中～細砂(7～9のようなブロック混じるシルト層あり)

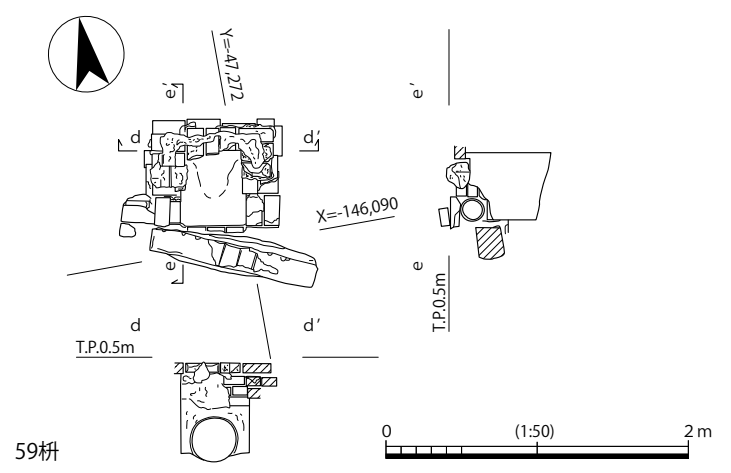


図13 中央棟南半平・立・断面図

28区画では北辺で南への基礎・切石の突出が確認できた。また、切石上には墨打ちの痕跡と、これに伴うと考えられる墨書きも確認できた（巻頭図版7-9）。東側の切石が残存しないため、墨打ち痕跡の東西間隔は不明である。同南北間隔は、南側の切石が原位置を保たないため正確な数値ではないが、約70cmと考えられる。「大阪府庁新建絵図」からは、0.7尺（約21cm）と考えられやや誤差があるが、暖炉の設置は推定できる。なお、この暖炉は、上述の26区画南辺で見られたものより幅が広く表現されている。暖炉本体の規模に大きな違いはないが、周囲の煉瓦壁が全体的に厚手に施工されたのかもしれない。

西側の31通路間切石では、出入口が確認でき、幅は約1mで、これも27区画と同様である。なお、この出入口は31通路を挟み26区画出入口と同じ位置にある。

当区画からは、煉瓦（大阪窯業等）、瓦（188）、碇子類（264）、陶磁器（296・299）、鉄管（362）、銅製ドアノブ（386）、ガラス棒（476～479）等が出土した。

29区画（図13、写真図版19・20）

明治初期の使用は不明で、大正末には「外事課」として使用されていたと考えられる。

北辺基礎・切石と、南辺東端の基礎が残存する。北辺は26区画で記した通りで、26区画の北側への突出に対応するように、南側へ基礎・切石の突出が見られる。また、切石上には墨打ちが見られる点も同様で、対称の位置に当たる。しかし、切石がやや原位置から動いているため、墨打ち同士の間隔は、現状で約1.88mである。一方、南辺の基礎は、幅約1.6mで、上面では南北方向に配した切石5列分の痕跡が確認できた。「石灰コンクリート」の厚さは約70cmである。残存部分の基礎は、南北とも大正時代の増改築の際、大きく削られていないと考えられる。

西辺は、基礎も含め残存していなかったが、26区画西辺と同様と推定できる。東辺は、31通路との間の切石が確認でき、出入口も見られた。幅は約1mで、上記の27区画等と同様である。なお、出入口部の下段の切石が抜けていたが、これは府庁舎以後の埋設管敷設時に撤去されたものである。

当区画からは、煉瓦〔「阪府 授産所」銘（6・19）、堺煉瓦、不明刻印（96）〕、瓦（197）、タイル（淡陶^{だんとう}205）、碇子類（265）、陶磁器（291・294）、鉄釘（305・316）、錠（319）、鉄製通気口（353）、板ガラス（474）、不明製品（524）等が出土した。

30区画（図13、写真図版20-3・4）

明治初期には「公債」、大正末には「農務課分室」として使用されていたと考えられる。

北辺基礎・切石と、南辺西端の基礎が残存する。北辺は、28区画で記した通りである。一方、南辺の基礎は西端と東側の一部が残存する。最も残存度が良い西端で、幅約1.6m、厚さは約70cmである。29区画同様、残存度の良い西端部は、大正時代の増改築の際に、基礎を大きく削らなかつたようである。基礎と南翼の間に隙間があるが、これは南翼北辺基礎の残存状況が悪く、その下部のみが残存するためである。南翼のみならず、既存の中央棟と接続する部分の新築棟煉瓦壁は、上方に向かいやや持ち送るように積まれている。詳細は、南翼にて後述する。当区画からは、瓦、板ガラス（475）、陶磁器等が出土した。なお、これら27～30区画は、いずれも同じ規格で造られている。

31通路（図13、写真図版20-5・6）

中央棟中央の南北方向の通路である。中央以南は攪乱を受ける部分が多い。しかし、残存する通路北半の検出面は、比較的硬化しており、その最上部の表面は黒くなっていた。検出面のレベルは、南に向いやや下がる。通路東西の切石に挟まれた幅は、約2.2mである。「大阪府庁新建絵図」（巻頭図版2）では、幅10尺（約3m）であり、これよりもやや狭い。当区画からは、煉瓦〔「阪府 授産所」銘（12）〕等

が出土し、31 通路内攪乱で確認できた下層の砂層中からは、土管（159）、銅銭（405・406）が出土した。この内の土管は、砂層に伴うのではなく、本来砂層中に敷設されたものであろう。

31 通路の東西端には、それぞれ側溝が存在し、ともに幅約 40 cm である。東側溝でその西側、西側溝でその東側に、切石が設置される。その大きさは縦・横が 20～25 cm、長さが 1～1.7 m だが、細片化したものが多い。一部で矢穴が確認できた（石材 56～58、図 15・表 2）。一方の東側溝の東側、西側溝の西側には、同様な切石は設置されず、検出時には漆喰が露出した状況であった。この漆喰には、本項冒頭の概要で記したように、瓦（198）が埋め込まれ、表面には擦痕が見られた。このため、検出漆喰面が仕上がり形状ではなく、これよりも手前側に仕上がり面が存在したと考えられる。側溝中からは、例えばこの漆喰面に張り付けたような板材の出土はなく、漆喰の破片が確認できた程度である。このため、仕上がりは漆喰によると推定できる。この場合、側溝が排水用といった性格であると、漆喰を洗い流してしまうので、その可能性は低い。72 暗渠で記したように、この 31 通路東西両側溝は、72 暗渠と一連と考えられる。また、この側溝からは、銅線（378・379）や碍子類（268・269）、銅線の付着する鉄管（361）等の出土があり、電気関連の施設と予想できる。そして、その施工時期として、72 暗渠にて記したように、大正時代増改築時の可能性が考えられる。なお、電球（485）も出土しているが、関連があるのかは不明確である。土管（158）も出土しており、土管が電纜管（電線用の管）として使用された可能性もあるが、破片も少なく、同様に関連が不明確である。なお、この側溝からは、それ以外に、煉瓦（無刻印）、鉄釘（304・314）、銅板（382）、板ガラス（463・465～469・472・473）、陶磁器等が出土した。

なお、側溝を塞ぐような板材は見られなかったが、開口していたとは考えにくい。可能性として、この通路全体の検出面より上に、床が張られていたことが考えられる。床が検出面にそのまま貼り付いていたのか、例えば根太（床板を受ける横架材）を用いてやや浮かして床を張る、転ばし床になっていたのかは不明である。ただし、地中の湿気を防ぐ必要はあると思われ、転ばし床の可能性も考えられる。

なお、31 通路断面では、検出面より約 20 cm 下でも、同様な硬化面が見られた（図 13 a— a' ライン断面 9 層）。可能性として、それが明治時代建築当時の施工で、今回の検出面が大正時代増改築時の施工とも考えられる。ただし、この場合でも機能時の床が、同層上面なのか、床が張られていたのかは不明である。

32 階段（図 13、巻頭図版 5—3）

31 通路南で確認した、「中央棟」と「南翼」を結ぶ、4 段の階段である。幅約 1.5 m で、階段 1 段あたりの高さ（蹴上げ寸法）は、下から 18 cm、21 cm、17 cm、20 cm（平均 19 cm）である。石材は黒雲母花崗岩と思われる。明治時代以来の庁舎の「中央棟」と小振りな南翼との境界部に当たり、大正時代増改築に際し、南翼との連絡のために新造されたものである。

32 階段を上った先には、後述の 59 枱があり、その手前に石材がある。この石材は階段の石材と形状が異なり、石材に残る煉瓦圧痕から、59 枱に伴うと考えられる。同石材と 32 階段最上段との間に、もう一段分階段があっても良いのだが、検出できなかった。石材とは別の階段があった可能性もある。

33 扉（図 13、巻頭図版 5—3）

32 階段西側で確認できた鉄製の扉である（352）。上部が欠損するが、残存高 1.18 m、幅 73 cm。背面壁内に石材が埋め込まれ、ここから鉄製の蝶番が張り出していた。その蝶番は、円筒形の先端を持つもので、ここに扉縁部の蝶番が差し込まれる。壁内の石材が東西両壁に埋め込まれていることや、扉一枚幅が通路の約半分であることから両開き戸で、北側に階段があることから自在戸（内外どちらにも

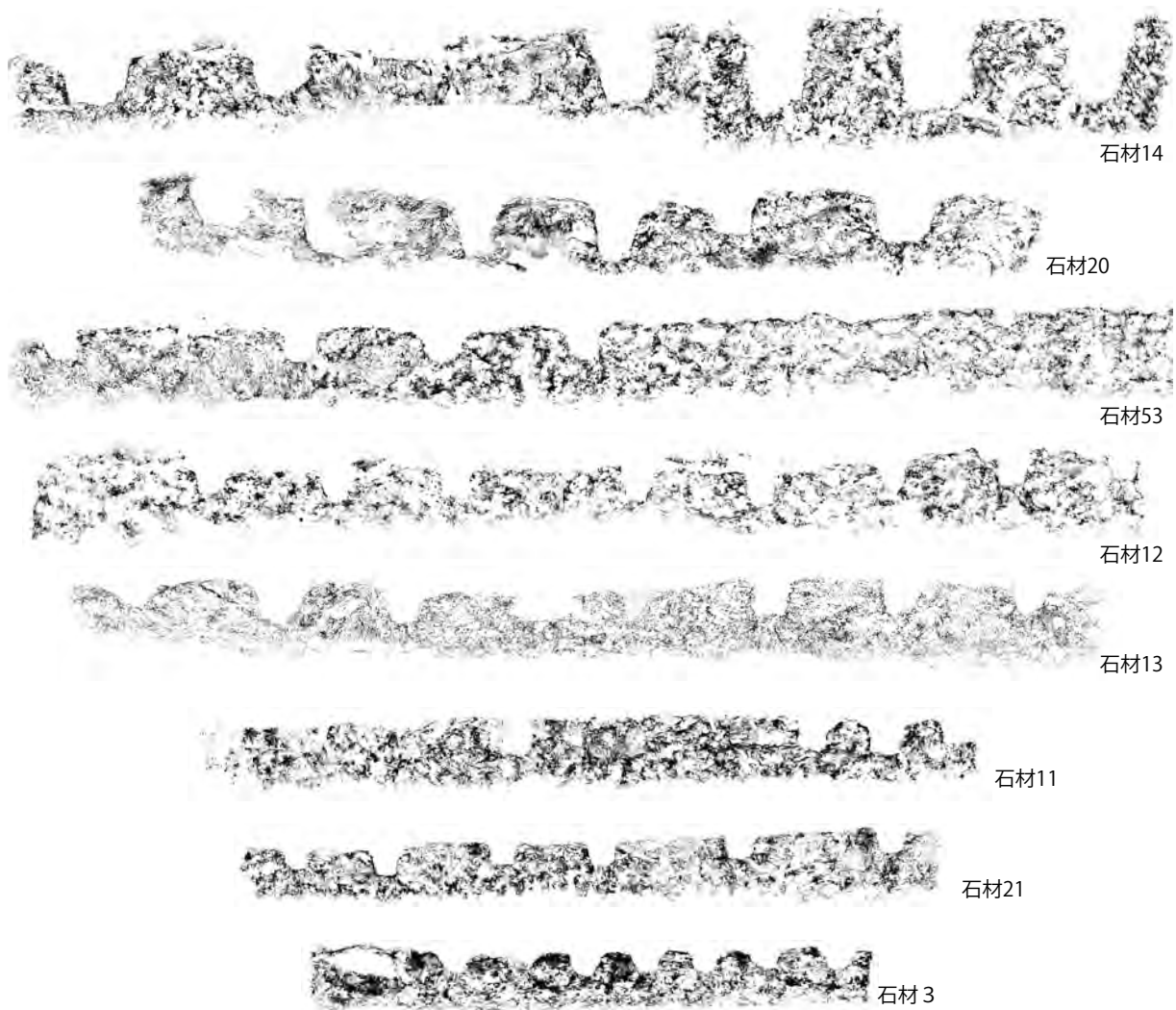
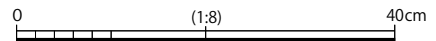


図14 切石矢穴拓本



開くことのできる戸) ではないと考えられる。

なお、この扉周辺では、鉄板(339～346)がまとまって出土した。細片化した扉材の可能性も考えたが、現存する扉と大きく異なるため、別物と判断した。後述の南翼 48 区画でも同様な鉄板がまとまって出土し、いずれも工業奨励館に伴うものであろう。この他に、碇子類(257)、鉄釘(303・315)・ねじ(306)、樋受け金物(369)、銅板(384)、銅製蝶番?(400)、板ガラス(470)等が出土した。

59 枡 (図 13、写真図版 21 - 1)

31 通路南端、32 階段北側で検出した。煉瓦造で内面はモルタルで仕上げる。底面は南から北へ下方傾斜し、その先には 73 土管が接合している。西側から土管が接続するが、その西延長は、破損のため不明であるが、この西側からの排水を 73 土管へ回すための施設であろう。

この枡は、使用煉瓦に機械成形品を含むことから、明治時代当初の府庁舎にはなかったと考えるのが妥当である。ただし、この枡には、明治時代当初の施工と考えられる 73 土管が接続する。このため、当初 73 土管は、59 枡より南側まで敷設されていたのであろう。「大阪府庁新建絵図」には、24 区画周囲同様、中央棟から当初の南翼への境界部に、○印が描かれている。これも 24 区画周辺の 63・64 土管同様、73 土管に接続するものであろう。大正時代の増改築時、新たな南翼施工に際し、この部分の 73 土管延長部とこれに接続する土管を撤去する際に、新たに設置されたのがこの 59 枡と考えられる。

表1 各石材矢穴痕法量 (1)

石材番号	列名	矢穴番号	矢穴口長辺	矢穴底長辺	深さ	矢穴間隔	矢穴型式
1	ア	1	4.0	2.0	3.6	11.0	Cタイプ
		2	3.5	2.0	2.5	11.0	
		3	4.0+	2.0	3.0	10.0	
		4	4.2	2.0	4.2	13.0	
		5	4.0	2.5	3.8	9.0	
		6	3.5	2.5	3.5	9.0	
		7	4.0	2.5	3.5	28.0	
2	ア	1	4.0+	—	—	4.0	Cタイプ
		2	4.0	3.0	3.0	3.5	
3	ア	1	3.5	2.5	2.5	6.5	Cタイプ
		2	3.0	2.0	2.5	2.5	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		3	3.3	2.0	2.0	4.0	
		4	4.0	2.5	2.0	4.0	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		5	3.8	2.0	2.0	3.3	
		6	3.0	2.0	1.6	3.5	
7	3.5	2.0	2.8	2.3			
8	3.0	2.0	2.0	5.0			
9	3.3	1.8	2.3	—			
10	3.3	2.0	2.0	—			
11	3.5	1.8	2.5	—			
4	ア	1	4.5	—	—	11.0	Cタイプ
		2	4.0	3.0	2.5	—	
5	ア	1	4.0	3.0	2.5	13.0	Cタイプ
		2	3.5	3.0	3.0	32.0	
		3	3.0	2.5	2.5	15.0	
		4	3.0	2.5	2.5	14.5	
		5	2.5	2.0	2.5	14.0	
		6	3.0	2.0	2.5	—	
6	ア	1	4.0	2.5	3.0	10.5	Cタイプ
		2	4.0	2.5	4.0	12.5	
		3	4.0	2.0	4.0	—	
7	ア	1	2.5	2.0	3.0	9.0	Cタイプ
		2	2.5	2.0	3.0	7.0	
		3	3.0	2.0	3.0	8.5	
		4	3.0	2.0	3.0	9.0	
		5	2.5	2.0	3.0	9.0	
		6	3.0	—	—	60.0	
8	ア	1	4.0	3.0	3.0	—	Cタイプ
		2	3.5	2.5	3.0	—	
9	ア	1	3.0	—	—	8.0	Cタイプ
		2	3.5	—	—	9.5	
		3	4.0	—	—	9.5	
		4	3.5	—	—	9.5	
		5	3.5	—	—	11.5	
		6	4.0	2.5	3.0	10.5	
		7	3.0	—	—	10.0	
		8	3.5	2.5	3.5	10.0	
		9	3.5	—	—	11.0	
		10	4.0	—	—	10.5	
		11	3.5	—	—	—	
10	ア	1	3.5	2.5	3.0	4.0	Cタイプ
		2	4.5	2.5	3.5	4.0	
		3	3.5	2.5	3.5	5.0	
		4	2.5	2.0	3.0	9.5	
		5	3.5	2.5	4.0	9.5	
		6	3.0	2.5	4.0	—	
11	ア	1	3.0	3.5	3.0	4.0	Cタイプ
		2	4.0	2.5	3.5	4.0	
		3	3.5	2.5	3.0	4.0	
		4	3.0	2.5	4.0	19.0	
		5	3.0	2.0	3.5	17.0	
		6	3.5	2.5	3.5	17.5	
		7	3.5	2.0	4.0	16.0	
		8	3.5	2.5	3.5	8.0	
		9	3.5	2.0	3.5	—	

石材番号	列名	矢穴番号	矢穴口長辺	矢穴底長辺	深さ	矢穴間隔	矢穴型式
12	ア	1	3.5	2.0	3.0	9.0	Cタイプ
		2	3.5	2.5	2.0	10.5	
		3	3.5	2.0	2.8	12.0	
		4	4.5	2.5	3.0	11.0	
		5	3.5	2.0	3.5	14.5	
		6	3.0	2.0	1.5	13.0	
		7	3.0	2.0	2.0	9.5	
		8	3.0	2.0	2.0	10.5	
		9	2.5	2.0	2.5	10.0	
		10	4.0	2.0	3.5	—	
13	ア	1	4.0	2.0	3.0	11.0	Cタイプ
		2	4.0	2.5	3.0	11.0	
		3	4.0	3.0	3.0	11.5	
		4	3.5	3.0	3.5	23.0	
		5	3.5	2.0	3.0	10.0	
		6	4.0	3.0	4.0	10.0	
		7	4.5	2.5	2.5	11.0	
		8	4.0	2.0	3.5	—	
14	ア	—	—	—	—	10.0	Bタイプ?
		1	7.5	5.0	9.5	10.0	
		2	8.0	5.3	10.5	10.0	
		3	7.0	5.0	9.5	10.0	
		4	7.0	5.0	7.0	31.0	
		5	7.0	5.0	5.0	15.0	
15	ア	1	3.0+	2.0	3.0	8.5	Cタイプ
		2	3.5	2.0	3.0	10.7	
		3	3.4	2.0	2.5	10.5	
		4	4.0	2.5	3.5	17.0	
		5	3.4	2.0	3.8	10.0	
		6	3.5	3.0	3.0	11.0	
		7	3.5	2.0	3.5	—	
		8	4.0	2.5	4.0	—	
16	ア	1	3.0	2.0	2.2	7.0	Cタイプ
		2	3.0	2.0	3.0	8.0	
		3	2.5	2.0	2.5	7.0	
17	ア	1	3.5	2.0	2.0	9.0	Cタイプ
		2	3.5	2.0	2.8	7.0	
		3	4.0	2.5	2.5	9.0	
		4	3.0	2.5	2.5	9.0	
		5	3.5	—	—	11.0	
		6	3.5	—	—	—	
18	ア	1	4.0	—	—	13.0	Cタイプ
		2	4.0	—	—	13.0	
		3	4.3	—	—	11.0	
		4	4.0	—	—	—	
19	ア	1	4.0	3.0	3.5	6.0	Cタイプ
		2	4.0	3.3	2.5	7.0	
		3	4.0	3.0	2.9	7.0	
		4	4.0	2.8	3.0	—	
20	ア	1	4.5	3.5	5.0	13.0	Cタイプ
		2	4.5	3.0	3.8	8.5	
		3	5.0	3.0	6.0	10.0	
		4	5.0	2.5	5.5	11.0	
		5	5.5	3.0+	6.0	5.5	
		6	4.5	3.0	4.5	—	
21	ア	1	3.5	2.0	2.8	13.0	Cタイプ
		2	3.0	2.2	2.8	12.0	
		3	3.0	2.5	2.2	8.0	
		4	3.2	2.2	2.2	10.0	
		5	3.0	2.5	2.8	7.0	
		6	3.0	2.0	2.0	—	
22	ア	1	5.0+	4.5+	8.0	8.5	Cタイプ?
		2	7.5	5.0	10.5	5.0	
		3	6.8+	5.0	10.5+	4.0	
		4	6.5+	5.0	10.5+	5.0	
		5	6.5+	5.0	10.5+	5.0	
		6	6.5+	5.0	10.5+	—	

- (凡例)
- ・石材番号は、挿図や写真図版の石材番号と一致する。
 - ・列名はア・イ・ウで示し、同一石材中の矢穴列・矢穴列痕の異同を示す。
 - ・矢穴番号は、矢穴やその痕跡に付した個体番号である。
 - ・表中数値右側の+記号は、欠損のあることを示す。
 - ・-記号は、実測不可能な場合に用いた。
 - ・数値の単位はcmで、小数点第1位まで計測した。

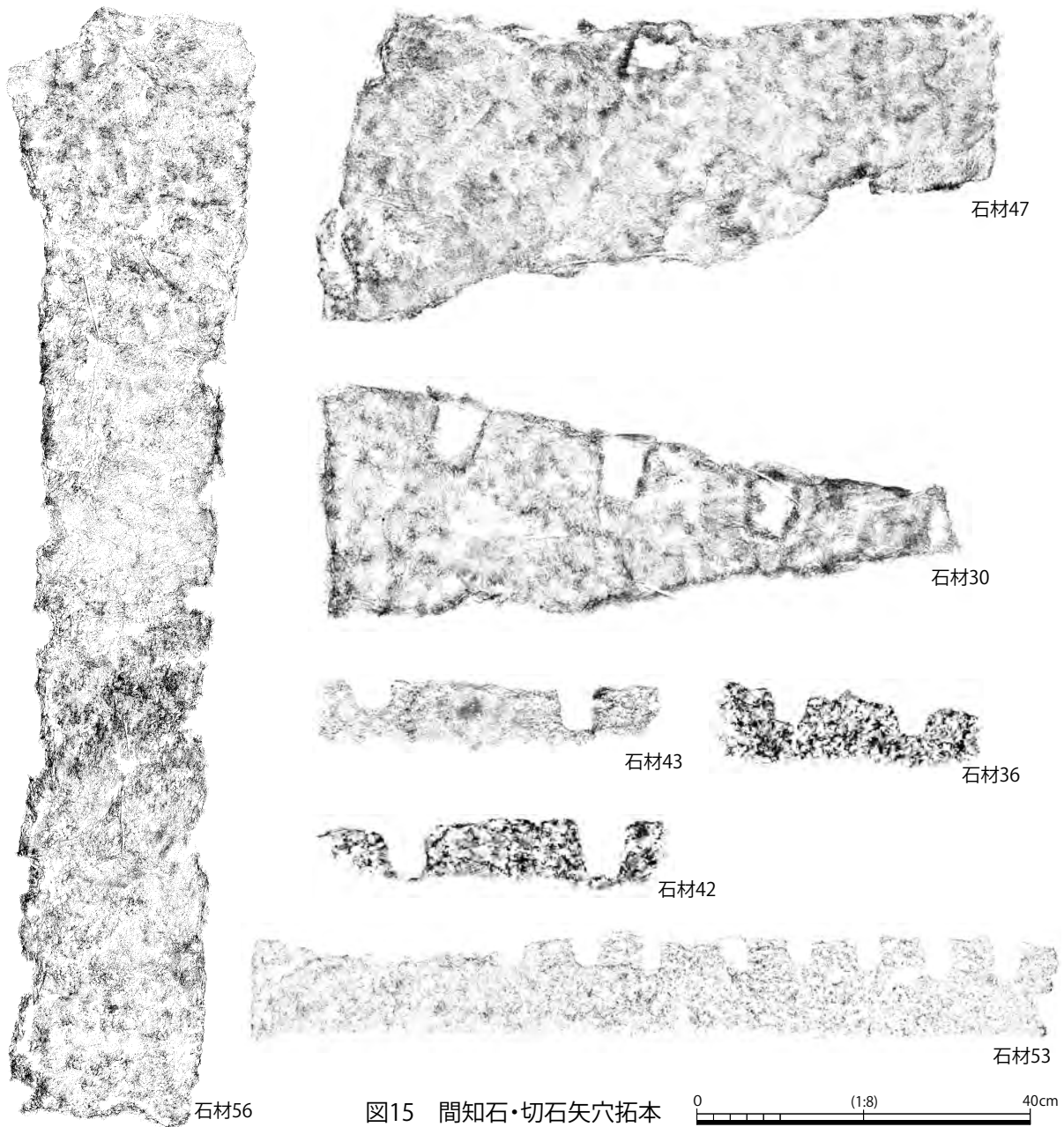


図15 間知石・切石矢穴拓本

59 枿へ西側から接合する土管（165）は、「大阪府庁新建絵図」に描かれている上記の○印を迂回させたものなのであろう。

73 土管（図 11・13、写真図版 23 - 6・25 - 1～3）

24 区画内で 68 石組溝に接続する土管である（148）。上述の通り、南側で 63・64 土管が接続すると推定できる。73 土管の南端は 59 枿だが、当初は 59 枿より南側まで敷設されていたと考えられる。今回の調査で確認できた土管中で最大であり、このことから基幹となる排水施設であったことが窺える。なお、断面観察では、土管の下部に分厚い漆喰が、古墳時代の割竹形木棺の粘土棺床のように見られた。土管設置に際し、予め掘削底に漆喰を塗り、その上に土管を設置していたと考えられる。

74 土管（図 11、写真図版 23 - 5）

24 区画内で 68 石組溝に接続する土管である。上述の通り、北側で 65・66 土管が接続すると推定できる。接続部を確認したのみだが、73 土管が南側へ伸びることと同様に、北側へ伸びていたと考えられる。

表2 各石材矢穴痕法量（2）

石材番号	列名	矢穴番号	矢穴口長辺	矢穴底長辺	深さ	矢穴間隔	矢穴型式
23	ア	1	6.0	2.7	2.2		Cタイプ?
24	ア	1	7.0	5.0	4.7		Cタイプ?
25	ア	1	5.5	2.6	4.2		Cタイプ
26	ア	1	3.8	2.0	3.2	7.0	Cタイプ
		2	3.5	2.2	2.9		
27	ア	1	6.0	4.0	4.0		Cタイプ?
28	ア	1	4.0	2.3	2.5		Cタイプ
29	ア	1	4.5	—	—	11.5	Cタイプ
		2	4.5	—	—		
30	ア	1	6.5	3.9	7.5	14.0	Cタイプ?
		2	6.0	3.0	7.5	14.0	
		3	—	—	7.0		
31	ア	1	5.0	3.0	2.6	12.0	Cタイプ
		2	4.0	3.0	3.3	16.0	
		3	4.5	2.9	4.0	11.0	
		4	5.0	3.0	3.5		
32	ア	1	4.5	2.5	2.3	11.5	Cタイプ
		2	4.4	2.5	2.6	12.5	
		3	4.5	2.8?	2.0?		
33	ア	1	4.5	2.8	3.3		Cタイプ
34	ア	1	5.5	2.5	3.9		Cタイプ
		2	—	—	—	22.0	
35	ア	1	4.5	3.1	5.3	9.0	Cタイプ
		2	4.0	3.5	5.2		
	イ	1	4.5	2.8	2.7	23.0	
		2	4.0	—	—		
36	ア	1	7.0	3.5	4.0	6.2	Cタイプ?
		2	5.8	3.3	4.0		
	イ	1	9.0	2.9	3.7	10.0	
		2	5.0	2.8	3.0		
37	ア	1	7.0	3.0	4.8	10.0	Cタイプ?
		2	6.0	3.5	4.0		
	イ	1	3.3	3.0	3.2	15.5	
		2	3.6	3.0	3.2		
38	ア	1	3.5	3.5	3.0		Cタイプ
39	ア	1	5.5	3.6	3.6		Cタイプ
40	ア	1	4.8	3.3	3.5	9.0	Cタイプ
		2	4.0?	—	—	16.0?	
41	ア	1	5.0	—	—	9.0	Cタイプ?
		2	6.0	—	—	8.0	
		3	6.8	—	—		
42	ア	1	6.0	2.5	6.5	17.0	Cタイプ?
		2	6.0	3.5	6.9		
	イ	1	5.5	—	—	19.0	
		2	4.8	—	—	17.5	
		3	5.0	—	—		
43	ア	1	5.0	3.0	3.9	20.0	Cタイプ
		2	5.0	3.8	4.5	26.0	
		3	4.0~	—	—		
44	ア	1	4.0	3.3	3.5	18.0	Cタイプ
		2	4.5	2.8	4.0		
45	ア	1	5.2	4.5	5.0		Cタイプ
46	ア	1	5.0	3.0	3.0		Cタイプ

石材番号	列名	矢穴番号	矢穴口長辺	矢穴底長辺	深さ	矢穴間隔	矢穴型式
47	ア	1	5.0	3.5	5.0	8.0	Cタイプ
		2	5.0	4.5	1.8		
	イ	1	5.2	3.8	4.3		
		2					
	ウ	1	5.0	—	1.5		Cタイプ
48	ア	1	4.5	—	—		Cタイプ
49	ア	1	4.0	—	—		Cタイプ
50	ア	1	4.5	—	—		Cタイプ
51	ア	1	5.0	—	—		Cタイプ
52	ア	1	5.0	—	—		Cタイプ
53	ア	1	3.5	2.1	4.0	5.0	Cタイプ
		2	3.4	2.5	5.0	5.0	
		3	2.5	2.0	3.7	5.5	
		4	2.8	2.0	3.0	4.8	
		5	2.5	2.2	4.0	7.5	
		6	3.0?	2.0?	3.8	4.5	
		7	3.5	2.5	3.5	5.7	
		8	2.7	2.5	2.0		
54	ア	1	3.0	1.5	3.0		Cタイプ
55	ア	1	3.5	2.0	2.0	5.5	Cタイプ
		2	3.3	1.5	3.0	3.5	
		3	3.5	2.0	3.0		
56	ア	1	3.5	2.0	2.5	11.0	Cタイプ
		2	3.5	2.0	2.5	10.0	
		3	4.0	2.5	4.0	11.0	
		4	3.0	2.0	2.0	11.0	
		5	2.5	2.0	2.5		
	イ	1	3.0~	2.5~	2.0	11.0	Cタイプ
		2	3.5	2.0	2.5	7.5	
		3	4.0	2.5	3.0	10.0	
		4	3.5	3.0	3.0	12.0	
		5	4.0	2.5	3.0	9.0	
		6	3.5	2.5	3.0	11.0	
		7	3.5	2.5	12.0?		
57	ア	1	3.0	2.0	2.0	10.0	Cタイプ
		2	3.0	2.0	2.0	10.0	
		3	3.5?	2.0	2.5		
58	ア	1	3.5	2.0	2.5	8.0	Cタイプ
		2	3.0	2.0	2.0	9.0	
		3	3.0	2.0	2.0	10.0	
		4	3.0	2.0	2.5	11.5	
		5	3.0?	2.0	2.5	12.0	
		6	3.0	2.0	2.0	10.5	
		7	3.0	2.0	2.0	12.0	
		8	3.0	2.0	2.0	11.0	
		9	3.0	2.0	1.5	10.0	
		10	3.0	2.5	2.0		
59	ア	1	4.0	2.0	3.0	20.0	Cタイプ
		2	—	3.0	—	8.0	
		3	4.5	3.0	3.0	10.0	
		4	4.5	3.0	3.5		
60	ア	1	6.0	4.0	2.0	11.0	Cタイプ?
		2	6.0	—	1.0?		
		3	6.5	5.0	3.5		

75土管（図6、写真図版23-4）

68石組溝が東側で屈曲する付近の北面で検出した。68石組溝との接続部を確認したのみで、北延長については不明である。68石組溝に側面で接続する点は、上述73・74土管同様である。しかし、その両者が東西の間知石間に程よく収まるのに対し、75土管は収まりが悪く、土管西側に煉瓦が詰め込まれ、間知石との隙間を埋めようとしたようである。また、この土管上部の間知石は、他のものに比べ小さいものである。以上のことから、68石組溝を施工した段階には存在せず、その後補われたと考えられる。その時期として、大正時代の増築時を考えておきたい。

土管延長には、北翼がある。北翼検出の土管には、東端14区画内79枡から東へ伸びる80土管がある。80土管は、北翼より外側の延長が不明ではあるものの、75土管へ接続する可能性がある。「旧大阪府庁建物配置図」（図4）には、北翼東口から南へ向う屋外通路が描かれており、これに沿って土管を設置し、

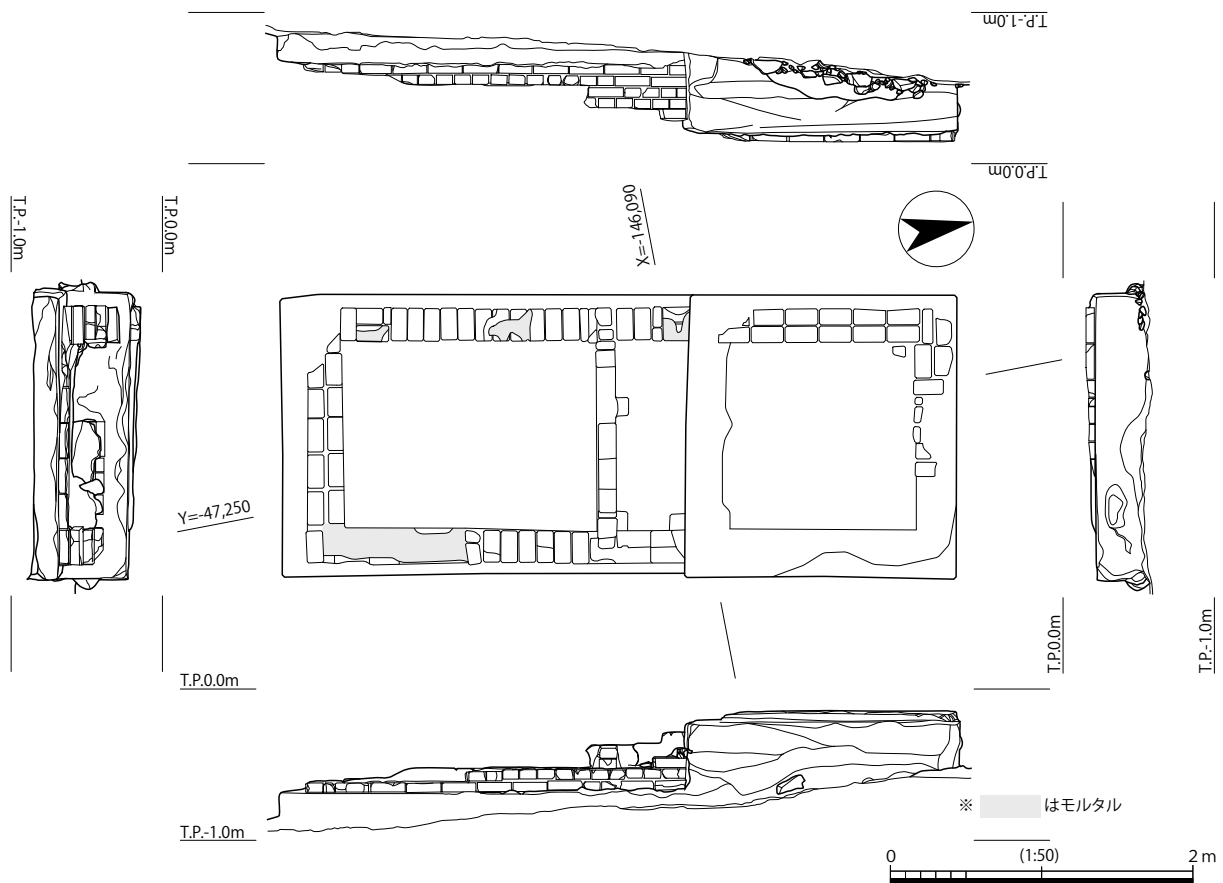


図16 58区画平・立面図

近接する炊事場からの排水も接続し、68 石組溝へ排水していた可能性がある。

58 区画 (図 16、写真図版 38 - 3)

中央棟南東で検出した小区画である。コンクリート基礎は、東西約 1.85 m、南北約 4.5 m の約 8.3 m²で、区画東辺は、南翼東辺と一致する。床はコンクリートで、北と南で約 45 cm の段差がある。基礎の厚さは、平均 20 cm 程で、段差部分が約 40 cm と厚い。壁は煉瓦造で、最大 5 段分が残存したが、一部を除き 2 段程度が残るのみである。壁の厚みは、外周壁が 1 枚積み、中央付近の間仕切り壁がその半分である。壁は、モルタルで仕上げられ、コーナー部は丸味を帯びるように塗られる。使用煉瓦には、岸和田煉瓦がある。

区画内は、さらに 3 区画に区分されている。いずれも東西方向は 1.2 m で、南北方向は北側が 1.2 m、中央が 45 cm、南側が 1.67 m である。このうち、中央の区画には、北東隅、南東隅、南辺中央に縦方向の煉瓦が設置され、北辺のコンクリートには、煉瓦が貼りついていた痕跡が確認できた。このことから、中央の区画は、これらの煉瓦を束状にし、床が張られていた可能性がある。北と南の区画の段差が、50 cm 程あることから、中央の区画は階段の可能性もある。

これは、「旧大阪府庁建物配置図」(図 4) の「来庁者控室」の一部と思われる。第 2 章第 2 節で既述の通り、東玄関の地下に人民控所があったとの記録があり (加藤 1979)、それに相当するであろう。しかし、検出できた 58 区画は極めて狭い。図の「来庁者控室」は、北端が 27・28 区画間基礎、南端が 30 区画中央、東端が南翼東辺、西端が北翼の 16 区画南辺の範囲である。このことから、「来庁者控室」の本体は、北側や西側にあったと推測できる。当区画からは、瓦、陶磁器等が出土した。

第2項 大正時代の増築庁舎

本節の冒頭に記したように、「北翼」と「南翼」が該当する。いずれも、確認できたのは地階で、建物内では煉瓦や石材による間仕切りの壁や通路が良好に検出できた。

概要

北翼は、中央北側が攪乱を受け、床面が残存せず、南翼は、南西部が平成18年度の府教委による試掘調査後に撤去されており残存しないが、これ以外の残存状況は比較的良好である。建物内の大まかなレイアウトは、東西方向に廊下があり、その南北両側に間仕切り壁で囲まれた区画があることを基本とする。この間仕切り壁などで囲まれた区画は、北翼で13、南翼で21をそれぞれ確認できた。

南北両翼とも、東西への突出部分を除く建物の幅は、壁の芯々間で、東西が144尺（約43.6m）、南北が66尺（約20m）を基本としていたと推定できる。

【基礎の構造】

確認できた建物本体の基礎構造は、まず建物基礎のコンクリート打設に先立ち、布基礎部に栗石を敷くものである（写真図版11-6・8）。栗石は、30cm大程の角礫が目立ち、その間を円礫で充填する。この上に、コンクリート基礎を打ち施工している（写真図版11-5・7）。多くの部分では、幅約1.02～1.15m、厚み約40cmだが、建物のコーナー部では、幅約1.3m、厚み約50cmである。また、暖炉など室内へ明瞭に突出した煉瓦施設があるところでは、当然ながら基礎も突出し、幅1.8～2.1mとなっていた。このことから、室内へ突出した煉瓦施設は、地階に留まらず、上部（1・2階）まで同様に突出した形状であったと推定できる。増築庁舎の詳細な図面は不明だが、「大阪府庁新建絵図」（巻頭図版2）の暖炉推定部が、1階と2階で同様に表現されているものと同様なものだろう。

【上部構造】

コンクリート基礎上の、建物の外周を取り巻く壁体である外周壁は、煉瓦による。

多くの部分で、まず煉瓦を3枚積みで2段もしくは3段積み上げ、さらに2枚半積みで数段積んだ後、2枚積みで積み上げる。ただし、コンクリート基礎の幅が広いコーナー部では、コンクリート基礎直上にまず煉瓦を3枚半積み、最終的に2枚半積みで積み上げる。

煉瓦の積み方は、コーナー部分に通常の大きさの煉瓦の4分の3の大きさの煉瓦である「七五」を使用していることから、オランダ積みを基本とすることがわかる。ただし、部分的にイギリス積みの特徴である、長辺方向に半分の大きさの煉瓦である「羊かん」の使用部分もあった。

構造材として使用される煉瓦の多くは、普通煉瓦だった。ただし、中にはこれよりも長辺が長いものや隅が切られている異形煉瓦、普通煉瓦の再加工品、破損品と思われる煉瓦屑の使用も見られた。

○外周壁の外表面と内面 外周壁外表面の煉瓦表面は、全面がタールで覆われていた。これは、地階ということから、防水効果を意図したようである。タールの外表面にはさらに白色の粘質シルトが塗られていた。これは、軟質化した漆喰を誤認した可能性もある。一方、外周壁内面である建物の内側の煉瓦表面には、漆喰が塗られていた。このため、内外面とも仕上がりは白を基調としたと考えられる。なお、床面上の外周壁最下段には、花崗岩の幅木が設置されていることを基本とする。

○間仕切り壁 間仕切り壁とは、建物内の空間を仕切る壁である。その間仕切り壁は、床面上の壁最下部に花崗岩の幅木を設置し、その間を煉瓦や煉瓦屑とモルタルで充填し、その上に煉瓦を1枚半で積むことを基本とする。一方、床面以下の基部には、煉瓦2枚（もしくは1枚半）積みで2段積んでいることが一部で確認できた。間仕切り壁は、外周壁施工後に造られており、接合部の外周壁内面には、一段

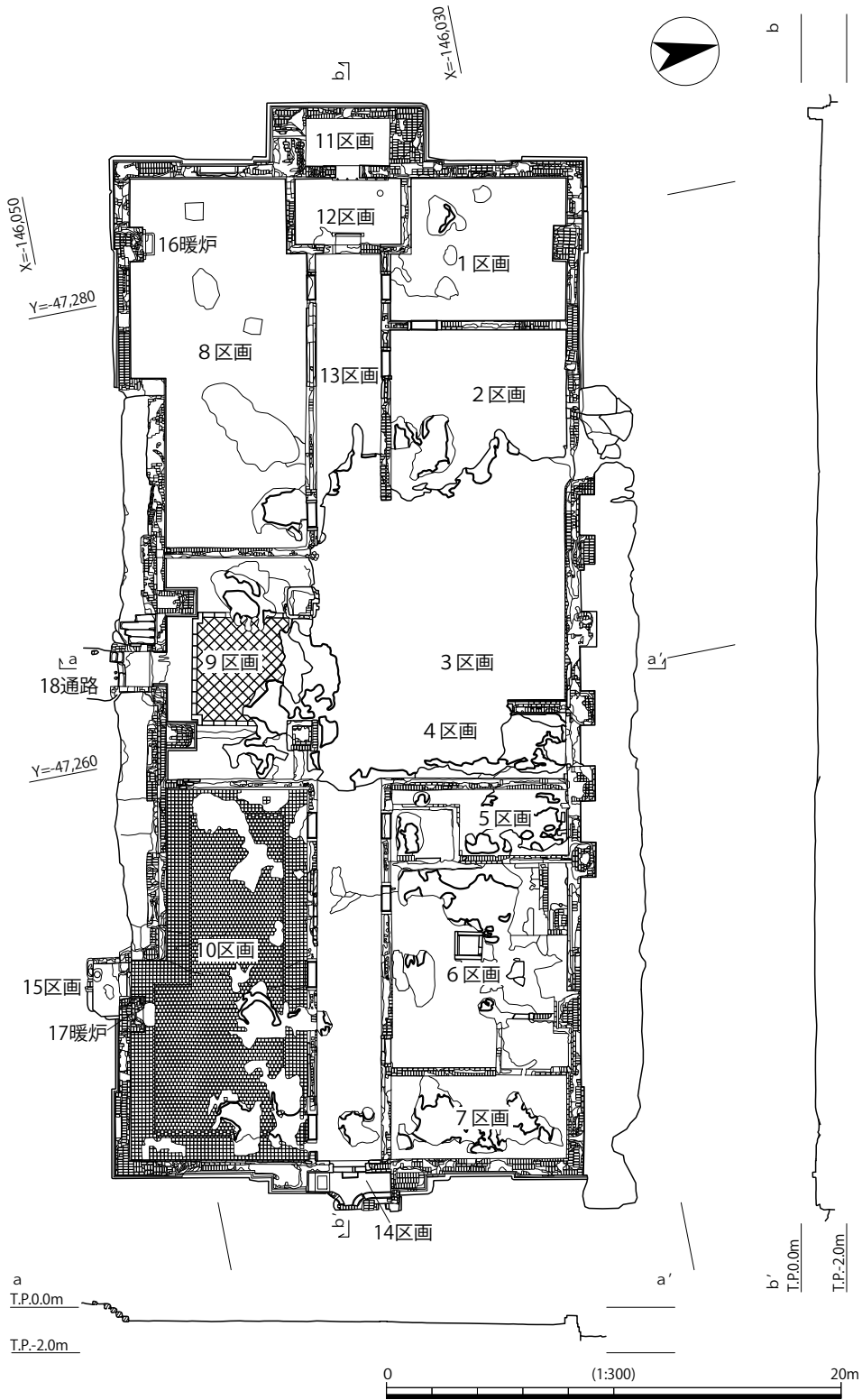


图17 北翼平·断面图

ずつ煉瓦が抜ける「下駄っぱ積み」となり、仕上げ墨が打たれる。「下駄っぱ積み」とは、下駄の歯が飛び出すように、凹凸をつけ煉瓦を積む方法で、煉瓦工事の途中でこのような積み方をし、次の作業でその凹凸を埋めるように煉瓦を充填しながら積み上げ、平滑な煉瓦の壁面を仕上げることでされる（網戸ほか 1988）。しかし、間仕切り壁の施工で、この煉瓦が抜けた部分に間仕切り壁用の煉瓦を差し込まずに、モルタルで塞ぐ例が多かった。

以下では、北翼・南翼の順で、各翼全体の概要の後、各区画について記す。各区画とも、基本的に、区画の規模、床面の状況、出入口、間仕切り壁の特徴、外周壁の特徴、出土品の概要の順に述べる。

1. 北翼

北翼では、廊下と考えられる区画も含め、外周壁と間仕切りに囲まれた 13 の区画が確認できた。「旧大阪府庁建物配置図」に地階の図面がないため、各区画をどの部署が使用したのかの詳細は不明である。ただし、同図からは、「内務部」が使用していたと推定できる。なお、北翼で確認できた区画は、概ね同配置図の区画と一致する。一致しない箇所は、6・7 区画間に間仕切り壁が表現されていない点である。

外周壁北辺の北側と調査区北端の鋼矢板の間では、コンクリートが確認できた。当初、これを府庁舎に伴うと考えたため、撤去しなかった。しかし、調査を進めると当該箇所が地下に当たることがわかり、府庁舎北側には地上に北門への出入口があったことが「旧大阪府庁建物配置図」（図 4）から推定できた。このため、この部分に府庁舎時に地下構造があったとは考えにくく、戦後の産業技術総合研究所の施設に伴うものと推定できる。

外周壁北辺外面には、6 箇所北側への突出が見られた。いずれも約 65 cm 北側へ突出し、その幅は約 1.5 m である。古写真や現府庁舎本館 1 階のブロンズ模型からは、この部分に 6 本の柱が立てられていたことがわかり、その柱の基部と考えられる。それらの資料からは、柱の構造が北翼西側出入口のものと同様であったと推定できる。

各区画の最低 1 箇所は、間仕切り壁の一部が途切れており、そこが出入口として使用されていた。出入口部には、長辺約 1.09 m、短辺約 38 cm の板石を設置する。そして、その両側の間仕切り壁際に、間仕切り幅とほぼ同じ、幅約 40 cm、厚さ約 15 cm、高さ約 35 cm の石材を置いている。この石材は、いずれも破損を受け正確な形状は不明である。検出した床面で、軸穴などは確認できなかったため、扉は蝶番による設置と考えられる。

使用煉瓦は、多くが岸和田煉瓦製で、大阪窯業や日本煉瓦の製品も比率としては少ないが見られる。これ以外にも明治時代築造時に使用されていたと考えられる「阪府 授産所」や「HANFU JUSANSIO」銘を持つ煉瓦も見られるが、これらは転用品であろう。これら以外に、会社名等が不明の刻印も見られる。

1 区画（図 18、写真図版 3・4・11）

東西幅約 6.2 m、南北幅は西半が約 6.8 m、東半が約 7.65 m で、当区画の面積は約 43.8 m² である。北辺中央の幅 1.55 m 部分が、約 55 cm 区画内側の南側へ突出する（写真図版 4-1）。出入口は、東辺の 2 区画との間（写真図版 3-3・5）、南辺の 13 区画との間の、2 箇所が確認できた。

2 区画との間の間仕切り壁は、北端で、床面上に設置された花崗岩の幅木と、その上の煉瓦 1 枚半積み確認できた。しかし、これ以外の 1・2 区画との間仕切り壁の大半や、12・13 区画との間仕切り壁は、床面上に設置された花崗岩の幅木とその間を充填する煉瓦屑とモルタルが確認できたのみで、これより上位の煉瓦壁は残存しなかった（写真図版 3-3）。

外周壁や基礎は、建物コーナー部であることから、幅広の部分を含む。コンクリートの幅は、コーナ

一部で約 1.3 m、南側へ突出する部分で約 2.1 m である。同箇所（1 区画北西隅）は、コンクリート基礎上面の調査を行い、煉瓦圧痕を確認した（図 18 左上、写真図版 11 - 5）。

外周壁内面の煉瓦は、最下段の幅木直上に、「平」を見せるものがあった。西辺北側は、漆喰で隠れており確認できなかったが、西辺はいずれも「平」を見せると考えられる。北辺の突出部では、岸和田煉瓦の刻印が確認できた。また、南西隅の 12 区画との境目付近の外周壁内面では、壁に埋め込まれた配管を検出した（写真図版 3 - 1）。

なお、当区画からは、「BIZEN-INBE」銘（123・124）・「MARUSAN」銘（130・131）や無刻印（146）の耐火煉瓦や、暖炉に伴うと推定できる煙突形土製品（174）が出土した。当区画に暖炉はないが、北辺中央が南へ突出しており、この突出は後述する 8 区画の暖炉と類似する。このことから、地上階の当該箇所に暖炉があった可能性がある。この他に、煉瓦〔岸和田煉瓦（46・55）、大阪窯業（59・60・66・67）〕、鉄製品（337）、コンクリート・モルタル製柱材（506～508）、ガラス瓶等が出土した。

2 区画（図 18、写真図版 3）

東側が攪乱を受け、東西幅 7.4 m 以上、南北幅約 7.65 m である。出入口は、西辺 1 区画との間、南辺 13 区画との間の、2 箇所が確認できた。ただし、「旧大阪府庁建物配置図」（図 4）の 1 階と同様の間仕切り壁が地階にもあったとすれば、2 区画は比較的広い区画であると予想でき、東側の 3 区画との間や南側の 13 区画との間にもう一箇所の出入口があった可能性もある。

13 区画との間仕切り壁は、西側で花崗岩の幅木が残存したが、東側では幅木も残存せず、幅木以下の 2 列の煉瓦が確認できたのみである（写真図版 3 - 4）。区画東側の攪乱断面では、検出面であるコンクリート床面下に、タール層が見られた。なお、間仕切り壁付近から、配管（359）が出土した。

外周壁も攪乱のため残存状況が悪く、幅木が残存するものは、西端に限られる。攪乱部分では、床面以下の煉瓦が確認できたものの、多くが破損を受け、詳細は不明である。

当区画からは、煉瓦〔「阪府 授産所」銘、岸和田煉瓦（49・53）、大阪窯業（58）、日本煉瓦（80）、無刻印〕、土管（157）、煙突形土製品、スレート瓦（519）等が出土した。なお、3・4・13 区画に広がる攪乱中からは、3.8 cm 四方の乾式タイルが出土した。攪乱は、昭和 30 年代の産業技術総合研究所施設に伴うと考えられ、周辺の区画で同様のタイルが見られないことから、戦後のものと考えられる。

3 区画（図 19）

東西、南北とも幅は不明だが、後述する 4 区画と同様の、東西幅約 2.9 m、南北幅約 7.65 m だろうか。南側に出入口があったかもしれないが、攪乱のため不明である。南側は、9 区画を挟んで 16 通路であり、間仕切り壁がなかった可能性もある。しかし、後述の南翼では、対称の位置の 46 区画に間仕切り壁があるので、いずれの可能性もあり得る。

4 区画との間仕切り壁は、幅木以下の基礎の煉瓦 2 枚積み 2 段分が残るのみである。なお、2 段目下には薄いコンクリート層があり、さらにその下層でタール層が確認できた。

外周壁は、2 区画同様残存状況が悪く、北東隅で僅かに幅木が確認できたのみである。なお、幅木の下 2 段目と 3 段目の煉瓦の間には、タール層が明瞭に確認できた。タール層より下では、煉瓦 1 段分が確認できたが、本来はもう 1 段煉瓦があり、その下部にコンクリート基礎が存在したと推測できる。

4 区画（図 19、写真図版 4 - 2）

東西幅約 2.9 m、南北幅は不明だが、約 7.65 m で、面積は約 22.2 m² であろう。床面は、東端の間仕切り壁際で僅かに残存するのみである。南側に出入口があったかもしれないが、攪乱のため不明である。

5区画との間仕切り壁は、幅木以下の基礎の煉瓦2枚積み2段分が残るのみである。南側の一部では、モルタル上に花崗岩の幅木を設置した痕跡が見られた。

外周壁は、2区画同様残存状況が悪く、北東隅と北西隅で僅かに幅木が確認できたのみである。

5区画（図19、写真図版4-2）

東西幅約2.9m、南北幅約7.65mで、面積は約22.2㎡である。床面は、中央や南西の間仕切り壁際で残存するが、それ以外は表面の剥離やタール層の露出が見られる。出入口は、南辺13区画との間、東辺6区画との間の、2箇所が確認できたが、後者は残存状況が悪い。

4区画との間仕切り壁は、4区画側に花崗岩の幅木が設置されていた可能性が推定できるのに対し、5区画側に同様の痕跡が見出せなかった。一方、6区画との間仕切り壁においても、残存状況は悪いが、6区画側に花崗岩の幅木が残るのに対し、5区画側では、北端の幅木と同じ高さまで煉瓦が積み上げられていた。このことから、5区画周囲には、花崗岩の幅木が設置されていなかったと考えられる。

なお、6区画との間仕切り壁の床面以下は、まず、入口より南側の南端で、基部の煉瓦1枚積みを確認できるのみで、モルタルに隠れており他所同様の2枚積みなのかは不明である。中央部は、1枚半積みであることが明瞭だが、北端は、上部の幅木のため不明である。このことから、この間仕切り壁基部の煉瓦は、他所同様の2枚積みではなく、1枚半積みであると思われる。

13区画との間仕切り壁は、幅木も残存せず、その痕跡のモルタルと、幅木間に詰められたモルタルで固まった煉瓦屑が見られる程度であった。このモルタルに隠れ、床面以下の煉瓦の枚数は不明である。

なお、5区画内の南側には、床面の剥離が見られ、小区画が存在したと考えられる。この小区画基部は残存状況が悪く、最下段の煉瓦一部やモルタルが残るのみだが、北辺が煉瓦1枚半積み、西辺が1枚積みの可能性がある。この小区画が、他と同様の間仕切り壁であれば、北側へ入れないこととなるため、この区画痕跡は、煉瓦造の段差状施設であろう。このことと、区画周囲に幅木が見られないことに関連があることが考えられる。当区画は、間仕切り壁のみならず、外周壁の残存状況も悪い。このため推定ながら、後述する南翼44区画同様、木材を埋め込んだ壁が周囲にあり、床面が高床構造であった可能性を推定しておく。

6区画（図20、写真図版4-3）

東西幅約8.9m、南北幅約7.65mで、面積は約68.1㎡である。床面は、北西や南側の一部で残存する。この床面が残存する箇所では、表面が赤いコンクリート（486）が打たれていた。これが、現在のカラークリートやカラーコンクリートとよばれるものに相当するのかは不明である。少なくとも、検出状況から推定できる施工時期は、昭和20（1945）年以前である。

区画中央では、コンクリート製の枘が確認できた。外側の各辺は約1.2m、内側の各辺は約90cmで、深さ約20cmである。枘内には、10YR1.7/1 黒の砂礫層が見られた。これは、機械掘削時に除去した周辺の北翼内埋土と大きく変わらない。なお、この枘に接続する土管はなく、水場とは考えにくく、性格を明らかにできなかった。枘内からは、鉄釘（307・308）等が出土した。

区画内の北西と北東では、小区画を確認した。

北西の小区画は、まず西辺が5区画との間仕切り壁で区切られる。南辺には、1枚半積みの煉瓦1段分が残存し、その上部にモルタルが塗られる。モルタル上で明瞭な煉瓦圧痕は確認できなかったが、表面の仕上がりは雑なので、残存面より上位に機能面があったと推測できる。ただし、この1枚半積みの煉瓦は、後述する小区画北東側の煉瓦構築物手前で途切れる。東辺には、1枚積みの煉瓦2段分が残存し、

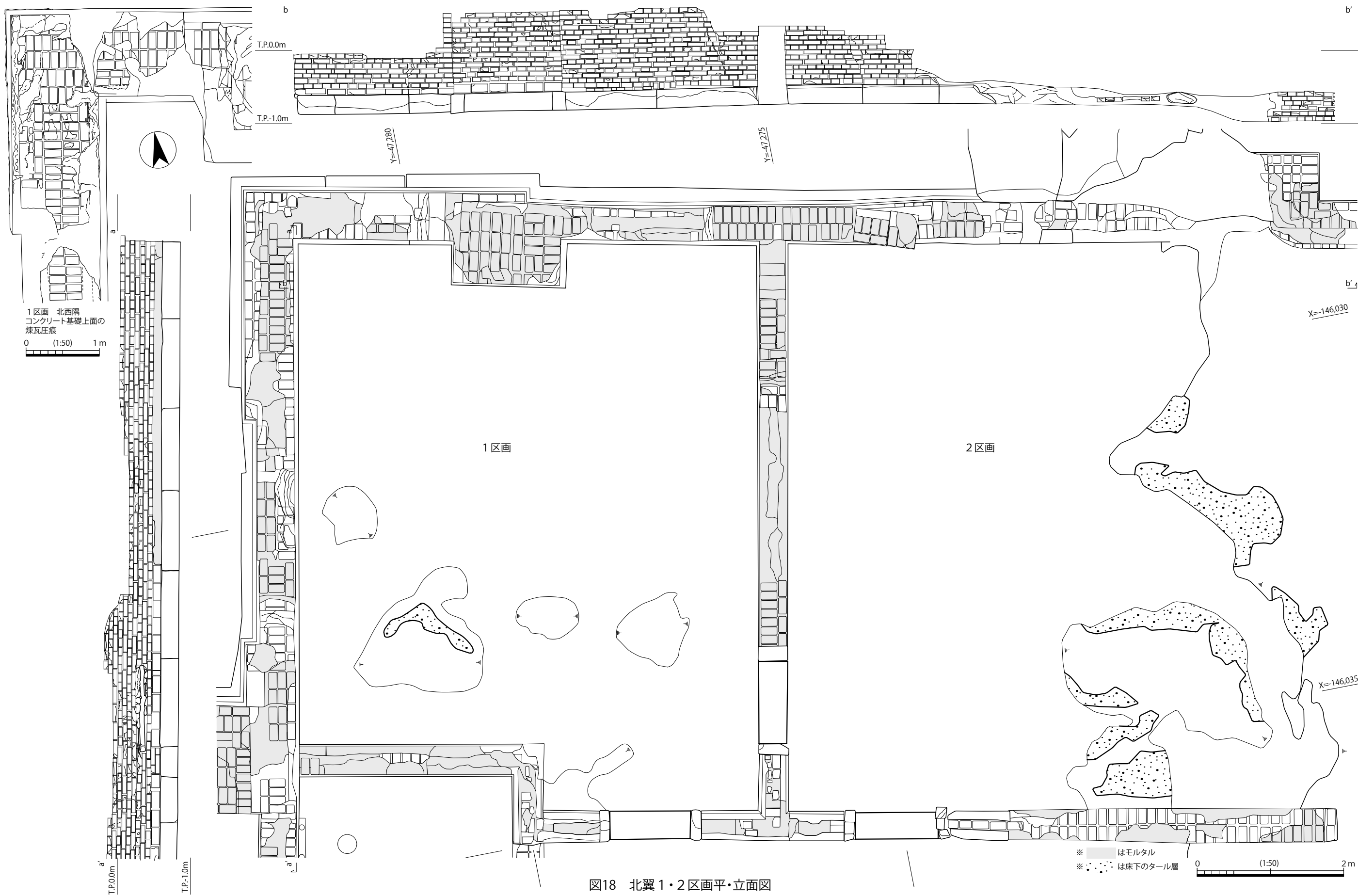


図18 北翼1・2区画平・立面図

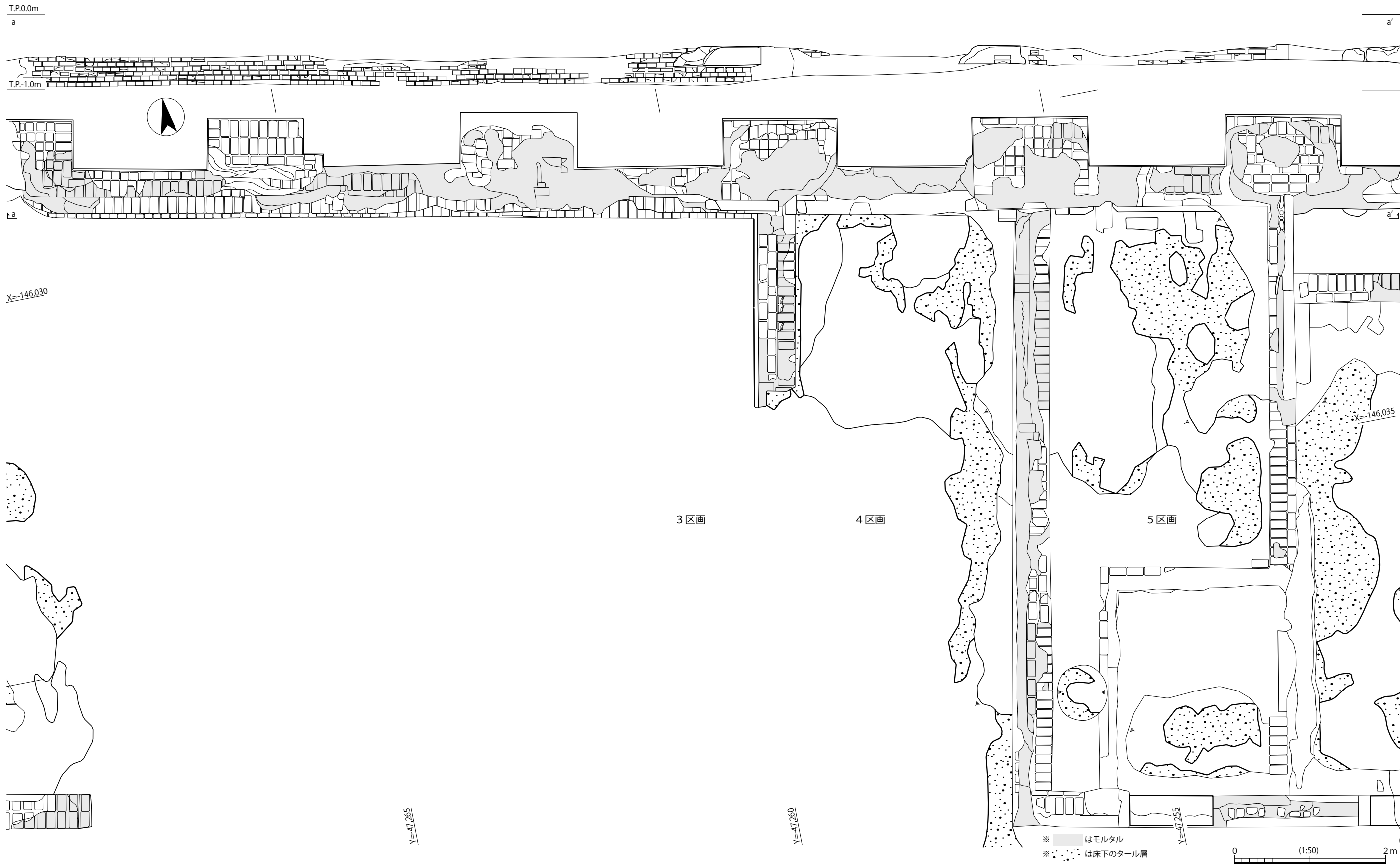


図19 北翼3・4・5区画平・立面図

その上部にモルタルが塗られていたが、平滑に仕上げられており、これが仕上がり形状であったと考える。この東辺煉瓦の西側には、幅 15 cm程の石やコンクリート片が見られ、これを挟み、東西約 75 cm、南北約 60 cmの煉瓦構築物がある。煉瓦 1 段分が残存し、その上部にはモルタルが見られ、煉瓦の圧痕が残ることから、さらに煉瓦が積まれていたと判断できる。この西側には土管が設置されている。煉瓦構築物南側は、床面のコンクリートが剥離しており、上述の当小区画東辺煉瓦の西側、幅 15 cm程の石やコンクリート片が見られる部分と連続し、幅木が設置されていた可能性がある。これらに囲まれた小区画の広さは、東西約 2 m、南北約 80 cmである。土管が設置されていることから、水場と考えられる。土管は、北外周壁を抜け、北側に排水されたと考えられるが、その延長は不明である。また、土管東側の煉瓦構築物の性格も不明である。

北東の小区画は、まず東辺が 7 区画との間仕切り壁で区切られる。南・西辺には、1 枚積みの煉瓦が部分的に残存し、西辺では出入口と考えられる板石が見られた。板石は破損しているが、長さ 70 cm以上、幅 20 cmで、他の出入口に設置されている板石よりも小さめである。なお、この西辺煉瓦の北延長の外周壁は、南側へ突出している。破損により床面が剥離しているため、突出の正確な規模は不明だが、1 区画北辺中央の突出同様の規模（東西約 1.55 m、南北約 55 cm）と推測できる。1 区画同様、当区画では暖炉が築かれていないが、上層階には設置されていた可能性がある。なお、後述する 17 暖炉とは、13 区画を挟んだ線対称の位置に当たる。

出入口は、南辺 13 区画との間の 2 箇所を確認できた。そのうち、西側の出入口は他と同様だが、東側の出入口は、13 区画側に花崗岩の幅木片が残り、この北側の板石南側が破損を受けている。このことから、当初は出入口であったものの、後に間仕切り壁に変更されたと考える。

7 区画との間仕切り壁は、6 区画北東側の小区画より南側では、床面とほぼ同レベルの基部が残るのみである。残存状況で煉瓦 1 枚半積みであることが確認でき、5・6 区画間の間仕切り壁と同様である。一方、13 区画との間仕切り壁は、幅木も残存せず、その痕跡のモルタルと、幅木間に詰められたモルタルで固まった煉瓦屑が見られる程度であった。

外周壁は、残存状況が悪く、花崗岩の幅木は、北西側の小区画部分で確認できた程度である。しかし、これ以外の箇所でも、残存する煉瓦と区画内床面の間に、その痕跡が確認できたため、区画北辺（外周壁）の床面上には、花崗岩の幅木が設置されていたと考えられる。

当区画からは、煉瓦（「阪府 授産所」銘、岸和田煉瓦）、タイル（淡陶 G タイプ）、銅線、金属製品（410）、陶磁器等が出土した。

7 区画（図 20、写真図版 1 - 2）

東西幅約 3.6 m、南北幅約 7.7 mで、面積は約 27.7 m²である。床面の残存状況は悪く、床のコンクリート以下のタール層が露出する部分も多い。出入口は、13 区画側にはないようだが、6 区画側の、同区画北東側小区画との間にあったと考えられる。このことから、7 区画は 6 区画からのみ出入りできた区画と考えられ、6 区画に付随する保管庫のようなものだったのかもしれない。

6 区画との間仕切り壁は、上述の通り、基部の煉瓦が確認できたのみである。この煉瓦上には、モルタルが残る部分があったが、モルタル上に花崗岩の幅木の存在を示す痕跡は見出せなかった。後述の外周壁の状況からは、花崗岩の幅木は設置されていなかった可能性が高い。

外周壁は、残存状況が悪い。ただし、床面と外周壁と間に、花崗岩の幅木が設置されていたと考えられる空間や、剥離痕跡は見出せなかった。また、床面から 3 段分の煉瓦が、10 cm程区画内へ張り出し

て施工されていた。この高さと同さは、他で見られる花崗岩の幅木と同様である。このことから、5区画同様、花崗岩の幅木は設置されていなかったと考えられる。なお、外周壁の煉瓦積みは、コーナー部であることから、他より壁厚が厚い。床面以下は不明だが、床面より上の煉瓦3段分は、3枚積みで施工され、これより上位が2枚半積みであったと考えられる。ただし、3枚積みの数段の中には、2枚半積みの煉瓦と、煉瓦屑とモルタルで厚みを調整している部分もあった。

当区画からは、タイルが出土したが、後述の10区画と同じもので、同区画からの混入品と判断した。

8区画（図21、写真図版5～7）

東西幅約16.1m、南北幅は西端の16暖炉以西が6.85m、16暖炉以東から外周壁南辺屈曲部までが7.7m、これより東側が6.15mで、面積は約109.5㎡である。当区画の南辺には、暖炉が設置されている。床面は、一部で破損を受けるが残存状況は比較的良好である（写真図版5-1）。出入口は、北辺の13区画との間仕切り壁中、2箇所を確認できた。

9区画との間の間仕切り壁は、南端の外周壁際で花崗岩の幅木片が確認できる以外、幅木間に充填されたモルタルと煉瓦屑最下部と、基部の痕跡のみである。床面以下の煉瓦は、2枚積み1段分が部分的に確認できた。この間仕切り壁と外周壁の接続部分では、墨打ちや、下駄っば積みが確認できた（写真図版7-3）。墨打ち間隔は約38cmで、煉瓦による間仕切り壁の幅と一致する。実際に、外周壁内面の墨打ちより外側では、煉瓦表面に塗られた漆喰の痕跡が確認できたが、内側では確認できていない。また、下駄っば積みの凹み部分には、煉瓦が充填されず、モルタルが詰められている。

12・13区画との間の間仕切り壁は、12区画西端で花崗岩の幅木から上の、煉瓦最大13段分が確認できたが、これ以外では幅木の花崗岩とその間を充填するモルタルと煉瓦屑が確認できた程度である（写真図版6-3）。なお、12区画との間の間仕切り壁最下段の、花崗岩の幅木直上の煉瓦の露出面で、12区画側と8区画側で違いがある。12区画側は、外周壁の同部分同様、「平」を露出させるが、8区画側は「小口」と「長手」を露出させる（写真図版5-4）。

外周壁は、残存状況が良好で、花崗岩の幅木から上で最大23段分、コンクリート基礎から上では32段分が確認できた。コーナー部の煉瓦2枚半積みも痕跡ながら良好に観察できた（写真図版5-2）。

外周壁内面の煉瓦は、最下段の幅木直上に、1区画同様、「平」を見せるものがあつた。特に、北辺で明瞭で、岸和田煉瓦の刻印が確認できた資料が多い（写真図版5-5）。ただし、西辺の南端では、「長手」を見せるものに変化する。そこでの使用煉瓦は、通常の煉瓦よりもやや薄手で、平の片面が剥離した破損品もしくは加工品のようなものである。南辺の16暖炉東西では、「平」が露出するが、完形ではなく、その半分程度（11～12cm程）の大きさのもの（「半枘」？）を使用している。これも破損品もしくは加工品であろう。さらに、16暖炉の東約2mより東側では、「長手」を見せるものに変化している。

この16暖炉の東約2m地点は、煉瓦の積み方と種類が変化している（巻頭図版3-2）。このため、後世の破損が生じ、亀裂が見られる。この部分が、煉瓦積み施工単位を示すものであろう。その範囲は、使用煉瓦や積み方の特徴から、南辺の西端からここまでと、ここから東側の屈曲部までが推定できる。東側の屈曲部までが約3m、西端までが6mであり、西端までの間の16暖炉付近に単位があるのかもしれないが、確認できなかつた。また、他の部分で同様な単位が明確に確認できなかつたため、証拠不十分ではあるが、施工の一単位として、約3m（約10尺）という単位があつた可能性がある。

また、外周壁煉瓦壁の残存上端では、窓枠材と思われる花崗岩材が数点確認できた。

西辺では、南端から約3.8m地点を南端とし、幅約1.8m、高さ約15cmの石材が確認できた（写真

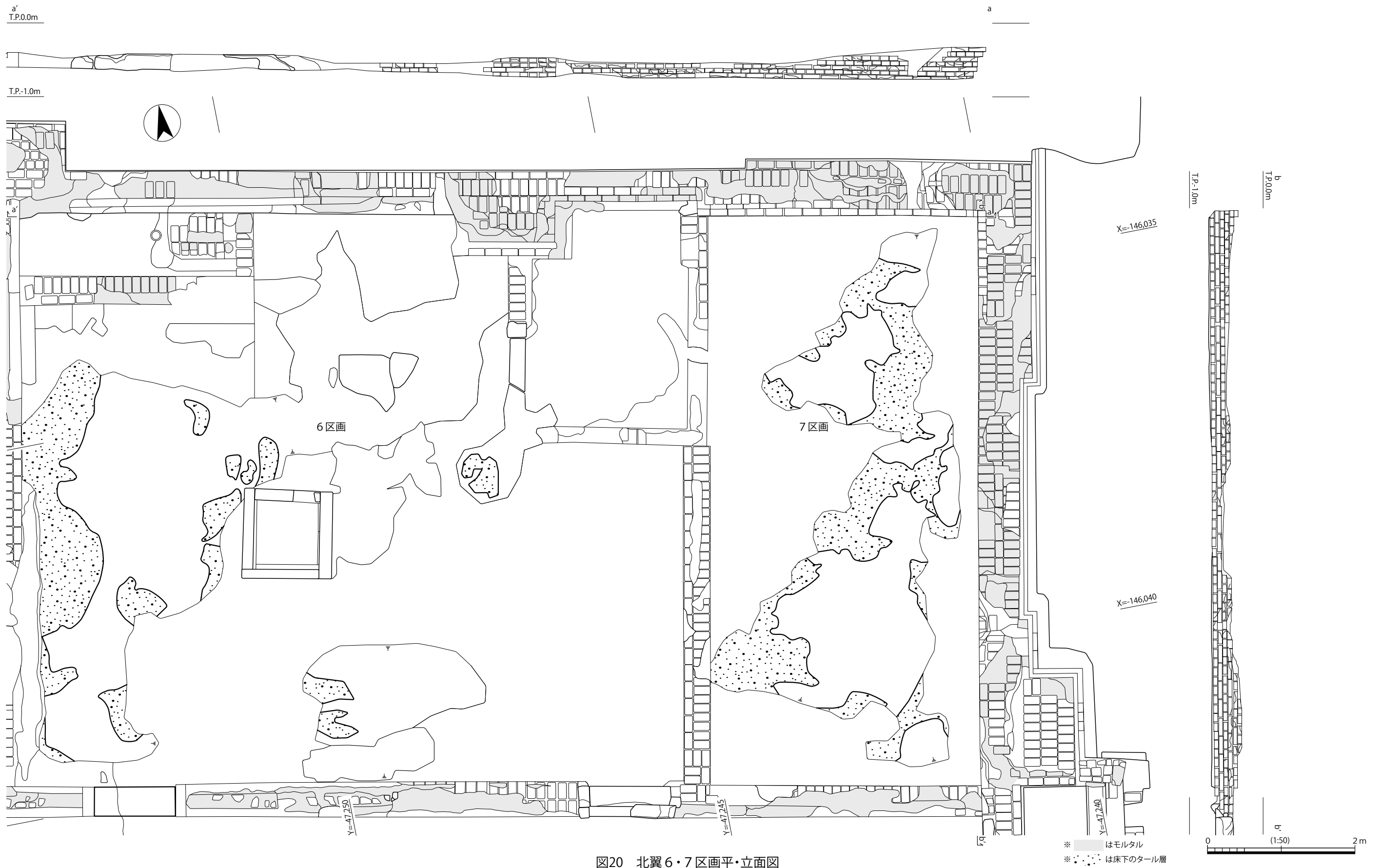


図20 北翼6・7区画平・立面図

図版6-1)。床面から約1.4 m上が石材の下端である。この石材は、南北と東が幅約10 cm縁状を呈し、その内側は西側に向かい弱く下方傾斜する面を持つ。なお、この石材南東の、石材と煉瓦間のモルタル中には、打ち込まれた釘が残存していた（写真図版6-4）。窓枠施工に伴うものかもしれない。

また、南辺の16 暖炉東側約40 cmと約1.2 m地点にも花崗岩の破片が確認できた（写真図版6-2）。上述の西辺のような石材ではなく、窓枠材ではない可能性もある。しかし、外周壁の煉瓦中に同様な石材が見られる例はない。また、石材の検出レベルは、西辺の窓枠材検出レベルと同様である。さらに、現府庁舎本館に展示されているブロンズ模型の1・2階部分の窓の位置を地階にも敷衍させることができるのであれば、当該部分に窓があった可能性が高い。このことから、この石材は窓枠材の残骸と考える。なお、上記ブロンズ模型からは、これより東側や、16 暖炉を挟んだ西側にも、窓が存在したと推定できる。しかし、当該部分より東側の外周壁は、数段分残存状況が悪いため、確認できなかった。一方、16 暖炉を挟んだ西側でも、外周壁外側の煉瓦の残存状況が悪く、確認できなかった。同様に、北翼北辺にも窓があったと考えられるが、上記の通り外周壁の残存状況が悪く、いずれも確認できなかったと考えられる。なお、この南辺の石材両端同士の幅は、約1 mで、西辺の石材より小さい。上記ブロンズ模型の北辺もしくは南辺の窓は、北翼北辺に見られる6箇所基礎の突出部同士の間に収まり、その両側に多少の余裕がある幅であることがわかる。検出できたこの突出部間の幅は、約1.8 mである。このことから、約1 mという幅は、概ね妥当と判断できる。後述する10区画に見られる石材からは、幅約1.15 mであった可能性がある。北翼正面の西辺に比べ、南・北辺の窓は、幅狭であったのだろう。

外周壁の内、中央棟の19区画西端と接触する、8区画南辺屈曲部の南北方向部分では、異形煉瓦の使用が確認できた。詳細は、第3節で記すが、検出面に現れていた煉瓦（写真図版6-5）は、隅を焼成前に予め切って丸く加工している、長辺が普通煉瓦より長い異形煉瓦である（98・99）。この隅を切っている部分は、区画内側を向かず、コーナー部での使用でもない。このことから、異形煉瓦を使用する必要がない箇所での使用と言える。なお、この周辺には、これ以外にも普通煉瓦より長い異形煉瓦の使用が確認できた。それらも、必ずしも使用する必要がない箇所と考えられる。これら異形煉瓦の製作時期は不明だが、明治時代当初の庁舎に使用されていたものの転用品の可能性もある。

なお、この異形煉瓦が使用される外周壁屈曲部南北方向より西側では、2枚積みの煉瓦が明瞭に確認できた（写真図版5-3）。煉瓦には刻印が見られるものもあり、確認できたものはいずれも岸和田煉瓦である（42）。一方、それより東側の中央棟19区画と接触する部分は、特にその東端の9区画側で、乱雑な煉瓦積みを確認できた（写真図版7-1）。乱雑なのは19区画側で、最終的に表面となる8区画側は平滑に仕上げられる。これは、北翼の増築時に、中央棟との接触部の施工が、コンクリートを打ちながら煉瓦を充填するような、慌しいものであったことを示すのだろう。その理由は、施工の際の湧水にあった可能性が考えられる。

当区画からは、煉瓦〔「HANFU JUSANSIO」銘、岸和田煉瓦（40・41・43）、大阪窯業、日本煉瓦（79）、異形煉瓦（98・99）、無刻印（110）〕、土管（163）、鋸（320）、銅製品（401）、陶磁器、スレート等が出土した。

16 暖炉（図21、巻頭図版4-1、写真図版10-7・8、11-1）

8区画南西で確認でき、今回の調査で確認できた暖炉の中で最も残存状況が良好なものである。幅約1.55 mで、外周壁から約60 cm突出し、残存高約1.8 mである。この突出形状は、上述した1区画や6区画北辺の突出と同様である。この突出部西側外面の花崗岩の幅木より14段目の煉瓦小口には、

「HANFU JUSANSIO」銘の刻印が確認できた(図27-6、写真図版10-8)。

この突出部南辺の幅約70cm、高さ約95cm～1mが開口する。この開口部上部は、アーチ状を呈するが、その部分の煉瓦にクサビ形の^{せりも}迫持ち煉瓦は見られない。開口部側面の東側には、煉瓦面に対し、斜め方向の面を持つモルタルが細長く残っていた。詳細な性格は不明だが、マントルピースに係わると推測できる。奥行きは約25cmで、この暖炉底・内面には耐火煉瓦が使用され、確認できるのは、「MARUSAN」銘に限られる(写真図版10-7)。内面の耐火煉瓦は、15段分が確認でき、8段目より上位は徐々に持ち送り、上端の耐火煉瓦間の間隔は、約20cmである。これより上部には、煉瓦中に埋め込まれた土管が見られる(写真図版11-1)。煙突として使用されていたと考えられるが、その内面に炭化物の付着は確認できなかった。なお、暖炉内面の耐火煉瓦の使用は、最前面の1枚分のみで、これより奥は普通煉瓦である。暖炉前面の石材は、暖炉側の一部が残存するのみだが、後述する南翼56暖炉のような石材が設置されたのであろう。

9区画(図22、写真図版7・8)

東西幅は約9.65m、南北幅は西端と東端が約6.6mで、面積は約56.7㎡である。中央棟からのエントランス部にあたり、4方に柱が設置されている。床面では、モルタル上に線を引くことでタイルを模す細工も見られた(写真図版7-2)。区画内4方向の柱付近ではL字状に細工するが、明瞭に残存するのは南東側のみで、南西側ではクランク状である。線の引き忘れかもしれない。これに連続する外縁部は、短辺21cm、長辺50cmの長方形を連続させる。この長方形間の角同士を斜めに結び、内側の縁側で直角三角形、それ以外は一辺約35cmの正方形を連続させる。

なお、区画内南東柱の北辺中央から北へと、北東柱東側で床面の剥離が観察できた。これらは、後述する南翼36区画西側に見られる痕跡と類似する。「旧大阪府庁建物配置図」(図4)には、いずれにも階段が表現されており、これらもその痕跡であろう。同図によれば、1階におけるこの階段表現部分の北側に「上ル」、南側に「下ル」とあり、1階の南側から地階へ下る階段があったと考えられる。これは、北東柱東側で床面の剥離と南翼36区画における成果から、階段の1段目の可能性が考えられ、同図の表現と一致するものであろう。

北側が攪乱を受けるため、当該部分の形状や間仕切り壁の有無は不明である。しかし、13区画との間に間仕切り壁を設けず、直接13区画と繋がっていたと推測される。

10区画との間仕切り壁は、南端の外周壁際で花崗岩の幅木とその上部の1枚半積みの煉瓦が確認できるものの、これ以外は、幅木間に充填されたモルタルと煉瓦層最下部と、基部の痕跡のみである。

外周壁は、残存状況が良好だが、上部は破損やモルタルのため、煉瓦の単位が十分には観察できない。外周壁内面最下部の床面上には、花崗岩の幅木が設置されている。

当区画では、外周壁に取り付く柱が、南東と南西で確認できた。いずれも外周壁から、約1.25m北へ突出し、幅も同値である。なお、上部では幅約1mで、煉瓦4枚半積みと思われる。

当初、この柱外面には漆喰が良好に残存していた。その漆喰は、大きく3層構造である。煉瓦表面に残る極薄い漆喰層が最初に塗られたもので、これは煉瓦にこびりついていて、この上に、5mm弱とやや厚手ながら軟質で粗めの漆喰が塗られ、最終的に薄手の精良な漆喰が塗られる。また、幅木のやや上部には、漆喰により成形されている部分が見られた。南西柱では、断面半円形状であり(写真図版8-1)、南東柱では断面台形状である(写真図版8-2)。

このうち、南東側の柱背面に当たる外周壁内面では、この柱に伴うと考えられる墨打ちが確認できた。

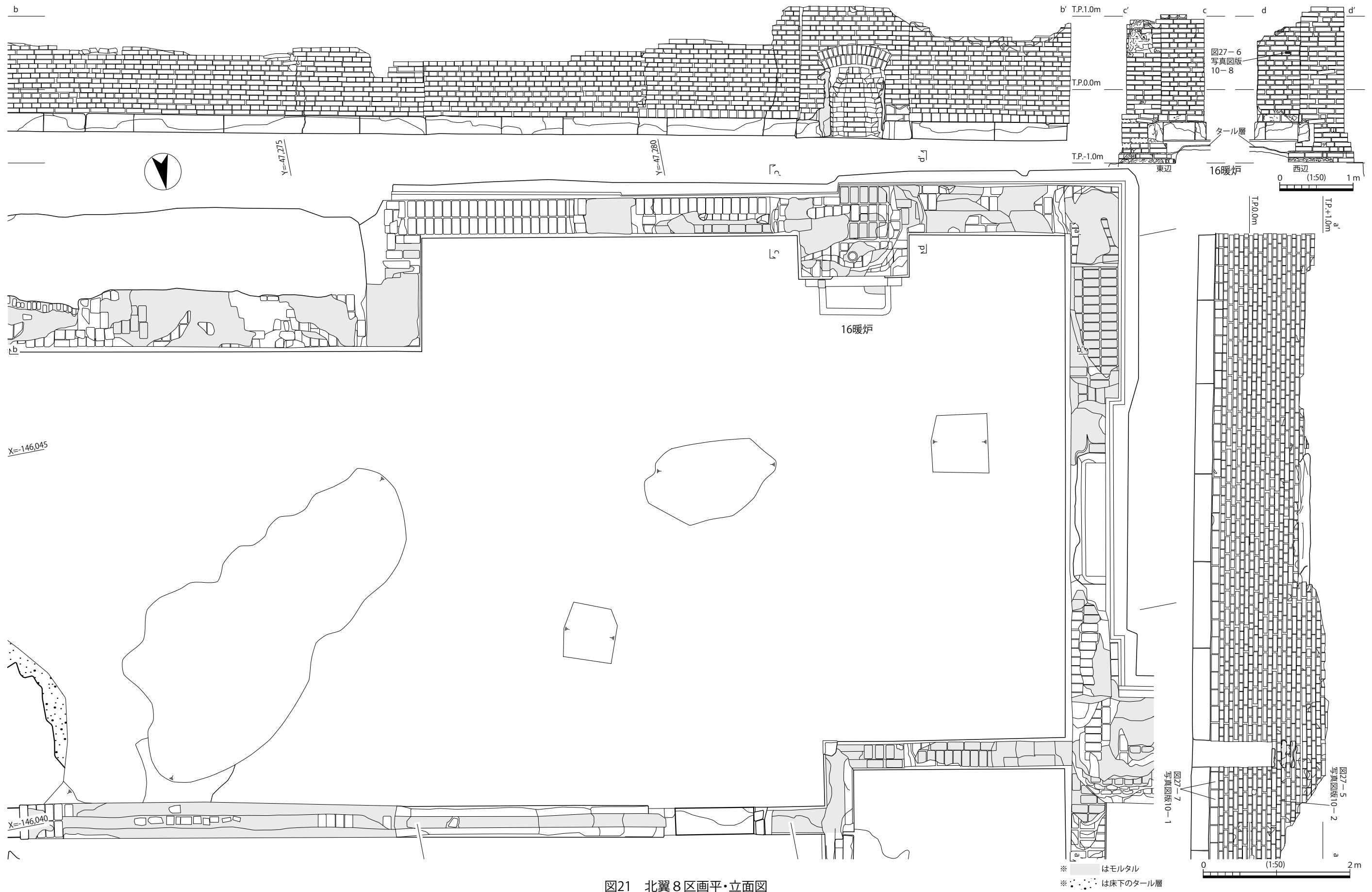


図21 北翼8区画平・立面図

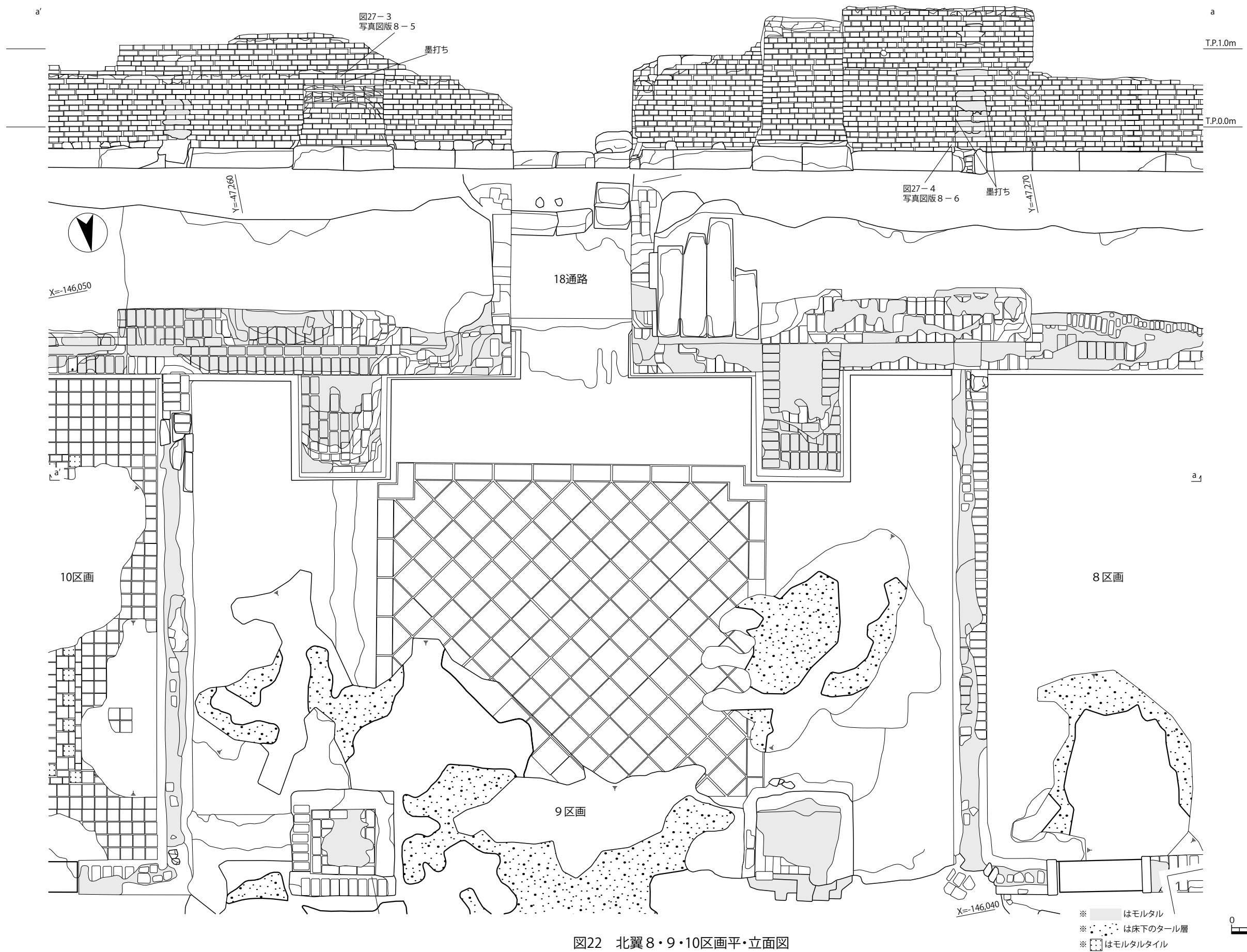


図22 北翼8・9・10区画平・立面図

墨打ちは、煉瓦2段程度で確認できたのみだが、柱の中心相当と考えられる。この墨打ちがあることから、この柱部分は、外周壁施工後に間仕切り壁等と同じような段階に施工されたと推定できる。なお、柱部分と外周壁とでは、花崗岩の幅木の高さが異なり、柱のほうがやや高めのものを使用している（写真図版8-3）。ただし、花崗岩の幅木の高さが異なるのは、この箇所のみである。

また、外周壁内面の煉瓦の一部には、「小口」に刻印が見られた。8区画との間仕切り壁際の下から2段目、南東柱背面の上から3段目の刻印（図27-4・3、写真図版8-6・5）は、○印の中に記号や文字を持つもので、前者が「た」、後者が「×」だろうか。これらは、明治初期の煉瓦と考えられる。

区画内には、上記の外周壁に取り付く南西と南東の柱以外に、北西と北東にも独立した柱が見られたが、いずれも残存状況が悪い。

北東の柱は、床面下タール層から上3段分の煉瓦が残存していたが、下2段分の煉瓦の多くはモルタルに覆われ、3段目の煉瓦は破損を受ける。2段目上面が概ね床面と一致するレベルで、下2段分の煉瓦は、床下の基礎部分だろう。この基礎は、約1.35m四方で、煉瓦は1辺5枚半積みと考えられる。残存する1段目の煉瓦やその痕跡からは、各辺とも外側に「小口」を向けていたようだが、西・南側は不明確である。コーナー部には「七五」を使用していたと推定できる。おそらく3段目が柱本体で、約80cm四方で、3枚半積みであろう。北西の柱は、同様に3段分の煉瓦が残存するが、いずれもモルタルの付着により十分な観察ができず、積み方等は不明である。ただし、規模は同様と考えられる。

当区画からは、煉瓦〔「阪府 授産所」(3・5)・「HANFU JUSANSIO」銘(30・31・34)、岸和田煉瓦等〕、金属製品(417)、コンクリート電纜管(516)等が出土した。

18 通路（図22、写真図版11-3・4）

中央棟と北翼を結ぶ通路で、北端が僅かに残存するのみだった。大正時代の増改築に際し、新たに施工されたもので、幅約1.5mである。南側で2段分の階段が検出できた。階段1段あたりの高さ（蹴上げ寸法）は、下から23cm、28cmだが、南側に攪乱が及ぶためやや不正確な数値と考える。また、東西の壁面中には、扉金具（蝶番）留用の花崗岩製石材が確認できた。扉は残存しなかったが、この石材の形状は、上記した33扉背面の石材と同様である。

当区画からは、ノップ罫子（直径3.5cm、高さ5.1cm、JES小ノップ相当）等が出土した。

10 区画（図23・24、巻頭図版5、写真図版8・9）

東西幅は約16.2m、南北幅は西半が約6.15m、東半が約7.7mで、面積は約112.2㎡である。この区画のみ、床面が全面タイル敷きである（写真図版8-7）。

まず、外縁部に約15cm（6インチ）四方（1インチ=2.54cm）（深井2005）のタイル6枚を芋目地状に配する。その内側に6×3インチのタイルを1列、外縁のタイルの目地と破り目地状に配し、コーナー部には6インチ四方のタイルを置き、その手前に3インチ四方のタイルを使用する。ただし、17暖炉北西側では、6×3インチのタイルが2列で、コーナー部に3インチ四方のタイルを使用する。更に、この内部に破り目地状に、6インチ四方のタイルを置くが、各列交互で北端、南端には6×3インチを置く。これ以外に、部分的に規格外のタイルが見られ、これについては後述する。これらのタイルは、大部分が湿式タイルである（246～251）。しかし、外縁部より内側のコーナー部の、3インチ四方のタイルを除く6インチ四方のタイルと、内部縁部の各列交互で北端、南端にある6×3インチ同士の間の6インチ四方のタイルは、モルタル製である（513～515）。このモルタル製タイルは、中央公会堂食堂敷設「花崗岩擬石タイル」（大阪歴史博物館2006、48頁）と同様なものかもしれない。

これ以外の湿式タイルの内、剥離したものを観察したが、裏銘は確認できなかった。詳細な生産地は不明だが、特徴から大正時代初期のものと考えられ、増築時の敷設と考えて良いだろう。タイル以下には、コンクリート層があり、その下にタール層が見られる。

出入口は、北辺13区画との間仕切り壁の3箇所を確認できた。なお、出入口部南側のタイルは、外縁部に敷かれた6枚分のタイルの一番外側のものだが、他の箇所のような1枚のタイルではない。これは、出入口部がそれ以外の幅木部分より13区画側（やや外側）に凹んでいるため、他と同様に1枚のタイルでは出入口の板石との間に隙間が生じてしまうためである。いずれも長辺は6インチだが、出入口の板石側から短辺がそれぞれ約10.5 cmと約7.3 cmで、出入口端のものは、前者の一角が切れ、その長さは約6.5 cmである。タイル周囲はきれいであり、一見既製品にも見えるが、切断したものと考える。湿式タイルであることから比較的軟質で、硬質の乾式タイルに比べ、厚さはあるものの、切断しやすかったのだろう。

13区画との間の間仕切り壁は、一部で花崗岩の幅木とその間を埋める煉瓦屑混じりのモルタルが確認できたが、幅木より上の煉瓦壁は残存しなかった。基部の痕跡も良好ではなく、攪乱が及ぶ一部で、煉瓦1枚分が僅かに確認できたのみである。

外周壁は、東辺の北側が花崗岩の幅木やその直上の僅かな煉瓦を除き残存しないが、それ以外の残存度は良好である。外周壁を含み、10区画周囲はいずれも、最下段に花崗岩の幅木を設置していた。この幅木より上の煉瓦は、15区画より東側では「小口」と「長手」を交互に積むものだが、西側ではやや変則的な積み方であった。それは、花崗岩直上の煉瓦において明確であり、15区画際では1区画や8区画など同様、「平」を見せるものだが、西へ向かい「長手」を見せるようになり、さらには「小口」へと変化する。このため、当該部分の煉瓦積みは明らかに水平ではなく、特に下側では、東から西へ下方傾斜する。しかし、積み上げていく過程で、徐々に調整しているようで、残存する上端では補正がなされている。この変則的な積み方は、煉瓦積み担当者（職人）の違いの反映で、それらの補正結果が反映されていると考えられる。仮説ながら、15区画側から積む職人が最下段を「平」で積み始めたのに対し、9区画側から積む別の職人が「小口」で積み始めた可能性が考えられる。8区画において、施工の一単位を約3 mと推定したが、当区画でも15区画側から約3 mが「平」と「長手」の境界付近で、ここから西へ約3 mの範囲は「長手」や「小口」で積み、さらに西側は「平」を出して積むものへ変化する。職人同士の調整が不十分であったため、変則的な積み方になり、その失敗の結果が

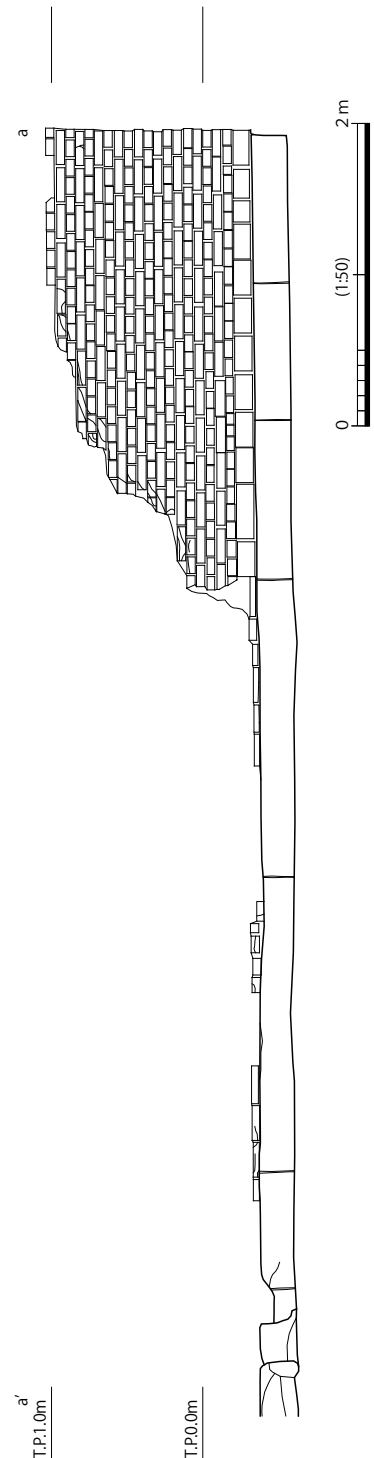


図23 北翼10区画立面図



図24 北翼10・15区画平・立面図

この壁に表現されているのではないだろうか。

この変則性の原因と考えられるのが、15区画との境界部分で10区画南辺の外周壁が南北方向になっている箇所の積み方である。当該箇所の積み方は、北から南へ下方傾斜しており（写真図版9-3）、これは意図的と考えられる。ここでの煉瓦は、幅木の上の煉瓦が北側で「平」を露出させているが、南では「小口」となる。これと同様に、本来は上記した南辺東西方向の最下段を「平」で積もうとしたものの、別の職人が意図と異なる積み方をしてしまったのではないだろうか。いずれもが個別の意図である可能性もあるが、本来の意図は、既存の中央棟側へ新設の北翼の基礎（煉瓦壁）をもたせかけることにあり、これにより、土留め効果が期待されたのであろう。つまり、この意図に沿っているのは、写真図版9-3の南辺南北方向の壁であり、南辺東西方向の壁はその意図とは異なる、煉瓦積みの誤りであったと推定する。しかしながら、どうやら中間検査がなかったようで、施工後の検査であれば、煉瓦表面に漆喰が塗られてしまうので、この積み方については問題にならなかったであろう。

外周壁上端の内、南東では、窓枠材と思われる石材が確認できた（写真図版9-1）。外周壁東端から西へ約1.5m地点から幅約1.15mである。外面へ下方傾斜する状況など8区画西辺で検出した石材と同様であり、この石材からも、8区画外周壁で推定した西辺と南辺の窓の大きさの違いが推定できる。なお、床面からのレベルは1.4mで同値である。これより西側の17暖炉東側にも窓があった可能性があるが、確認できなかった。なお、8区画で検出できた西辺の窓枠石材に対応する東辺の石材は、外周壁の残存度が不良なため確認できなかった。

また、外周壁上端の内、南辺では、煉瓦中の木材が確認できた（写真図版9-2）。木材は直径3cm前後で長さは不明である（写真図版8-8）。15区画側の外周壁内面東端から西へ15cm、壁の北辺から南へ8cmが東端の1つ目で、以下で、ここから西への各々の間隔と、壁北辺からの長さを順に記す。2つ目：59cm・21cm、3つ目：1.29m・23cm、4つ目：58cm・9cm、5つ目：61cm・20cm、6つ目：61cm・7cm、7つ目：1.18m・6cm、8つ目：60cm・23cm、9つ目：57cm・7cm、この9つ目から9区画との間仕切り壁西端までが1.09mである。2・3つ目、6・7つ目の間にもあったと推定できるが、煉瓦の破損により確認できなかった。これらは、約60cm間隔で、壁北辺からの長さ約7cm前後と20cm前後の交互に設置されているようである。この木材は、煉瓦の単位とは関係なく、煉瓦を積んだ後に穿孔し施工したようだが、その意図は不明である。大正時代増築北・南翼は、木造であったとされており、上層階に伴うものかもしれないが、この場合、当該箇所以外の外周壁で見られなかったため、因果関係に乏しい。

外周壁内面の南辺東端では、墨打ちが確認できた。東辺の外周壁内面から22.5cm地点に垂直方向の墨打ちが残り、下から6段目の墨打ち線上に「15」と考えられる文字が確認できる（巻頭図版7-3）。同様な墨打ちと文字は、南翼の類似する箇所（50区画南辺内面）でも確認でき（写真図版36-2）、同様な意図なのだろう。また、南翼43区画東端でも垂直方向の墨打ちに重複して「15」と思われる文字が確認できる（写真図版32-5）。しかしながら、いずれも意図は不明である。

また、外周壁内面の煉瓦には、露出する「小口」に刻印が見られる資料があった。南側へ突出する15区画付近西側の下から12・10段目の刻印（図27-1・2、写真図版8-4）は、前者が◇印、後者が○印の中に「た」のような文字が見られるもので、後者は、9区画の刻印（図27-3）と類似する。

なお、当区画からは、「MARUSAN」銘（132・133）や無刻印（145）の耐火煉瓦、暖炉関連と考えられる石材（422～424）が出土した。当区画には後述する17暖炉があり、これに伴うと推測できる。

これ以外に、煉瓦〔「阪府 授産所」(16・18)・「HANFU JUSANSIO」(26・33)・「YEGAWA」銘(35)、岸和田煉瓦(52)〕、土管(162)、陶磁器〔不明陶器(285)、ノリタケ銘皿(302)〕、鉄板(348)・鏡(366)、銅製品(402・403)、モルタルタイル？(513～515)、瓦、つば付碍管、焼けた紙・冊子等が出土した。焼けた冊子には、美術関係の書籍を含むようで、目次と思われる部分に「白川一郎」や「小林万吾」、「百艸居」、「猪熊玄一郎」などの作家名があり、これと別に「東京上野仲町通り」「美蘭社洋画材料店」の広告と思われる文字、「東方書院 電話 九段5843番」、「さくら油絵具 堅牢色38色発売 総目録色見本共10SEN」などの文字が見られたほか、「竹内一步堂 東京淀橋区」と印刷されているものがあった。淀橋区は、昭和7(1932)～昭和22(1947)年の間に存在した。このことから、昭和初期の書籍と考えられ、これらは、工業奨励館に伴うものであろう。その工業奨励館には、意匠図案の調整などを業務とする工芸産業奨励部が昭和7(1932)年に設置されており、これにより収集された書籍とも考えられる。

なお、「旧大阪府庁建物配置図」(図4)には、当区画の地上部に接して、「炊事場」の記載がある。このことから、当区画は、同図では図化されていないものの、地階として記されている施設のうちの、「公衆食堂」に該当する可能性が考えられる。タイル敷きである点や、暖炉がある点からも、その可能性は高いのではないだろうか。

17 暖炉 (図24、巻頭図版4-2、写真図版11-2)

10区画南東で確認できた。幅約1.55mで、外周壁から約60cm突出し、残存高約1.1m。この突出部中央の、幅約70cmが開口し、奥行き約30cmである。奥行きは、上述の16暖炉よりやや深い。底面に使用された耐火煉瓦は、「MARUSAN」銘(128・129)である。これらの全体規格や内面耐火煉瓦持ち送り等の形状、使用耐火煉瓦等、上述した16暖炉とほぼ同様である。

なお、17暖炉前面には、タイルが敷かれず、この部分にも石材類が設置されていたのだろう。このタイルが敷かれない範囲の端には、幅約9cmのモルタルが塗られた部分があり、石材の幅を示すと考えられる。なお、17暖炉周辺のタイルには、ややサイズが異なるものが見られた。これは、17暖炉周辺のイレギュラーな小空間を埋めるためのもので、6×3インチや3インチ四方の他、それらのタイルを打ち欠いたと思われる、短辺3.2cmのもの、3.9cm×3.2cm等が見られた。

15 区画 (図24、写真図版10-6)

10区画から南側へ張り出した区画で、東西幅約2.3m、南北幅は東側が約1.15m、西側が約1.5mで、面積は約3.1㎡である。10区画との間に約20cmの階段状の段差がある。この1段分の階段には、幅木の石材が使用される。区画の西・南側では、1枚積みの煉瓦壁が確認できた。東側は残存しなかったが、基礎形状等から、同様な煉瓦壁があったのであろう。10区画と「炊事場」を結ぶ通路と考えられる。

当区画からは、煉瓦〔日本煉瓦(83)〕が出土した。

11 区画 (図25、写真図版9-4・5)

北翼が西へ突出する部分の区画で、東西約2.05m、南北約3.68mで、面積は約7.5㎡である。床面の残存状況は良好である。12区画との間に出入口があり、この点で後述の南翼と異なる。出入口は、幅1.05mで、板石が設置されている。扉は、12区画側に設置されていたと考えられ、後述する。

なお、当区画の外周壁煉瓦は、床面から数段上が内側へ弱く張り出すように施工される。東壁以外は、下から5段目が、4段目から8mm張り出し、6段目を2.3cm凹ませる(写真図版9-4)。東壁のうち、12区画との出入口より北側では下から5～7段目が、4段目より1.5～2cm張り出し、8段目を4.5cm凹ませる。一方、南側では、6段目が、5段目より7mm～1cm張り出し、7段目を6～7cm凹ませ、

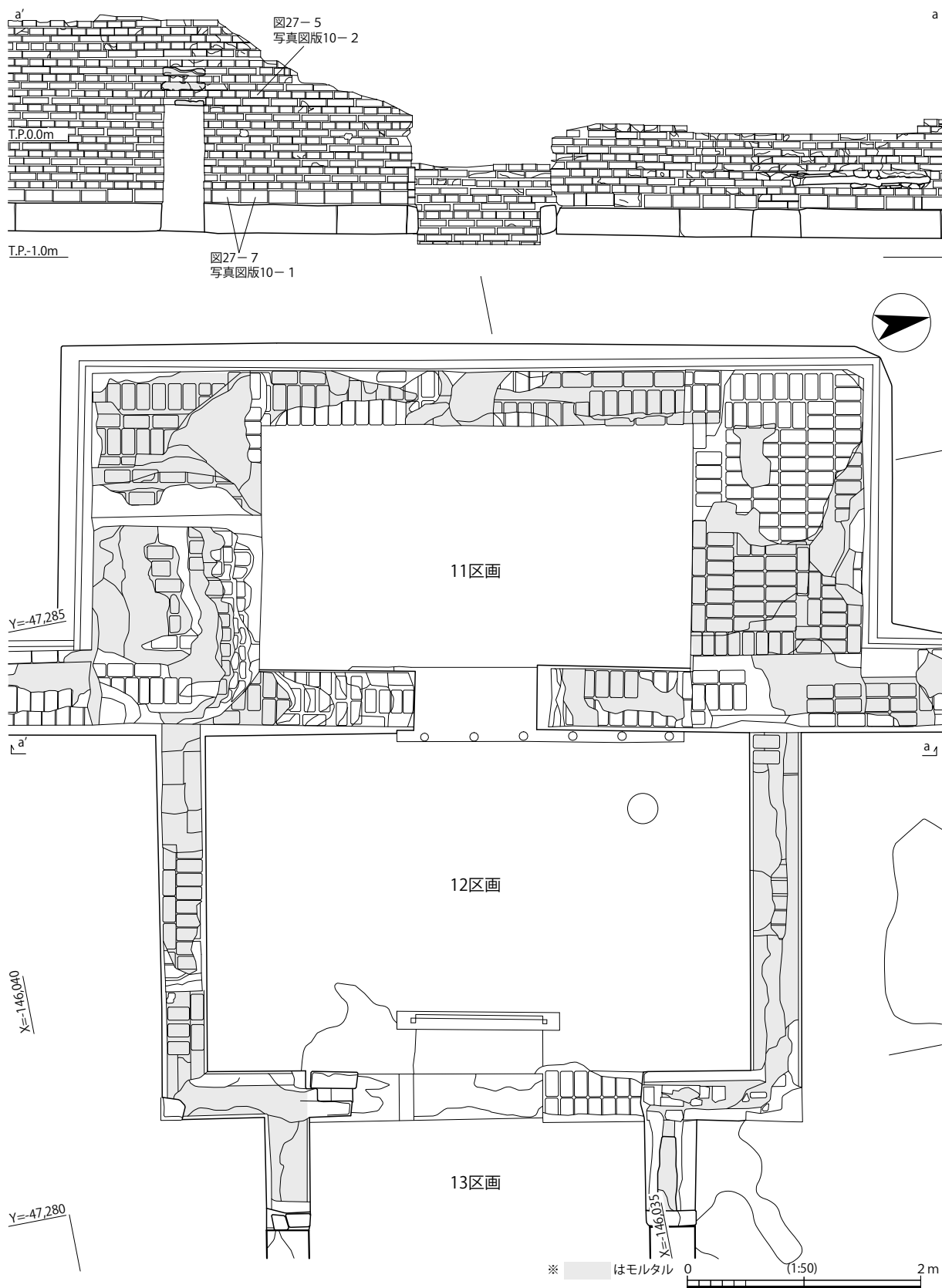


図25 北翼11・12区画平・立面図

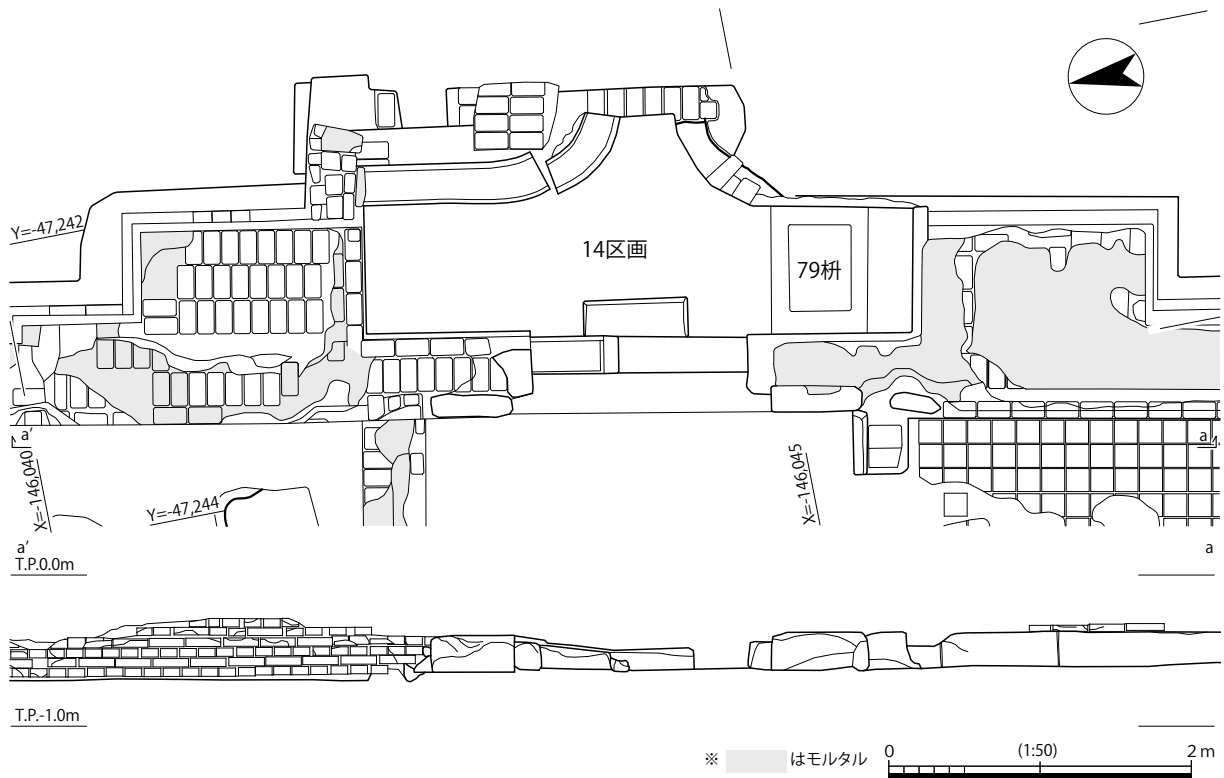


図26 北翼14区画平・立面図

この部分だけ1段分ずれる。外周壁の床面上には、花崗岩の幅木は設置されていない。それにかわる幅木が、この煉瓦段差以下に設置されていた可能性もあるが、墨打ちもなく、ずれもあることから、若干のアクセントを付けた化粧だったのかもしれない。

区画南北の外周壁は、6枚積みで、約1.45mと幅広である。これは、北辺に見られる6箇所の突出部の幅と同様な数値である。これらの箇所には、柱が設えられていたことが、古写真や府庁舎1階のブロンズ模型からわかり、幅広の施工はそのためであろう。西側の外周壁は煉瓦2枚積みで通常の外周壁と同様である。

当区画からは、煉瓦〔日本煉瓦(81)、無刻印〕、瓦(192)、ボルト(331)、配管(360)、石製品(425・426)、コンクリート・モルタル製柱材(504)等が出土した。

12区画(図25、写真図版9・10)

東西幅約2.85m、南北幅約4.65mで、面積は約13.3㎡である。床面は、一部で表面の剥離が見られるが、残存状況は比較的良好である。なお、区画北西では、床面に埋め込まれた口径約13cmの陶器が確認できた。ただし、口縁上端が確認できたのみで、陶器内はモルタルで充填されていた。このため、用途不明であることから、単に破片が二次的に埋まっただけかもしれない。

出入口は、上述の11区画との間と13区画の間の2箇所にある。

11区画側との出入口に伴うと考えられる施設が、12区画西端の床面で確認できた。壁際に設置された石材上の6つの穴が、それである(写真図版9-5)。上述の通り、11区画との間の開口部の幅は、1.05mだが、これより幅広の長辺約1.2m、短辺約65cmの板石が開口部に設置され、両端は幅木がこの上に置かれている。なお、この幅木は周辺の外周壁と同時にではなく、間仕切り壁などの施工と同時期と考えられる。それは、北側の幅木がずれていたにも係わらず上部の煉瓦は自立していたことや、南側の幅木上の煉瓦5段分の積み方が、周辺と異なることからの推定である。また、この幅木は、他の花崗

岩の幅木が上端の一角を切り狭い平坦面を形成しているものと異なり、上端の角が切られない。この幅木が乗る板石の東端に3つの凹みが施される。そして、この北側の壁際に別の細長い石を接ぎ、同様に3つの穴が穿たれる。これらの凹みとそれらの間隔は、南側から穴径—（間隔）—穴径…の順に、3.5 cm—（37 cm）—3.8 cm—（37 cm）—3.8 cm—（38 cm）—4 cm—（37 cm）—4 cm—（38 cm）—4 cmである。なお、この出入口部板石上の南側の幅木と12区画南西側幅木との間には、若干の段差が設えられている。これは、意図的なものと考えられるが、詳細は不明である。この6つの凹みのうち、出入口に重複するのは3点であり、これら全てを軸穴と考えることは難しい。このことから、3つを一組にして、この穴に刺さるような3つの足がある移動可能な柵があり、閉じておく際には出入口重複部分の3つの穴を使用し、開いておく際には北側の3つの穴を使用したとひとまず考えておく。

13区画との間の出入口は、間仕切り壁間の板石だけでなく、その西側に別の板石が設置されている（写真図版10-3）。前者の石材は、北翼内の他の出入口部石材と同様な規模である。その西側に、まず、やや幅狭の1.06 m幅の板石がある。さらに西側に、長辺1.39 m、短辺15 cmの石材が置かれ、この石材は、中央の1.06 mがその南北より3 mm程高く削り出されており、その西側の長辺1.08 m、短辺5.5 cmの長方形部分は9 mm程凹む。また、この9 mmの段差部分の、北には長辺3.5 cm、短辺3.2 cmで深さ8 mm、南には4 cm四方で深さ9 mmの、それぞれ方形の凹みがあり、これが軸穴の可能性はある。そう考えた場合、扉は1枚の幅約53 cmで、西側に開く、両開き戸で非自在戸であろう。ただし、間仕切り壁との間に空間があり、ここに扉を設置する必要が果たしてあったのかが、やや疑問である。

なお、12区画南西壁面、下から8・9段目の煉瓦中に見られる、8区画との間仕切り壁から北へ30 cm地点の約8 cm四方のモルタルと、約1.2 m地点の同様な大きさの凹み（写真図版9-6）について、当初、11区画間に設けられた12区画側への片開き戸が当たる部分と考えた。しかし、片開き戸であったにせよ、開口部幅1.05 mより外側に痕跡があるとは考えにくく、その可能性はないと判断した。このため、痕跡の性格は不明である。なお、この壁面最下段、幅木上煉瓦には、大阪窯業と岸和田煉瓦の刻印が確認できた（図27-7、写真図版10-1）。上述の1・8区画等、当区画周辺の幅木上煉瓦は、「平」を露出させる例が多い。本例からは、両社の煉瓦が、非選択的に使用されたことがわかる。これ以外にも、下から14段目の「小口」を露出させる煉瓦には、方形中に記号のようなものを施す刻印が確認でき（図27-5、写真図版10-2）、明治初期の煉瓦であろう。

当区画からは、煉瓦〔岸和田煉瓦、無刻印（107）〕等が出土した。

13区画（図17）

北翼を東西に貫く区画で、廊下（通路）と考えられる。東西長約39.4 m、南北幅約2.85 mで、面積は約112.3 m²である。中央付近は攪乱のため床面が残存しない。当区画からは、煉瓦〔岸和田煉瓦（50）、無刻印〕等が出土した。

14区画（図26、写真図版10-4）

北翼が東へ突出する部分の区画で、東西幅は北端が約0.85 m、中央が約1.45 m、南北幅は約3.6 mで、面積は約3.2 m²である。13区画との間には、他の出入口部の置かれている板石と類似しつつ、大きめの板石が設置され、その上に直方体の石材が設置される。外周壁延長北側の石材が残存していたが、これと対称の位置の南側にも石材があったことが、床面の痕跡から推定できる。この石材は、長辺約60 cm、短辺約25 cm、厚み約15 cmである。この南北2つの石材の間が、約20 cmあき、その東側に同様の石材が置かれていた。これらの石材は、1段分が残存するのみであったが、石材上端にはモルタルが見ら

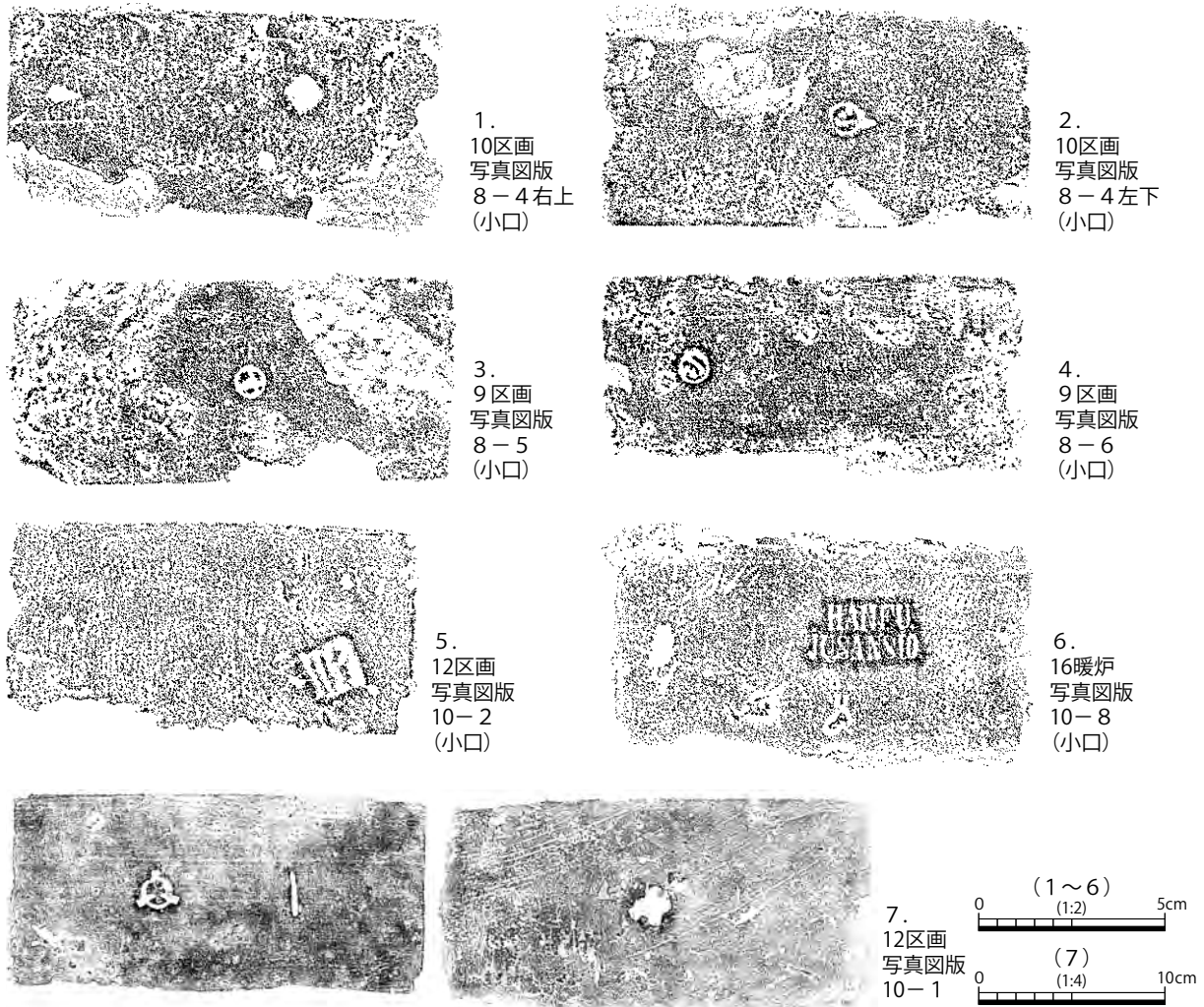


図27 煉瓦刻印

れ、さらに上位に石材が積まれていた可能性がある。これより更に上位の構造は不明だが、13区画との間が開いていた可能性は、低いように思える。

一方、区画東端は、屈曲しており、その形状に沿うように、石材が置かれていた。北側のみ石材が残存していたが、同様な石材が南側にも置かれていたのであろう。東西の両石材間は、約35cm開く。石材上面では、モルタルの付着や煉瓦の圧痕は確認できなかった。これらの石材などの東側には、煉瓦造の壁があったと考えられる。

「旧大阪府庁建物配置図」(図4)によれば、14区画部分の地上には、階段が表現され、「下ル」の文字がある。このことから、地上からこの区画へ階段が設置されていた可能性が考えられる。同図では直進階段のように図化されているが、14区画東端の石材が階段の一部であるとすれば、曲がり階段であった可能性もある。上述の通り、13区画との間が開いていなかった可能性も考えられることと、中央棟で記した58区画が来庁者控室で、地下を有することなどから、この区画が、「旧大阪府庁建物配置図」にある「地階」の「下足預所」であった可能性が考えられる。

79 柵・80 土管 (図26、写真図版10-5)

14区画南端で確認できた。79柵から80土管を経て、北翼東側へ排水したと考えられる。東延長は不明だが、北翼東辺に沿うように屈曲し、68石組溝に排水する75土管に接続していた可能性がある。

2. 南翼

内部の区画は北翼よりも南翼の方が細かく、攪乱のためやや不確定なものも含め、21の区画が確認できた。「旧大阪府庁建物配置図」(図4)からは、南翼を「警察部」が使用していたと推定できる。調査で確認できた区画は、同図よりも細かく、地上階と区画が大きく異なっていたのであろう。

北翼同様、外周壁南辺外面には、6箇所南側への突出が見られ、柱が立てられていた部分に当たる。北翼よりも残存度が良好で、煉瓦以下の基礎までを確認できた(写真図版27)。いずれも約65cm南側へ突出し、その幅は約1.5mである。確認できた残存部上端の煉瓦は、南側の突出方向に南北で煉瓦3枚積み、東西で6枚半積みと考えられる。

各区画の出入口部には、長辺1.09m前後、短辺約30～31cmの板石が設置される。これは、北翼よりもやや小さい。ただし、34区画のみ長辺端部の加工が異なる。板石両端の間仕切り壁際の石材は、幅約40cm、厚さ約15cm、高さ35cmの石材が置かれており、北翼と同様である。なお、これとは異なる大きさのものもあり、それについては後述する。

使用している煉瓦は、北翼同様、岸和田煉瓦製が多いようだが、堺煉瓦製品がそれに次いで目立つ点が特筆できる。また、「阪府 授産所」銘や「HANFU JUSANSIO」銘の煉瓦も見られた。

また、34区画内や37区画内では、鉄筋コンクリートの杭が見られた。これらは、大正時代増築施工当初のものではないと考えられ、大正時代施工以降に改変を受けている部分が少なからずあると推定できる。その時期としては、昭和戦前の工業奨励館への再利用の際の補強施工の可能性が考えられる。

34区画(図29・30、写真図版29・30)

東西幅約16.1m、南北幅は西端で約6.8m、中央で約7.7m、東側で約6mで、面積は約107.7㎡である。北辺の西側が南側へ突出し、ここに後述する56暖炉がある。突出規模は、北翼と同様である。

なお、当区画では鉄筋コンクリート杭が4本確認できた。それぞれの杭は、30cm四方で、その内側四隅と各辺の中央の、計8箇所に太さ1.5cmの鉄筋(丸鋼)を上下に通し、その外側を上下約17cm間隔で、太さ8mmの鉄筋で囲み、両者を番線で結束している。番線は太さ1mm程度だが、痩せたものかもしれない。柱の位置は、外周壁北辺内面から南へ約2.2mで、西辺からそれぞれ約1.3・4・5.3・8mである。

床面は、一部で剥離が見られ、当該部分の床下では、南北方向に6cm前後の木材が40～45cm間隔に設置されていた(写真図版29-3)。この木材は、角材と思われるが、摩滅のため十分には観察できなかった。止め枠の栈木や、根太の可能性が考えられる。

出入口は、南辺の54区画との間仕切り壁中の3箇所で確認できた。上述のように、当区画の出入口の板石は、南端から約4.5cm部分までが約1.2cm凹んでいる点が他と異なる(写真図版29-4)。

間仕切り壁のうち、53区画との間は、上端の多くがモルタルで覆われているが、床面から上で1枚半積みの煉瓦が、最大6段分が確認できた。煉瓦には、岸和田煉瓦(37)、堺煉瓦(71)が見られた。床との間では、木製の板材が確認できた(写真図版29-2)。

54区画との間は、最下段が一部で確認できた程度で、残存状況は悪い(写真図版30-1)。東側の出入口西側では、北側の煉瓦1枚とその南側のモルタル痕跡が確認でき、中央の出入口東側では、煉瓦2分の1枚とその南側の「羊かん」と思われる破片、さらに南側のモルタル痕跡が確認できた。当区画には、床面上に花崗岩の幅木を設置せず、床面上から煉瓦で壁を積み上げる。西と中央の出入口間では、南側で床面以下の基部の煉瓦が確認できている。床面以下は、2枚積みであった可能性がある。

35区画との間の間仕切り壁は、34区画側で1枚積みの煉瓦が確認でき、35区画側は幅15cm程の

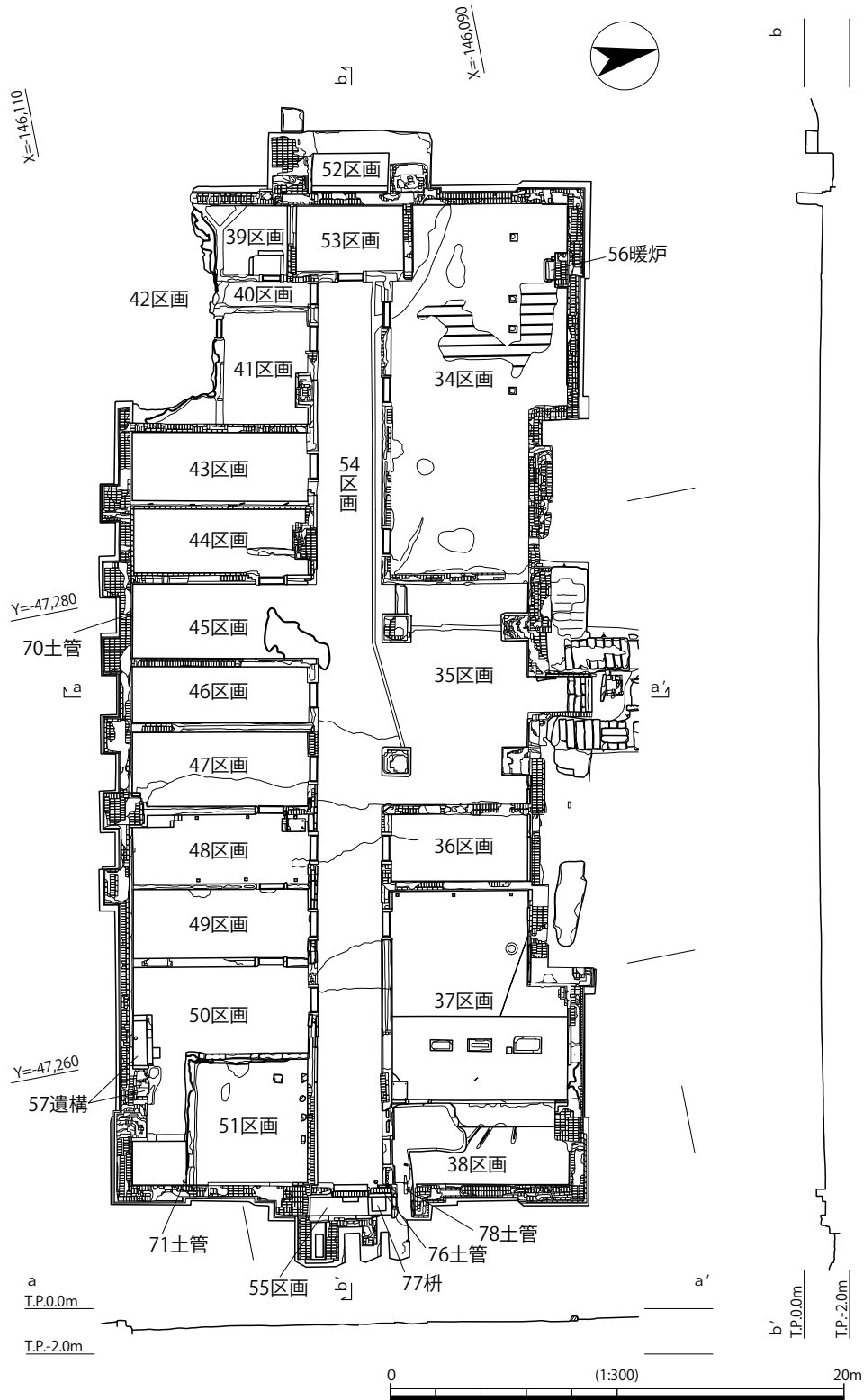


图28 南翼平·断面图

剥離痕跡が確認できた。区画南辺同様、花崗岩の幅木は当区画側には設置せず、35区画側には設置されていたのであろう。なお、この間仕切り壁の北延長、外周壁との接続部分は、明瞭な下駄っば積みではなかった。当該部分では、垂直方向の墨打ちが確認でき、東側の墨打ちは、35区画の花崗岩幅木西端の位置とほぼ一致する。これより西側35cmと45cmの2箇所でも墨打ちが確認できた。いずれも残存状況は悪い。推定できる間仕切り壁の厚みからは、35cmの方が妥当で、これは壁の抜けている煉瓦の位置とほぼ一致する。45cmの方が誤りなのか、別の意図があったのかは不明である。

外周壁は、比較的残存状況がよく、床面より上で最大17段分、コンクリート基礎から上では22段分が確認できた。コーナー部は煉瓦2枚半積み、それ以外は2枚積みである。上述の間仕切り壁同様、当区画は床面上に花崗岩の幅木がなく、煉瓦である。一部では、床面と壁の間に、木製の板材が残存していた(写真図版29-8)(440~443)。また、床面から47cm前後上の壁面に墨打ちが見られる箇所が多数見られた(写真図版29-5)。当初、板材が幅木で、墨打ちはその上端を示すと考えた。しかし、幅木の高さは通常23cm程度であることがわかったので、この板材は幅木ではなく、いわゆる腰パネルのようなものの可能性がある。これらの木材の残存高は、20cm弱程度で、上端が焼けており、当初の高さは不明である。ただし、壁中の床から2段目と4段目には、一部に煉瓦のかわりに、木煉瓦を埋め込む箇所があり(写真図版29-5・8)(445~447)、これに打ち込まれた釘が残存するものもあった。そのため、この板材の本来の高さが47cm程度で、これが壁に打ちつけられていた可能性が考えられる。

外周壁の外側部分の施工は、内側の印象とは異なる。北翼8区画でも記したように、中央棟側の煉瓦積みは粗い(写真図版30-2・4)。中央棟29区画南辺の「石灰コンクリート」基礎を少し削りこみコンクリートを打ちつつ煉瓦を貼り付けているように見える(写真図版30-4)。また、この施工途中の、掘削と平行して土留めを行う、「あて矢板」と思われる痕跡も確認できた(写真図版30-3)。

当区画からは、煉瓦〔「阪府 授産所」銘(8・14)、岸和田煉瓦、大阪窯業(61・62)、堺煉瓦(75~77)、異形煉瓦、無刻印〕、耐火煉瓦〔「Mitsuishi」銘(134~136)、「T.T.T.」銘(141)、「F.B.」銘(142)〕、煙突形土製品(173)、タイル〔淡陶Fタイプ、名古屋製陶(237)〕、陶磁器(287・295)、鉄製扉(355)、金属製品(409・418~420)、石製品(427)、ガラス瓶(481)、透明板ガラス、柱頭飾り(496~499)、柱材(501~503)、スレート(523)等が出土した。このうち、煙突形土製品(173)は、56暖炉出土品と接合したので、暖炉に伴うと考えられる。

56暖炉(図30、巻頭図版4-3)

34区画北西で確認した。基部は、幅約1.55mで、約55cm外周壁から南側へ突出する。ここからさらに南へ約50cm、幅約1m張り出した部分に、暖炉前面の石材(421)や木材(444)が良好に残存していた。石材は最前面のU字状石材と両側面の石材、計4パーツで構成され、両側面の石材は、その一隅が鉤状になっており、ここに木材が設置される。木材上端は、焦げのため本来の高さは不明である。なお、基部等の耐火煉瓦には「Mitsuishi」銘(137~140)や「F.B.」銘(142)が見られた。この他、コンクリート・モルタル製品(487)、陶磁器等が出土した。

当該箇所の床面以下のコンクリート基礎は、十分に確認できなかつたが、北翼の同様な部分や南翼南東隅の状況からは、同様に突出形状が予想できる。外周壁内面では、暖炉側面の煉瓦積みに伴うと考えられるモルタルの痕跡が確認できたが、暖炉位置を示す墨打ちは確認できなかつた。また、暖炉背面の煉瓦は、下駄っば積みではなく、規模が異なることから間仕切り壁とは異なるの施工であろう。建物内のレイアウトからは暖炉設置が当初から折り込み済みと思われる。しかし、壁面には他の34区画北辺

同様、煉瓦の代わりに木材が埋め込まれており、施工時のミス、暖炉の熱がそこまで達しないことが予想できていた、暖炉が頻繁に使用されるものではないと設計時にわかっていた、等の可能性が考えられる。

35 区画 (図 31、写真図版 30・31)

東西幅約 9.6 m、南北幅は約 6.4 m で、面積は約 55.6 m² である。南辺を限る間仕切り壁はない。中央棟からのエントランス部だが、北翼 9 区画のような床面の加工は見られなかった。床面の残存状況は良好である。4 方に柱を配する。

区画内北西柱北辺中央から南へ、幅 15 ～ 30 cm 程の床面の剥離が見られた (写真図版 31 - 1)。また、南西柱の西側では長辺 1.3 m、短辺 50 cm、高さ 15 cm の石材が設置されていた (写真図版 31 - 3)。この石材は、北西端に切り欠きが施され、検出状況で、中央部と東西両端が地の石材の色であるのに対し、その間は汚れたような状況であった。このことから、中央部と東西両端には、この石材上に何らかの施設があったと思われる。北翼 9 区画で既述の通り、これらは階段に伴う施設の痕跡だろう。後者の石材の切り欠きや色調は、階段の上部構造を示すものと考えられるが、詳細は不明である。

36 区画との間仕切り壁は、北側でほとんど残存しないが、南側では床上の花崗岩の幅木と、その上の煉瓦 1 枚半積み、3 段分を検出した。北半の基部では、床下の煉瓦 2 枚半積みを確認できた。一部ではその上部の幅木に伴うモルタルと、幅木間の煉瓦層も検出した。

外周壁は、残存状況が悪く、さらに残存する煉瓦上面にはモルタルが付着しており、モルタル上の圧痕で 2 枚半積みが部分的に確認できた程度である。内面の床面上には、花崗岩の幅木が設置されている。

当区画では、外周壁に取り付く柱が、北東と北西で確認できた。いずれも外周壁から約 1.2 m 南へ突出し、幅は約 1.25 m である。検出した上面は、北東柱がモルタル付着のため、北西柱が破損のため、煉瓦の単位が十分には観察できなかった。ただし、立面からは、4 枚半積みと判断でき、北翼と同じである。北西柱の幅木上には、北翼同様、漆喰による断面半円形状の成形が見られた。なお、煉瓦の目地材中に貝殻が確認できた (写真図版 30 - 6)。目地材に貝殻が見られるのは、ここだけではない。

区画内には、この外周壁に取り付く柱以外に、南東と南西にも独立柱が見られた。基部の規模はいずれも約 1.3 m 四方で、上部は煉瓦 4 枚半積みと思われる。残存状況は良好で、南東柱は、幅木の上の煉瓦 7 段分、南西柱は 14 段分が残存していたが、検出上面は、モルタル付着や破損のため、煉瓦の単位が十分には観察できなかった。外周壁に取り付く柱同様、花崗岩の幅木上には、漆喰による断面半円形の成形が見られた。ただし、北翼の外周壁に取り付く柱の場合、この漆喰による成形の下地となる煉瓦は、

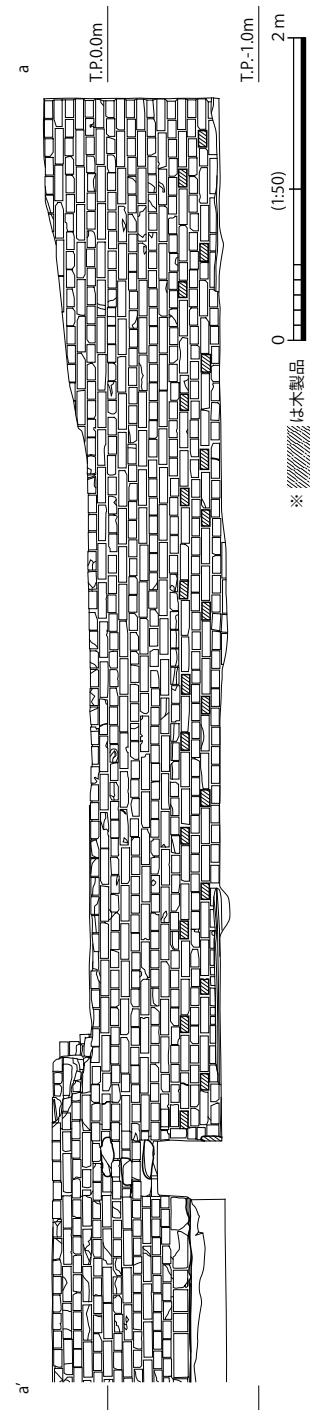


図 29 南翼 34 区画立面図

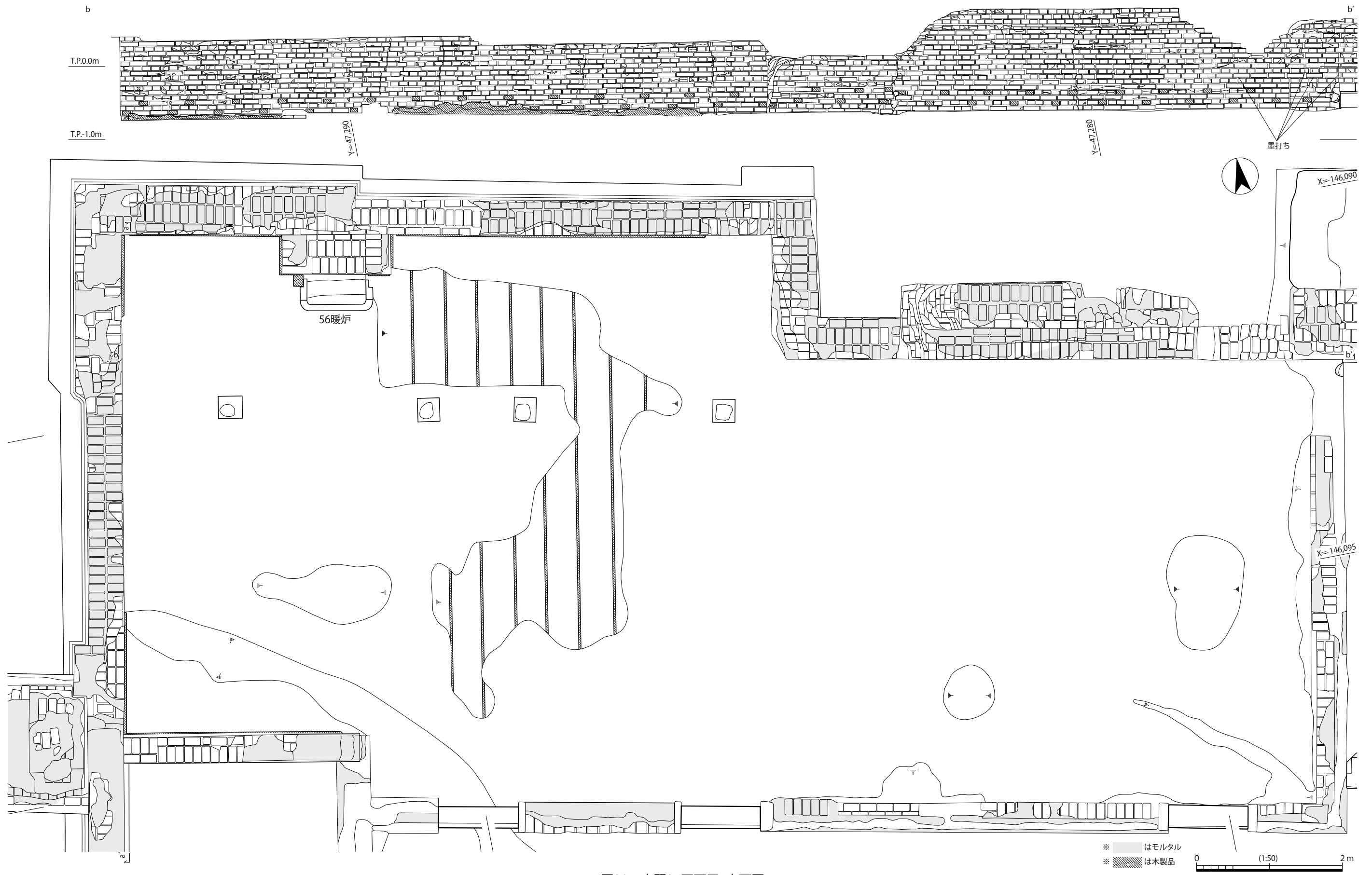


図30 南翼34区画平・立面図

成形の形状に沿うようには突出していなかったが（写真図版 8 - 1）、ここでは形状に沿うような突出をさせて煉瓦が積まれていた（写真図版 30 - 5）。

当区画からは、煉瓦〔岸和田煉瓦（38）、大阪窯業（64）、堺煉瓦（73・78）〕、碇子（260）、鉄釘（310・311）、鉄製品（334）、銅線、銅板（381）、銅製品（395・397）、板ガラス（471）、不明製品（526）、陶磁器等が出土した。

36 区画（図 31）

東西幅約 2.9 m、南北幅約 6 m で、面積は約 17.4 m² である。床面の残存状況は良好で、出入口は、南辺の 54 区画との間仕切り壁に設けられている。間仕切り壁のうち、37 区画との間は、幅木とその上の 3 段の煉瓦が残存し、上面にはモルタルの付着が顕著であったが、一部で 1 枚半積みであることが確認できた。54 区画との間では、出入口西側がほぼ残存せず、床面下の煉瓦の破片と、その上部の幅木間のモルタルが確認できた程度である。この煉瓦には、堺煉瓦（72）が見られた。一方、出入口東側では、モルタルの付着のため、1 枚半積みであることの部分的な確認に留まった。

外周壁は、残存状況が悪く、内面の花崗岩幅木の高さと同レベルまでの煉瓦が確認できたのみである。この部分の煉瓦は、1 枚半積みで他よりも壁が薄い、北側は中央棟 30 区画の基礎も残存しないところであり、破損を受けたためであろう。煉瓦は、南側の東西列が、「半枅」を使用しているようだが、モルタルが厚く付着しており、誤認を含む可能性がある。

当区画からは、煉瓦（堺煉瓦）、鉄製品、銅製品（398・399）、陶磁器、スレート等が出土した。

37 区画（図 32、写真図版 31 - 4）

東西幅約 9.1 m、南北幅は西側で約 6 m、東側で約 7.7 m であり、面積は 62.9 m² である。西端から約 5.5 m の南北方向には、5 cm 以下の弱い段差がある。この段差より東側は、床面コンクリートの色調がやや異なり、より明瞭に白色を呈していた。当該箇所には、長辺 95 cm ～ 1.2 m、短辺 50 ～ 80 cm の台座 3 基と北端台座に付随する小規模な台座 1 基が設置されている。いずれもコンクリート製で、中央台座上には、鉄柱が設置されていた。また、区画南東隅にも東西約 80 cm、南北約 65 cm の更なる段差が設けられ、その四隅には鉄製ボルトが埋め込まれていた。コンクリートの色調や施工状況から、段差以東の床面やこれらの施設は、増築時ではなく、工業奨励館に伴うと考えられ、台座は実験設備であろう。また、段差以西で西方向に伸びる筋状の剥離部分、区画北西の直径 50 cm のコンクリート柱も同様であろう。

出入口は、南辺の 54 区画と、38 区画との間仕切り壁に設けられている。後者は、出入口部床面に設置されている板石が確認できなかった。東側の攪乱により残存しないのだろう。ただし、出入口南側の石材は、良好に残存しており、端部の加工まで確認できた（写真図版 31 - 2）。この石材は、長辺 18.5 cm、短辺 12 cm で台形状を呈する（図 32 右上）。突出部右端が斜めに加工され、この突出部左右の一段凹んだ平坦部の幅は右側より左側が 1 cm 長い以外は、対称形である。床面の石材との兼ね合いから、突出部より右側（東側）に厚さ 2.8 cm 程の扉があったと推測される。

間仕切り壁のうち、38 区画との間は、幅約 20 cm の石材を並べるものだが、上端が破損し残存状況は悪い。石材上面の煉瓦圧痕は確認できなかった。他の間仕切り壁とは異なり、幅が薄い。このため、施工が工業奨励館への転用時の可能性があるが、石材上面でアンカーボルトは確認できていない。このため、庁舎としての使用中の増補の可能性もある。一方、54 区画との間は、一部で 1 枚半積みの煉瓦最大 5 段分が確認できたが、大部分は花崗岩の幅木とその間を充填するモルタルが確認できたのみである。

外周壁の残存状況は悪い。なお、38 区画との間の間仕切り壁が取り付く部分は、外周壁最下段の花

崗岩の幅木外側に同間仕切り壁の石材を設置している。このことから、上記した間仕切り壁が、増築時の施工ではなく、それ以後の施工の可能性が高いと判断できる。

当区画からは、煉瓦〔「阪府 授産所」銘(10)・「HANFU JUSANSIO」銘、岸和田煉瓦、堺煉瓦、無刻印〕、土管(160)、ナイフスイッチ(255)、鉄板(349)、鉄製品(332・356・365・376)、ガラス瓶(450)、ガラス製品(484)等が出土した。

38 区画 (図 32、写真図版 31 - 4)

東西幅約 3.5 m、南北幅は西側で約 7.2 m、東側で約 7.7 m で、面積は約 26.2 m² である。床面は、上記した 37 区画の段差以東と同様であり、当区画の床面も工業奨励館時に改修を受けたと考えられる。また、区画西端の幅約 1 m は、床面から 30 cm 高まり、上端のレベルは、37 区画との間仕切り壁の残存上端と同じである。この高まった部分から東側に伸びる 3 条の筋状の剥離部分も、同時期の所産と考える。

出入口は、南辺の 54 区画と、上述した 37 区画との間仕切り壁に設けられている。54 区画との間仕切り壁は、残存状況が悪い。

外周壁も、残存状況が悪く、花崗岩幅木より上で最大煉瓦 3 段分が確認できた程度である。当区画の 37 区画との間仕切り壁北延長を含む幅約 1.65 m が南側へ約 50 cm 突出していた。他の外周壁からの突出箇所と比べ、やや幅広だが、これは当箇所の検出部分が基部のためと考えられ、上部では他と同様の約 1.55 m だったと推定できる。なお、南への突出は、煉瓦 2 枚半分であることが、痕跡から判断できる。この突出部南西では、花崗岩の幅木が確認できたが、これ以外の箇所では残存しなかった。また、この突出箇所は、北翼に比べ東側にずれる。ただし、南翼の 4 箇所の突出部分は、いずれも東辺・西辺からの長さが同様であり、逆に言えば、北翼の 6・10 区画の突出部が西へずれているともいえる。

当区画からは、煉瓦〔岸和田煉瓦(54)〕、鉄製品(338)、陶磁器等が出土した。

78 土管 (図 32、写真図版 32 - 1)

38 区画南東の攪乱中で確認した 2 点の土管である。西側の土管受口部が東を向き、東側土管の受口部は残存しない。接続方法からは、東から西へ水を回したと考えられる。

土管の内径は約 16.4 cm で、口縁部形態は、F 2 形(受口部外面が内湾気味)(柿田 1992)であろう。これらは、上述の中央棟 24 区画周辺の土管と同様である。しかし、攪乱中での出土であり、南翼外周壁との関連が不明で、外周壁に埋め込まれていたのかの判断ができない。このため、この土管設置の意図は不明であり、府庁舎以後に既存のものを転用し、設置された可能性もある。

39 区画 (図 33、写真図版 32 - 2)

東西幅約 3 m、南北幅約 2.8 m だが、南辺は間仕切り壁が残存しないためやや正確さを欠く。床面の残存状況は良好である。当区画の北東には、東西約 85 cm、南北約 1.5 m の小区画があり、その南と西にその小区画を画したと思われる痕跡がある。周囲の痕跡の幅は、南側で約 15 cm、西側約 20 cm で、モルタルの付着が確認でき、石材やコンクリートが設置されていた可能性がある。ただし、この小区画の周囲が、間仕切り壁となっていた可能性は低い。それは、この小区画東側に出入口があり、この小区画を経由しなければ、奥に入れないためである。このため、せいぜい 10 数 cm 程度の段差が設えられていたと考えられる。ただし、この小区画設置の意図は不明である。小区画が下足空間で、その奥が畳敷きになっていた可能性などが考えられるが、想像の域を出ない。

出入口は、上述した小区画の東側にある。設置されている板石は、長辺約 75 cm、短辺約 20 cm で、他で見られる出入口のものよりも小さい。これは、後述する 40 区画と 54 区画の間に出入口があり、

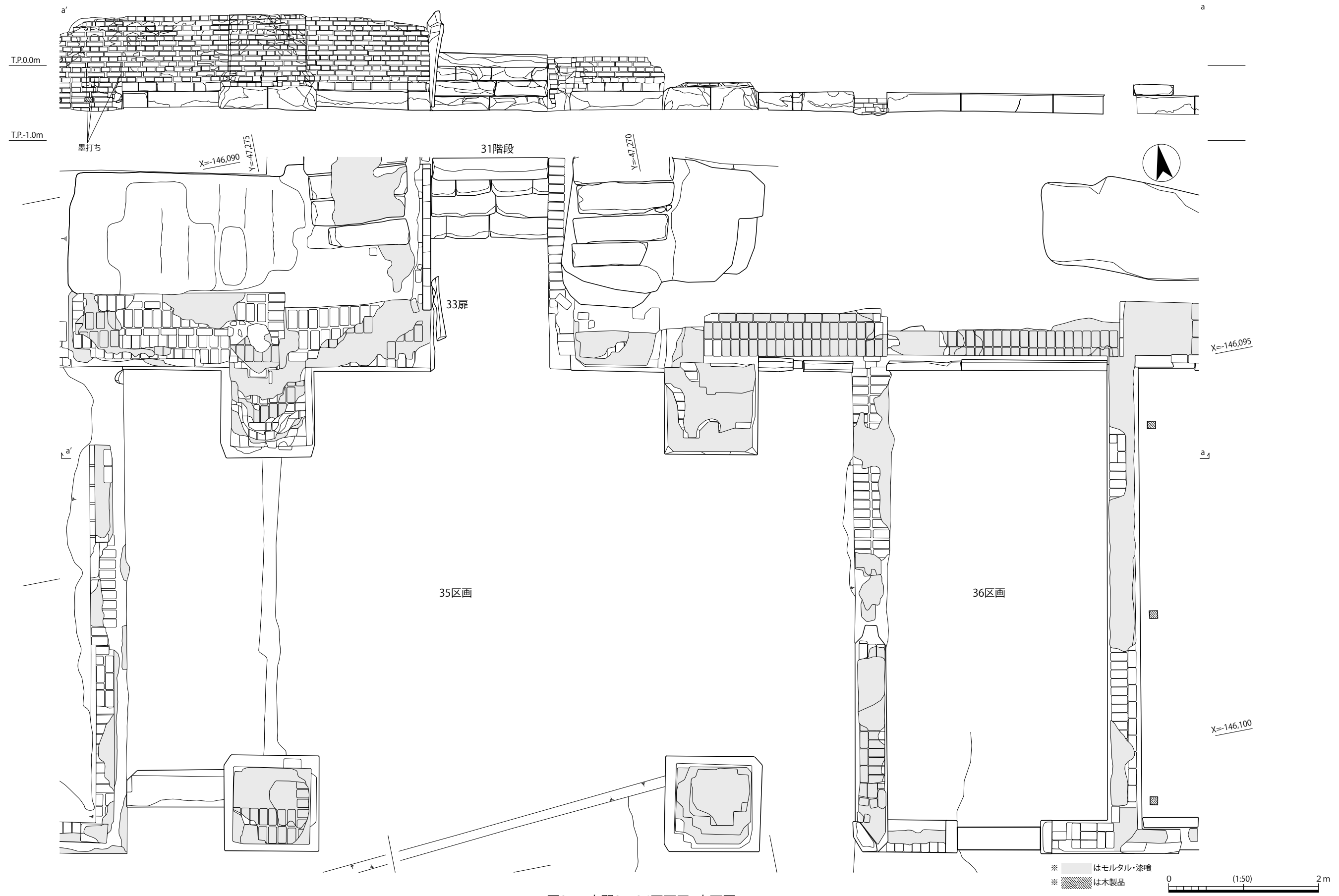


図31 南翼35・36区画平・立面図

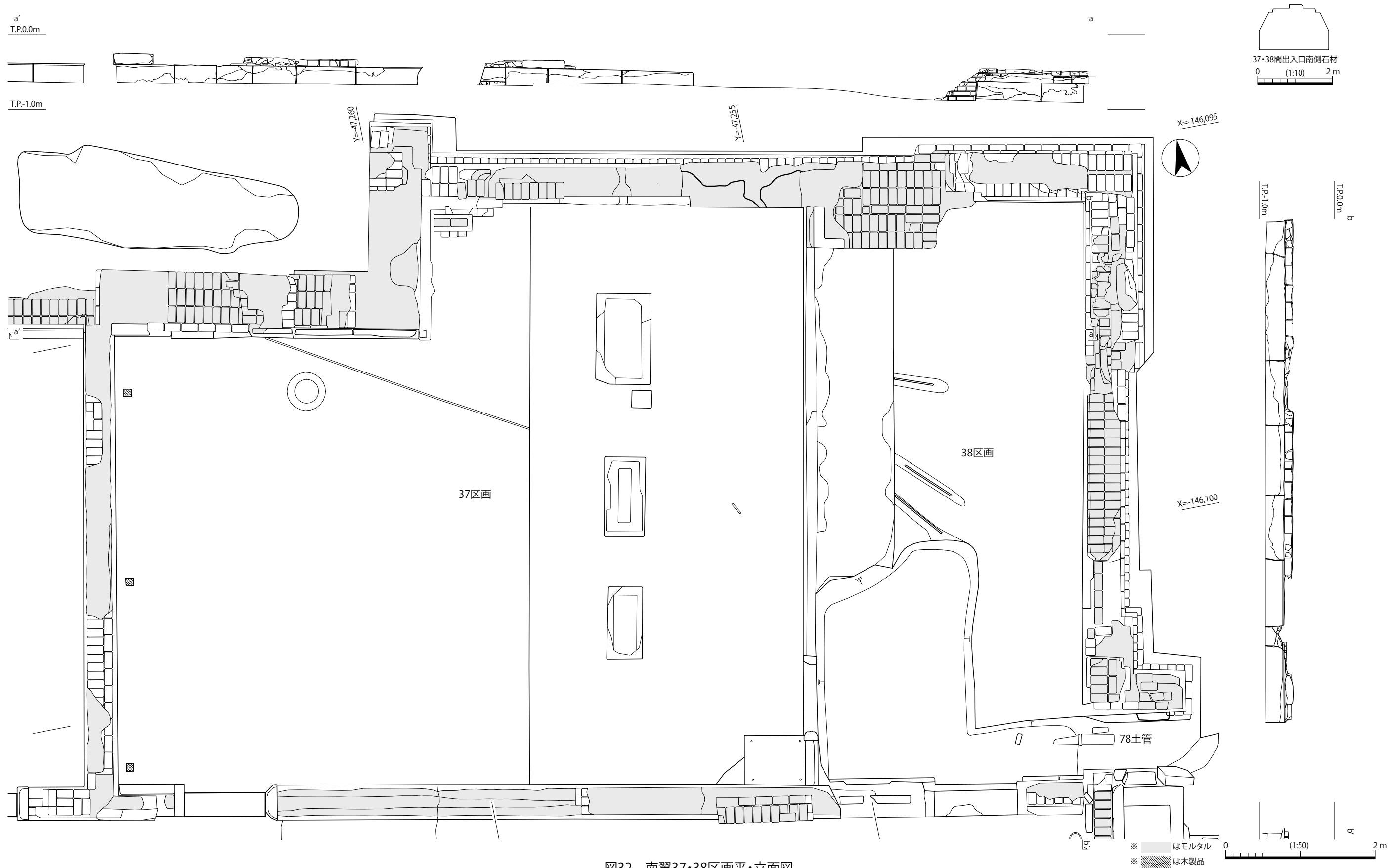


図32 南翼37・38区画平・立面図

39区画が室内の一区画として意図されたためと考えられる。

間仕切り壁は53区画との間を除き、いずれも残存せず、床面で痕跡として確認できたのみである。幅15～30cmで、煉瓦屑やモルタルが確認できたが、床面以下の煉瓦の有無は不明である。ただし、痕跡の幅からは、多くの例のような幅木の花崗岩を設置し、その上に1枚半の煉瓦を積むものではないと判断でき、37・38区画間の間仕切りと同様であった可能性が考えられる。53区画との間は、西側では花崗岩の幅木が確認できたのみだが、東側では1枚半積みの煉瓦最大4段分が確認できた。この煉瓦には、岸和田煉瓦(39・45・57)、堺煉瓦(68・69)等が見られた。

そのうち、42区画との間は、Y字状の床面の剥離が相当すると考えられる。この推定間仕切り壁痕跡延長の、外周壁最下段の幅木の変色や煉瓦壁の漆喰痕跡からも、壁が存在したと推定できる。ただし、この場合、壁際のV字状の内側は、デッドスペースとなっていたことになる。また、外周壁に幅木が設置されているところへ間仕切り壁を接続させており、通常の間仕切り壁と外周壁との接合方法とは異なる。このことから、他の間仕切り壁施工との時期差が推定できる。大正時代増築当初の施工ではない可能性があり、工業奨励館時の補強の可能性もあるが、その場合、他と同様な鉄筋コンクリートの使用が認められない点でやや奇異である。ただし、鉄筋コンクリートが破壊されてしまった可能性も考えられる。このため、庁舎としての使用時の施工で、当初ではない可能性があると考えておく。

外周壁は、南側へ向い残存状況が悪くなるが、当区画では花崗岩の幅木など比較的良好に確認できた。なお、床面検出中のため、42区画出土品と十分に区分できなかった遊離資料だが、当区画ではタイルがまとまって出土した。北翼で確認できたタイルと異なり、裏面に銘を有するものが多数あり、淡陶(206～210・212・214・215)、佐藤化粧煉瓦工場(231)、名古屋製陶(233・238～242)の各社の製品である。これらは、昭和初期頃と考えられる製品がほとんどであることから、工業奨励館に伴うと考えられる。これ以外に、土管(171・172)、瓦(191)、茶台碍子(274)、板ガラス(464)、コンクリート・モルタル製品(492・493)、364と同様な鉄製品、陶磁器等が出土した。

40区画(図33、写真図版32-2)

東西幅約1.1m、南北幅は、南側が攪乱のため不明だが、南辺の外周壁まで連続していた場合、約7.7mと推定できる。床面の残存状況は良好である。出入口は、54区画との間にある。当区画は部屋というよりも廊下といった様相だが、54区画との間に他と同様な出入口が設えられていることから、この出入口内側の区画(39区画など)は、重要な区画であった可能性がある。

41区画との間仕切り壁は、痕跡で確認できたのみである(写真図版31-5)。状況は、上述した39・42区画間と同様で、37・38区画間の間仕切りと同様であった可能性が考えられる。

41区画(図33、写真図版32-2)

東西幅約4.9m、南北幅約3.7mで、面積は約17.4㎡である。床面の残存状況は良好である。出入口は、54区画との間に通常の規模のものが、42区画との間に、39・40区画間に見られるものと同様の小規模なものが、それぞれ見られる。42区画との間仕切り壁は、痕跡が確認できたのみで、40・41区画間や39・42区画間のものと同様である。なお、北辺には東西約1.5m、南北約50cmの突出部がある。

当区画からは、タイル[淡陶(213)、名古屋製陶]、鉄釘(309・312・317)、鏝(321)、鉄製品(347・370～374)、金属製品(411・412)、陶磁器、スレート等が出土した。

42区画(図33、写真図版32-2)

大部分が攪乱のため正確な形状は不明だが、残存している東端から西辺の外周壁までが一連の区画で

あると仮定した場合、東西幅は約 9.5 m で、南北幅は約 3.7 m である。ただし、40 区画がそのまま南まで伸び、42 区画が本来大きく 3 分割されていた可能性もある。床面は、ほとんど残存しない。残存するところでも、表面のコンクリートが剥離し、それ以下のタール層やその基盤のコンクリート層が露出する。出入口は、41 区画との間にあり、39・40 区画間と同様のやや小規模なものである。当区画へは、残存部分のみからの想定ながら、41 区画を介さなければ入れない。40 区画と 39 区画の関係同様、重要な区画であった可能性がある。外周壁はほとんど残存しない。

当区画からは、タイル [淡陶 (216～226)、名古屋製陶 (232・234)、役物 (252)]、陶磁器 [衛生陶器 (284)]、ガラス瓶 (460)、瓦、スレート等が出土した。

43 区画 (図 33、写真図版 31 - 6・32 - 3～6)

東西幅約 3 m、南北幅約 7.7 m で、面積は約 23.1 m² である。床面の残存状況は良好で、出入口は北辺 54 区画との間の 1 箇所である。54 区画との間仕切り壁は、残存状況が悪く幅木もほとんど残存しない。

41・42 区画との間は、比較的残存状況がよい。花崗岩の幅木とその上の 1 枚半積みの煉瓦が最大 13 段分確認できた。この間仕切り壁の 43 区画側には、立面で鉤状の意図的な煉瓦の抜けが確認できた (写真図版 32 - 4)。垂直方向の抜けは、外周壁南辺から煉瓦 1 枚分 (約 20 cm) 北、幅木から上 7 段目 (約 40 cm、床面から約 65 cm) より上の、煉瓦 2 分の 1 枚幅で、水平方向の抜けは、幅木から上 7 段目の煉瓦 1 段分である。また、この煉瓦の抜けの奥側の、垂直・水平方向の交点と、垂直方向のこれより 5 段上、水平方向の長手 2 枚分北には、34 区画北辺同様、煉瓦の代わりに木煉瓦 (448) が埋め込まれていた。この形状に沿うものがここに埋め込まれるか、はめ込まれていたと考えられるが、その具体は不明である。壁に木煉瓦が埋め込まれていることから、細長い板材がはめ込まれていたのかもしれないし、壁に埋め込まれた配管を留めておくために、木材が埋め込まれていたのかもしれない。なお、同じ壁面の床面から約 46.5 cm 上には水平方向の墨打ちが確認できた。後述する外周壁に施された墨打ちと連続する。煉瓦の抜けと、この墨打ちとは、別の性格を持つものだろう。

44 区画との間は、花崗岩の幅木が確認できたのみで、その上位の煉瓦は残存しなかった。なお、43 区画側では床面上に花崗岩の幅木を設置するが、44 区画側では床面から煉瓦である。この幅木と煉瓦の間は、煉瓦とモルタルで充填されており、煉瓦は「長手」もしくは「小口」を露出させるものがあり、「平」が見えるものはない。この間仕切り壁上の 4 箇所、約 2 m 前後間隔と外周壁内面では、アンカーボルトが確認できた。アンカーボルトは、43 区画側の花崗岩幅木の東端付近に打たれている。このアンカーボルトの設置は、増築当初のものではなく、工業奨励館時と推定される。

外周壁は、比較的残存度が良い。内面は、花崗岩の幅木の上に「平」を見せる段があり、この 1 段目には煉瓦屑なども見られる。なお、この壁面では、「小口」に「阪府 授産所」銘がある煉瓦が確認できた (図版 32 - 6)。この壁面では、床面から 46.5 cm 前後上で墨打ちが見られ、上述の 42 区画との間仕切り壁にも連続する。44 区画との間仕切り壁が残存しないためその有無は不明だが、連続する 44 区画の外周壁には見られず、43 区画に係わる墨打ちと考えられる。同様な高さに打たれる墨打ちは、上述の 34 区画北辺にも見られる。当該箇所には花崗岩の幅木がなく、腰パネルが設置されたと推定し、その施工に伴う墨打ちと考えた。しかし、当区画は花崗岩の幅木があり、壁面に木材が埋め込まれているのでもない。このため、同様な腰パネルが設置されたとはいえにくく、墨打ちの意図は不明である。

この水平方向の墨打ちと直交する垂直方向の墨打ちと墨書「15」も確認できた (写真図版 32 - 5)。墨書「15」は、北翼 10 区画 (巻頭図版 7 - 3) や後述する 50 区画 (写真図版 36 - 2) でも確認でき、

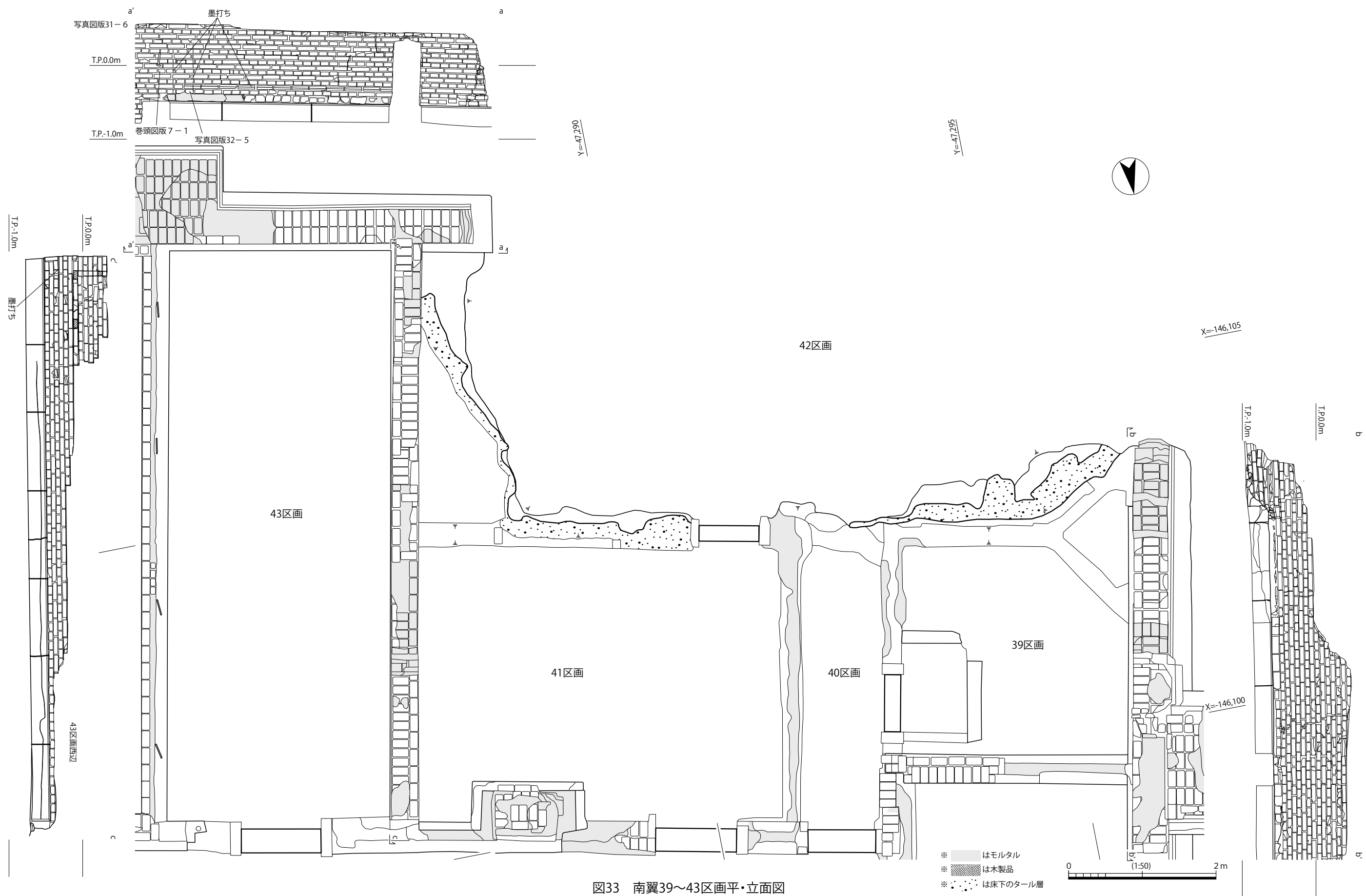


図33 南翼39~43区画平・立面図

いずれも垂直方向の墨打ちに伴うものと推定できる。ただし、「15」が意味するものは不明である。

これとは別に、44区画との間仕切り壁端を示すと考えられる垂直方向の墨打ちも確認できた（写真図版31-6）。墨打ちの間隔は、約28cmである。ただし、他の間仕切り壁を示す墨打ちが、幅木の上に詰まれた煉瓦の端と一致するのに対し、本例はそれとややずれ、幅木下端の位置に近い。

この他に、44区画間との仕切り壁延長の外周壁内面では、「柱」の墨書が確認できた（巻頭図版7-1）。外周壁外面の当該部分には、南へ煉瓦壁が張り出し、柱が設置されており、これを示す可能性がある。しかし、他の同様な部分では確認できず、必ずしも妥当ではない可能性もある。

当区画からは、煉瓦〔「阪府 授産所」銘（23）〕、タイル（淡陶Gタイプ）、鉄釘（五寸釘）、陶磁器、ノブ罎子（直径3.6cm、JES小ノブ相当）、スレート等が出土した。

44区画（図34、写真図版32-7・34-1）

東西幅約2.8m、南北幅は両端が約7.65mで、中央が約7mであり、面積は約20.4㎡である。床面は、北東の出入口付近で残存状況が良好だったが、それ以外は表面が全体的に剥離したような状況であった。出入口は、45区画間の間仕切り壁北側で確認できた。

間仕切り壁のうち、45区画との間は、44区画側が出入口以北を除き床面から煉瓦で、45区画側は花崗岩の幅木である。南側では幅木より上の煉瓦1枚半積みが最大6段分確認できた。出入口より南側では、通常の1枚半幅の内側（44区画側）に、煉瓦2分の1枚幅で煉瓦が4段積まれる。この段数は、43区画間の間仕切り壁も同じである。

54区画との間は、中央の幅約1.6mが約65cm南側に突出する。この突出部分より西側は当区画の他の部分同様、床面から煉瓦だが、突出部分の東辺とその東側には花崗岩の幅木が設置されている。

外周壁は比較的残存状況が良く、残存上端は煉瓦2枚積みである。間仕切り壁同様、外周壁内面も床面上に花崗岩の幅木がなく、煉瓦である。壁面から2分の1枚幅で5段分が区画内へ張り出すように施工されている（写真図版32-7）。この高さは、両間仕切り壁際の煉瓦より若干高い。なお、床面上から8段目（約47～54cm）の煉瓦中には、木煉瓦が長手2枚ごとに埋め込まれていた。ちなみに、この高さは、43区画外周壁内面の墨打ちの高さとほぼ同じであるが、両者の関係は不明確である。

当区画の床面は、出入口部付近を除き平滑ではない。このことや壁際の煉瓦からは、その平滑部分以外、高床構造で、床の高さが間仕切り壁際の煉瓦の突出部分の高さに相当する可能性がある。床面に束の痕跡はないが、例えば煉瓦で支えるのであれば、痕跡は残らない。また、外周壁に残る煉瓦中の木材からは、壁にパネルが打たれていたと考えられる。間仕切り壁の残存度が悪いため、当該部分は不明だが、同様に木材が埋め込まれ、パネルが打たれていた可能性がある。

当区画からは、煉瓦〔「HANFU JUSANSIO」銘（28）〕、タイル〔佐藤化粧煉瓦工場、不明品（254）〕、カットアウトスイッチ？（259）、罎管（内径2cm）、陶磁器（286）等が出土した。

45区画（図34、写真図版33-1）

東西幅約3.2m、南北幅約8.15mで、面積は約26.1㎡であり、床面の残存状況は良好である。隣接区画と異なり、北側の間仕切り壁がなく、54区画との間は開口する。南翼全体のレイアウトを考えると、45区画より46区画の北辺を開口させたほうが相応しく思えるが、そうではない。なお、44区画との間に、出入口がある。

46区画との間仕切り壁は、北側では花崗岩の幅木が残存する程度であり、南側ではこれより上の1枚半積み煉瓦最大3段分が確認できた。外周壁は、残存状況が悪く、高さは花崗岩の幅木より上位1

段分の煉瓦までであった。残存上端も、モルタルで覆われているところが多かったが、モルタル上には煉瓦圧痕が確認でき、柱の張り出し部以外は煉瓦2枚積みの基本とする。

当区画からは、煉瓦〔「阪府 授産所」(9・15)・「HANFU JUSANSIO」銘、岸和田煉瓦、不明刻印(89)、異形煉瓦、無刻印(120・122)〕、耐火煉瓦(無刻印)、タイル〔淡陶、名古屋製陶、佐藤化粧煉瓦工場(228)〕、ガラス瓶(451)、ガラス製品(483)、モルタル製品(518)、陶磁器等が出土した。

46 区画 (図 34、写真図版 33 - 1)

東西幅約 2.45 m、南北幅約 7.7 m で、面積は約 18.9 m² である。床面の残存状況は良好で、出入口は、北辺 54 区画との間の 1 箇所である。

間仕切り壁のうち、47 区画との間は大部分で花崗岩の幅木とその間を充填するモルタル、および幅木上面のモルタルが残存する程度であったが、南端では 1 枚半積みの煉瓦 1 段分が確認できた。54 区画との間は、花崗岩の幅木も残存せず、痕跡が確認できたのみである。外周壁の状況は、45 区画同様である。

当区画からは、煉瓦〔「HANFU JUSANSIO」銘、堺煉瓦、不明刻印(92)、無刻印(102)、異形煉瓦〕、耐火煉瓦(無刻印)、タイル〔淡陶 F タイプ、佐藤化粧煉瓦工場(227)、名古屋製陶(235・236)〕、石製品(438)、柱頭飾り(500)、靴底(528)等が出土した。

47 区画 (図 34、写真図版 33 - 1)

東西幅 3.25 m、南北幅約 7.7 m で、面積は約 25 m² である。床面の残存状況は良好だが、東側では割れが見られる。出入口は、北辺 54 区画との間と、東辺 48 区画との間の 2 箇所である。

間仕切り壁のうち、48 区画との間は、出入口より南側で花崗岩の幅木とその間を充填するモルタル、および幅木上面のモルタルが残存する程度で、同北側では、その上位で 1 枚半積みの煉瓦 1 段分が確認できた(写真図版 34 - 4)。54 区画との間は、出入口東側で両側の幅木が残存するものの、その間のモルタルがほとんどなく、幅木間下部に充填された煉瓦屑が僅かに確認できた。同西側では、47 区画側の幅木は残存していたが、54 区画側では残存せず、間を充填するモルタルと、幅木上面に積まれた煉瓦の圧痕が確認できた程度である。

外周壁の状況は、上述の 45・46 区画と同様だが、高さの残存度は悪い。当区画の南東隅から 48 区画南西隅は、外周壁外面に見られる柱の突出に対応するような位置で内面へも突出が見られる。煉瓦の東西幅は約 1.25 m、幅木も含めると約 1.54 m で、煉瓦 5 枚積みと考えられる。一方、北への突出は、外周壁下端幅木北端から約 60 cm である。この区画内への外周壁の突出は、南翼全体のレイアウトの中でもイレギュラーである。構造的な理由によるとも考えにくく、意図は解明できなかった。

当区画からは、煉瓦〔大阪窯業、堺煉瓦、不明刻印(97)、無刻印〕、タイル〔佐藤化粧煉瓦工場(229・230)、名古屋製陶、不明品(253)〕、カットアウトスイッチ(256)、陶磁器(289)、鉄製配管(358)、スレート等が出土した。

48 区画 (図 34、写真図版 33 - 3)

東西幅約 3 m、南北幅約 7.7 m で、面積は約 22.5 m² であり、床面の残存状況は良好である。

区画北西の壁際には、東西約 56 cm、南北約 1 m で、約 35 cm の高まりがある。これは煉瓦造で表面をモルタルで覆う。この高まりの北端には、アンカーボルトが 2 点打ち込まれていた。また、この西側の 47 区画や一部 54 区画間間仕切り壁との間も煉瓦とモルタルで塞ぐ。これらは、工業奨励館時の施工と考えられる。なお、モルタルで塞がれた部分には、柱材が見られ、区画東西の両間仕切り壁際にも、同様な柱材が、3 箇所ずつ見られる(写真図版 34 - 3・4)。これらの柱材は、いずれも方形で、約

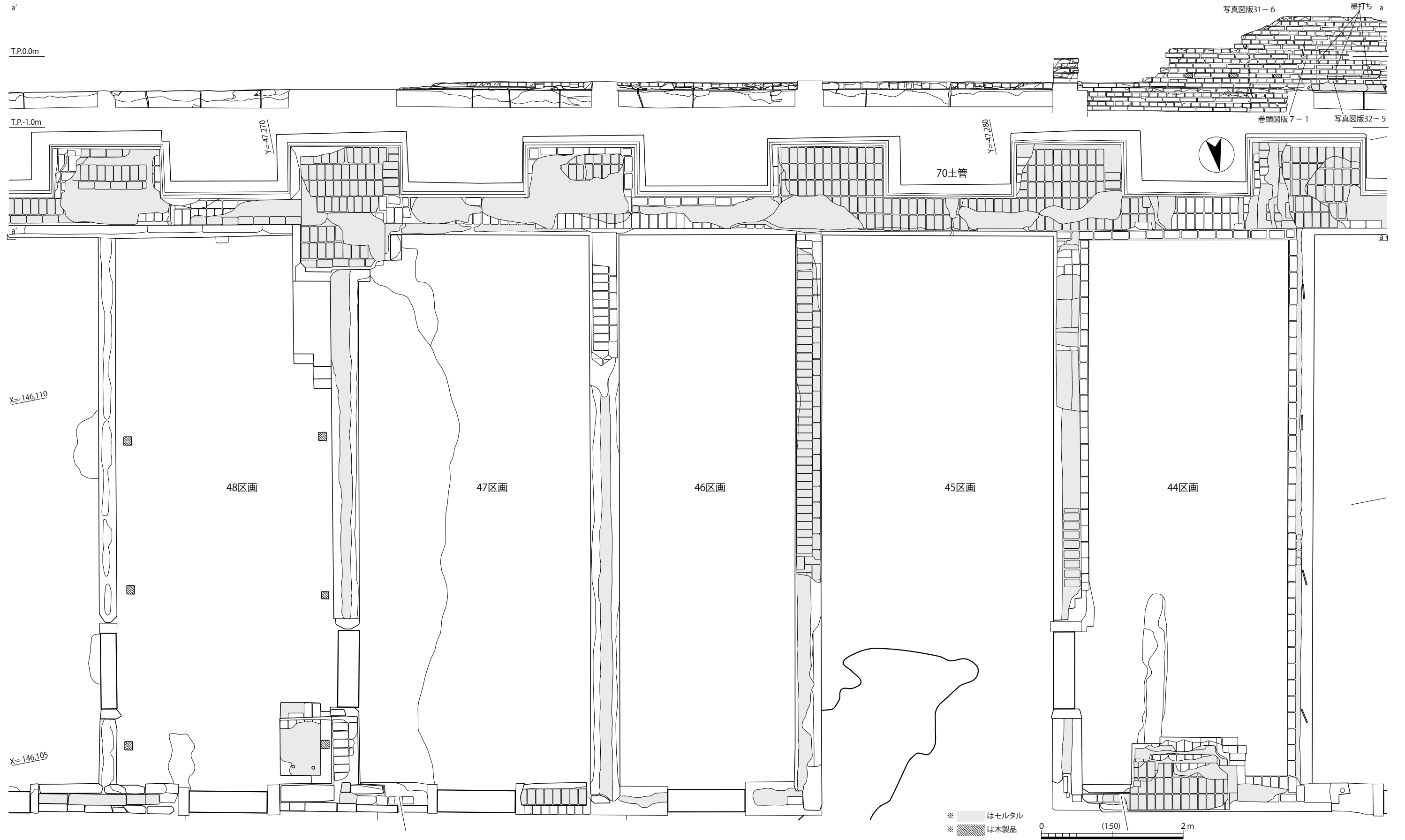


図34 南翼44~48区画平・立面図

10 cm四方である。検出時で、それぞれ下端が確認できたのみで、本来の長さは不明である。この柱周辺の床面のコンクリートは、柱に取り付くように見え、床面施工以前に柱が立てられていたと考えられる。間仕切り壁に近接しており、この柱が、天井まで伸びているとは考えにくく、束の可能性が考えられる。また、区画南辺中央部では、東西 15 cm、南北 10 cm弱の床面が抜けている部分があった。ここには柱材は残っていなかったが、束柱が抜けた痕跡と考えられる。以上から、推定ながら区画内全体が高床状になっていた可能性が考えられる。

区画南西隅の壁際では、鉄板が集積していた（写真図版 34 - 2）。長辺 10 cm、短辺 6 cm程のものが多く、いずれも表面に溶接の痕跡が見られた（350・351）。同様な鉄板は、33 扉付近にも見られたが、この箇所にも最も集中する。工業奨励館時のものと考えられる。

出入口は北辺 54 区画との間と、西辺 47 区画との間、東辺 49 区画との間の 3 箇所である。なお、49 区画との間の出入口は、間仕切り壁の幅が狭いため、他の板石よりも幅が狭い。

間仕切り壁の内、49 区画との間は、37・38 区画間間仕切り壁同様に細く、通常の花崗岩の幅木とは異なる規格である。54 区画との間は、幅木とその間を充填するモルタルおよび煉瓦屑、同西側では幅木とその上位 1 枚半積みの煉瓦 1 段分が確認できた。外周壁は、花崗岩幅木の高さまでしか残存しない。

当区画からは、煉瓦〔「HANFU JUSANSIO」銘、岸和田煉瓦（56）、堺煉瓦（70）、無刻印〕、タイル（名古屋製陶）、煙突形土製品、鉄製品（333・350・351）、金属製品〔コルクポーラー（408）〕、ガラス瓶（456）、陶磁器等が出土した。

49 区画（図 35、写真図版 33 - 3）

東西幅約 3 m、南北幅約 7.7 m で、面積は約 23.1 m² である。床面には、黒色のタール状の物質が一面に付着し、その上にガラス瓶の破片やタイルの付着や、タイルや煉瓦の圧痕などが確認できた（写真図版 34 - 5 ~ 7）。ガラス瓶は比較的大型品の底部が貼り付いていた。タイルは、裏面に方形の凹凸がある同様なもので、遊離したものを採取した（243 ~ 245）。床を充填するものではなく、疎らに置かれていたようである。ただし、辺を揃えているようであり、意図的に敷かれたものだろう。

出入口は北辺 54 区画との間と、西辺 48 区画との間、東辺 50 区画との間の 3 箇所である。この内、50 区画との間の出入口の板石北側に見られる石材には、細かい細工が施されていた（写真図版 35 - 1・2）。石材は、長辺 38 cm、短辺 16 cm で、板石側の中央からややずれた位置に幅 7.8 cm で 1.5 cm の突出部がある。板石の痕跡からも、扉が突出部右側（西側）に厚さ 4.6 cm 程の扉があったと推定できる。

間仕切り壁のうち、50 区画との間は、花崗岩の幅木とその上面のモルタルが確認できた程度の部分がほとんどで、南端付近でその上位の 1 枚半積みの煉瓦最大 2 段分が確認できた。一方、54 区画との間は、花崗岩の幅木とその間を充填するモルタルと煉瓦屑を確認した。外周壁は、48 区画同様、幅木の高さまでしか残存しないが、その上端の煉瓦は、痕跡も含め 1 枚半積みであることがわかる。

当区画からは、煉瓦（大阪窯業、無刻印）、タイル（243 ~ 245）、磚子類（261・271・273）、陶磁器（297・298・300）、コンクリート・モルタル製柱材（505）、不明製品（527・530）、銅線等が出土した。

50 区画（図 35、写真図版 35・36）

東西幅は北側約 3.7 m、南側約 9.5 m、南北幅は東側 2.4 m、やや狭まるところで約 1.7 m、西側約 7.7 m で、面積は約 38.4 m² であり、床面の残存状況は良好である（写真図版 35 - 3）。なお、南東隅の東西約 1.92 m、南北約 2.4 m の床面が、西側より約 8 cm 高まり、この高まり際幅約 30 cm は、床面が剥離していた。また、東辺の外周壁との間は 4 cm 程の隙間が見られた（写真図版 35 - 6）。

出入口は北辺 54 区画との間と、西辺 49 区画との間の 2 箇所である。

間仕切り壁のうち、51 区画との間は、37・38 区画間間仕切り壁と同様の細いもので、通常の花崗岩の幅木とは規格が異なる。石材が残存するのは南北方向の一部のみで、その石材下には煉瓦屑などが見られ（写真図版 36 - 4）、粗雑な印象を受ける。これ以外は、幅約 50 cm 以下の基部痕跡である。54 区画との間は、幅木とその間を充填するモルタルおよび煉瓦屑を確認した（写真図版 36 - 5）。

外周壁は、南辺の東端や東辺が比較的残存状況が良い。残存上端の煉瓦は、コーナー部で 2 枚半積みのようなのだが、煉瓦同士の間が比較的開き、そこをモルタルで充填しているものも見られる（写真図版 35 - 5）。一方、コンクリート基礎に残る煉瓦圧痕からは、積み始め当初、3 枚半積みであることがわかる（図 35 左上、写真図版 38 - 7・8）。なお、南辺の 57 遺構東側は、外周壁が 50 区画側へ突出している。この形状は、54 区画を挟んで線対称の位置にある 38 区画北辺の突出と同様である。これらの突出部延長の地上階には、暖炉等が存在した可能性が考えられる。

外周壁内面の内、特に南東隅の高まり部分は、機械掘削終了時点で、モルタルが分厚く残存していた（写真図版 36 - 6）。このモルタルや漆喰を除去した煉瓦表面の内、南辺の、南東コーナー部から西へ約 22.5 cm 地点には垂直方向に墨打ちが見られ、これと重複するように「15」の墨書が記される（写真図版 36 - 2）。この墨打ち位置と「15」の墨書は、北翼 10 区画（巻頭図版 7 - 3）と同じであり、同様な意図があったと考えられるが、その詳細は明らかにできていない。一方、東辺の、床面から 36 cm 上、幅木天端から 21 cm 上では、水平方向の墨打ちが確認できた（写真図版 36 - 1）。この墨打ちが残る煉瓦と 1 段下の煉瓦との間の目地材モルタルには、釘が打ち込まれていた。煉瓦中に木材が埋め込まれていることはなかったが、この壁面に板材が貼られ、釘で打ち付けられていた可能性がある。なお、この墨打ちが見られる範囲は、「小口」が芋目地状に垂直方向に積み上げられている 2 箇所の間である。この「小口」垂直連続箇所は、煉瓦表面に特に漆喰が厚く残存していた（写真図版 36 - 3）。このため、当該箇所に板材が設置されていた可能性がある。上述した床面東辺の外周壁際の隙間が、この範囲と概ね一致し、その隙間に板材が設置されていたのだろう。また、南東隅の高まり部分内面のモルタルは、他と異なり硬質であることからそれと判断したが、これは内装が改装された段階に施工された可能性があり、工業奨励館時の可能性がある。

当区画からは、煉瓦〔岸和田煉瓦（44）、大阪窯業（63）、堺煉瓦、日本煉瓦（82）、無刻印〕、耐火煉瓦〔「BIZEN-INBE」銘（125・126）〕、煙突形土製品（175）、瓦（195）、タイル（裏印なし凹凸）、碍子類（258・263）、陶磁器（288・301）、銅製品（396）等が出土した。

57 遺構（図 35、写真図版 38 - 1・2）

50 区画南辺に位置し、東側の耐火煉瓦が見られる部分と、西側の枡部分からなる。

東側の耐火煉瓦が見られる部分（写真図版 38 - 1）は、他の暖炉とは耐火煉瓦の配置が異なる。暖炉の場合、底面に耐火煉瓦を敷きつめるが、本例はコ字状に 2 箇所耐火煉瓦を配する。このことから、暖炉ではなく、焚口が 2 箇所ある竈と考えられる。他の暖炉のような遺構手前の U 字状石材の設置痕跡も見出せなかったため、この点からも暖炉ではないと判断できる。ただし、これとは別の方形の剥離痕が確認でき、西側の枡部分北端の石材と同様なものが配置されていたのだろう。なお、使用されている耐火煉瓦には、「BIZEN-INBE」銘（127）が見られる。

西側の枡部分（写真図版 38 - 2）は、内法で東西約 1.95 m、南北約 60 cm で、南側は花崗岩の幅木、東側の竈との間はそれと類似する石材、北側は 1 枚積みの煉瓦最大 4 段分が残存し、西側は 1 枚積みの

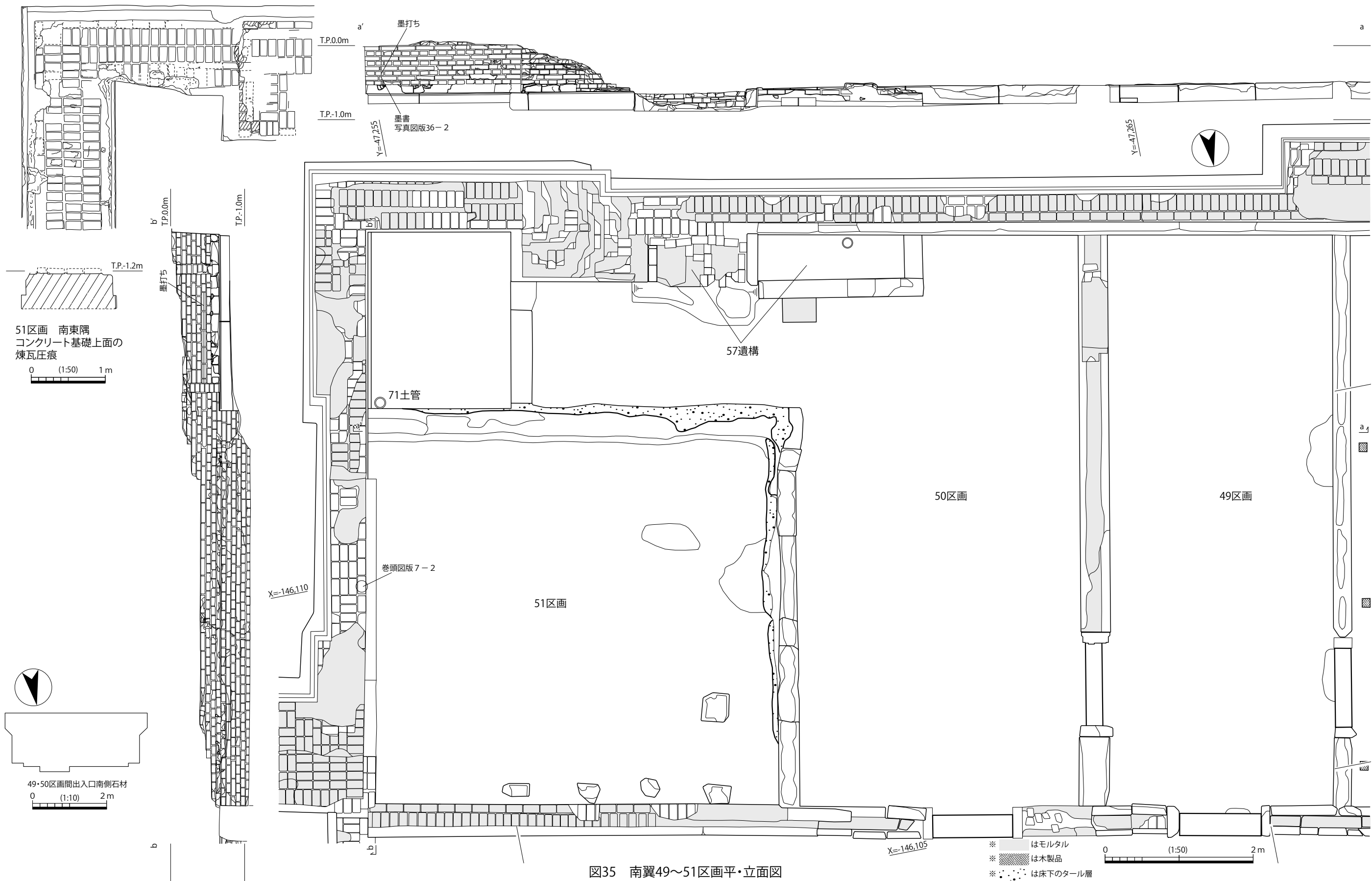


図35 南翼49~51区画平・立面図

煉瓦2段分が残存する。北と西の煉瓦は、いずれも4段であったと考えられる。柵内側の南端中央やや西には、口縁に鉄枠がはめ込まれた土管(167)が設置されている。土管部分は、周辺より2cm程低まる。柵手前(北側)には、東西方向に2つ、南北方向に4つの煉瓦が長手を下にして置かれ、上端にはモルタルが塗られている台状施設があり、踏み台として使用されたのだろう。柵の埋土からは、蛇口(407)、衛生陶器(277～282)、透明板ガラス(厚さ8mm)等が出土している。衛生陶器(277)については第3節第9項で記すが、これと同様のロゴマークを持つ資料は、福島県天鏡閣に見られる程度で、国内での出土例は極めて少ない。おそらく手洗いと考えられ、この踏み台部分の南延長壁際に設置されていたと推測できる。なお、この一番手前の煉瓦は、平が露出し、東側の煉瓦には六芒星の刻印が見られた(85)。

71 土管 (図 35、写真図版 38 - 5・6)

50区画東端、51区画との間仕切り壁南側で検出した(164)(写真図版38-6)。これは床下で屈曲し、外周壁東辺外面のコンクリート基礎より上2・3段目煉瓦のレベルに、その延長が確認できる(写真図版38-5)が、更なる延長は不明である。また、この土管が南翼内のどこかの水を集めていたのかだが、コーナー部の壁際ということもあり、南翼屋根隅からの雨水を集めていたものかもしれない。

51 区画 (図 35、写真図版 35 - 3)

東西幅約5.4m、南北幅約5mで、面積は約27㎡である。床面は、他の区画のような平滑な状況ではなく、表面全面が薄く剥離したような状況であった。この床面の54区画との間仕切り壁際などの5箇所、モルタルの盛り上がり確認できた(写真図版36-7)。一辺40cm以下で、残存度が悪いものが多いが、その中心部約20cm四方が凹むものがあり、ここに柱材が設置された東石相当の可能性が考えられる。それぞれの芯々間隔は、東西方向で約90cm、南北方向で約1.2mである。

出入口は、他の区画のような板石が設置されている状況としての確認はない。50区画と一連の区画で、その区画内の高まった部分だったと考えられる。50区画との間仕切り壁については、上述の通りだが、さほどの高さはなかった可能性がある。

54区画との間仕切り壁は、花崗岩の幅木レベルまでが残存する程度だが、54区画側には花崗岩幅木が設置されていたのに対し、51区画側は床面から煉瓦5段程が残存するといった違いが見られた。

外周壁は、比較的残存状況が良好であった。残存上端の平が露出する煉瓦には、墨書きが施されているものがあつた(巻頭図版7-2)。墨書きは、煉瓦の端部まで記されているが、隣接する煉瓦やその間の目地材へ記されていないことから、積み上げられる前に記されたものだろう。内面(東辺)は、54区画との間仕切り壁同様、床面から煉瓦が積まれていた。床面から上6段分は51区画側に2分の1枚分幅程度張り出す(写真図版36-8)。これらと、床面の東痕跡から、当区画も44区画や48区画同様、高床構造になっていた可能性が考えられる。

当区画からは、煉瓦(「阪府 授産所」銘、無刻印)、瓦(204)、陶磁器、ノブ罎子(直径3.7cm、JES小ノブ相当か)等が出土した。

52 区画 (図 36、写真図版 37 - 1)

北翼の11区画と同様な位置の、南翼が西へ突出する部分の区画だが、床はなく、53区画との間に煉瓦壁があり(写真図版37-2)、他の区画同様の部屋ではないと考えられる。

基礎に囲まれた範囲は、東西幅約1.7m、南北幅約3.35mで、面積は約5.7㎡である。北翼同様、南北の基礎は幅広で、西側の基礎はこれよりも細い。コンクリート基礎上面の煉瓦の残存状況が、良好ではなかったため、西側コンクリート基礎上の煉瓦枚数は不明である。南側の煉瓦は、コンクリート基

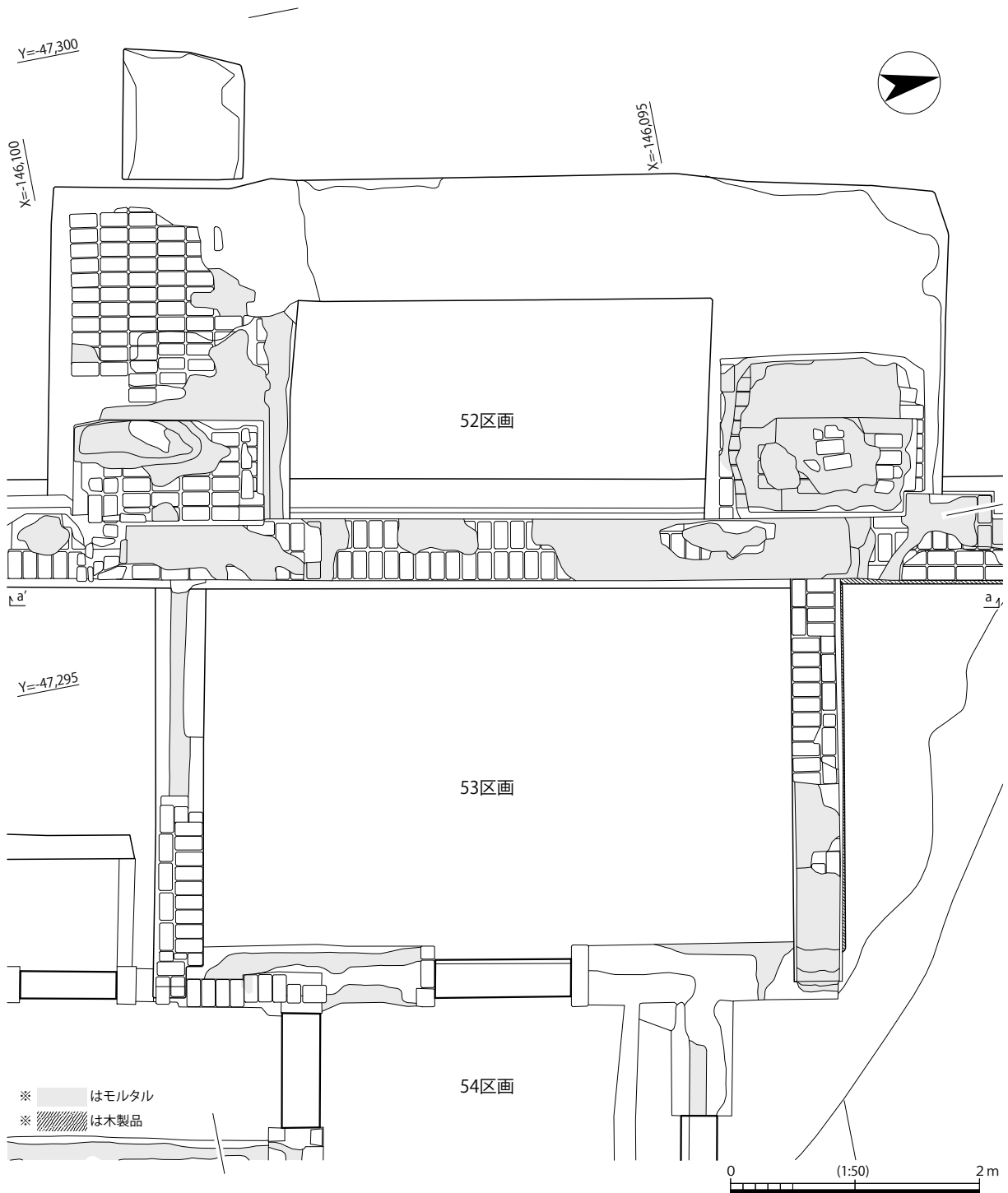
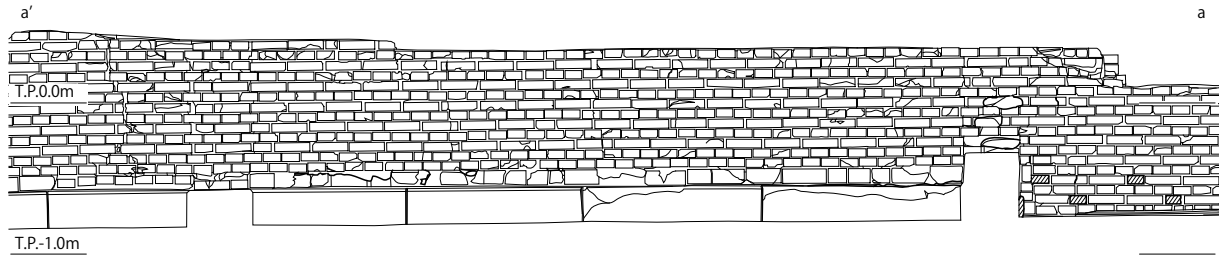


図36 南翼52・53区画平・立面図

礎上で、6枚半か7枚積みと考えられるが、内側の煉瓦が破損を受け正確さに欠ける(写真図版37-4)。ただし、これは最下段の枚数で、上へ向かい枚数を減らし、北翼同様6枚積みになるのだろう。なお、コンクリート基礎の幅は、南と北で1.9～2m程、西側で約1mである。厚さは約40cmで、コンクリート基礎以下には、栗石があり(写真図版37-3)、北・南翼のコンクリート基礎以下同様である。

なお、これらの基礎から独立して、南西側には、約1m四方のコンクリート基礎が見られた(写真図版37-1下)。現府庁舎本館1階に展示してあるブロンズ模型からは、階段手前に門柱状の施設があることがわかり、この基礎の可能性はある。北翼や当区画北西で検出できなかったのは、後世の破損によるものだろう。

53 区画 (図 36、写真図版 37-5)

東西幅は約2.85m、南北幅は約4.7mで、面積は約13.4㎡である。床は、一部で剥離があるが、比較的残存状況は良好である。出入口は、54区画との間の1箇所が、間仕切り壁中央に設置されている。

34区画との間仕切り壁は、同区画で記したように34区画側では床面から煉瓦であったが、当区画側は、床面上に花崗岩の幅木を設置するもので、その上に煉瓦が最大3段分確認できた。なお、区画東辺の間仕切り壁は、幅木を含め残存しないが、同様に床面上は、花崗岩の幅木であったと考えられる。

外周壁は比較的残存状況が良い。間仕切り壁が接続する部分は、下駄っば積みになっていた。34区画との間仕切り壁延長部は、この下駄っば積み煉瓦の凹み部分にモルタルの充填が確認できた。また、「小口」に「阪府 授産所」銘を有する煉瓦も見られた(写真図版37-6)。一方、39区画との間仕切り壁延長部は、一部で破損した煉瓦が見られ、煉瓦の差し込みも行われていたようである。

当区画からは、煉瓦[岸和田煉瓦、堺煉瓦、不明刻印(94)、無刻印]、ガラス瓶、陶磁器(290・292)、石製品(428・429)、モルタル製品(511)等が出土した。

54 区画 (図 28)

南翼を東西に貫く区画で、廊下(通路)と考えられる。東西長約39.4m、南北幅2.85mで、面積は約112.3㎡である。西半では、当区画北側の間仕切り壁際に、平行する攪乱が見られた。この攪乱は36区画で屈曲し、同区画の南東柱西辺にぶつかる。府庁舎以後で、工業奨励館時の可能性がある。

当区画からは、煉瓦[岸和田煉瓦、大阪窯業(65)、不明刻印(87)、無刻印]、タイル[淡陶(211)]、碇子類(262・272)、陶磁器(293)、鏝(318)、鉄製品(336・354・364)、銅線(377)、銅製品(394)、石板形土製品(439)、ガラス瓶、板ガラス(462)、柱頭飾り(494)、モルタル製品(512)、内装材?(525)等が出土した。

76 土管 (図 37、写真図版 37-8)

54区画東端で検出できた土管で、後述する77桁へ繋がる。71土管同様、どこからの水を排水するのは不明だが、71土管同様、屋根の雨水排水用の可能性もある。また、位置からは、南翼東口に伴うものとも考えられる。

55 区画 (図 37、写真図版 37-7)

南翼が東へ突出する区画で、東西幅は、約80cm、南北幅は約3.6mで、面積は約2.9㎡である。北翼の14区画に対応する。これと同様に、現状で基部の石材等が残存するのみで54区画との往来が可能だが、本来は閉じていたと推測できる。それは、54区画に張り出した石材上端にモルタルの痕跡が見られ、本来はより高かったことが予想されることや、その両側の外周壁は他と異なることなく、天井まで設置されていたと考えられることからの推定である。

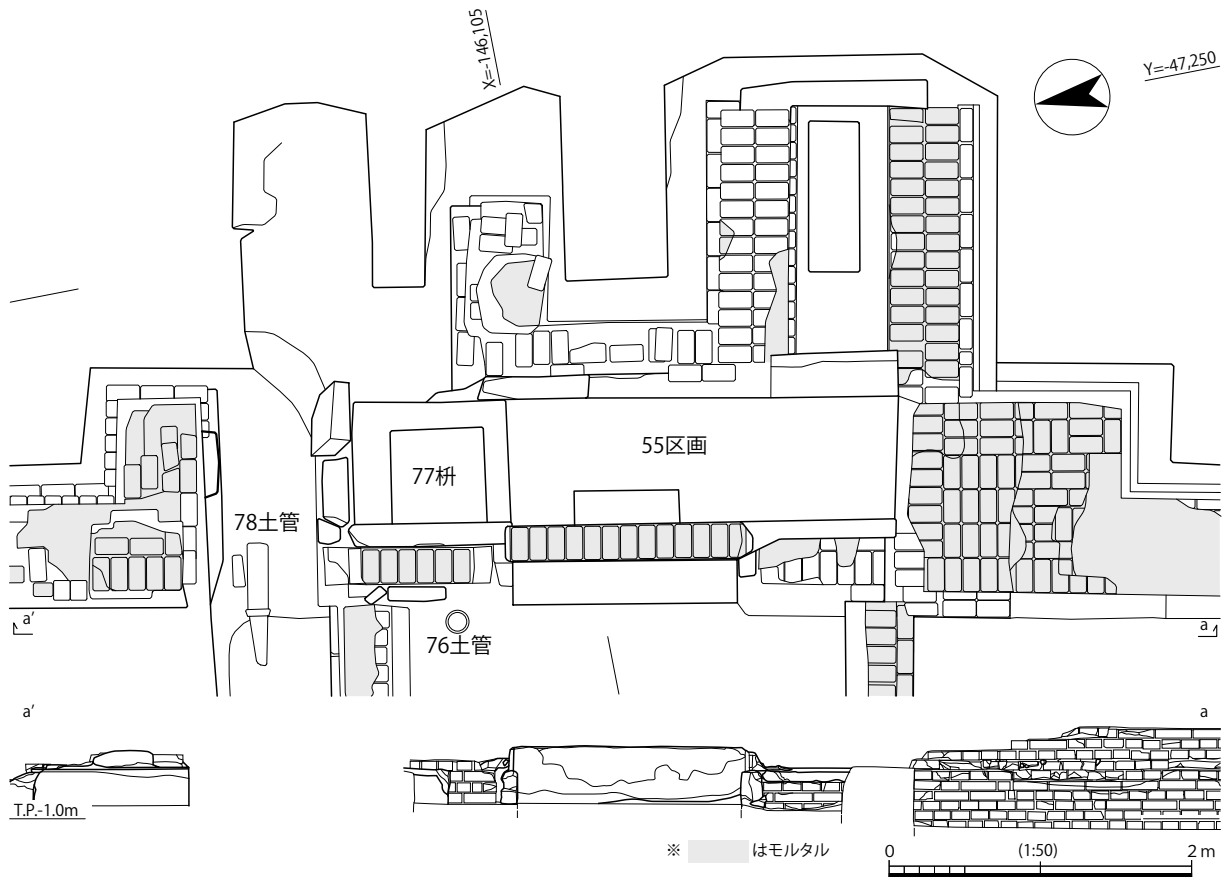


図37 南翼55区画平・立面図

なお、55区画の南側は、コンクリート基礎が見られ、その上面に2枚半積みの煉瓦が最大4段分残存した。現状でコンクリート基礎は櫛歯状だが、本来は東側も閉じていた可能性がある。「旧大阪府庁建物配置図」(図4)には、北翼同様、階段表現が見られる。「下ル」等の文字はないが、同様の表現であり、地階へ下る階段があったと推定できる。この55区画東側の基礎は、東西方向に4本であり、2本ずつが階段の両袖の基礎であったと推定できる。55区画南東には階段最下段相当と思われる石材が残存する。このことから、北翼とは異なり、上記絵図に表現同様の直進階段が設置されていたと考えられる。区画の性格については不明だが、14区画同様の下足預所か、それに類する施設と思われる。

当区画からは、銅線(380)、金属製品(413)、スレート波板(521)、陶磁器等が出土した。

77 桁 (図 37、写真図版 37 - 7)

55区画北端で検出できた。北翼の14区画における79桁と同様であり、大雑把に線対称の位置に当たる。ただし、79桁が床面に埋め込まれているのに対し、77桁は床面より約10cm浮いている。蓋は残存しなかったが、当然本来は閉じていたのだろう。ここからは、土管(161)、鉄製品(335)、銅板(383)、コンクリート・モルタル製柱材(509)とスレート(520)が出土した。

70 土管 (図 28、写真図版 38 - 4)

45区画南の、外周壁南辺外面で検出した(152)。コンクリート基礎に、約半分がめり込むように設置され、上半は基礎上の煉瓦2段分に埋め込まれ、土管周囲はモルタルが塗られる。中央棟73土管等と同様なものである。確認できた土管の南端は、受口部と逆の口縁を出しており、南翼側からの水を排水する目的であったと考えられる。ただし、南延長の詳細は不明である。一方の北延長についても、南翼の床下に伸びていたことはわかるが延長の詳細は十分に調査できなかった。

第3節 出土品

第1項 煉瓦

用語の整理 「機械成形」ではない「手抜き成形」の場合、「平」の2つの面、A・B面呼称で混乱が見られるとの指摘がある（竹村 2011 b）。呼称法を整理すれば、表面に僅かに凹んだような痕跡があり、杵に粘土塊を押し付ける上面を「A面」、表面に凹んだ痕跡はなく、押し込んだ時の下面を「B面」とする見解（藤原 1999）、型を使った場合の削り取られた上面で、平坦面を維持しない面を「A面」、下面で、平坦な面を「B面」とする見解（藤原 2008）、杵に粘土を詰め込む際に中央にまず置き、最後に四隅を押し込む手法を仮定した場合の上面を「A面」、底側で「凹線状圧痕」がある面を「B面」とする見解（千種ほか 2011）、杵の上面で、削りとった面を「A面」、下面を「B面」とする見解（竹村 2011 a）、長手の皺に着目し、長手の小口側に皺の始点がある側の面を「A面」、その逆の凹状痕跡が残る面を「B面」とする見解（北山 2011a・b）、浅い凹線が走る面を「裏面」とする見解（山岡 2011）、といったバリエーションで、同名逆呼称が見られる。

以下ではこの混乱を避けるため、以下では、比較的平滑な面を「 α 面」、やや雑で長辺端部付近に線状の凹みが見られることもある面を「 β 面」と仮称する。本報告の α 面は、藤原氏・竹村氏の「B面」、千種氏・北山氏の「A面」、山岡氏の「表面」である。

また、 β 面の線状の凹みは、「凹線状圧痕」（千種ほか 2011）や「凹線」等と呼ばれるものだが、「圧痕」は、痕跡全体が何かを押し付けた（プレスした）結果生じたとも捉えられ、妥当とは考えにくい。また「凹線」は、弥生土器等の調整が想起されるため、以下では「線状凹み」と仮称する。

竹村氏・北山氏らが観察の視点として挙げる「長手」の皺は、今回の出土品にも例がある。この皺の形状は、 α 面を上、 β 面を下においた状態で、凹状・凸状と表現する。凹状とは、小口側の α 面付近から中央 β 面付近を経て逆の小口側の α 面付近に向かい皺が見られるものことで、凸状はその逆である。破断面が観察できた資料の記述も、 α 面を上、 β 面を下に置いた状態におけるものである。巻頭図版2に掲載した断面写真も同様であり、旧神戸外国人居留地遺跡報告書（千種ほか 2011）掲載X線写真との対応を考慮した。

以下では、計測値以外に、 α ・ β 面認識の度合い、調整、 β 面線状凹みの位置、断面、刻印の特徴と打刻位置、胎土、色調を、主な観察点とした。

1. 「阪府 授産所」銘（図38～40） 55点を採取し、いずれも手抜き成形である。 α ・ β 面の認識は比較的容易であったが、一部判断に苦慮する例もあった。調整は、ナデが主体と考えられる。 α 面の多くは丁寧な仕上がりで、ミガキに近い例もある。 β 面は、丁寧な例がある一方、無調整に近い例もある。25には機械成形の短辺方向ケズリに似る擦痕が見られる。 β 面線状凹みは、5mmや1.5cm前後のもの、1.5～3cmの範囲で斜行するもの等があるが、前2者が多く、ナデ消される例もあった。9（巻頭図版10）は、 β 面線状凹みが不明確だが、 α 面表面から厚さ3mmの粘土単位が、長手側でも写真右側に同様の単位が確認できる。19（同）は、写真左下の β 面端から1.3cmに線状凹みがあり、これと一致する粘土単位が上方に向かい、逆L字状に屈曲し α 面側へ連続する。 α 面側は厚さ9mmで、長手側より薄い。これは、逆の長手にも連続するようだが、 β 面まで至らない。この内側を充填する粘土単位が、逆凹状に見られる。これは、 α 面を下にして、まず辺や角、その後中央部に粘土を充填した痕跡と解釈する。1は、破断面ながら長手に凹状の皺が確認できる。また、2・3は、長手や小口の β 面側に粘土の張り出しが確認できる。いずれも、胎土は細粒の砂礫や白色系の粘土が混じり、色調は、橙色系である。

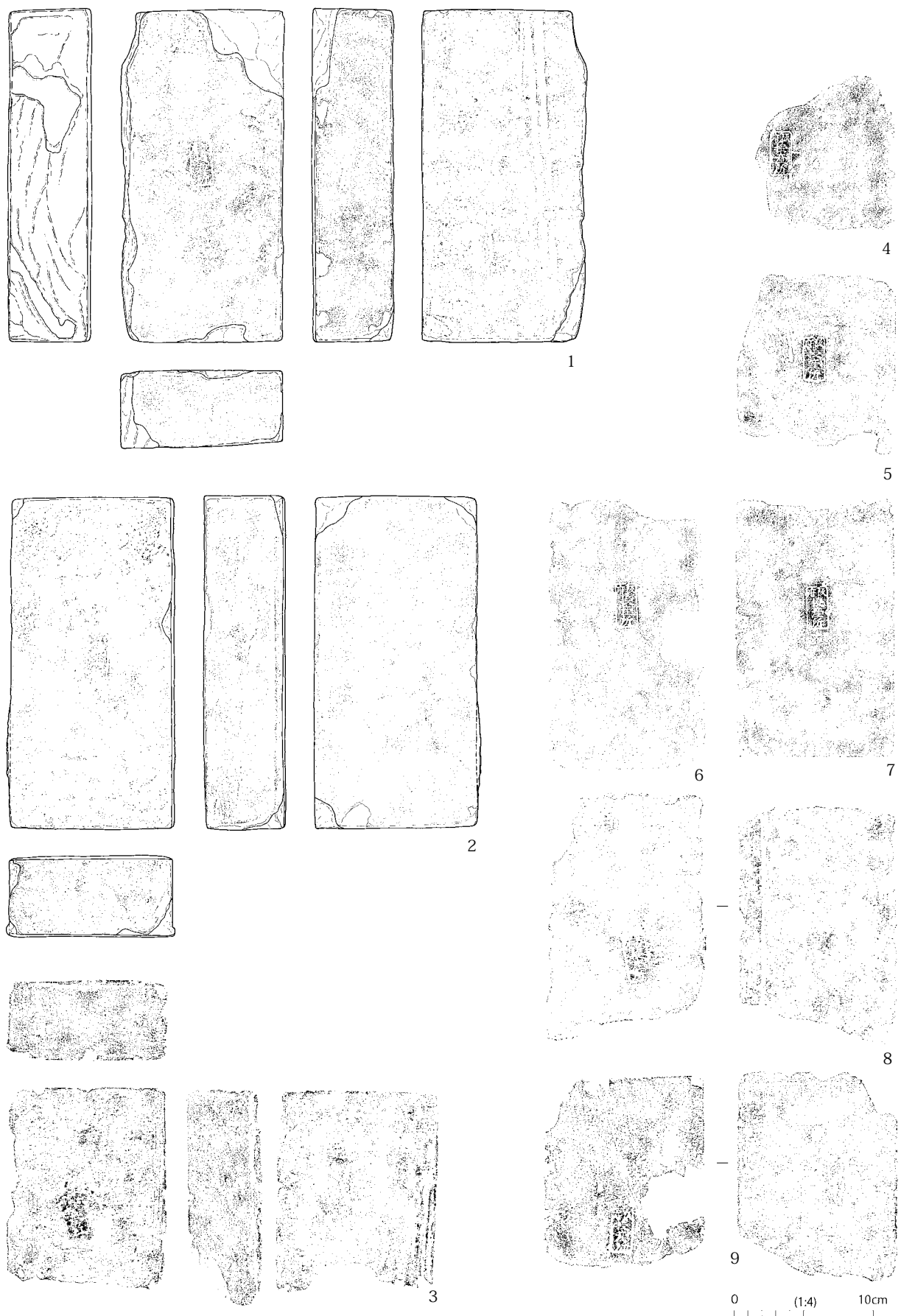


图 38 「阪府 授産所」銘煉瓦（1）

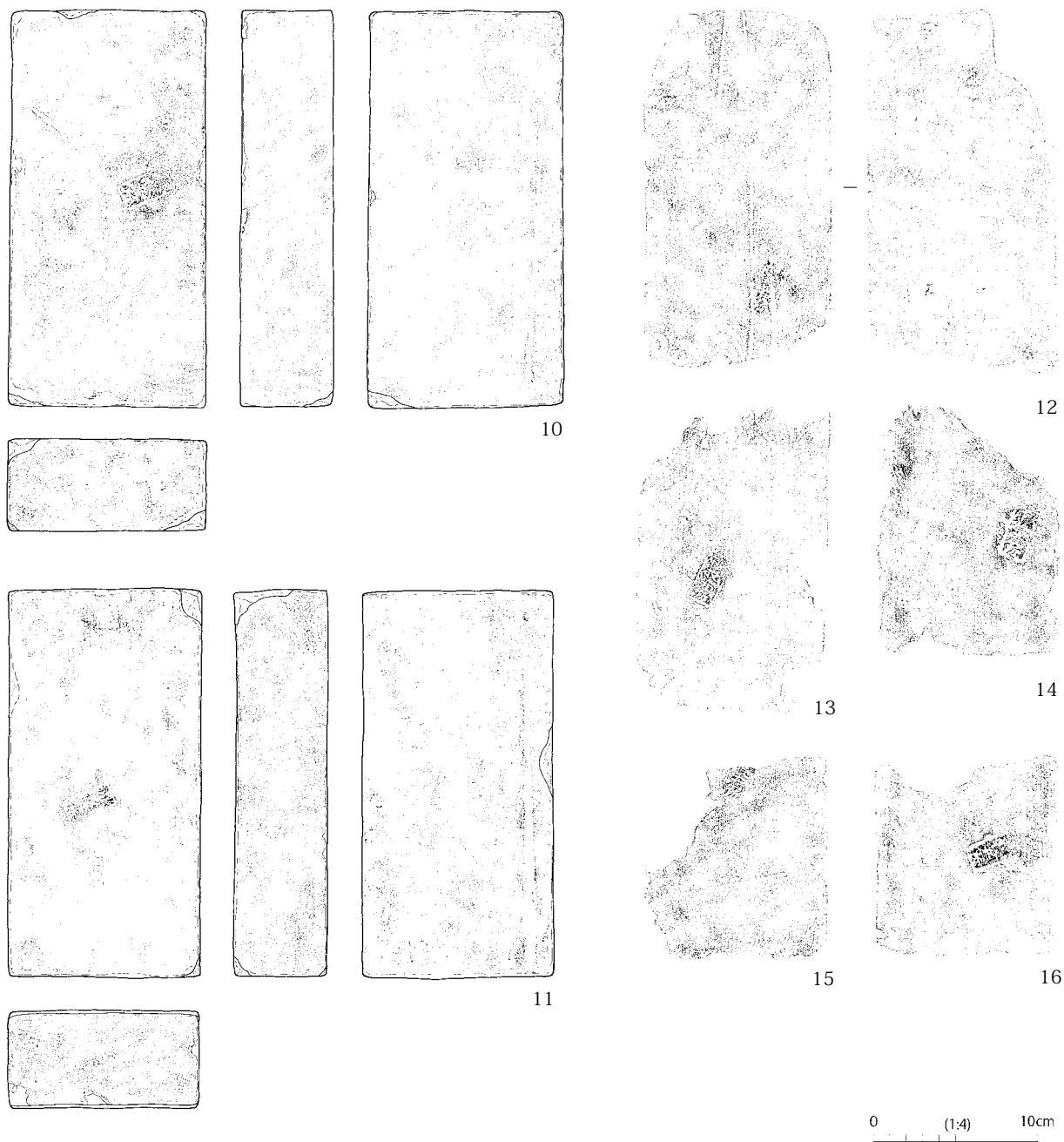


図 39 「阪府 授産所」銘煉瓦（2）

「阪府」は、大阪府の略で、明治初期の公文書類にも見られる。刻印は、平 50 点、小口 5 点で、採取した以外に、現地で数点の小口打刻が確認できた。1 個体 1 箇所が基本と考えるが、19 のみ平両面に施される。これを除く平に刻印を施した 49 点の打刻面は、 α 面 42 点、 β 面 7 点である。

刻印原体は、長辺 3 cm 前後、短辺 1.5 cm 前後の方形枠中の、上に「阪府」が右横書き、その下に「授産所」が縦書きされる点で共通する。しかし、字体から複数種があることがわかる（写真図版 40）。大きくは「所」8 画目末のはねの有無で、前者は横長風、後者は縦長風の文字である。ただし、はねる例に縦長風文字もある。これ以外に、「府」3 画目の長さ、「授」1・3 画目長さの関係、「産」3 画目の立ち具合、同 6 画目や「所」4 画目はねの長さ等、バリエーションがあり、やや細かい差異を認識しきれていない。このため不十分だが、以下のように分類しておく。1 類（8 点）：横長風文字で、「府」3 画目が長め、「授」1・3 画目左端が概ね同じ、「産」5 画目左端が長め、「所」8 画目はねて、枠に接する。2 類（3 点）：

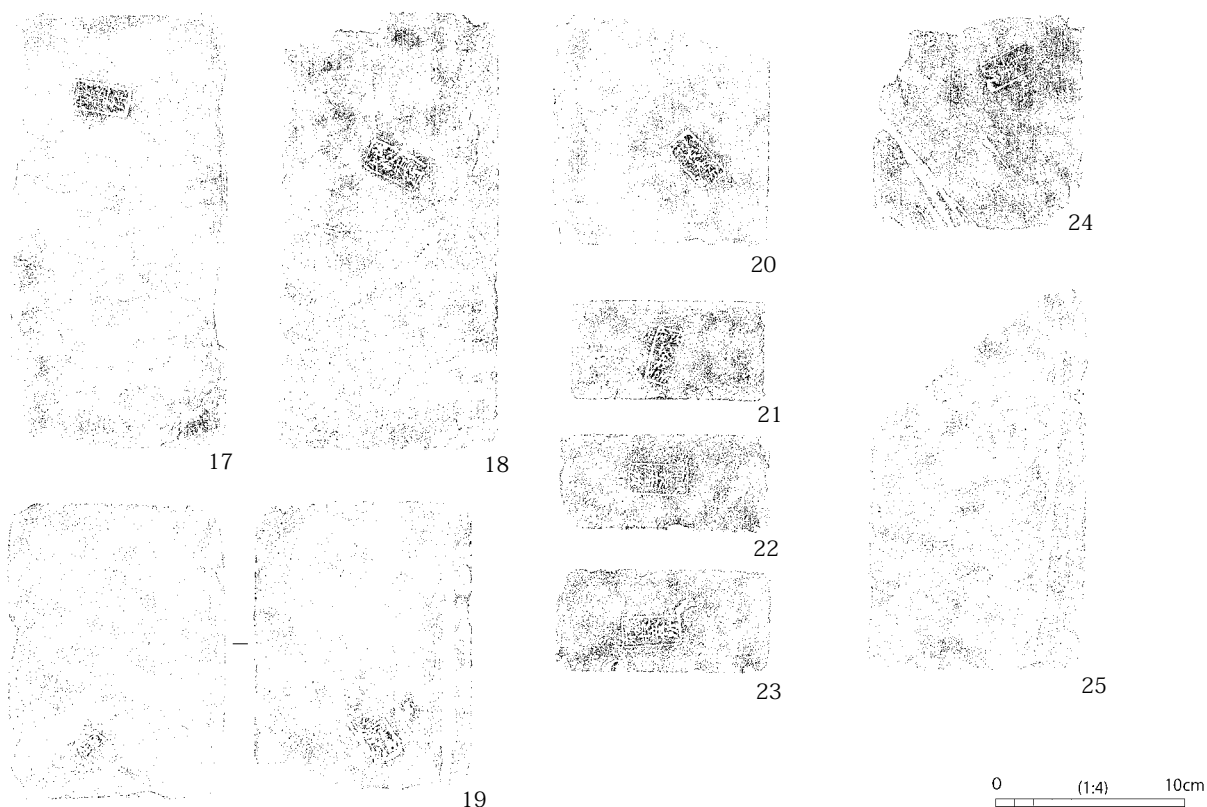


図40 「阪府 授産所」銘煉瓦（3）

やや縦長風文字で、「府」3画目が短め、「所」が他の文字よりもやや小さめで、8画目がはねない。3類（15点）：横長風文字で、1類と同様だが、「授」の1・3画目左端は3画目が長く、「産」5画目左端は1類ほど長くない。4類（3点）：やや縦長風文字で、2類とほぼ同様だが、「産」3画目が外開き気味。5類（13点）：やや縦長風文字で、3・4類の中間的な形態。6類（9点）：やや横長風文字で、3類と類似するが、「授」3画目がそれよりも長め。7類（2点）：やや縦長風文字で、5類と同様だが、「産」3画目が立ち気味。なお、残存状況が悪く、判別できなかったものが2点あった。また、3類には、枠が途切れるものがあり、上が途切れるもの（6・7）、上と右が途切れるもの（5）があった。15は、枠が完存しないが、その形状がやや奇異で、「所」左側に屈曲がある。刻印打刻位置は中央による傾向があるが、打刻方向ともにばらつきがある。

2. 「HANFU, JU, SANSIO.」銘（図41） 21点を採取し、いずれも手抜き成形で、短辺のばらつきが少ない。 α ・ β 面の認識は比較的容易であったが、中には両面とも丁寧な仕上がりのももある。調整は、ナデが主体だが、 α 面の多くは丁寧な仕上がりで、ミガキに近い例もある。 β 面は、丁寧な例がある一方、無調整に近い例もある。33・34は、長手付近にタテハケや粗いヨコハケが施される。 β 面線状凹みは、長辺端から8mm～1.8cm程度でばらつきが少なく、ナデ消されて良好に確認できなかったものもある。長手や小口は、基本的に無調整で、長手に凹状の皺が見られるものがやや目立つ。30（巻頭図版10）は、線状凹みが不明瞭な資料だが、端部から1cmに弱く観察できる。ここから写真上方に向かい2cm強に広がり、逆L字状の単位が明瞭に確認できる。この単位は写真右上でも確認できるが、長手の皺に一致し右上方向に収斂していく。この内側の充填は、授産所銘煉瓦19と類似する。29（写真図版41）は β 面から撮影したもので、さほど明確ではないが、写真上で中央部分から両小口方向に向かって下がる粘土単位が確認できる。また、 β 面がほとんど残存しないが、写真右側で厚さ1cmの単

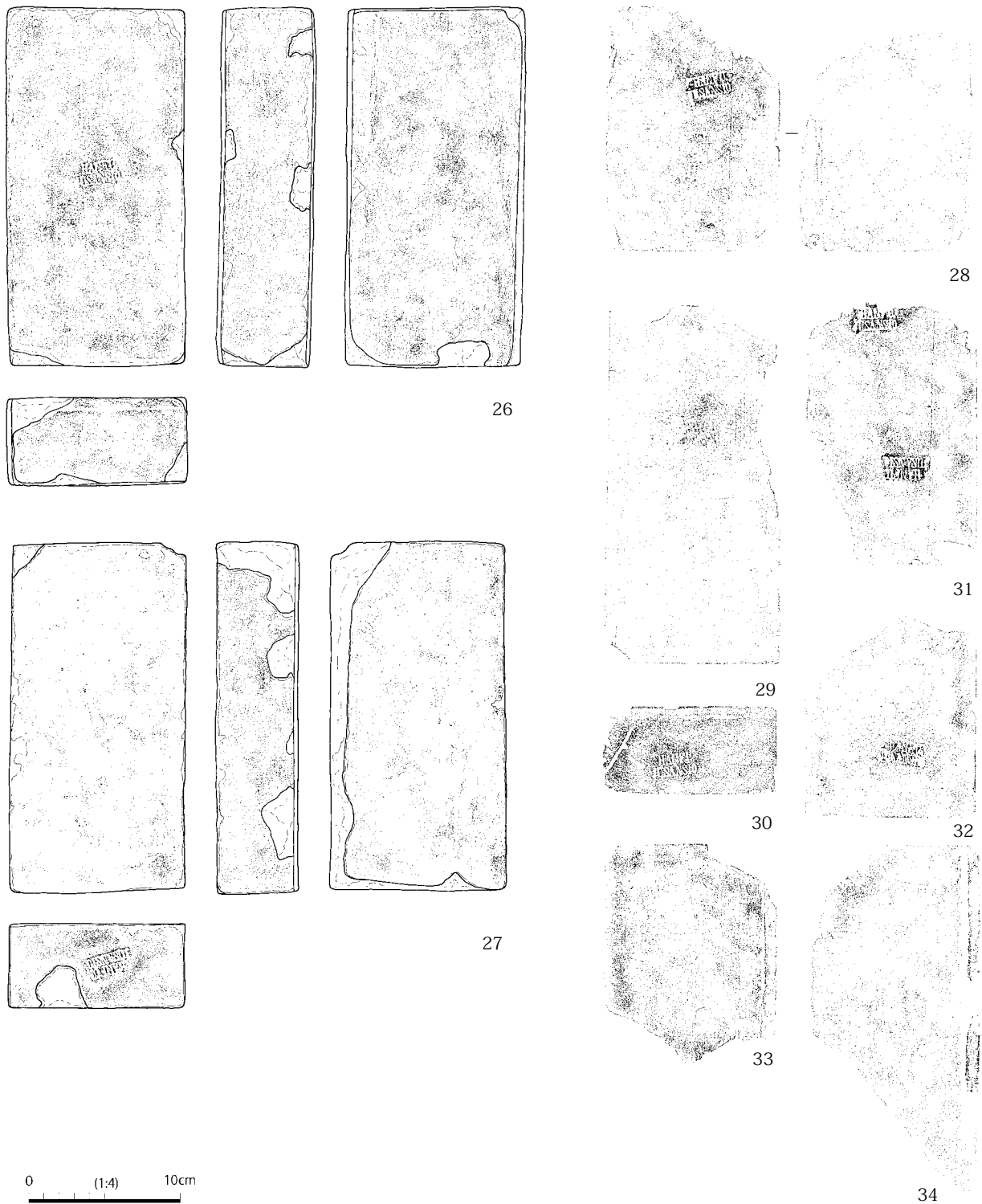


図41 「HANFU JUSANSIO」銘煉瓦

位が見られる。写真右下の僅かにβ面が残る部分に、線状凹みがあったと思われるが、ナデ消されたのであろう。26（写真図版41）は長手の皺が明瞭な例である。成形方法は、授産所銘と同じと考える。いずれも、胎土は細粒の砂礫や白色系の粘土が混じるもので、色調は、橙色系である。

刻印は、「阪府 授産所」のローマ字表記と考えられる。詳細は、「HANFU」の後にコンマ、行を変え「JUSANSIO」で、Jの上に点、Uの後にコンマ、Oの後にピリオドである。このうち、「所」の音読み表記「SIO」だが、日本最初の和英辞典とされる『和英語林集成』初版〔慶応3（1867）年発行〕には、「場

所」が「bashi」とされ、「SHO」と表記されても良いように思える。そのように表記しない理由は、明治期の商品ラベルに見られる、東京をTokio、兵庫をHiogo、京都をKiotoと表記するもの（三好 2010）と同様なことと考える。ただし、この表記からは「阪府 授産所」を「はんふ じゅさんしょ」と読んだことがわかる。刻印は、平 α 面 18 点、小口 3 点で、採取した以外に現地で数点の小口打刻例が確認できた。平打刻位置は中央に集中する傾向があるが、ややばらつく。小口例は、刻印の上

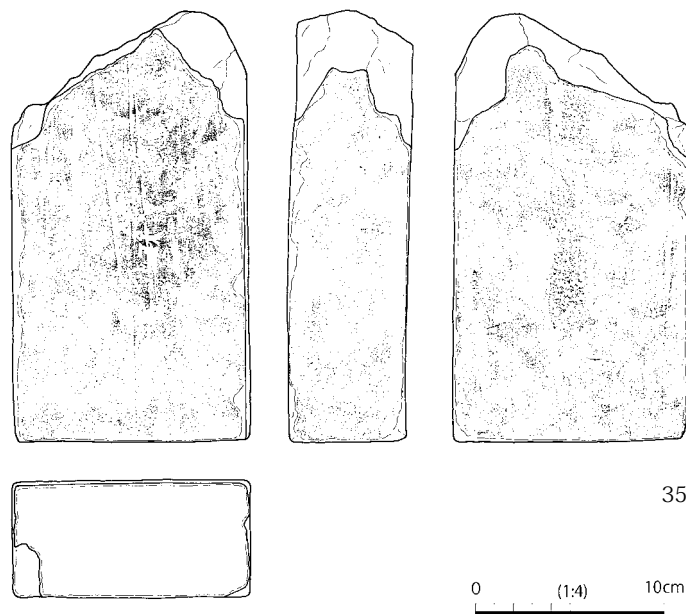


図 42 「YEGAWA」銘煉瓦

が α 面を向くもの 2 点 (30・569)、 β 面を向くもの 1 点 (27) である。刻印は、1 個体 1 箇所が基本と考えるが、31 は平同一面 2 箇所に施されていた。この刻印は、長辺の中央で折り返すと概ね同じ位置に当たる。刻印原体の違いは、認識できなかったが、長辺 3 cm、短辺 1.5 cm の方形であることが 28・32 から推測できる。

なお、29・32 は 26 区画・31 通路間切石上で確認できた資料であり、新築当初に使用された可能性が極めて高い煉瓦である。

3. 「YEGAWA」銘 (図 42) 出土は 10 区画からの 1 点のみである (35)。手抜き成形で、刻印は「YEG」までしか残存しない (巻頭図版 11)。刻印短辺幅は 1.05 cm である。平の α 面は長辺方向の板ナデで、工具痕跡が明瞭に残る。 β 面は長辺方向のナデだが、中央部は無調整である。長辺方向の端部から 8 mm 付近には、部分的に残存する線状凹みと思われる弱い凹みが見られるが、やや不確定で、ナデ消され平滑に仕上げられている部分もある。長手は、ごく弱くナデが施されるが、基本的に無調整に近い。部分的に、長手中央に皺が観察できる。小口は、ナデが施されているようで、長手よりも丁寧な仕上げである。破断面 (巻頭図版 10) には、 β 面右端の線状凹みから α 面へ伸びる幅 8 mm 以下の単位と、その左側で逆 L 字状から凹状の単位、その間を充填する中央の単位が大きく確認できる。これは、他の断面写真と天地逆に思えるが、平の器面調整から判断するとこのように理解でき、他と断面状況と器面調整が逆となっている。

類例は、明治 4 (1871) 年竣工の造幣寮泉布観例が知られる。府庁舎の建築に際し、造幣寮の残品が使用されたとの資料があり (加藤 1965)、この記述を裏付けるものである。なお、この煉瓦は、後の大阪砲兵工廠敷地である鳴野の江川某の工場の登り窯で焼成され、ウォートルスが関与したとされる (水野 2001、社団法人工学舎 1925)。『和英語林集成』初版に「江」は「ye」とあり、「YEGAWA」は「江川」を素直にローマ字表記したものと考えられる。

4. 岸和田煉瓦 (図 43 ~ 45) 49 点を採取し、手抜き成形が 15 点 (36 ~ 42 等)、機械成形が 34 点 (43 ~ 57 等) である。手抜き成形と機械成形で、長・短辺の長さに大きな違いはなく、厚みに若干の差異があり、機械成形がやや厚めではある。しかし、さほど大きな違いではないように思える。

手抜き成形の α ・ β 面の認識は、比較的容易であった。平の調整は、長辺方向のナデや板ナデを基

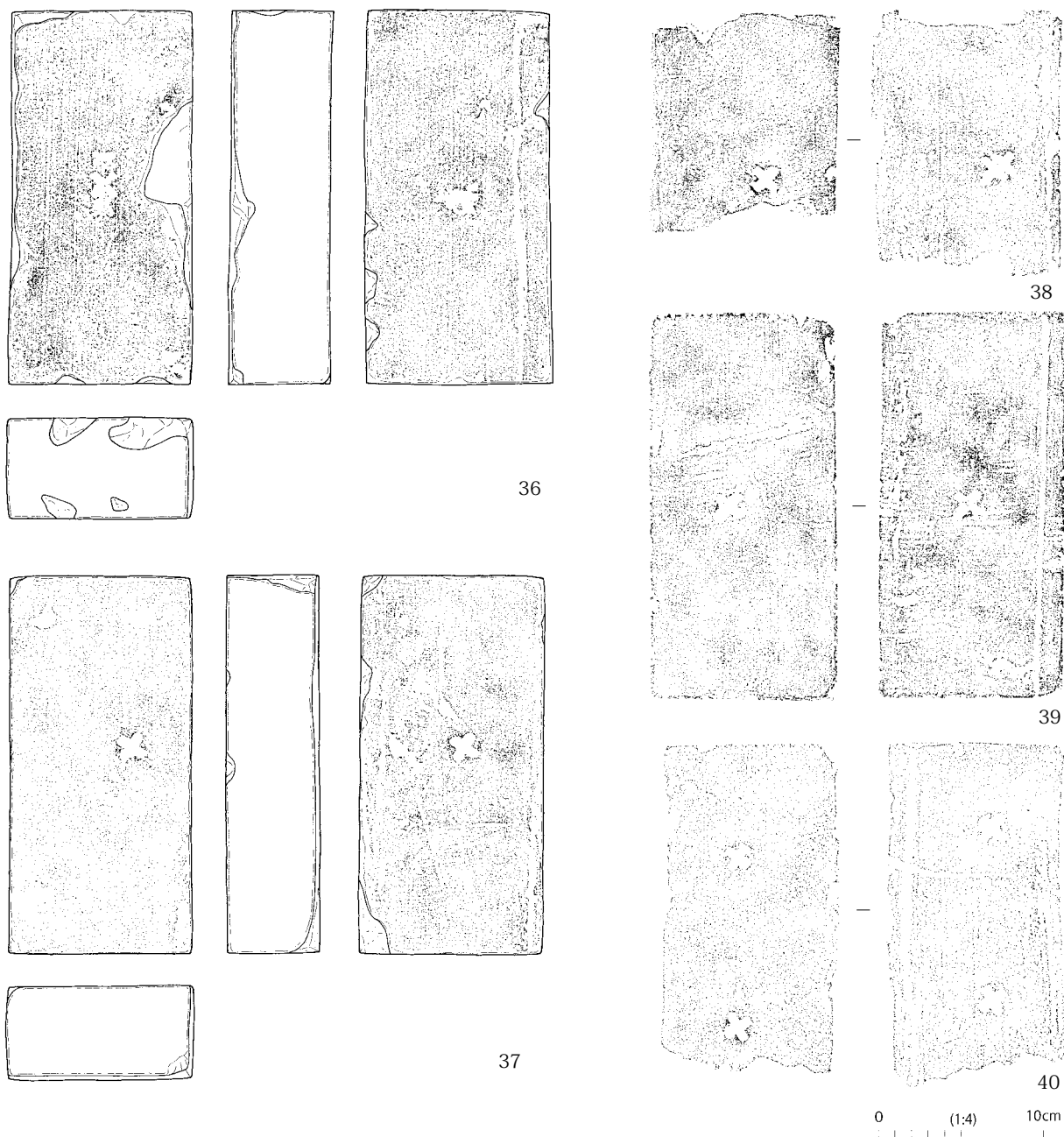


図 43 岸和田煉瓦（1）

本とする。β面調整はやや粗い傾向がある。線状凹みは、5mm～2cmとばらつくが、端部際と端部からやや離れる例に区分できる。機械成形の平の調整はケズリで、長辺斜め方向（31点、45等）と、短辺斜め方向（3点、52等）の2種がある。平はこのケズリにより波打つ例が多く、粗雑な印象を受ける。56（写真図版43）は、片面の長手付近に、線状凹みもどきが見られた。

長手は、機械成形で片方が比較的丁寧な仕上げで、もう片方がやや雑という傾向が見られた（45）。また、長手に重ね焼きの痕跡が残るものが多数見られた。手抜き成形の40・42は、それぞれ煉瓦の厚さを示す5.7cm・6cmや、5.5cmの弱い凹みが確認でき、2つ程度を長手に置き、重ね焼きしたことがわかる。機械成形には、より明瞭なものも多く、47・49・54（写真図版42）のように、長手が波打つようなものもある。これらの凹みの幅は、5.5～6cm程で、煉瓦の厚さを示すものであろう。やや斜めに積まれる例もある。47は3点、49は2点の重ね焼きと推定でき、全体では2点積みが多い。重ね

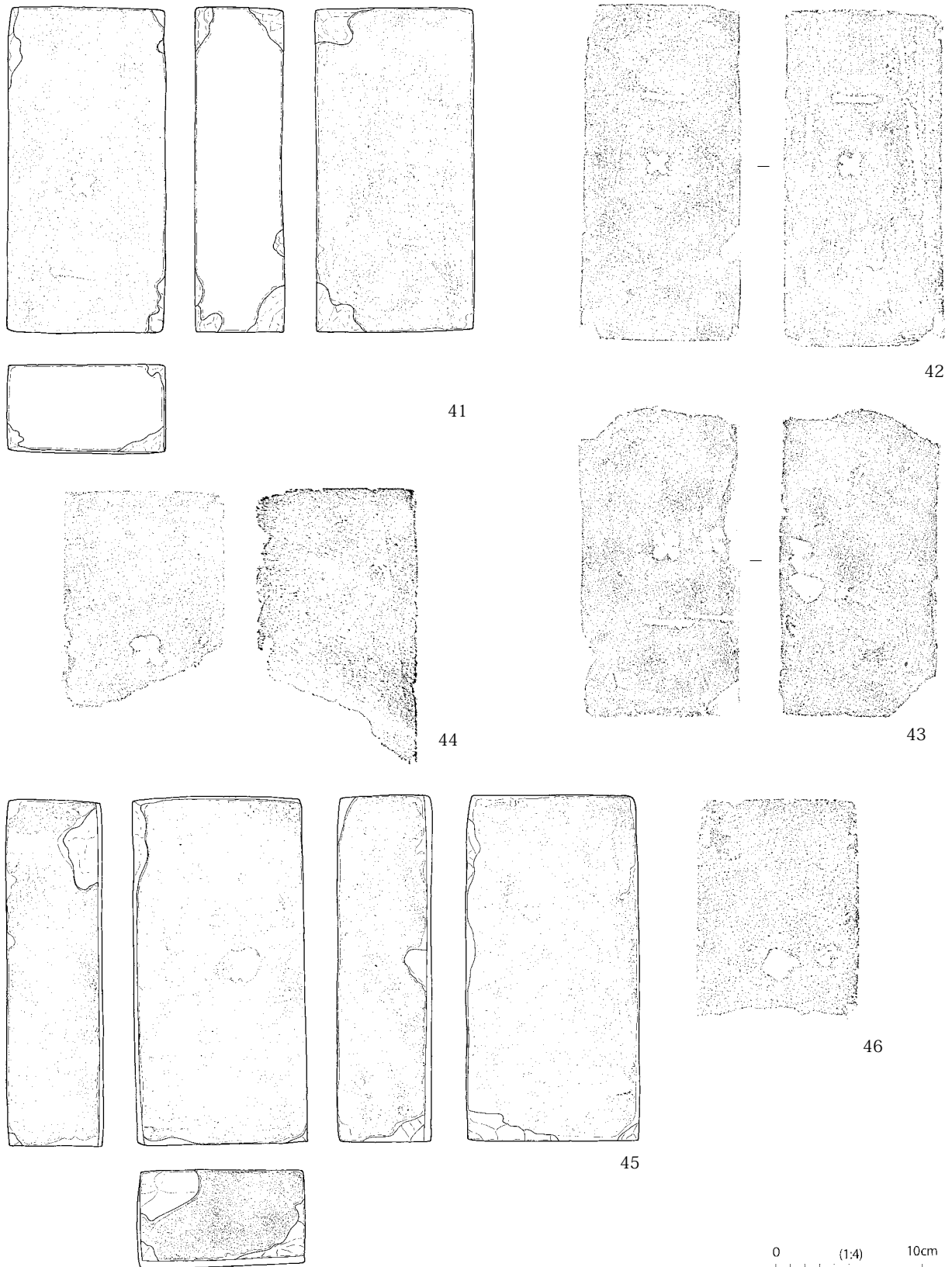


図44 岸和田煉瓦（2）

た煉瓦が付着する47・49や、逆に剥離するもの、焼成時と思われる炭や礫が多数付着する50（写真図版42）もあり、そのようなものでも製品として流通していたことがわかる。

断面は手抜き成形と機械成形で明瞭に異なる（巻頭図版10）。手抜き成形（38）は、写真左下のβ

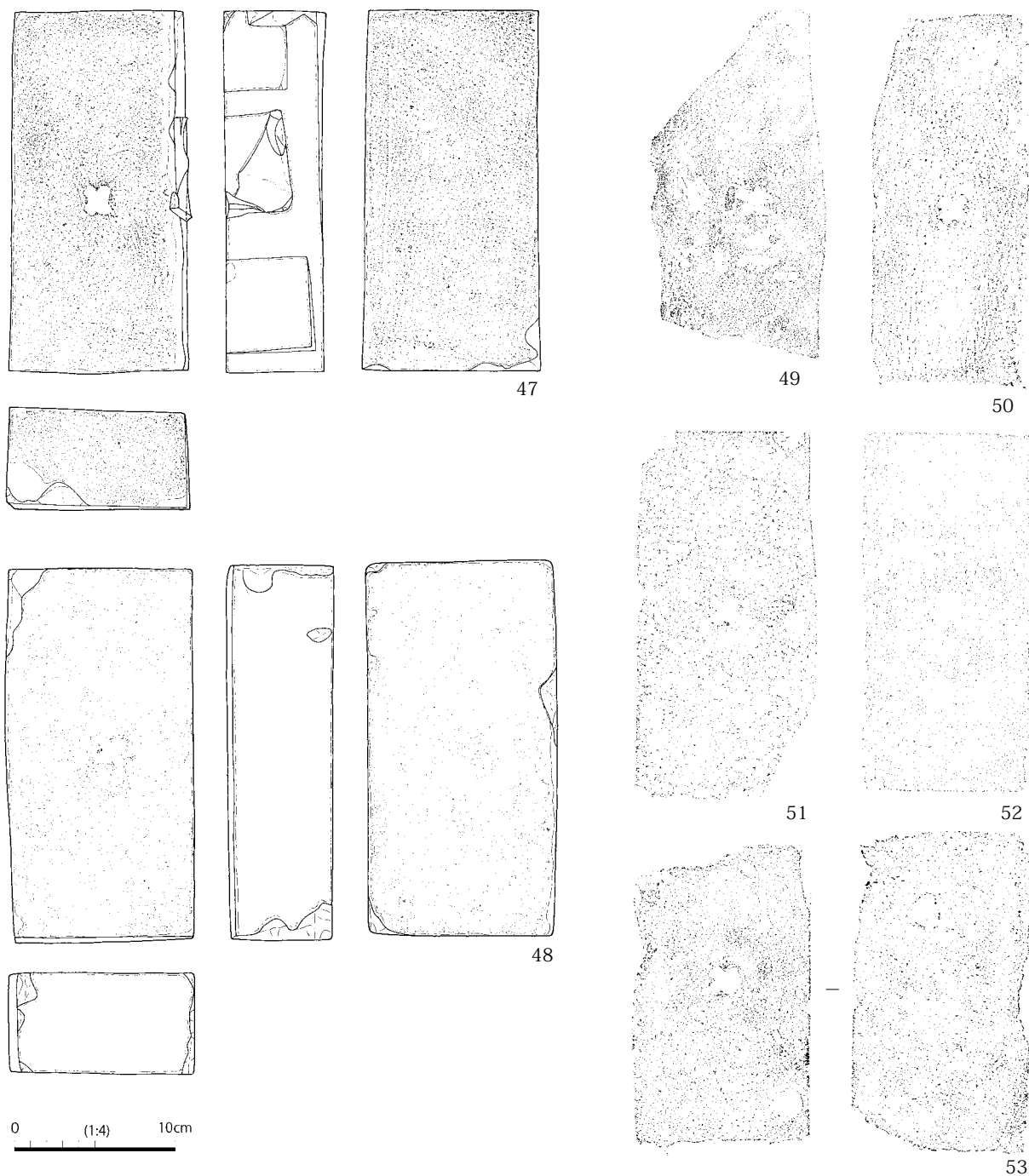


図45 岸和田煉瓦（3）

面端部から6mmに線状凹みが見られる。これと一致する粘土単位は、やや不明確だが、そこからやや斜め方向の上方に向かい、断面左上の長手から約1.3cm、平 α 面から約6mm部分の接合痕へ連続すると考えられる。 α 面側は、厚さ約6mmで安定して単位が確認できるが、写真右上で不明確となる。この内側は右から左へ順に粘土を充填している。いずれも α 面を下にした成形が推定できる。これに対し、機械成形（44）は、長手に平行する筋が連続し、他の機械成形品も同様である。

胎土は、いずれも大きな違いはないものと思われる。色調は、大きく橙色系と赤褐色系に区分できるが、必ずしも明確な区分ではない。手抜き成形では、橙色系13点、赤褐色系2点、機械成形では、橙色系17点、赤褐色系17点である。

刻印は、基本的に「×」印であり、刻印が明瞭に段差を持ち凹むもの、凹みがやや浅いものなどが見

られたが、バリエーションは少ない。いずれも平に施される。×の一辺の長さは、1.5～2cmで、手抜き成形と機械成形で大きな違いはない。手抜き成形は、ほぼ全てが両面刻印で、機械成形は片面刻印を基本とする。刻印原体は、×の各角を繋いだような隅丸形状と考えられる(46)が、例が少ないためこれより45°回転した方向もあった可能性がある。両面刻印の機械成形(48・53)は、片面で上記のいずれかの刻印が施され、別の面にはこれと明らかに異なる細めで深い刻印が施される。後者の細めで深い刻印は、深い割には周囲に原体の凹みが見られないことから、マイナス状の工具を2度×状に押し込んだ可能性もある。平の刻印は、1箇所が基本と考えられるが、2度押し例(38β面・43等)や、2箇所に施す例(40)もあった。前者が意図的かの判断は難しい。後者は、両面刻印なので意図的と考えられ、両面で刻印位置が一致することから、×が2つある原体であったと考えられる。

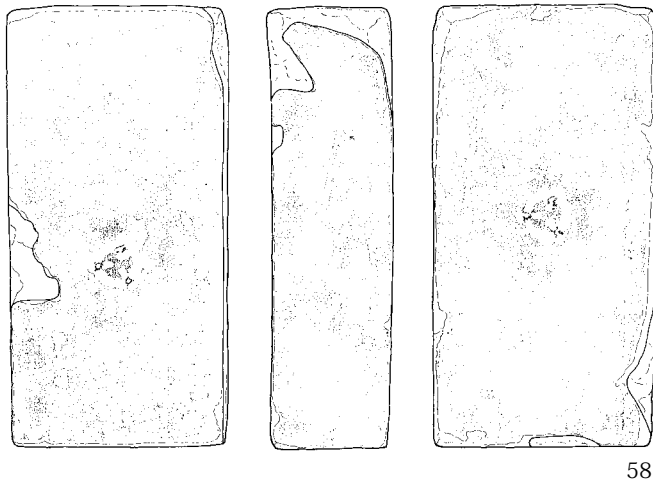
なお、×印の他に釘印が見られるものがあった(41～43)。手抜き成形と機械成形の両者に見られ、成形による差ではない。また、36は、「×」印を挟んで「商標」の文字が右横書きされる(巻頭図版11)。手抜き成形で、平の調整のハケが明瞭な点が特徴的である。刻印の類例は、同志社女子大学ジェームズ館使用煉瓦にあり、大正3(1914)年以前(大阪歴史博物館2006)とされるので、府庁舎増改築時(大正3～5年)と一致する。刻印打刻位置は、中央に集中する傾向があり、機械成形では特に明瞭である。

岸和田煉瓦は、大阪府岸和田市において、明治5(1872)年創業で、明治20(1887)年に第一煉瓦株式会社、明治26(1893)年に岸和田煉瓦株式会社と、改組や改名を繰り返したが、社印は一貫して「×」を用いる(酒井2009)。

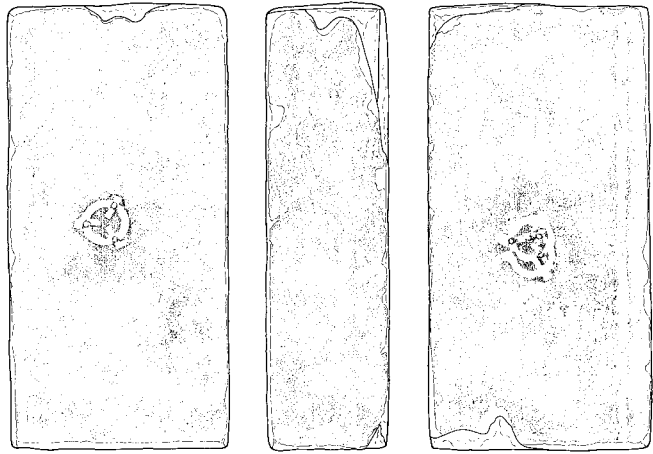
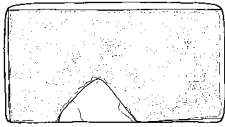
5. 大阪窯業(図46・47) 17点を採取し、いずれも手抜き成形である。 α ・ β 面の認識は容易であった。調整は、ナデや板ナデが主で、ハケはあまり見られない。 β 面の線状凹みは、ナデ消されるものもあるが、長手端から3mm～2cmとばらつき、両長手端に見られる58もあった。65(巻頭図版10)は、左下端部から5mmに線状凹みが見られるが、ナデ消されている部分が多い。これと一致する粘土単位はやや不明瞭だが、上方に向かい逆凹状に逆の長手へ連続するように見える。この内側は、左側から右上への粘土単位が弱く確認でき、 α 面を下にした成形であろう。胎土は、細粒の砂礫や、白色の粘土が混じる。色調は、大きく橙色系(3点)、赤褐色系(9点)、暗赤褐色系(5点)の3種が見られた。

刻印は、いずれも両面に施され、両面とも同一原体と考えられる。丸印に三方の突起を有する社印は、1類：丸の内外に突起があり、交差部分に小円凹みが見られる例(58～60)、2類：1類の小円凹みが見られない例(61～65)、3類：丸の外側のみ突起があり、内側全体が凹んでいる例(66)に区分できる。ただし、同じ1類でも社印の大きさや深さに差がある。これらは、型式学的には1類から3類への変化とも考えられるが、原体の摩耗なども考えるべきで、同時期のバリエーションとして捉えるべきだろう。刻印の丸部分の直径は、1.4～2.5cmだが、2cm未満は2例のみで、2.4cm例が5点と最も多い。また、社印以外の刻印では、「改」(61・62)、「ヌ 改」(63)、「ノ」状(64)の4点が見られた。これらは、それぞれが別個の打刻ではなく、組み合わせた一括原体で打刻される。「改」字を正置して見た場合、61は社印との配置が縦関係、62は横関係で、いずれの社印も上方向に突起がある位置だが、63は縦関係ながら、斜め気味で「ヌ」が「改」と反転位置となる。なお、刻印の打刻位置は、概ね中央部を基本とすると考えられるが、ややばらつく。

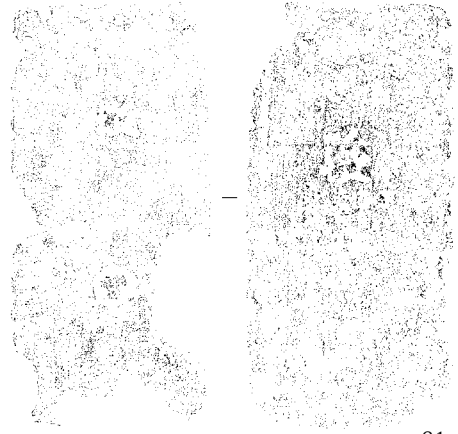
大阪窯業は、明治15(1882)年に硫酸瓶製造会社として大阪市に設立され、明治18(1885)年から煉瓦製造を開始した(大阪窯業株式会社1935)。類例多数で、社印以外の刻印を有する資料も多い。枚方市禁野本町遺跡(駒井ほか2006)では、社印内に数字がある例や釘印例があるが、今回の出土例



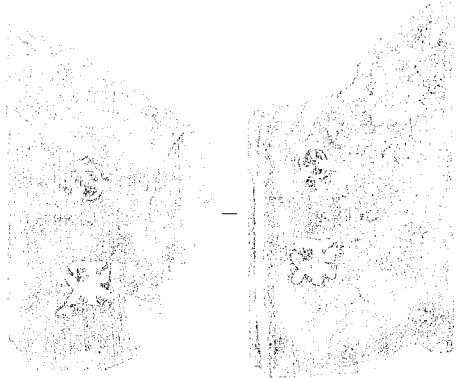
58



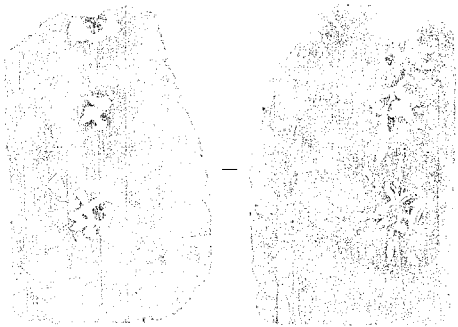
59



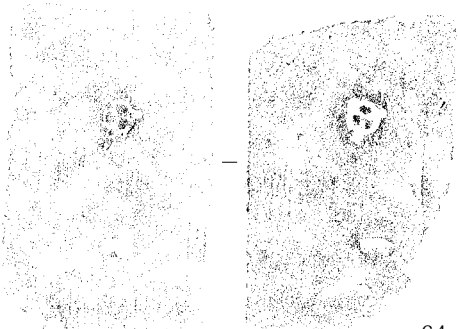
61



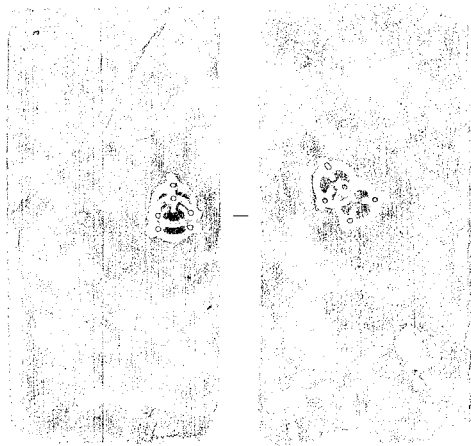
62



63



64



60

図 46 大阪窯業 (1)

0 (1:4) 10cm

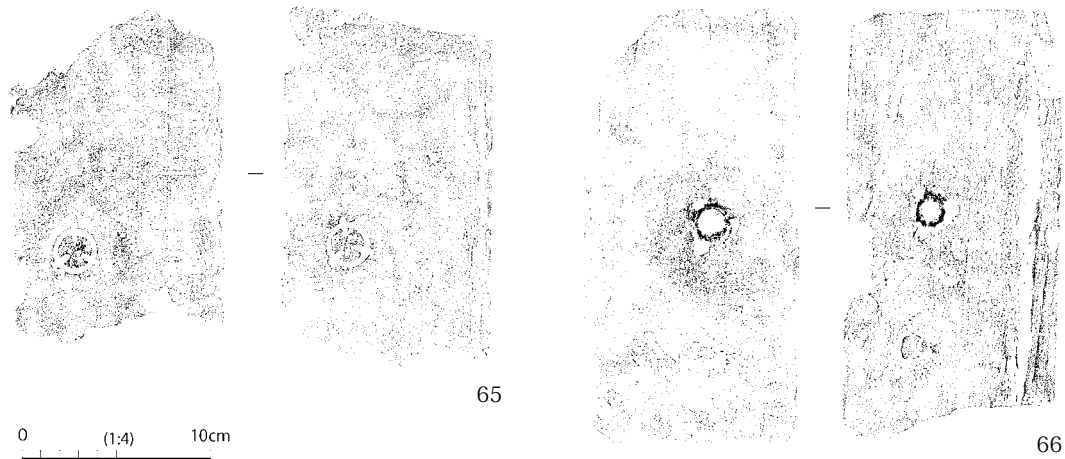


図 47 大阪窯業（2）

にはない。明治 36（1903）年頃の姫路市豆腐町遺跡（岡田ほか 2007）には、社印内の数字がある例はないようだが、釘印や「改」は散見される。これらから、社印内の数字や「改」字、釘印等は、編年上の有効視点の可能性はある。

6. 堺煉瓦（図 48） 37 点を採取し、いずれも手抜き成形である。この刻印を堺煉瓦とするのは、水野信太郎氏の見解（村松・水野 1985、水野 2001）で、後述の日本煉瓦も含め、いずれも「推定」を冠すべきだが、煩雑になるためこれを略する。

いずれも $\alpha \cdot \beta$ 面の認識は容易であった。調整は、両面とも長辺方向のハケが観察できる。ハケ原体は、比較的細かく深めがほとんどで、後述の日本窯業より明瞭な傾向がある。 β 面の線状凹みは、ナデ調整により不明なものも見られたが、長手端から 4 mm～2.5 cm でばらつきがある。斜行するものや、平の両端に見られる 68 もあった。71（巻頭図版 10）は、写真右下の端部から 4 mm 部分に線状凹みが見られる。これと一致する粘土単位は、端部からの線状凹み幅と一致するごく薄いもので、逆 L 字状に単位が連続する。この内側には逆 U 字状に充填する単位が確認できる。70（同）は、線状凹みが確認できないが、写真右下にあったと思われる。71 より厚手だが、同様に逆 L 字状に単位が連続する。この内側は中央とその両側という単位が確認でき、71 と充填方法が異なる。ただし、 α 面を下にした成形との点では一致する。胎土は、黄白色の粘土が多く見られ、砂礫も多く含まれるものがほとんどで、70 のみ砂礫の混じりが少ない。色調は、橙色系（8 点）と赤褐色系（29 点）の 2 種がある。なお、重ね焼きの痕跡が数点で確認できた。74（写真図版 45）は、平に見られ、茶色味が強い部分と地の煉瓦色部分が連続する。後者の幅が 6 cm であり、平の上に長手 2 点と端に掛かるように 1 点を置いたのだろう。75（同）は、長手両面に見られ、片面には幅 6 cm で、別の煉瓦の一部が明瞭に付着している。両面とも、長手中央に 1 点、両端に端が掛かる程度で 1 点ずつ置いたことがわかる。

刻印は、両面に施されるものが多い。片面しか確認できなかったものは、逆面がモルタル付着により観察不可能なもので、両面刻印が基本と考えられる。両面刻印の各例は、両面とも同じ原体による刻印と考えられる。70 は、両面の刻印が異なるように見えるが、打刻時の強さの違いで、同じ原体であろう。刻印には、大きく 5 種類が確認できた。まず、5 方向に伸びる凹みが、比較的明瞭な段差をもつもので、1 類：中心が凹まないもの（12 点、68・71・72・76・78 等）、2 類：弱く凹むもの（16 点、73・75・77 等）、3 類：凹むもの（4 点、74 等）の 3 種類と、4 類：浅めで段差が弱いもの（3 点、70 等）、5 類：浅めで細長いもの（2 点、69 等）の 5 種類だが、1～3 類は凹みの形状が類似し、2 類は

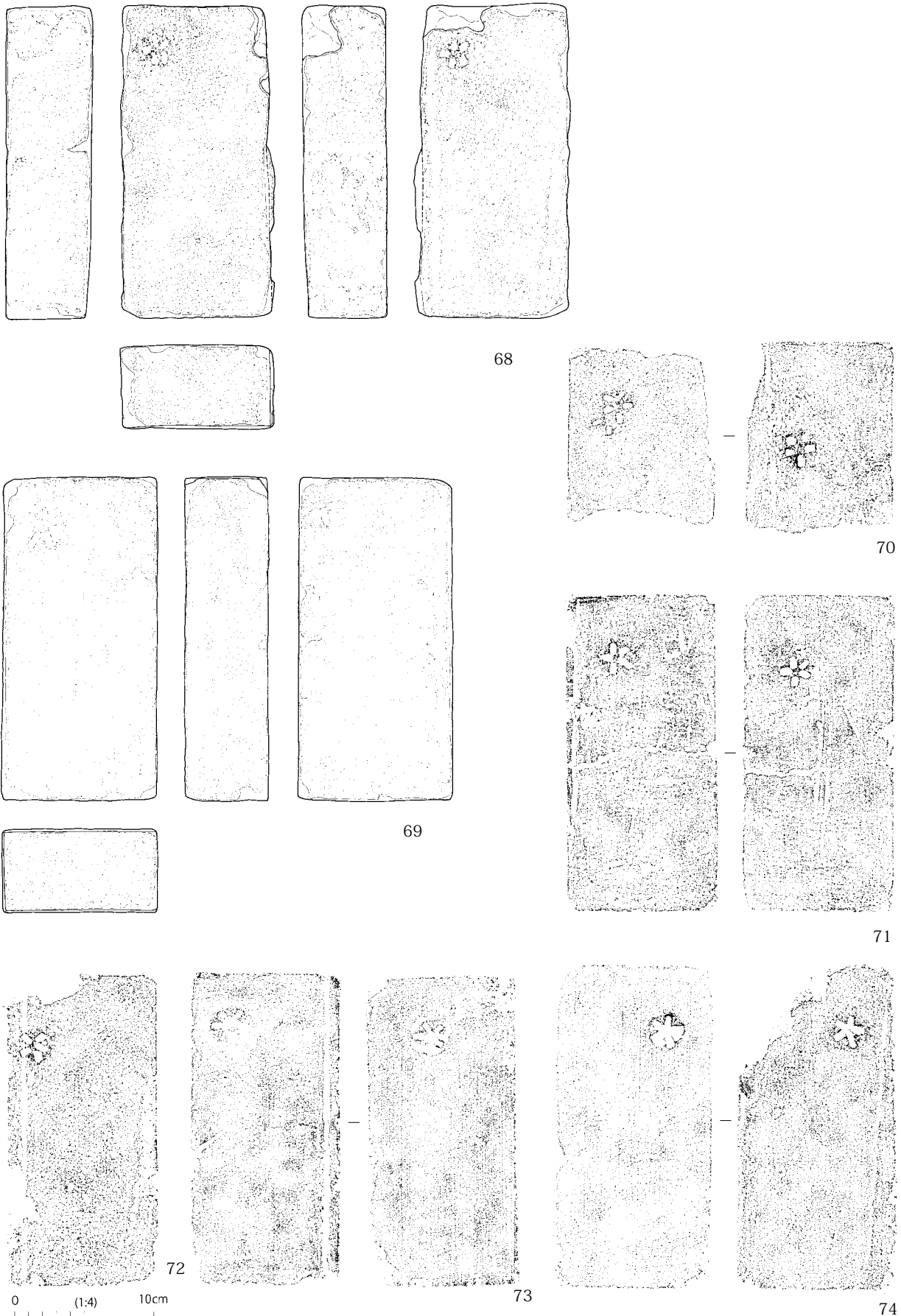


图 48 煉瓦

やや恣意的ではある。73は、刻印周辺が丸く凹むものが、これはその内側の刻印の形状から2類とした。刻印周辺が凹む例はこれのみだが、原体の形状を考える上で良好な資料である。2度押ししている刻印も見られ、弱くぶれるもの以外に、69のような意図的な可能性がある2度押し例もあった。また、刻印の5方向への突起が中心から均等に配されるのではなく、69のような上への突起とそれ以外といったものや、70のような下側2突起が詰まるものといった、不均等な突起配置が多い。刻印の打刻位置は、片方の小口に寄る傾向があり、この点で他社と明確に異なる。

堺煉瓦は、明治26(1893)年創業で、工場は堺市にあったようである(水野2001)。類例には、神戸・大阪市内の各遺跡例がある。旧神戸外国人居留地遺跡(千種ほか2011)では、刻印中央に文字等があるものが多く、社印と責任印が合体した可能性が指摘されている。上記の刻印分類では1類が多い。これは明治30(1897)年頃の資料で、これ以外にも明治36年(1903)頃の姫路市豆腐町遺跡(岡田ほか2007)、大正元(1912)年頃の熊内遺跡、神戸市御影郷古酒蔵群第3次、西郷古酒蔵群第3次(黒田2007)等の例がある。刻印はいずれも1類が多い。大阪市内では、大坂城跡05-1次、NW07-4次等で例があり、市内や周辺で見つかることが多いとされる(酒井2009)。これらのうち、年代がある程度把握できる旧神戸外国人居留地遺跡と熊内遺跡を比較すると、後者には今回の出土例にあるような刻印5方向突起の不均等配置が見られ、年代が新しい資料に、このような刻印が含まれると推測される。

7. 日本煉瓦(図49) 5点を採取し、いずれも手抜き成形である。 α ・ β 面の認識は容易であった。調整は、両面とも長辺方向のハケが観察できる。ハケ原体は、比較的細かく深い。 β 面線状凹みは、長手端から5~8mmに見られる。81(巻頭図版10)は、写真右下の端部から7mmに線状凹みが見られる。この線状凹みと一致する粘土の単位は不明確だが、写真では逆凹状の粘土単位が確認できる。80でも、同様の単位や線状凹みに一致する粘土単位が確認できる。胎土は、白色系の粘土が斑状に混ざる例と比較的精良な例の2種があり、色調は前者が橙色系~黄色系(80・81・83)、後者が赤褐色系(79・82)である。

刻印は、81を除き、両面に施されるが、81は破片のため、両面刻印の可能性はある。なお、83 β 面の刻印は浅い。両面刻印の各例は、両面とも同じ原体によると考えられる。刻印内には、82を除き、数字や記号がある(写真図版46)。79・83は「13」、81は「八」と考えられるが、79はやや不明確で、80は判読できなかった。なお、83 α 面、79・80 β 面は、2度押しとなっている。刻印の正位置は、中の数字類から、「×」形ではなく「+」形だろう。なお、刻印の打刻位置は、出土例が少ないため参考に留まるが、 α 面で岸和田煉瓦と類似する傾向があり、 β 面でやや小口による。

日本煉瓦は、明治29(1896)年頃創業で、工場は堺市にあったとされる(水野2001)。類例には、枚方市禁野本町遺跡(駒井ほか2006)、大阪市住友銅吹所跡(鈴木1998)や神戸市内の諸遺跡(黒田2007・2009)等がある。住友銅吹所跡では刻印内にアラビア数字、神戸市内諸遺跡ではその他にローマ数字や漢数字、片仮名がある。これらは明治~大正初期とされ、特に住友銅吹所跡出土例は、大正4年(1915)頃以前であり近い時期の資料であろう。なお、この日本煉瓦は日本煉瓦株式会社で、埼玉県深谷市所在日本煉瓦製造株式会社とは別である。

8. 不明刻印(図50・51) 14点を採取し、いずれも手抜き成形である。刻印ではないものを含む可能性がある。原位置を保つものは、84・85で、それ以外は遊離資料である。84は、小口に長辺1.8cm、短辺1cmの方形区画内に2文字を縦書きした刻印と考えられるが、文字が判読できない(巻頭図版11)。これは、瓦の流れを汲む刻印だろう。 α 面は削平され残存しない。 β 面は工具痕が部分的に観

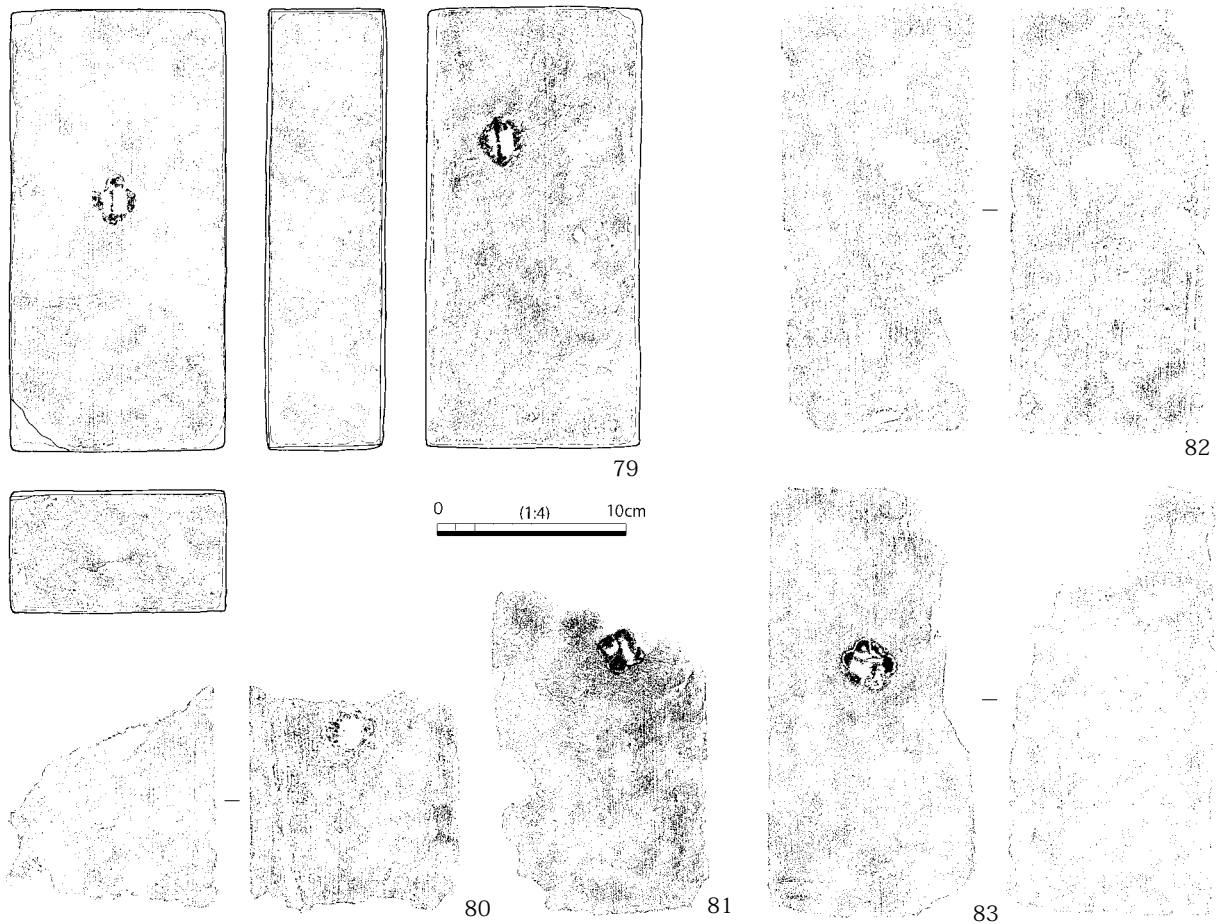


図49 日本煉瓦

察できる。工具端が小口面と平行せず、斜行するようなものがあり、同様な例が無刻印資料に見られる(101・107)。85は、六芒星の刻印(巻頭図版11)で、両面中央打刻と思われるが、 β 面はモルタル付着のため、やや不明確である。長軸回転で概ね同じ打刻位置となる。大阪市内や周辺での出土があるが、詳細な製造会社は不明。使用箇所から大正初年施工と考えられるが、構造材ではないため、後補の可能性もありうる。しかし、検出状況からは、大正の施工時と考えて良いと思われる。

楔状刻印 86は、 α 面中央に施す。楔の形状が他と異なり、一単位が短い(巻頭図版11)。87は、 α 面小口よりの同様な場所に5個施す(写真図版49)。 β 面にも刻印の一部と思われる凹みがあるが不確定である。88(巻頭図版11)は、 β 面中央付近に施す。89は、 α 面に刻印を連続させるもので、残存部で2つである(写真図版49)。楔状の同じ刻印で2箇所打刻したのであろう。90は、2個一単位で β 面2箇所に施す(写真図版49)。2箇所の原体は異なり、2個一単位という点のみが共通する。楔状の刻印は、アサヒビール吹田工場に見られる(金多ほか1990、103頁)。これは楔形がやや長めで、「小」字状に配されている。刻印単体は、88がやや類似するだろうか。

「一」状刻印 91(写真図版49)は、 α 面に施す。 β 面は無調整気味で、長手端付近にヨコハケが見られる点は、「HANFU JUSANSIO」例の一部と類似する。明治初期の煉瓦だろうか。92(巻頭図版11)は、長手の皺から打刻面を β 面と判断した。両面とも丁寧な仕上がりで、 α 面はミガキに近い調整が施される。「一」状の刻印は、大阪市NW07-4次調査で数点確認されている(酒井2009)。

その他 93は、2本のへら描きを平行させるもので(写真図版49)、平両面に見られる。 α 面は2本とも同様の長さだが、 β 面は片方が短い。また、 β 面の線状凹みは、今回の出土例で最も明瞭である。

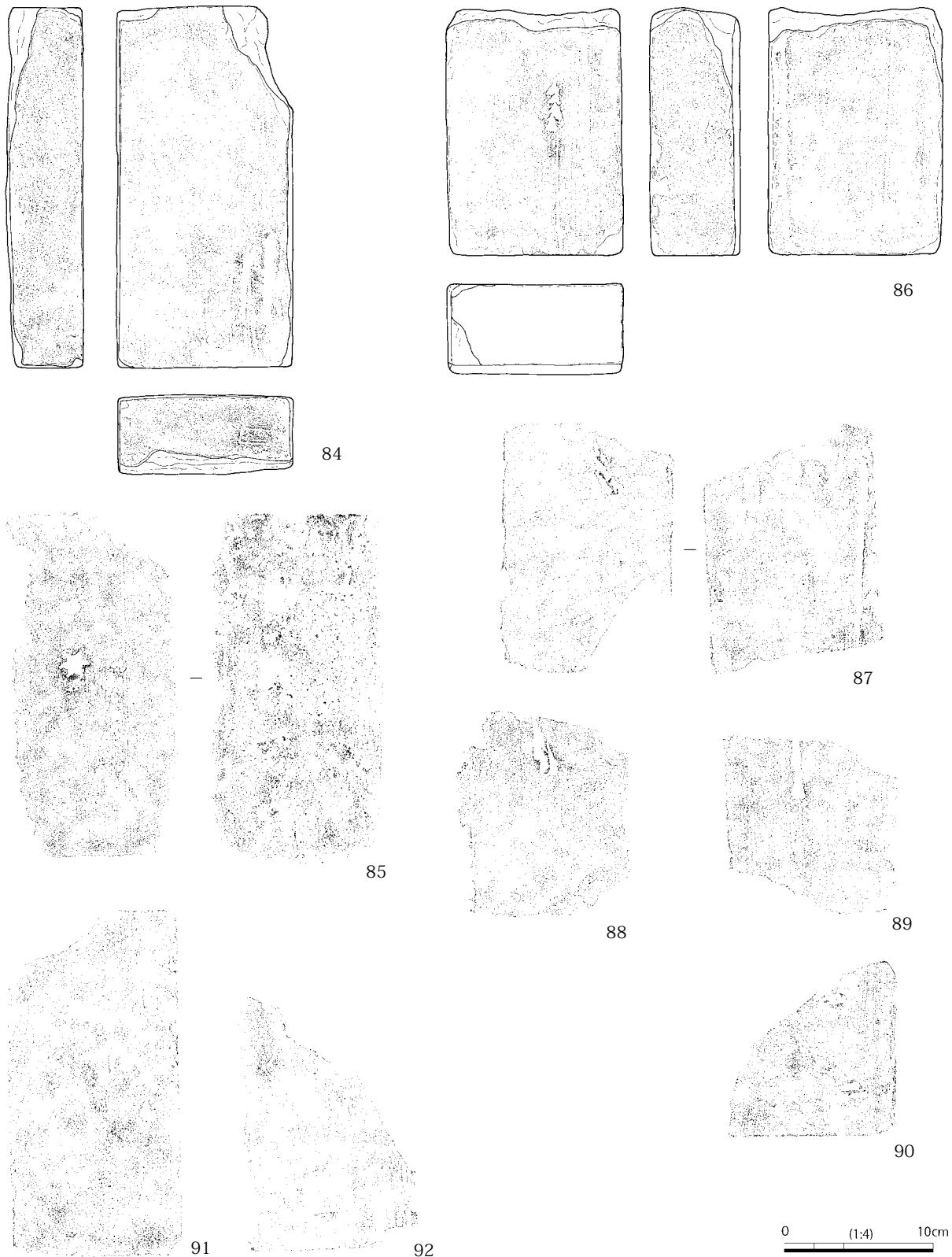


図50 不明刻印煉瓦（1）

長手には重ね焼きの痕跡があり、推定される煉瓦の厚さは6.7 cmと厚い。本例も6.5 cmなので、これのみが厚いのではなく、厚手の煉瓦を製造する会社と考えられる。94は、両面に釘印と思われるものと「し」字状が組み合わさった刻印を施す（写真図版49）。打刻位置は、いずれも平の中央付近である。95は、両面に「8」状の刻印を施す（巻頭図版11）。両面とも同一原体で、長辺を軸にして回転すると、

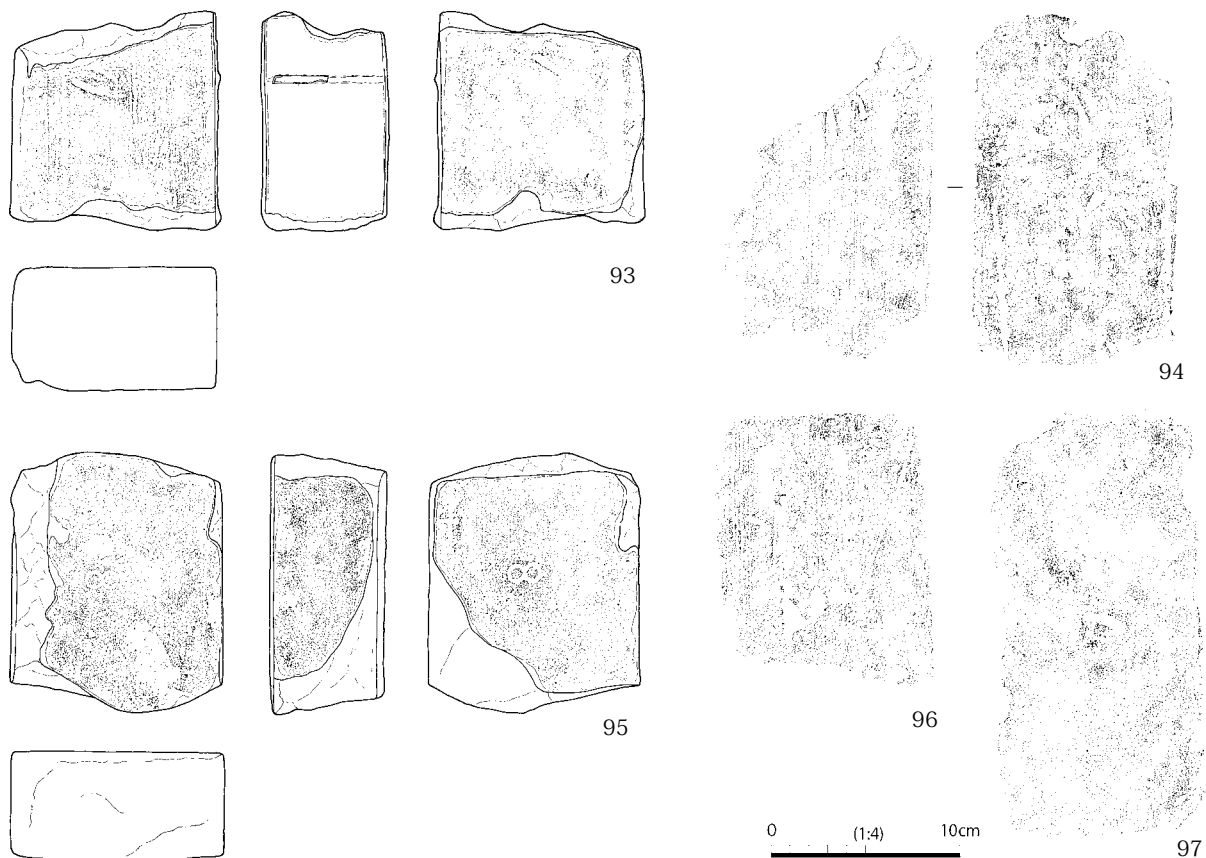


図 51 不明刻印煉瓦 (2)

概ね同じ位置である。「8」字状刻印は、横浜市山手町 142 番地採取資料（横浜都市発展記念館ほか 2005、19 頁。坂上・青木 2007）、内閣文庫使用煉瓦（水野 2001）があるが、2つの丸の接続部の形状がやや異なる。96 は、不明瞭な凹みを 2 列施す（写真図版 49）。 α 面と思われるが、平両面とも粗く、断面も良好に観察できないため、不確定である。97 は、 α 面中央に「ワ」状刻印を施す（巻頭図版 11）。アサヒビール吹田工場には、丸印内に「ワ」がある刻印が見られる（金多ほか 1990、104 頁）。東京都汐留遺跡にも「ワ」刻印があるが（斉藤 2000）、最後のハネが長い点が異なる。

9. 異形煉瓦(図 52・53) 大きく通常の煉瓦よりも長辺が長い 98(1 類)、長辺が長く一角が丸い 99(2 類)、通常の煉瓦の大きさで一角が丸い 100(3 類)の 3 種がある。15 点が出土し、3 点を図化した。いずれも $\alpha \cdot \beta$ 面の認識は容易であった。調整は、両面とも長辺方向のハケやナデが観察できる。なお、2・3 類の一角が丸い位置は、 α 面で正置したときの、右上か左上とする。

1 類 98 は、普通煉瓦と短辺や厚さは同様だが、長辺が約 1.4 倍である。 α 面には、ハケの静止痕跡がある。 β 面の片方長辺端から 1~2 mm に弱く凹みが見られ、通常よりも端よりだが、線状凹みの可能性がある。長手には凹状の皺が見られる。このことから、長辺が長いサイズの型枠に押し込み成形されたと考えられる。出土例は、この 1 点のみだが、破片資料で認識できなかった例がある可能性がある。

2 類 99 は、 α 面左上角が丸い。一角が丸い点は 3 類と同様だが、2 類には、丸い部分と直線部分の境界に 1 mm の弱い段差（写真図版 47）が見られる。 α 面は、全面長辺方向の板ナデだが、一部これを切る斜め方向のナデが見られる。 β 面は、同様に長辺方向の板ナデで、長辺端部の一部には、粘土がやや盛り上がり残存している。これは付着したものではなく、削り残しである。また、小口側では僅かに、線状凹みが確認でき、小口にもその続きと考えられる凹みが見られる。長手の円形部を含む側には、重

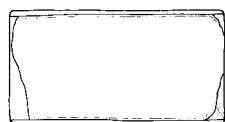
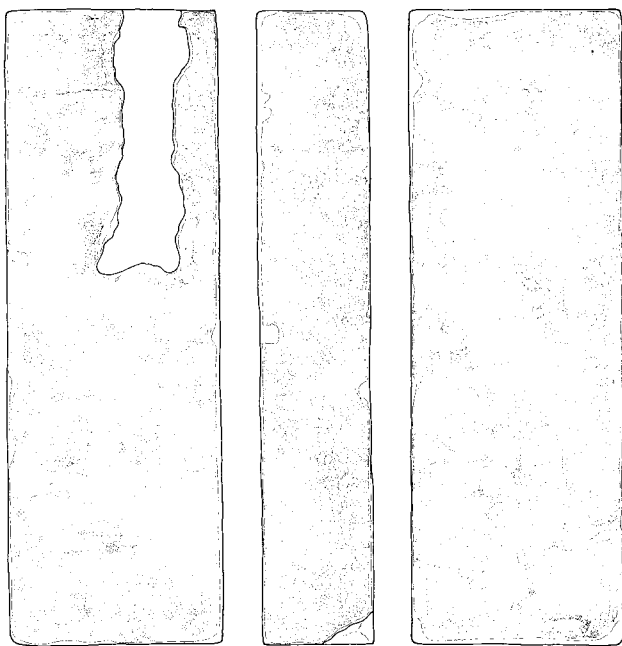
ね焼き痕跡が確認できた。地の煉瓦色とそれよりも茶色味を帯びる色調部分の連続で、前者の幅が6cmで、弱く凹んでおり、長手に煉瓦を4列重ねたのだろう。また、凹状の皺も弱く確認できた。

これ以外に、8区画から可能性があるものも含め3点出土した(633・635・636、表4)。概ね同形で、いずれも α 面左上角が丸い。

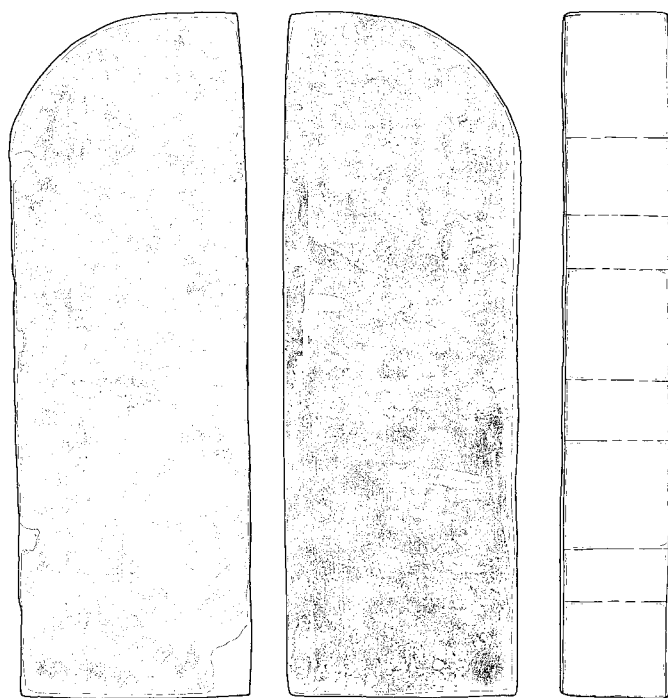
3類100は、 α 面右上角が丸い。両面ともナデ調整と思われるが、全体的に荒れており、調整は不明瞭である。 β 面には楔状の刻印が確認できた(写真図版47)。長手には、ハケが見られ、皺は確認できなかった。

これ以外に、可能性があるものも含め、8区画、22玄関付近、34・45・46区画、南翼解体中で9点出土し(634・637～644)、7点は丸い部分のみの破片である。 α 面右上角が丸い例が5点、 α 面左上角が丸い例が4点である。

これらの異形煉瓦のうち、使用箇所がわかるのは、8区画での2類の使用だが、当該箇所での使用の必然性は乏しい。また、検出できた建物の角で、2・3類の使用は確認できなかった。地上階で使用された可能性はあるが、全体の煉瓦に占める異形煉瓦2・3類の出土頻度は低く、異形煉瓦の形状に見合った本来的な使用がなされたのかは不明確である。これらの異形煉瓦には刻印がほとんどなく、生産地や製造社は不明だが、手抜き成形で一致する。これは、機械成形が一般化している段階であれ、通常の大サイズの煉瓦を作るラインにはのらない大きさであり、イレギュラーな形状の煉瓦は、手抜き成形されたのであろう。このため、手抜き成形であることを、煉瓦の時期を古く考える要素とはしにくい。ただし、 α 面の調整が授産所銘煉瓦にみられるミガキのような丁寧なものが見られた点からは、明治初期に遡る可能性もある。



98



99

0 (1:4) 10cm

図52 異形煉瓦(1)

10. 無刻印 (図 54・55) 採取例は少なく、成形技法や諸特徴から、有刻印資料との照合作業も十分ではない。まず、成形時の痕跡だが、115 (写真図版 48) は α 面から撮影したもので、写真右上・上や左下の単位と、中央の単位が大きく確認できる。 α 面の剥離部分が多いが、 β 面の線状凹みと一致する粘土単位が前者の単位である。後者を先に中央に置き、その周囲を埋める前者と考えた場合、前者の周囲の粘土単位が型の狭い隙間に押し込まれるはずで、押し込みの際の粘土の痕跡が、胎土に多く含まれる白色の粘土の変形として確認できると推定できる。しかし、そのような痕跡は確認でき

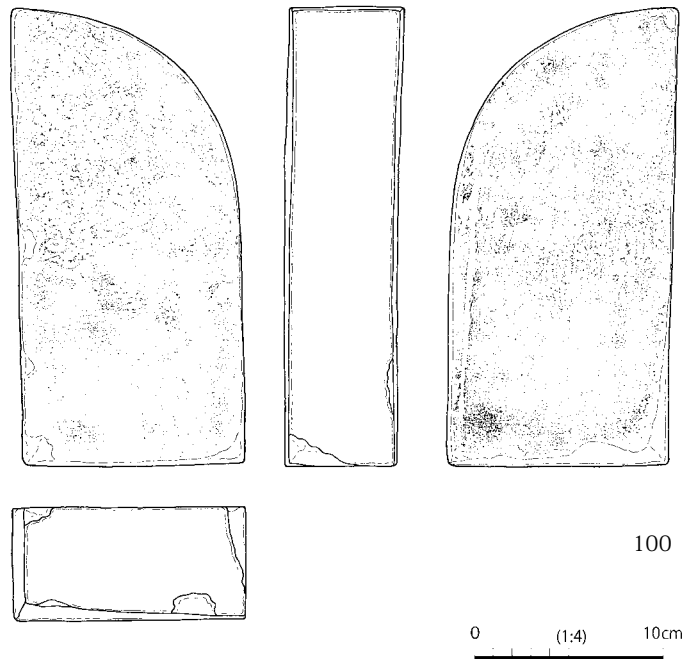


図 53 異形煉瓦 (2)

ず、前者を先に型に埋め込み角を作り出し、その後、中央部の粘土を詰め込んだのだろう。116・117 (同) は、 β 面側から撮影したもので、周囲の角や辺を、中央の粘土に先立って詰めている状況が窺える。これも先の推定と一致する。114 (同) は、煉瓦片が複数接合できたもので、断面写真の上が α 面である。やや不明瞭ながら逆凹状の単位とその中の斜め方向の単位、 β 面の凸状の単位が確認できる。115 同様、長手際の粘土単位に α 面側からの押し込み痕跡は確認できない。これらから、 α 面を下にした成形が推定できる。 β 面線状凹みやそれに類似する例で、110 は、拓本左側が線状凹み、右側は弱い段差で線状凹みではない。111 は、拓本右側に 2 条の深い凹みがあるが、摩滅もあり断面にこれらと一致する粘土単位が確認できない。このため、線状凹みではないと考えるが、痕跡の理由は不明である。

また、平から長手への境界部の角が、面取り風になっている資料も少ないながら見られた。112 は β 面側で、意図的に面取りを施したようにも見える。118 (写真図版 48) は、写真上が α 面で、特に面取りが明瞭な部分だが、これ以外の角も明瞭な角ではない。これらが同一の原因により生じるとも考えにくく、成形時に角を作り出すのが十分でなかった可能性や、平を削り取る際の技法の違い等の理由も考えられる。しかし、明治初期煉瓦に面取りを施す例があり (藤原 1999)、本例も器面調整が丁寧であることから、明治初期に遡る可能性もある。120 (写真図版 48) は、 β 面側の長手端が弱く突出するもので、授産所銘煉瓦 2・3 と類似する。上記の推定から、 β 面が枠の上側であったと推定でき、枠上端がやや欠損していたために、はみ出したものかもしれない。少なくとも、枠下面では生じにくいだろう。

調整の痕跡で、119 (写真図版 48)・105 は、無調整か、それに近いものが多い小口にハケが確認できた例である。痕跡が弱く、乾燥時の木製台木目の転写の可能性もありうる。103 は、 β 面にハケが見られるが、ハケというよりも、櫛状工具によるカキ目やカケヤブリとされるものかもしれない。黒田氏によれば、明治 30 年代後半 (1900 年代) 頃に多く、明治末年頃には少なくなるとされ (黒田 2007, 38 頁)、概ね一致する傾向だろう。そのようなハケとは異なり、平全域に施されるのではないが、101・107 は、小口端から平 β 面の一部にかけ施され、工具端が斜め方向に確認できる (写真図版 49)。なお、101 β 面には、機械成形のケズリ程明瞭ではないが、それとやや似る、短辺方向にやや弧

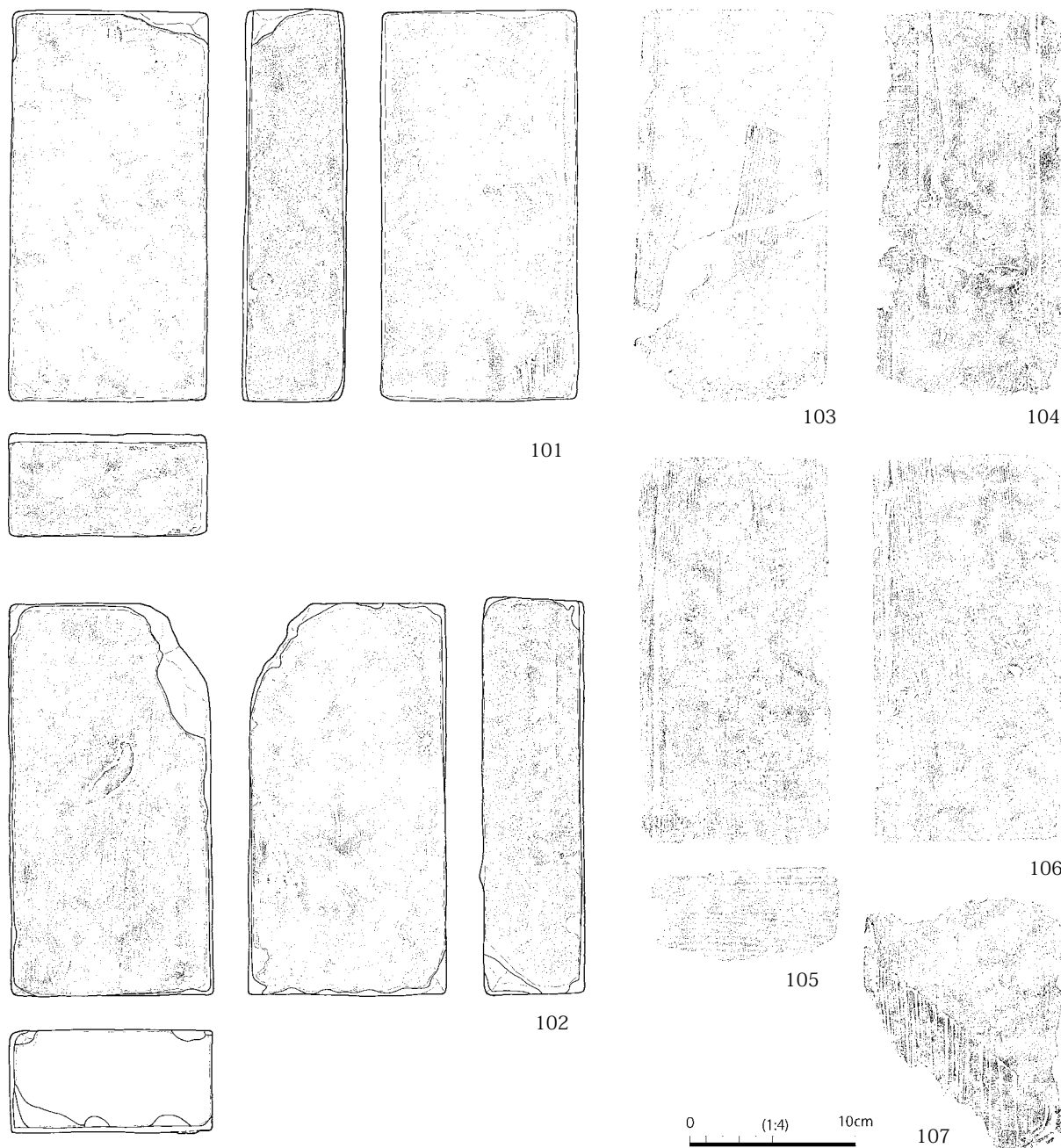


図 54 無刻印煉瓦 (1)

を描く調整が見られる。同様な痕跡は、授産所銘煉瓦 25 等にもある。上記のハケは、これを切り、ハケが調整の最終段階に近い時期に行われたと考えられる。通例のハケに近い痕跡もあり (104・106)、 β 面である点で共通する。なお、102 は平両面とも丁寧な仕上がりであり、授産所銘煉瓦と類似する。

101・108・109・121 (写真図版 49) は、平の小口際に指紋が残る。いずれも小口端からの距離で、101 は、 β 面 1.5 ~ 3 cm に 1 つと α 面 3.5 ~ 5.5 cm に 2 つ、108 は、 β 面 2.5 ~ 4 cm に 1 つと α 面 5 ~ 7 cm 付近に 2 つ、109 は、 α 面 2 ~ 4.5 cm に 1 つと β 面 2 ~ 3.5 cm に 2 つ、121 は、 α 面 1 ~ 3 cm に 1 つと β 面 5.5 cm 前後に 1 つ? である。なお、101 は両小口付近に見られる。各々の前者が親指、後者が中指や人差し指・薬指と思われる。これは、平の $\alpha \cdot \beta$ 面との関係がなく、生乾きの煉瓦を、101 を除き、片手で摘んだ痕跡と考えられる。摘み方を推定すれば、平が上下でその小口側が台からはみ出していた煉瓦を、親指を上、それ以外の指を下にして持ち上げる場合、下側の指にも力が入るの

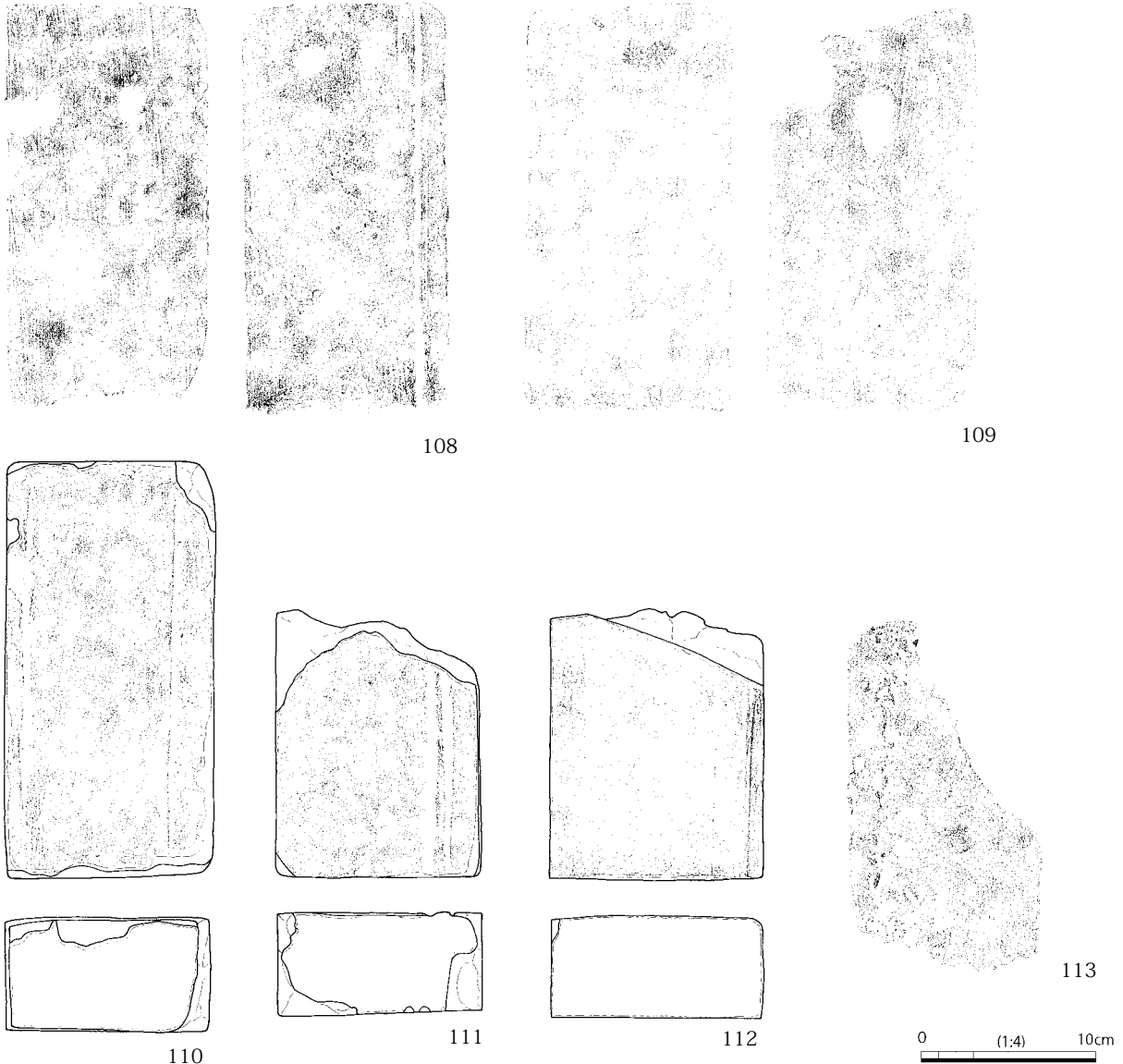


図 55 無刻印煉瓦 (2)

で、それらの痕跡が弱い今回の例は、その可能性は低い。煉瓦の置き方は同様で、親指を下、それ以外の指を上にして持ち上げる場合、そのまま持ち上げる動きは推定しにくく、一度逆の小口側を立てて持ち上げるという動きはありうる。ただし、この場合、親指の腹が煉瓦に付着する可能性が高いが、そのような例は見られない。このため、両小口を上下にして立てられていた煉瓦を持った際に付けられた可能性が考えられる。乾燥において、 $\alpha \cdot \beta$ 面は意識されなかったのであろう。なお、101は、両小口際に圧痕が残るので、長手を上下にして立てられていた可能性が高い。さらに、親指の腹も痕跡として残ることから、親指を下にして運んだ可能性が考えられる。ただし、小口にも小凹みがあり、指による可能性があるが、その痕跡の理由は解釈できていない。

機械成形の113の片面には、岸和田煉瓦56と似る線状凹みもどきが見られる。また、122(写真図版49)は、平の長手よりが斜めに弱く削られている資料である。今回出土した機械成形の煉瓦は、岸和田煉瓦のみであり、113は類例も見られることから、同社の製品の可能性もありうる。ただし、122のような例は同社の製品に見られなかった。

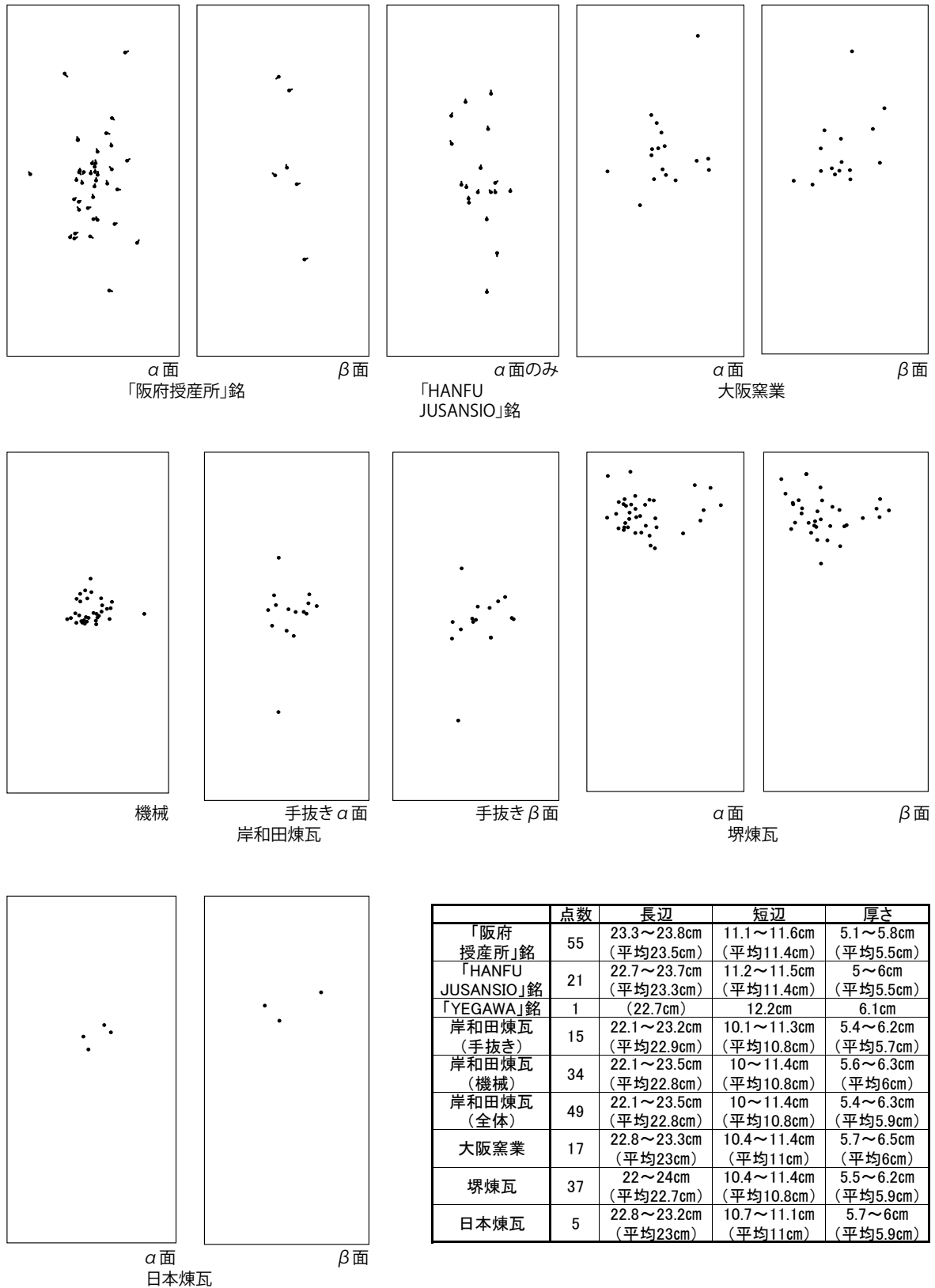


図56 煉瓦刻印打点・法量

表3 煉瓦法量(1)

番号	遺構	種類	長辺	短辺	厚さ	番号	遺構	種類	長辺	短辺	厚さ	
1	20区画	授産所	23.5	11.5	5.7	562	9区画	HANFU		11.5	5.5	
2	南端砂層	授産所	23.4	11.5	5.3	563	10区画	HANFU		11.5	5.1	
3	9区画	授産所		11.6	5.5	564	10区画	HANFU	23.2	11.5	5.7	
4	廃土中	授産所			5.2	565	19区画	HANFU		11.5	5.4	
5	9区画	授産所		11.5	5.4	566	26・31間切石上	HANFU				
6	29区画	授産所		11.2	5.6	567	37区画	HANFU	23.6	11.5	5.3	
7	22玄関周辺	授産所		11.4	5.8	568	45区画	HANFU		11.5	5.3	
8	34区画	授産所		11.5	5.7	569	46区画	HANFU		11.2	5.1	
9	45区画	授産所		11.5	5.7	570	48区画	HANFU		11.3	5.6	
10	37区画	授産所	23.8	11.6	5.6	571	南端砂層	HANFU		11.2	5.7	
11	27区画出入口	授産所	23.3	11.4	5.5	572	南端砂層	HANFU		11.4	5.6	
12	31通路	授産所		11.4	5.4	35	10区画	YEGAWA		12.2	6.1	
13	廃土中	授産所		11.6	5.4	36	廃土中	岸和田煉瓦	22.6	10.8	6	手
14	34区画	授産所		11.3	5.7	37	34・53区画間壁	岸和田煉瓦	22.8	10.9	5.5	手
15	45区画	授産所		11.5	5.4	38	35区画	岸和田煉瓦		11.3	6.2	手
16	10区画	授産所		11.2	5.4	39	39・53区画間壁	岸和田煉瓦	23.2	11.2	5.4	手
17	19区画	授産所	23.3	11.5	5.7	40	8区画	岸和田煉瓦		10.1	5.8	手
18	10区画	授産所	23.3	11.5	5.7	41	8区画	岸和田煉瓦	22.1	10.6	5.8	手
19	29区画	授産所		11.5	5.6	42	8区画外周壁	岸和田煉瓦	23	10.8	5.8	手
20	19区画	授産所		11.5	5.5	43	8区画	岸和田煉瓦		10.9	6	機
21	68石組溝直上	授産所			5.3	44	50区画	岸和田煉瓦		11	6	機
22	廃土中	授産所		11.2	5.2	45	39・53区画間壁	岸和田煉瓦	23.5	11.4	6	機
23	43区画	授産所		11.3	5.5	46	1区画	岸和田煉瓦		11.1	5.8	機
24	廃土中	授産所		11.1	5.5	47	表探	岸和田煉瓦	22.3	10.5	6	機
25	19区画	授産所		11.5	5.6	48	22玄関周辺	岸和田煉瓦	23	11.3	6	機
531	北翼	授産所	23.3	11.2	5.4	49	2区画	岸和田煉瓦		10	6	機
532	2区画	授産所		11.5	5.5	50	13区画	岸和田煉瓦	22.9	10	6.2	機
533	6区画	授産所			5.6	51	北翼解体	岸和田煉瓦	23.3	11.2	6	機
534	9区画	授産所		11.3	5.6	52	10区画	岸和田煉瓦	22.3	10.5	5.6	機
535	10区画	授産所		11.3	5.3	53	2区画	岸和田煉瓦		11	5.6	機
536	10区画	授産所		11.2	5.1	54	38区画	岸和田煉瓦	23	10.5	6.3	機
537	10区画	授産所		11.3	5.5	55	1区画	岸和田煉瓦	23.2	11.3	6.3	機
538	10区画	授産所			5.7	56	48区画	岸和田煉瓦	22.1	10	5.9	機
539	10区画	授産所		11.2	5.4	57	39・53区画間壁	岸和田煉瓦	23	11.2	6.1	機
540	10区画	授産所	23.5	11.4	5.4	573	北翼	岸和田煉瓦	23.2	10.8	6	手
541	10区画	授産所		11.2	5.7	574	北翼	岸和田煉瓦	23.3	11.2	6.1	機
542	34区画	授産所	23.7	11.5	5.6	575	北翼	岸和田煉瓦	23.1	11	6	手
543	34区画	授産所		11.5	5.5	576	北翼	岸和田煉瓦	23	10.2	6	手
544	34区画	授産所		11.5	5.6	577	1区画	岸和田煉瓦		11.2	6	機
545	34区画	授産所		11.5	5.5	578	2区画	岸和田煉瓦	23	11.1	6	機
546	37区画	授産所		11.6	5.3	579	6区画	岸和田煉瓦		10.5	6.2	機
547	37区画	授産所		11.5	5.8	580	9区画	岸和田煉瓦	22.7	10.4	6.1	機
548	37区画	授産所		11.4	5.5	581	9区画	岸和田煉瓦	22.7	10.2	6	機
549	43区画	授産所		11.4	5.8	582	9区画	岸和田煉瓦	22.3	10.3	5.7	機
550	43区画	授産所		11.3	5.3	583	10区画	岸和田煉瓦		10.6	5.8	機
551	45区画	授産所		11.6	5.7	584	10区画	岸和田煉瓦	22.1	10.8	5.8	機
552	51区画	授産所		11.4	5.5	585	12区画	岸和田煉瓦	22.5	10	6	機
553	51区画	授産所	23.5	11.4	5.6	586	北翼解体	岸和田煉瓦	22.7	10.7	6	機
554	51区画	授産所	23.5	11.4	5.2	587	北翼解体	岸和田煉瓦	23.2	11.1	5.9	機
555	22玄関周辺	授産所	23.4	11.6	5.8	588	22玄関周辺	岸和田煉瓦	23	10.5	6.2	機
556	72暗渠掘方	授産所		11.2	5.4	589	34区画	岸和田煉瓦	22.5	10.8	5.4	手
557	南端砂層	授産所		11.5	5.2	590	34区画	岸和田煉瓦	23	11	5.5	手
558	南翼解体	授産所		11.2	5.5	591	34区画	岸和田煉瓦		10.9	5.4	手
559	南翼解体	授産所	23.6	11.4	5.6	592	37区画	岸和田煉瓦	23		5.4	手
560	廃土中	授産所		11.5	5.4	593	38区画	岸和田煉瓦	22.5	10.6	6.3	機
26	10区画	HANFU	23.1	11.4	5.7	594	45区画	岸和田煉瓦			6.1	機
27	20区画	HANFU	22.7	11.2	5.3	595	50区画	岸和田煉瓦		11.1	5.5	手
28	44区画	HANFU		11.5	5.1	596	50区画	岸和田煉瓦	23	10.9	6	機
29	26・31間切石上	HANFU	23.7	11.5	5.2	597	53区画	岸和田煉瓦		11.2	6.2	機
30	9区画	HANFU		11.5	5.7	598	53区画	岸和田煉瓦	22.8	11	6	機
31	9区画	HANFU		11.3	5.7	599	54区画	岸和田煉瓦	22.5	10.9	6.1	機
32	26・31間切石上	HANFU		11.3	5	58	2区画	大阪窯業	22.8	11.2	6.1	
33	10区画	HANFU		11.5	5.2	59	1区画	大阪窯業	23.1	11.2	6.1	
34	9区画	HANFU	23.3	11.2	6	60	1区画	大阪窯業	23.3	11.3	6	
561	8区画	HANFU		11.5	5.7	61	34区画	大阪窯業	22.3	10.5	6	

表4 煉瓦法量(2)

番号	遺構	種類	長辺	短辺	厚さ	番号	遺構	種類	長辺	短辺	厚さ	
62	34区画	大阪窯業		10.8	6	88	68石組溝直上	不明刻印		11.6	5.7	
63	50区画	大阪窯業		10.6	5.7	89	45区画	不明刻印		11.6	5.5	
64	35区画	大阪窯業		11	6.1	90	表採	不明刻印		11.5	5.1	
65	54区画	大阪窯業		11.1	6.5	91	22玄関周辺	不明刻印	23.5	11.4	5.7	
66	1区画	大阪窯業	23	11.4	6.2	92	46区画	不明刻印		11.2	5.5	
67	1区画	大阪窯業		11	6	93	表採	不明刻印		10.6	6.5	
600	2区画	大阪窯業	23	11	5.9	94	53区画	不明刻印		10.9	5.8	
601	2区画	大阪窯業	23.2	11.1	6.1	95	廃土中	不明刻印		10.8	5.5	
602	8区画	大阪窯業	23.1	11	6	96	29区画	不明刻印		11.4	5.2	
603	28区画	大阪窯業		10.7	6	97	47区画	不明刻印	23	11	6.3	
604	34区画	大阪窯業			6	98	8区画	異形煉瓦	33.6	11.1	5.5	
605	47区画	大阪窯業	23	10.4	5.9	99	8区画	異形煉瓦	36.4	12.1	5.5	
606	49区画	大阪窯業	23.2	11.1	5.9	100	南翼解体	異形煉瓦	24.1	11.6	5.7	
68	39・53区画間壁	堺煉瓦	22.1	10.5	5.6	633	8区画	異形煉瓦		12.3	5.5	
69	39・53区画間壁	堺煉瓦	23	10.7	5.7	634	8区画	異形煉瓦	23.6	11	5.6	
70	48区画	堺煉瓦		10.4	6	635	8区画	異形煉瓦	36.3	12.2	5.6	
71	34・53区画間壁	堺煉瓦	22.7	10.8	6	636	8区画	異形煉瓦	36.9	12.5	5.6	
72	36・54区画間壁	堺煉瓦	22.2	10.8	5.8	637	22玄関周辺	異形煉瓦		11.5	5.6	
73	35区画	堺煉瓦	22.5	10.7	5.7	638	22玄関周辺	異形煉瓦			5.4	
74	南翼解体中	堺煉瓦	23.2	11.4	6.1	639	34区画	異形煉瓦		12	5.5	
75	34区画	堺煉瓦	22.6	10.9	5.5	640	34区画	異形煉瓦	24	11.8	5.6	
76	34区画	堺煉瓦		10.5	5.7	641	45区画	異形煉瓦		11.7	5.4	
77	34区画	堺煉瓦	23.3	11.1	6.1	642	46区画	異形煉瓦			5.5	
78	35区画	堺煉瓦	22	10.7	6	643	46区画	異形煉瓦		11.5	5.5	
607	29区画	堺煉瓦	22.4	10.6	5.8	644	南翼解体	異形煉瓦		12	5.7	
608	34区画	堺煉瓦	22.3	10.8	6	101	26区画	無刻印	23.4	11.4	5.6	手
609	34区画	堺煉瓦		10.6	5.6	102	46区画	無刻印	23.2	11.5	5.7	手
610	34区画	堺煉瓦	22.9	10.9	6	103	68石組溝直上	無刻印	23.7	11.6	5.3	手
611	34・53区画間壁	堺煉瓦	22.7	10.8	6	104	26区画	無刻印	23.4	11.5	6	手
612	34・53区画間壁	堺煉瓦	23.7	11.2	6.2	105	68石組溝直上	無刻印	23.5	11.5	5.5	手
613	39・53区画間壁	堺煉瓦	22.3	10.5	5.7	106	27区画出入口	無刻印	23.5	11.5	5.4	手
614	35区画	堺煉瓦	22.3	10.8	5.8	107	12区画	無刻印		12.2	5.5	手
615	36区画	堺煉瓦	22.5	10.8	5.7	108	26区画	無刻印	23.7	11.7	5.7	手
616	36区画	堺煉瓦	22.8	10.8	6	109	26区画	無刻印	23.1	12	5.3	手
617	36区画	堺煉瓦	22	10.6	5.8	110	8区画	無刻印	23.6	11.5	5.6	手
618	37区画	堺煉瓦	23.5	11	6.2	111	26区画	無刻印		11.3	5.4	手
619	37区画	堺煉瓦	22.5	11	5.6	112	26区画	無刻印		12	5.7	手
620	37区画	堺煉瓦	23.5	11.4	5.8	113	北翼	無刻印		11.1	6.1	機
621	37区画	堺煉瓦	22.9	11	5.8	114	64土管内	無刻印			5.8	手
622	46区画	堺煉瓦		10.8	6.1	115	61土管上	無刻印		11.9	5.5	手
623	47区画	堺煉瓦	22.5	10.9	5.9	116	26・31間切石上	無刻印		11.5		手
624	47区画	堺煉瓦	22.6	10.5	5.8	117	26・31間切石上	無刻印		11.5		手
625	50区画	堺煉瓦	24	11.3	6.2	118	68石組溝直上	無刻印		11.6	5.2	手
626	50区画	堺煉瓦	23	11	6	119	68石組溝直上	無刻印		11.8	5.4	手
627	53区画	堺煉瓦		10.9	6	120	45区画	無刻印		11.8	5.1	手
628	南翼解体中	堺煉瓦	22.8	11	6.1	121	68石組溝直上	無刻印			5.3	手
629	南翼解体中	堺煉瓦	22.5	10.9	6	122	45区画	無刻印	22.6	10.8	5.8	機
630	南翼解体中	堺煉瓦	22.5	10.6	6	645	2区画	無刻印	21.6	10.4	5	手
631	南翼解体中	堺煉瓦	22.6	10.9	5.9	646	11区画	無刻印		11.4	5.5	手
632	南翼解体中	堺煉瓦	22.2	10.6	6	647	26区画	無刻印	23.9	11.4	5.5	手
79	8区画	日本煉瓦	23.2	11	6	648	26区画	無刻印	23.8	11.6	5.5	手
80	2区画	日本煉瓦		11.1	5.9	649	26区画	無刻印	23.5	12	5.7	手
81	11区画	日本煉瓦		11	5.7	650	26区画	無刻印	23.5	11.6	5.6	手
82	50区画	日本煉瓦	22.8	10.7	6	651	39・53区画間壁	無刻印	23	11.1	6	手
83	15区画	日本煉瓦	23	11.1	6	652	61土管下	無刻印		12.4	5.6	手
84	23・24間切石上	不明刻印	24	11.6		653	63土管内	無刻印		12	5.2	手
85	57遺構	不明刻印	23.3	11.2	6	654	68石組溝直上	無刻印	23.3	11.3	5.3	手
86	廃土中	不明刻印		11.4	5.4	655	68石組溝直上	無刻印	23.5	11.6	5.5	手
87	54区画	不明刻印		11.5	5.8	656	68石組溝直上	無刻印?	23.5	11.4	5.5	手

(凡例) ・長辺・短辺・厚さの単位は、cmである。

・表右端(岸和田煉瓦・無刻印)の「手」は手抜き成形、「機」は機械成形を表す。

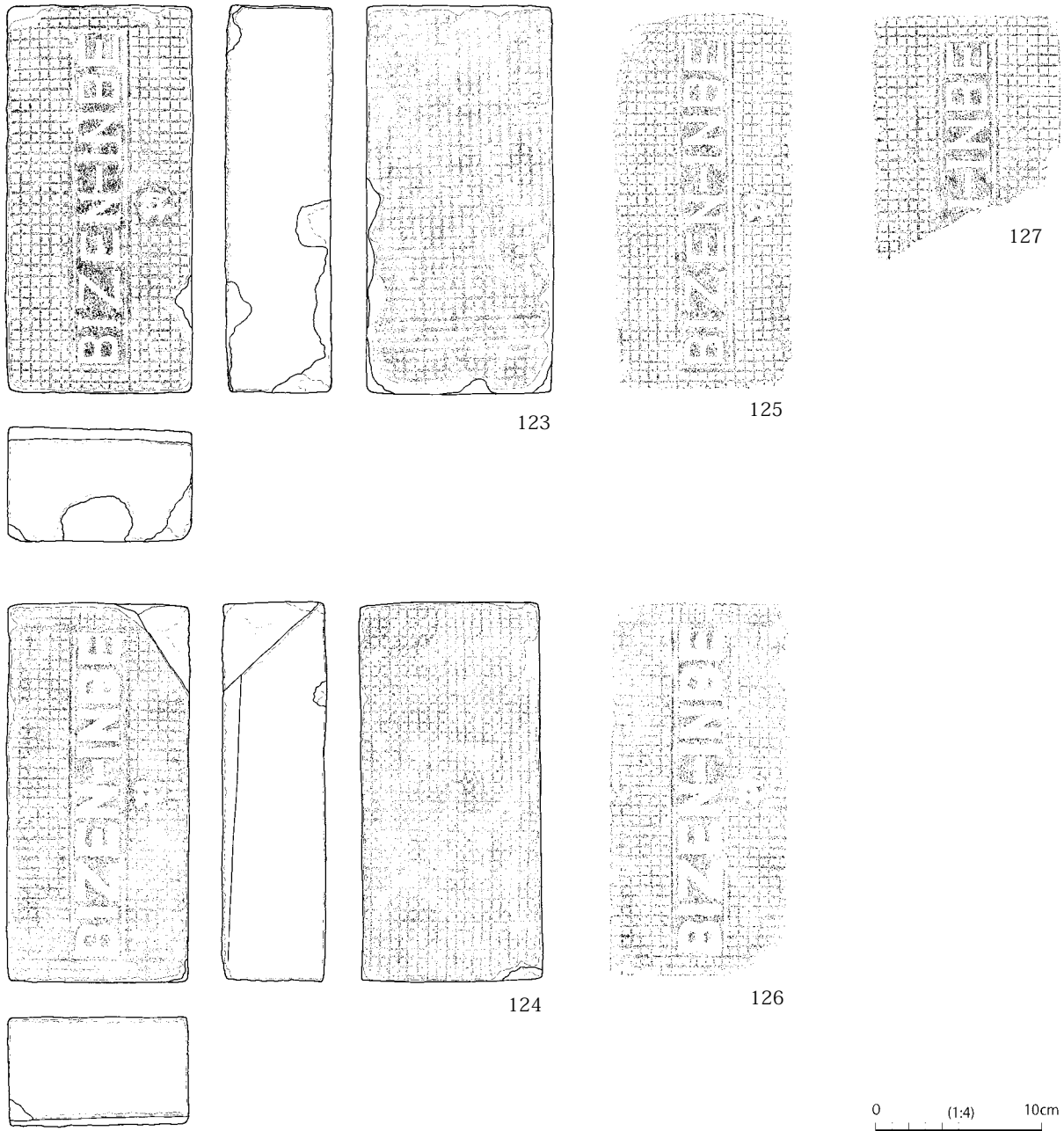


図 57 「BIZEN-INBE」 銘耐火煉瓦

第 2 項 耐火煉瓦

1. 「BIZEN - INBE」 銘 (図 57) 123・124 (1 区画)、125・126 (50 区画)、127 (57 遺構) の 5 点を掲載した。成形方法は不明で、長辺 22.5 ～ 23.4 cm、短辺 10.6 ～ 11.1 cm、厚さ 5.9 ～ 6.4 cm である。平両面に格子状凹凸が施され、片面中央の弱く凹んだ方形区画内に銘が刻印される。刻印の字体は、細字 (123・125・127) と太字 (124・126) がある。方形区画の大きさは、いずれも短辺が 3.3 cm だが、長辺は細字が 20.2 ～ 20.5 cm、太字が 19.6 ～ 19.7 cm で、前者がやや大きい。いずれも、刻印の N の下の円の中には、「は」と思われる刻印が「BIZEN - INBE」銘と天地逆に施される。

類例は、神戸市魚崎郷第 3 次 2 区改修カマド窯場に 2 点あり (須藤 2010)、煉瓦は明治時代とされる (黒田 2009)。このうち片方は、平の格子状凹凸が共通するが、刻印下の円に「は」刻印が見られない。ただし、2 点とも「は」が刻印と別に記される。これらの「は」は、手書きの可能性がある。この点で、

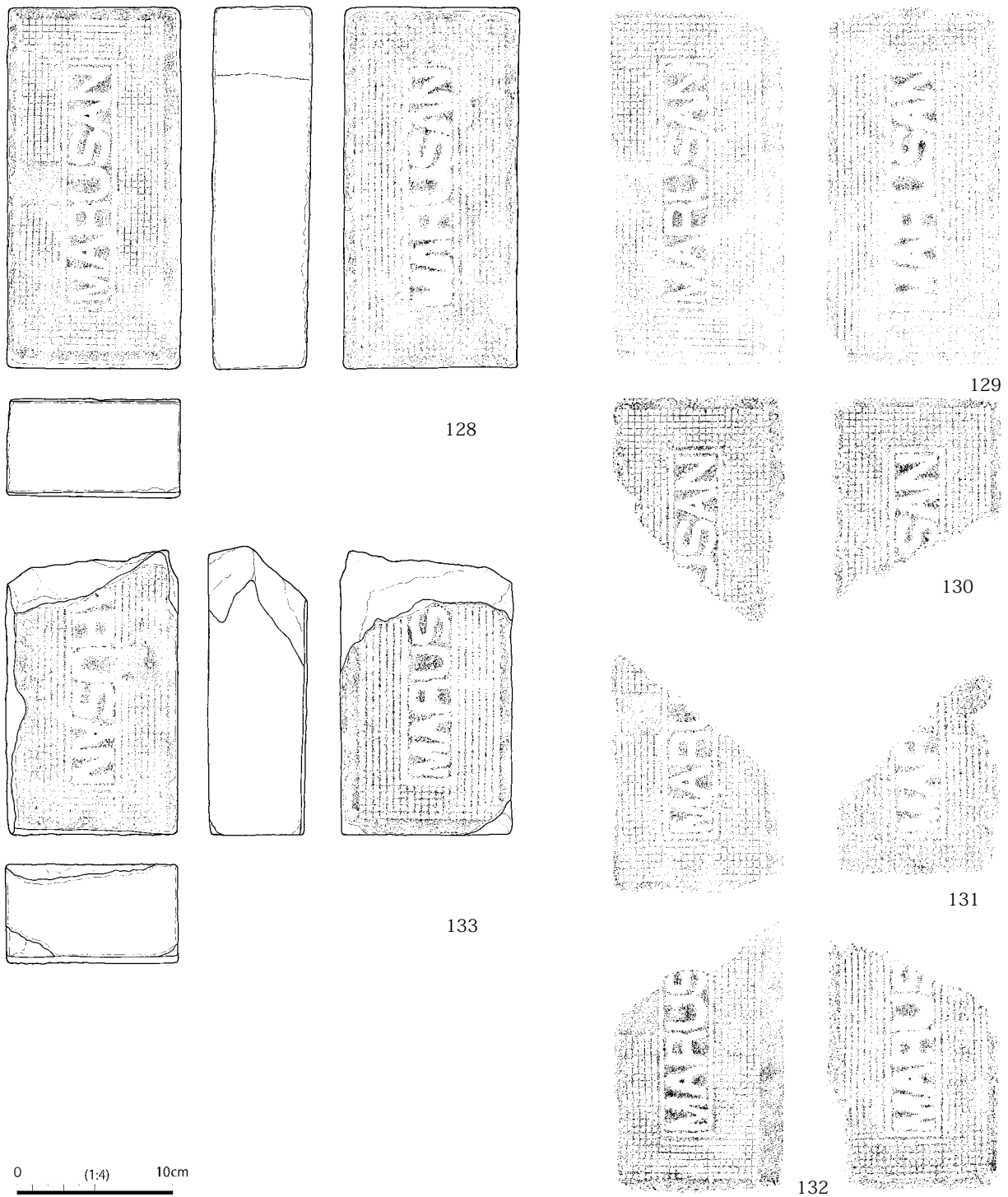


図 58 「MARUSAN」 銘耐火煉瓦

本例よりも先行する資料と考えられ、本例が大正時代増築部出土である点と整合性があると考えられる。

これは、備前陶器株式会社の製品と考えられる。同社は、岡山県伊部村(現、備前市)に、明治 29(1896)年創業で、明治 42(1909)年に磐城耐火煉瓦を買収し日本窯業となる(社団法人工学舎 1925)。このため、備前陶器製品の時期は、一般に明治 29～42 年とされる。しかし、本例は、大正増築棟出土なので、既に日本窯業となっている時期であり、これと矛盾する。合併後の備前陶器会社の工場は備前支社と称されたので、この段階でも「BIZEN - INBE」銘が用いられた可能性を考えておく。

2. 「MARUSAN」 銘 (図 58) 128・129 (17 暖炉)、130・131 (1 区画)、132・133 (10 区画)

の6点を掲載した。成形方法は不明確だが、長手の皺や破断面から、手抜き成形の可能性がある。長辺23.1～23.2 cm、短辺10.8～11.1 cm、厚さ5.8～6.2 cmである。平の両面に格子状の凹凸が施されるが、縁部には個体毎に幅のばらつきがある不統一な空白部がある。平の大きさよりも一回り小さい凹凸が付いた型に押し当てたと考えられ、その工程は成形後と推定できる。銘の刻印は、平の両面中央の、沈線で囲まれた長辺15.8～16.1 cm、短辺3.3～3.4 cmの中に施される。字体はいずれも同様に、133は短辺軸回転で同じ文字列となるが、これ以外は長辺軸回転で同じ文字列となる。また、片面のU上に方形(2.8～3 cm四方)の非凹凸部分がある。133は、ここに「梅」が施されるが、それ以外は空白となっている。

類例は、兵庫県伊丹市有岡城跡・伊丹郷町遺跡151次竈1に見られ、竈の時期は明治39(1906)年以降とされる(小長谷・瀬川2001)。それは、平に格子目状凹凸が見られない点で、本例と異なる。これらは、丸三耐火煉瓦の製品と考えられる。同社は、明治22(1889)年7月に中臣吉郎兵衛が大阪市難波にて創業したようだが、当時の社名は不明である。ただし、吉郎兵衛が丸三耐火煉瓦製造所と命名し、その後の経営者もこれを継承したとされる。明治30(1897)年には吉郎兵衛が死去し、寛繁之助が事業を継承したとされる(社団法人工学舎1925)。黒田氏は、「MARUSAN」銘について、丸三耐火煉瓦が大正8(1919)年以降とされる(黒田2009)。本例は、大正5年竣工北翼出土なので、丸三耐火煉瓦以前の丸三耐火煉瓦製造所によると推定しておく。

3. 「Mitsuishi.」 銘 (図59) 134～136 (34区画)、137～140 (56暖炉) の7点を掲載した。56暖炉は34区画にあるので、いずれも56暖炉に伴う可能性が高い。成形方法は不明確だが、長手の長辺端部で粘土のはみ出しが確認できる資料があることから、手抜き成形の可能性がある。長辺22.5～23.3 cm、短辺10.7～11.1 cm、厚さ6～6.3 cmである。格子状凹凸は見られない。表面の調整は明瞭ではないが、一部で不定方向のナデが確認できる。銘の刻印は、平の片面中央付近に施される。その原体は、長辺12.5～12.8 cm、短辺3.1～3.3 cmの長方形である。これ以外に、平以外でも刻印等は見られない。

これは、三石耐火煉瓦株式会社の製品の可能性がある。同社は、岡山県三石(現、備前市)にて明治22(1889)年(社団法人工学舎1925)か、明治25(1892)年(黒田2009)創業である。類例には、旧大阪府庁舎跡試掘調査出土例をはじめとし漢字表記例が多く、本例のようなローマ字表記は少ない。ローマ字表記には、神戸市西郷古酒蔵群第2次釜場や同4次釜場2、西宮酒ミュージアム例がある(黒田2009)が、いずれもMitsuishi以外の記号や文字があり、同刻印は未確認である。ただし、これらの例からは、三石耐火煉瓦株式会社製ではない可能性がある。大正6(1917)年6月5・7日大阪朝日新聞山陽版「熾なる三石と伊部」掲載の、三石における前年5月以前創立の「三石」を冠する会社に、三石耐火煉瓦株式会社以外に、三石耐火煉瓦加藤合資会社[明治34(1901)年創立]、三石白煉瓦合資会社[大正3(1914)年6月創立]、三石耐火煉瓦製造所[大正5(1916)年3月創立]、三石窯業株式会社[大正5(1916)年4月創立]があり、それ以外にも多数の会社があったとされる(神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ新聞記事文庫にて閲覧した)。これらの中に、本例の刻印を施した会社があった可能性もある。

4. 不明刻印 (図59) 「T.T.T」 銘 (141:34区画)は、機械成形の可能性がある軽量耐火煉瓦で、長辺22.3 cm、短辺10.8 cm、厚さ5.5 cmである。表面は平滑で、平片面に「T.T.T」が陽刻される。その原体は、長辺11.2 cm、短辺3.8 cmの長方形である。類例は不明である。「F.B.」 銘 (142:34区画+56暖炉)は、手抜き成形の可能性がある。長辺23.2 cm、短辺11 cm、厚さ6.2 cmである。表面は平滑で、

平には弱くナデが見られる。平平面に刻印が施され、その原体は長辺 9.4 cm、短辺 3.9 cmである。銘の右上には、小さい「T」が「F.B.」と別に施される。類例は、兵庫県神戸市西郷古酒蔵群第 4 次酒造遺構 2 かまど（石島 2007）や、同 2 次窯場があり、前者の窯は明治 35～40（1902～1907）年頃とされ、煉瓦の時期は明治時代とされる（黒田 2009）。本例同様、それぞれ銘の右上には「L」と「X」があり、作業印の可能性もある。本例の「T」打刻位置は、前者に近いが、これらの違いがどれほどの意味を持つかはわからない。少なくとも、明治時代後半～末頃にこの銘の煉瓦が見られることから、本例と大きな時期差はないと考えられる。

以上の 2 点は 34 区画出土で、後者は、56 暖炉出土品と接合した。34 区画には 56 暖炉があり、暖炉に使用された可能性がある。

「社印？／SK □」（143:表採）は、機械成形と考えられ、長辺 23.9 cm、短辺 11 cm、厚さ 6.1 cmである。刻印は、中心の直径 2.3 cmの円を上端が途切れる三重丸が取り囲むもので、平の片面中央上部に施され、この下に「SK □」がある。SK の後には番号があったと考えられるが、意図的に潰されているようである。平の片面両端には直径 2.4 cmの凹みがある。刻印とは別に、平に「耐火度試験」、長手に「三石高級」が記され、三石高級耐火煉瓦の製品と考えられる。これらの文字は、油性マーカーによる可能性がある。日本初の油性マーカーであるマジックインキは、寺西化学工業株式会社が昭和 28（1953）年発売したものであり、油性マーカーであればそれ以降となる。これとは逆の長手には、焼成時の重ね焼き痕跡が観察でき、ごく弱く凹む地の煉瓦色部分と、茶色味を帯びざらつく部分とが連続する。前者が煉瓦を重ねた部分であり、中央の当該箇所の幅は約 6 cmで本例の厚さと一致する。

刻印の類例には、兵庫県神戸市西郷古酒蔵群第 4 次の昭和 30 年代の竈にあるが（石島 2007）、本例のような平両端の円形凹みは見られない。耐火度を示す SK は、Seeger Kegel の略で、34 番以上を高級耐火物と称することから、番号部分が解読できないものの 34 番以上であろう。表採資料のため帰属が不明確だが、SK を刻す耐火煉瓦が大正時代後半～末以降に属すると推測されること（黒田 2007）、「耐火度試験」等の記載やそれが油性マーカーによる可能性があること、および類例から、戦後の産業技術総合研究所に伴う可能性が高い。

「□（SK₃₄）34／□GK」（144:廃土中）は、機械成形と考えられ、短辺 11.1 cm、厚さ 6 cmである。銘は、それぞれ長楕円形の枠内に施される。それぞれの短辺は、上部の「□34」が 1.9 cm、下部の「□GK」が 2.9 cmである。上部の「34」の前には SK があったと考えられる。製造工場を示すと考えられる□GK は、類例不明である。胎土が比較的精良であり、戦後の産業技術総合研究所に伴う可能性がある。

5. 無刻印(図 60) 3 点(145～147)を掲載した。いずれも手抜き成形で、平の面呼称は、第 1 項同様、 α ・ β 面とする。調整は、両面とも長辺方向のハケだが、 β 面は器面が荒れる。長手は、弱くナデか板ナデが施される程度で、 β 面以上に荒れ、一部に凹状の皺が確認できる。小口も長手同様に器面が荒れる。145（10 区画）は、長辺 23.2 cm、短辺 11 cm、厚さ 6.2 cm、146（1 区画）は、短辺 10.6 cm、厚さ 6.2 cm、147（19 区画）は、短辺 10.7 cm、厚さ 6.2 cmである。掲載資料以外にも、45 区画から 2 点、46 区画から 1 点の破片の出土があり、これらも手抜き成形である。いずれも長辺は完存しないが、短辺 10.3～11.2 cm、厚さ 5.9～6.2 cmである。

6. 小結 以上を遺構毎に整理すると、1 区画：「BIZEN - INBE」・「MARUSAN」・無文、10 区画：「MARUSAN」・無文、17 暖炉：「MARUSAN」、19 区画：無文、34 区画：「Mitsuishi.」・「T.T.T.」・「F.B.」、45 区画：無文、46 区画：無文、50 区画：「BIZEN - INBE」、56 暖炉：「Mitsuishi.」、57 遺構：「BIZEN

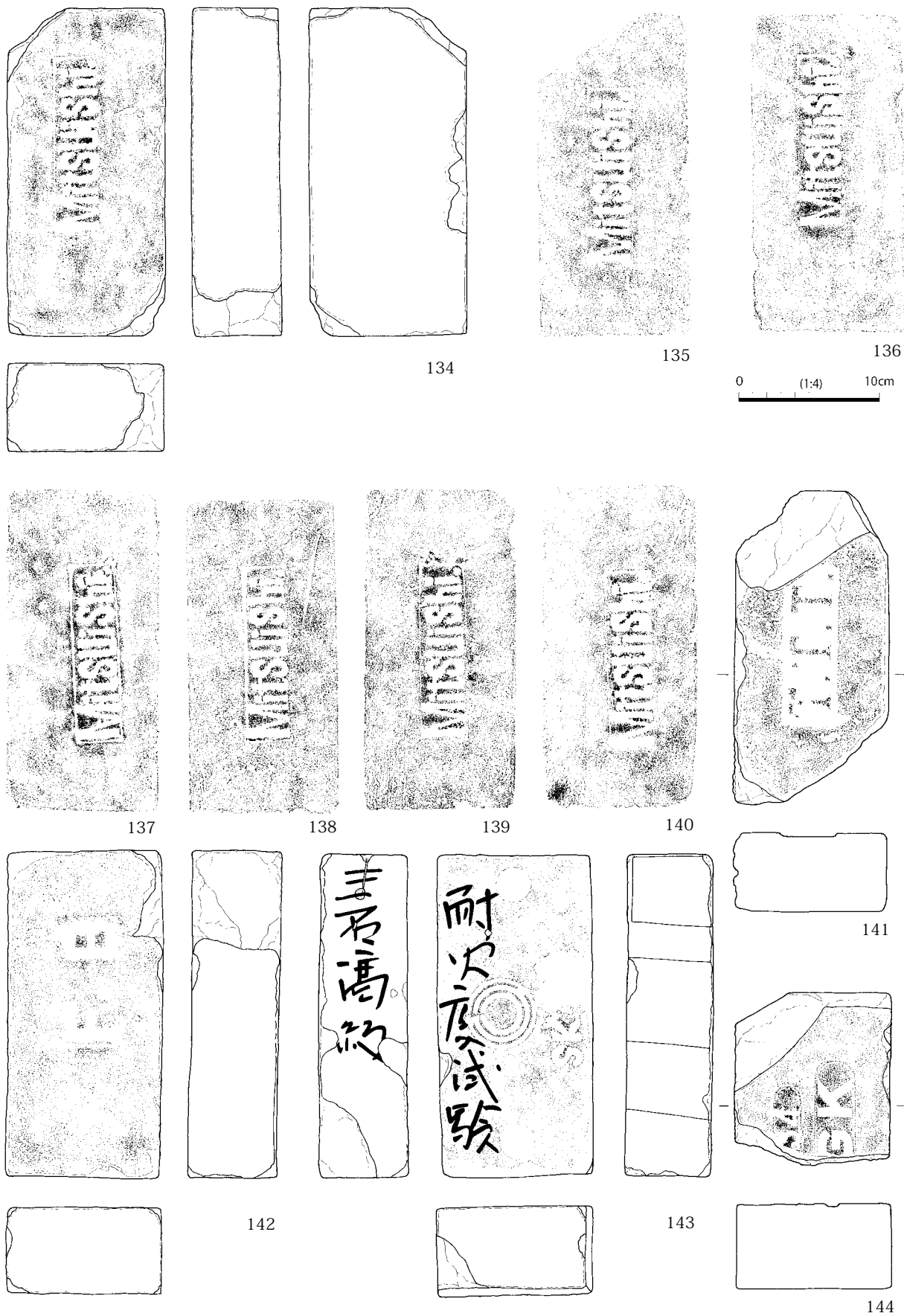


图 59 「Mitsubishi」 銘・不明刻印耐火煉瓦

- INBE」となる。また、採取できなかつたが、16 暖炉には「MARUSAN」が使用されている。

10 区画出土品は、同区画内の 17 暖炉に、19 区画出土品は、近接する 16 暖炉か、同区画にあった可能性がある暖炉に、34 区画出土品は、区画内の 56 暖炉に、50 区画出土品は、区画内の 57 遺構に伴うのだろう。45・46 区画出土品は、詳細な帰属がわからない。

以上を、暖炉等から考えれば、16 暖炉：「MARUSAN」・無文、17 暖炉：「MARUSAN」・無文、19 区画内暖炉？：無文、56 暖炉：「Mitsuishi」・「T.T.T」・「F.B.」、57 遺構：「BIZEN - INBE」となり、北翼（16・17 暖炉）では「MARUSAN」が、南翼（56 暖炉・57 遺構）では「Mitsuishi」と「BIZEN - INBE」が主に使用されたのだろう。中央棟については、19 区画内に推定できる暖炉に伴う可能性がある無文耐火煉瓦があつたが、他の無文耐火煉瓦と明瞭な差はなく、明治時代使用品と断定できない。

第3項 土管（図61～63）

出土した土管には、明治新築当初のもの、大正増改築時のものの他、府庁舎使用中の補修や府庁舎後の改修時のものも含まれると考えられる。ただし、府庁舎使用中の補修は、確実な記録がない。

土管各部位の名称だが、片方の口縁が広がっている方を「受口部」、以下の筒状部分を「体部」、境目を「頸部」と仮称する。また、形態分類は（柿田 1992）を使用した。計測は、土管の規格が主に内径に拠るため、体部内径を主とした。調整は、いずれも受口部がヨコナデ、体部が内外面ともハケ後ナデを基本とする。なお、体部内面には、中位に接合痕が観察できるものがあ

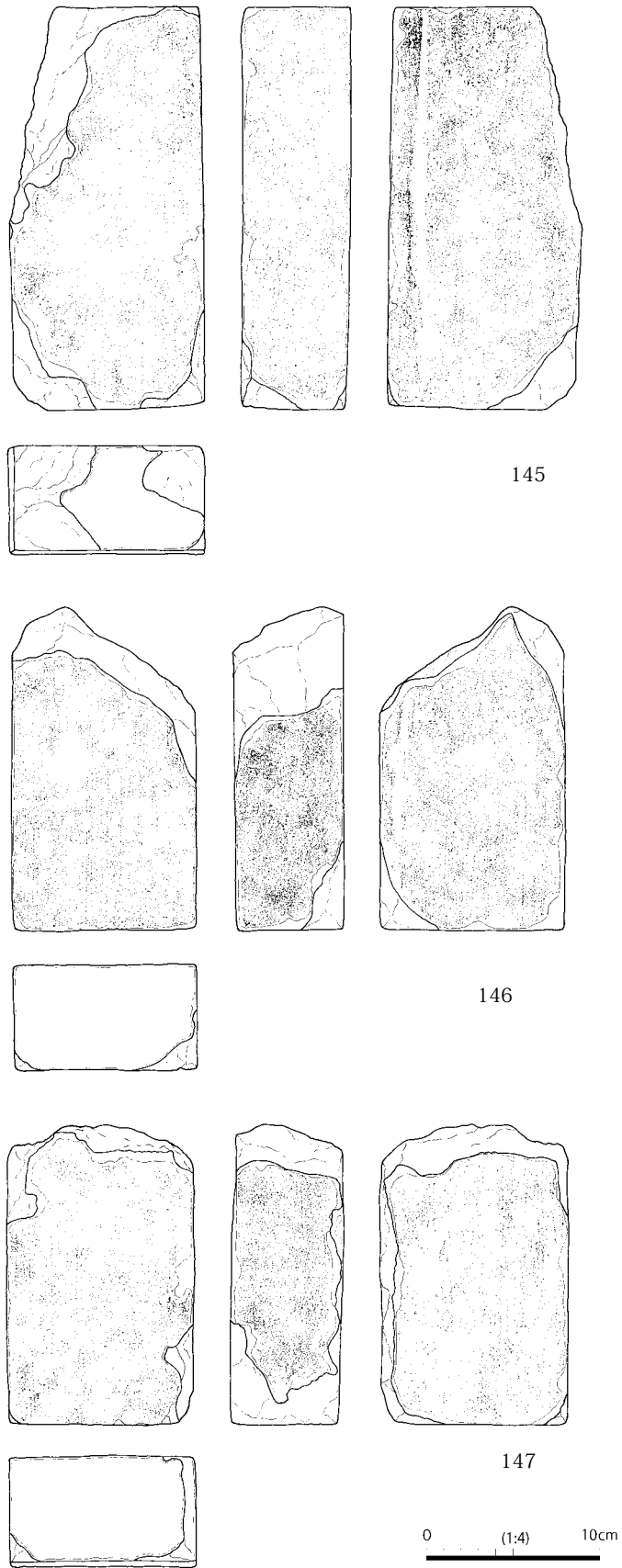


図60 無刻印耐火煉瓦

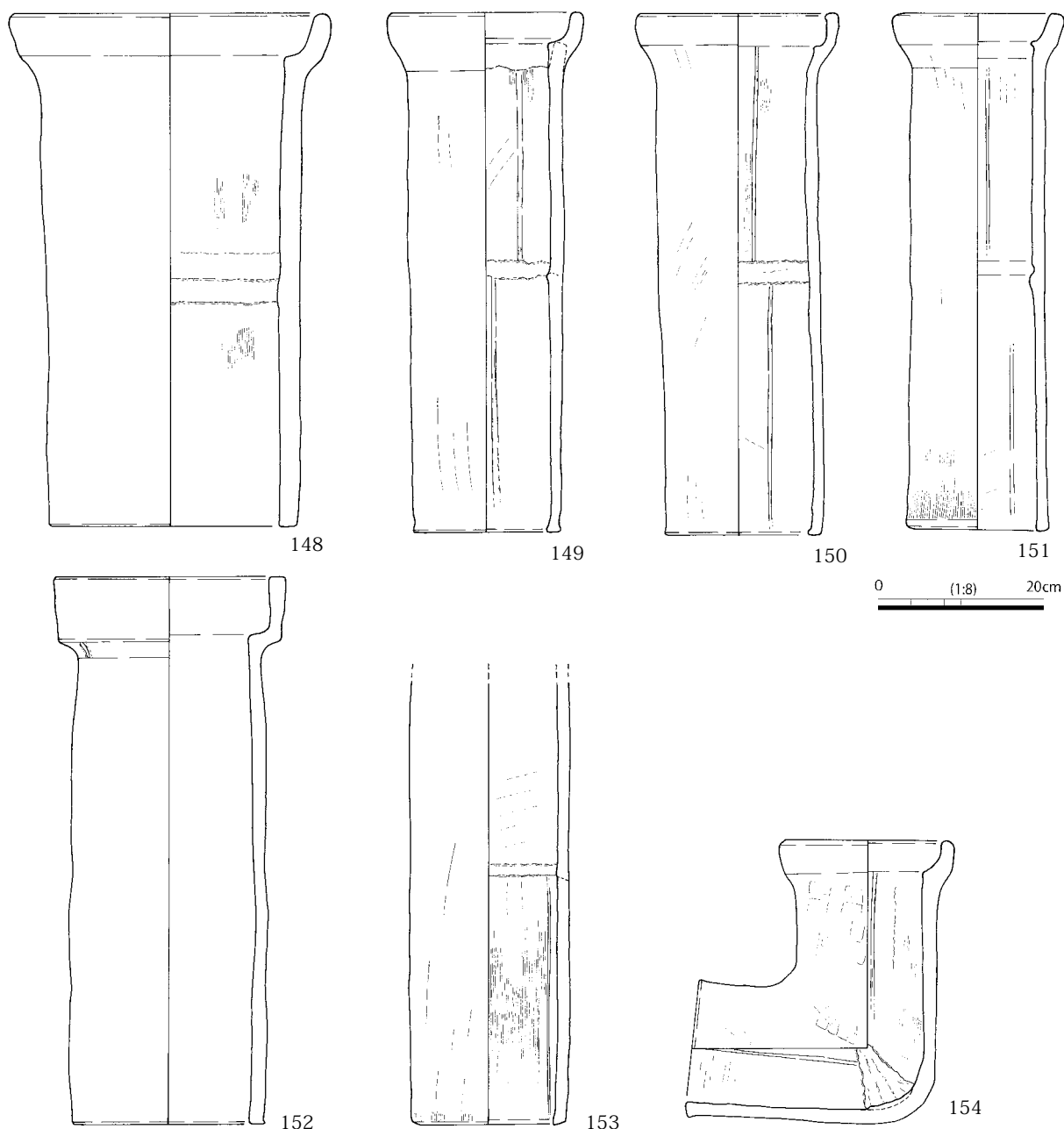


図61 土管 (1)

った。これを「2段積み成形」と仮称する。また、幅約1～1.5cmの弱い凹みが上下方向に見られるものもあり（以下、「上下方向凹み」と仮称）、タタラ成形法（内藤 2006）の痕跡だろうか。これは2段積み成形の上下段で一致しない。確認できた破断面が、手抜き成形の煉瓦と類似するものがあり、非機械成形が大多数と考える。焼成は、焼き締めたものが多いが、外面もしくは内外面に釉薬が施されるものもあった。なお、明治初期には、灰汁やそれに代わって唐土に紅殻を混ぜたものが使用された（柿田 1994）というが、今回の出土例が該当するのかわ不明である。

これらのうち、明治新築時の可能性が高いと考えられるのは中央棟73土管（148）で、24区画周辺の60土管（168）、61土管（154・155・169）、62土管（153）、63土管（151）、64土管（156）もその可能性がある。受口部が残るものは、いずれもF2形（受口部外面が内湾気味）と思われるが、中にはF1形（受口部が開き気味）に近いものもある。148は、今回の出土例中最大で、体部は1段

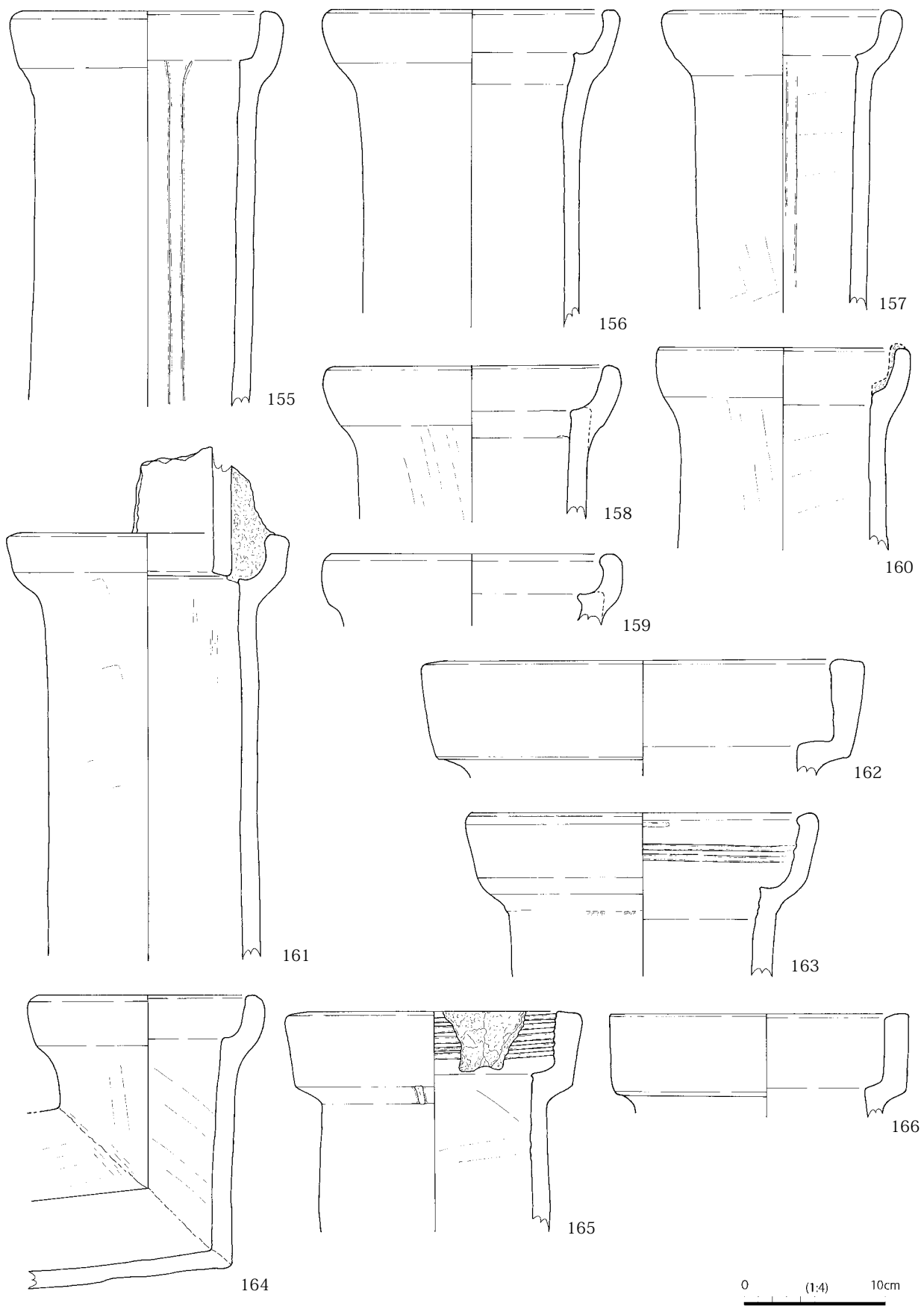


图62 土管 (2)

約 30 cm の 2 段積み成形である。168 は、内面に上下方向凹みや、褐色釉のタレが見られる（写真図版 52）。154 は、L 字状曲管で、接合部である屈曲部に、粘土貼り付けが見られる。155・169 は、内面には上下方向凹みが残る。153 は、2 段積み成形で、下段内面に上下方向凹みが見られる。外面には褐色釉が施される。151 は、体部 30 cm 程を 1 段とする 2 段積み成形で、内面には上下方向凹みがある。153 は、外面施釉の可能性はあるが不明確である。

これらより新しいと考えたのが 67 土管（149・150）である。いずれも F 2 形、2 段積み成形で、内面に上下方向凹み残り、149 は、外面には赤褐色系釉薬が施される。

これらは、明治時代の敷設と考えられ、焼き締め焼成の土管と、釉薬を施すものがある。釉薬には、褐色を呈し一見マンガン釉とも思えるものがあるが、より黒味を帯びるマンガン釉とは別物と考え、非マンガン釉としておく。また、いずれも F 2 形で、典型的近代土管とは異なる。神戸居留地下水道 [明治 5 (1872) 年竣工] では F 5 形 (頸部から受け部への屈曲が内外面とも明瞭で、受け部がやや開き気味) で国産品か輸入品か不明で、横浜居留地下水道 [明治 4 (1871) 年竣工] では F 3 形 (頸部から受け部への屈曲が内面で明瞭) で国産品とされる (柿田 1992)。本例は、敷設距離も短く、これらのような大量発注品ではなく、近世末の技法を用いた土管が使用されたのかもしれない。

大正増改築時と考えられるのは、中央棟 59 柵付近 (165)、南翼 57 遺構 (167)、70 土管 (152)、71 土管 (164)、77 柵 (161) である。165 の受口部内面には、5 条のクシガキが施され、土管接続時のモルタルが一部残る。頸部には、残存範囲で 1 箇所粘土の小張り出しがある。167 は、L 字状曲管の上半で、受口部には直径 12 cm の鉄棒がはめ込まれており (写真図版 52)、その部分の錆には、57 遺構出土の衛生陶器片が付着する。152 の頸部には 165 同様、1 箇所粘土の小張り出しが見られた。内外面ともマンガン釉が施される。164 は、L 字状曲管で、屈曲部はシャープである。161 は、受口部にモルタルと接続していた土管の破片が残る (写真図版 52)。

大正時代増築時の土管には、F 5 形を含み、受口部内面のクシガキ、マンガン釉もある。F 5 形は明治初年から見られるが、国産品での初現は不明である。クシガキは、明治 20 (1887) 年前後から、マンガン釉は、明治 34 (1901) 年頃から使用されるようになったとされる (柿田 1994)。大正時代の増改築時期との矛盾はないが、この段階でも F 2 形が一定量使用されている点は、転用の可能性もあるものの、大正初期生産土管形態のバリエーションを考える上で興味深い事例と思える。

これら以外は遊離資料で、設置状況や詳細な使用状況が不明確なものである。この中で径が小さいものは、171・172 で、いずれも体部片だが内径に比べ厚みがある点や、後者が大正 11 (1922) 年以降本格的に導入された食塩釉 (柿田 1994) の可能性がある点から、新しい時期の資料であろう。また、特徴的なものに、内面に布目と思われる痕跡が残る 170 (写真図版 52) がある。体部内径 13.2 cm、厚さ 1.3 cm。159 は、受口部が浅い。今回の出土例に多い F 2 形は、これ以外に 4 例 (157・158・160・163) あり、160 は、受口部内面には、モルタルが付着し、163 は、受口部内面にはクシガキの痕跡が残る。一方、F 5 形は 2 例 (162・166) あり、162 は、内外面ともマンガン釉が施される。

これらの生産地は不明だが、非常滑産が含まれると推定される。神戸居留地下水道 [明治 5 (1872) 年竣工] 使用土管は F 5 形で、輸入品の可能性もあるものの、国産品であれば堺の煉瓦工場の可能性が指摘されている (柿田 1992)。また、『堺史料類纂三十八 (工業 下)』収録「工業門 大阪毎日新聞堺週報」の明治時代初期煉瓦の焼成について、明治 4 (1871) 年には「土樋焼方」等に改良したとの記事が指摘されており (藤原 1999)、土樋が土管を示すのであれば、土管が堺で焼成されていた可能

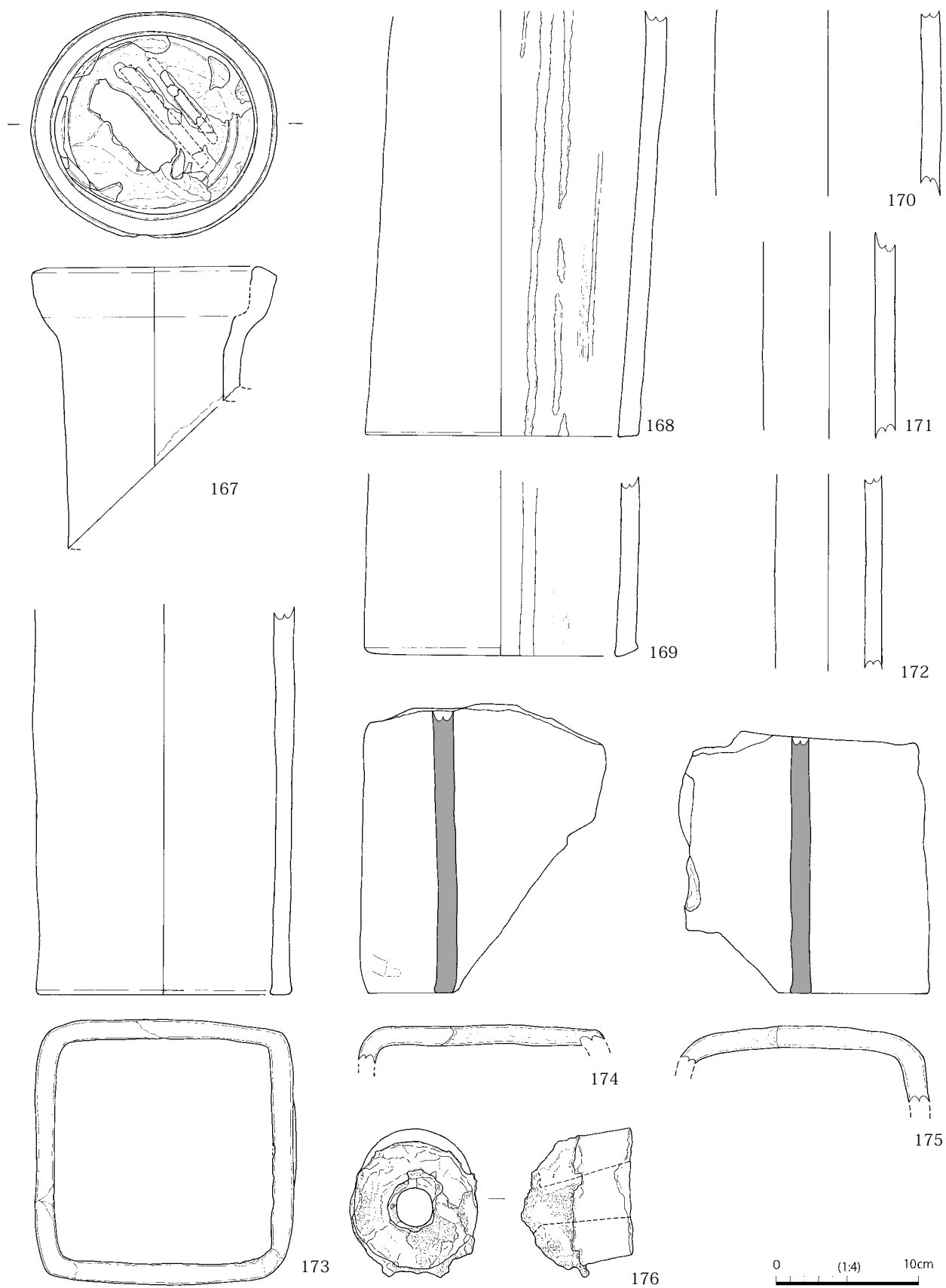


图63 土管(3)·煙突形土製品·羽口

表5 土管法量

番号	遺構	形態	長さ	体部 内径	厚さ	番号	遺構	形態	長さ	体部 内径	厚さ
148	中央 73土管	F2	62.2	26	2.5	161	南翼 77拵	F2	(30.5)	13.2	1.2
149	中央 67土管	F2	63	15.1	1.3	162	北翼 10区画	F5	(8.1)	21.8	1.2
150	中央 67土管	F2	63	16.4	1.3	163	北翼 8区画	F2	(11.5)	15.6	1.4
151	中央 63土管	F2	62.7	13.3	1.3	164	南翼 71土管	F2	(18.8)	10.4	1.3
152	南翼 70土管	F5	68	19	1.5	165	中央 59拵	F5	(15.5)	14	1.2
153	南翼 62土管	F2	(53.6)	15.2	1.4	166	北翼周辺砂層	F5	(7.3)	14	1.2
154	南翼 61土管	F2	34	13.2	1.4	167	南翼 57遺構	F2	(19.8)	9.7	1.1
155	南翼 61土管	F2	(27.5)	12.2	1.2	168	中央 60土管	F2	(30)	16.2	1.5
156	南翼 64土管	F2	(22.5)	13	1	169	中央 61土管	F2	(12.6)	16	1.2
157	北翼 2区画	F2	(21.2)	9.5	1.1	170	中央棟・南翼間砂層	不明	(13)	13.2	1.3
158	中央 31通路東側溝	F2	(10.8)	13.6	1.3	171	南翼 39・42区画	不明	(14.6)	6.4	1.4
159	中央 31通路下砂層	F2	(5.1)	15	1.5	172	南翼 39・42区画	不明	(13.7)	5.2	1.2
160	南翼 37区画	F2	(14.2)	12.4	1.2	(凡例) ・長さ等の単位はcmで、()は残存値である。					

性がある。このことから、堺産の土管が含まれる可能性を推定しておきたい。

第4項 煙突形土製品 (図63)

土管の一種とすべきかもしれないが、用途が煙突とほぼ限定できるため、別に報告する。全容が概ね窺えるのは一例だが、いずれも横断面隅丸方形形状である。173 (34区画) は、56 暖炉に伴う。残存高 27.3 cm、長辺幅 18.3 cm、短辺幅 18 cm、厚さ 1.4 cm である。外面は、縦方向のナデが全面に施され、端部付近ではヨコナデがその後に施される。内面は、平滑ではなく、一部で砂粒の移動が確認でき、ケズリ気味の強いヨコナデだろう。各コーナー部には、縦方向のナデがその後に施される。内外面とも粘土紐を巻き上げた痕跡は見出せず、黒斑は見られない。なお、内面に炭化物の付着は確認できない。175 (50区画) は、57 遺構に伴う可能性がある。幅 18 cm、厚さ 1.5 cm と考えられ、173 とほぼ同形だろう。外面調整も同様だが、内面は炭化物が付着し、調整不明である。174 (1区画) は、暖炉のない区画だが、耐火煉瓦の出土もあり、地階より上の階に暖炉が存在した可能性がある。幅 18 cm 弱程と考えられ、若干小さめである。厚さは 1.3 cm である。内外面の調整は 173 と同様だが、外面の端部付近はケズリに近い。これらは、いずれも同様な焼成で、今回の調査で出土した土管とは異なる。生産地は不明である。

この土製品の類例に、栃木県那須塩原市旧青木周蔵那須別邸の煙突内使用土管や、神奈川県横浜市元町貝塚出土の方形土管片があり、和風の煙道管とされる (坂上・青木 2007)。前者は、断面が角の少し取れた略八角形を呈し、幅 24 ~ 24.5 cm、高さ 36 cm 前後、厚さ 1.5 cm 前後で、粘土帯積み上げ成形で、外面にはクシガキ (「カケヤブリ」) が施される。上下端の口縁とも素口縁で、ソケット状や印籠状ではない。建物は、明治 21 (1888) 年竣工、明治 42 (1909) 年増築とされ、明治時代に収まるものだろう。後者は、断面隅丸方形、幅 22.5 cm 程で、成形や外面調整は同様とされる。詳細な時期は不明である。

今回の出土例は、これらよりもやや小振りで、成形技法や外面調整も異なるが、後者とは形状が類似する。これが、時期差か系統差かは不明で、十分な検討もできていない。しかし、煙突として使用された土製品 (土管) の時期が限定できる新例を加えることができた点で重要と考える。

第5項 瓦

軒瓦 (丸・平・棧)、丸瓦、平瓦、棧瓦・井戸椀瓦が出土した。これらは、近世後半に遡るものも含み、府庁舎の屋根に葺かれたものがあるのかも不明確だが、棧瓦の一部にその可能性がある。なお、204 (51

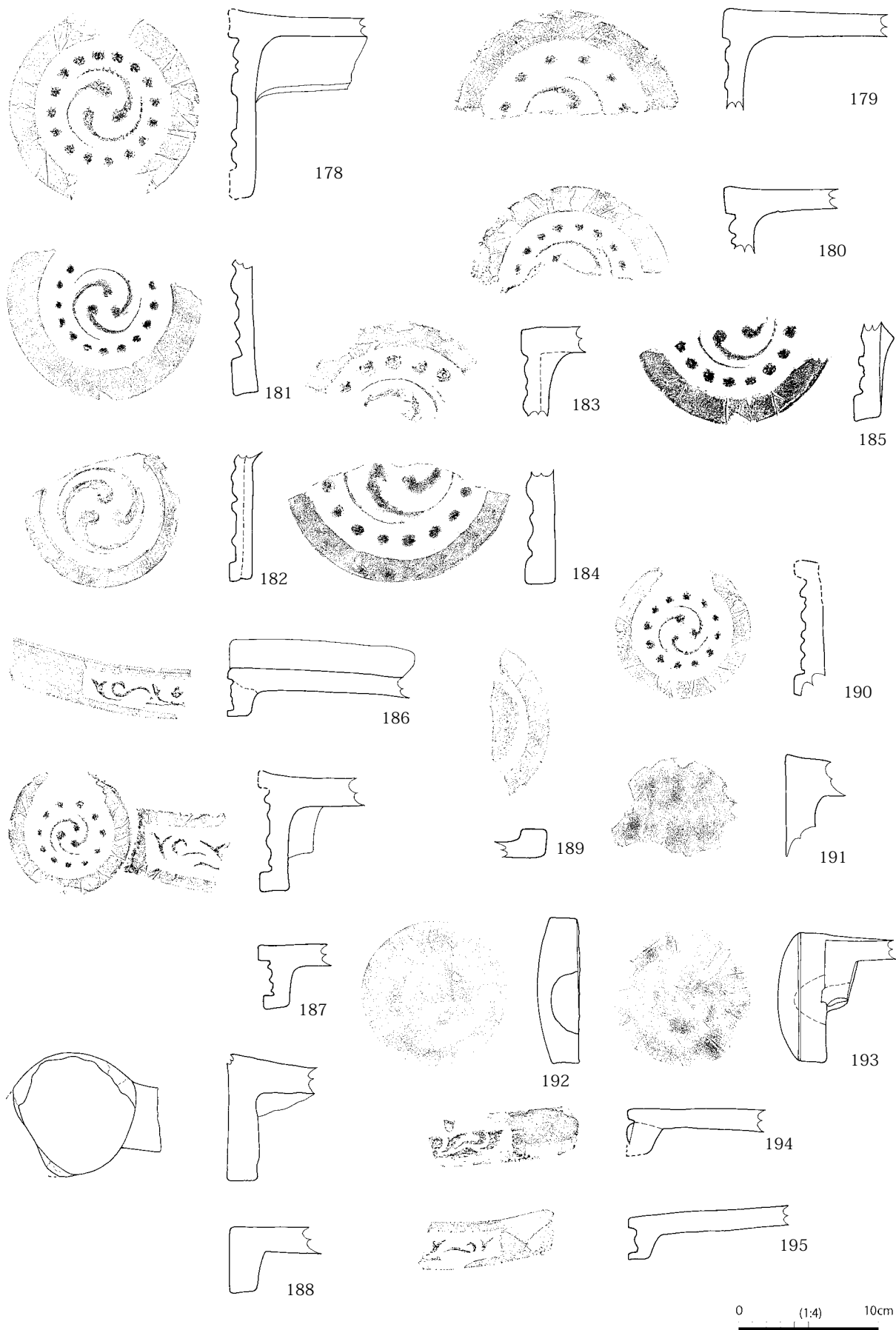


图64 瓦(1)

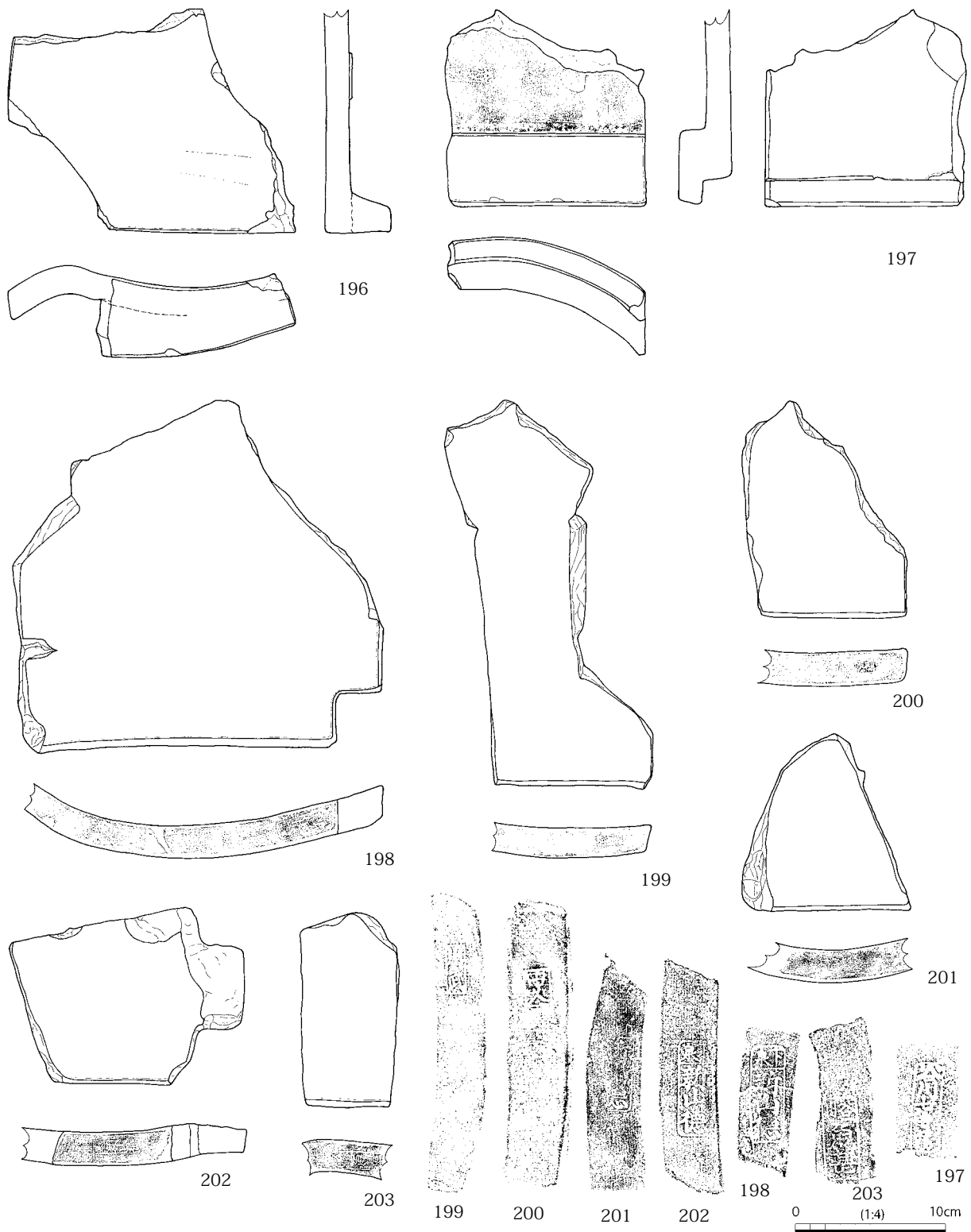


図65 瓦(2)

区画、写真図版54)は、被熱による付着物がある。詳細な形状も不明だが、平瓦で棧瓦の一部の可能性はある。被熱の時期が、庁舎が崩壊した空襲時であるとすれば、庁舎の屋根瓦の可能性はある。

1. 軒丸・軒平瓦(図64) 軒丸瓦は、左巻きの三つ巴文で、外区に珠文体を持ち、内区との境に圈線を持たないもの(178:23区画、179:南翼南端砂層、180・185:廃土中、181:27区画、183:北翼周辺砂層、184:中央棟・南翼間砂層)と、外区に珠文体を持たないもの(182:北翼周辺砂層)

がある。軒平瓦は、唐草文である（186：25区画）。

2. 軒棧瓦（図 64・65） 187（表採）巴唐草軒瓦は、左巻き三つ巴（外区に珠文体を持ち、内区との境に圈線を持たないもの）＋唐草文軒平瓦である。軒丸部が残存するものは、188（28区画）石持軒瓦（小巴の外表面が平らで、小巴にも垂れにも模様がないもの）、193（26区画）^{まんじゅう}万十軒瓦（小巴が膨らんでいるもの）で、軒丸瓦の189（25区画）蛇の目、190（廃土中）三つ巴文、191（39・42区画）石持、192（11区画）万十や、唐草文軒平瓦の194（表採）・195（50区画）も軒棧瓦だろう（坪井1976）。なお、196（26区画）は、万十軒瓦と考えられるが、垂れが中央部で長さを増す。

3. 刻印瓦（図 65） 7点が確認できた。最も多い刻印が「泉下 新山徳」で、198（31 通路漆喰中）、201（27 区画南壁漆喰中）、202（27 区画西壁漆喰中）の3点で、201は棧瓦と思われるが破片のため刻印位置は不明で、それ以外は棧瓦の切込みに近い頭の端面に施される。「谷川」を冠するものは、203（27 区画南壁漆喰中）「谷川 □（角カ）甚」、197（29 区画）「谷川七兵衛」があり、前者が棧瓦の棧部分端面、後者が角棧伏間瓦（棟の最上部に使用する瓦の一種）の凸面端に施される。この他に、199（27 区画南壁漆喰中）「川武」、200（27 区画南壁漆喰中）「田久」があり、これらは棧瓦の切込みに近い頭の端面に施されている。

これらの詳細な時期は不明だが、「新山徳」のように「新」を冠するのは明治以降の操業者ということであり（藤原学氏よりご教示を得た）、明治初年の生産品を含むと考えられる。上記資料の出土地点は、いずれも中央棟で、1点を除き切石表面に塗られた漆喰中からの出土品である。その施工は、明治5・6（1872・73）年頃と考えられ、建築時期に近い生産品が使用されたと考えられる。

第6項 羽口（図 63）

いずれも24区画出土で、176の他、別の同一個体と思われる2片（写真図版54－177）が出土した。176は、残存長7.6cm、最大幅8.7cmで、孔径2.7～3.9cm。177は、残存長8cm、直径7.6cm、孔径3cm。形態からの時期判断は困難だが、府庁舎段階とは考えにくく、工業奨励館に伴う可能性がある。なお、鑄造関連の出土品には、後述する鋳滓もある。

第7項 タイル

製造社がわかったものには、^{だんとう}淡陶、佐藤化粧耐火煉瓦、名古屋製陶がある。形態は、^{やくもの}役物タイル（一般の平らな形状以外の特殊な形状をしたタイル）1点以外、正方形や長方形であった。役物タイルを除き、掲載図はいずれも裏面の拓本で、断面図の上側が裏面である。

1. 淡陶製品（図 66、写真図版 55・56） 菱形内に DK 銘で、製造工場は、兵庫県北阿万村（現、南あわじ市）にあり、明治18（1885）年の設立である。乾式（せっ器質）タイルで、深井氏分類（深井2005）のA4・F・Gタイプがある。22点を掲載した。

205（29区画）はA4タイプ（格子目文と中央に菱形のDKマーク）中心部片で、同タイプの出土は、今回の調査でこれのみである。菱形の縦幅が長い。厚さは7～8mmで、大正時代の所産である。

206～215は、Fタイプ（正方形や長方形の突部が配置され、中央にやや小さめの菱形DKがあるもの）で、206～212がそれ以外無文のF1タイプ、213～215が上に「DANTO KAISHA LTD」、下に「JAPAN」があるF2タイプである。「DK」の左上（206・207・209）、左下（208・212）、右下（210・211）、下（213）に「0」が見られるものがある。一辺15.2～15.4cm（5点、平均15.27cm）、

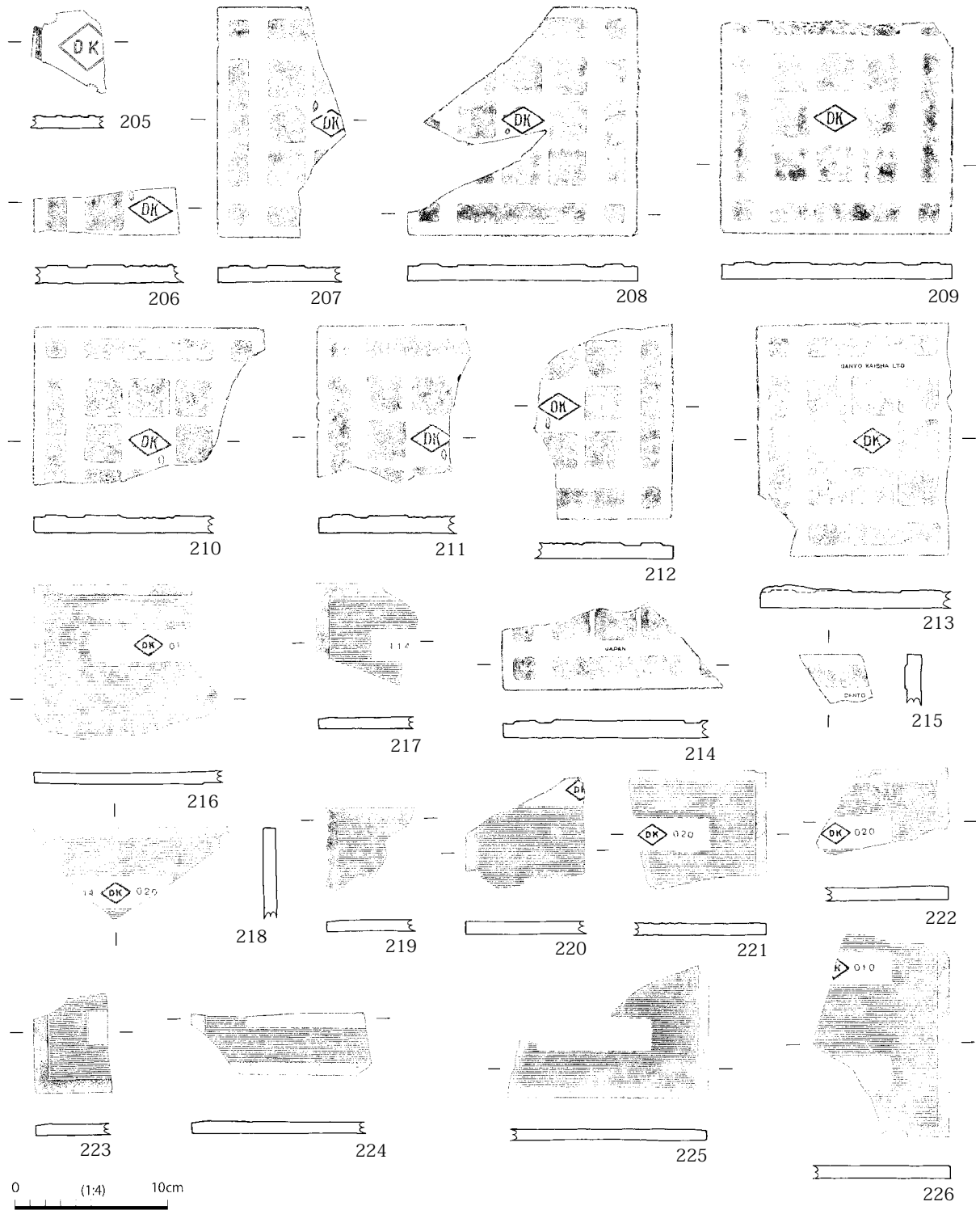


図 66 淡陶タイル

厚さは 9 mm ~ 1.15 cm (10 点、平均 1.03 cm) である。206 ~ 210・212・214・215 が 39・42 区画、213 が 41 区画、211 が 54 区画出土である。

216 ~ 226 (42 区画) は G タイプ (細かい平行線が一面にあり、小型の菱形 DK があるもの) である。219 は、平行線の特徴から淡陶製品 G タイプと推定した。いずれも破片のため、一辺の長さは不明だが、厚さは 7 ~ 8.5 mm (11 点、平均 7.8 mm) である。G タイプは、上下に平行線が施されない部分があり、上の中央に小型の菱形「DK」があり、その左側が空白か「114」、右側に「010」か「020」の数字がある。

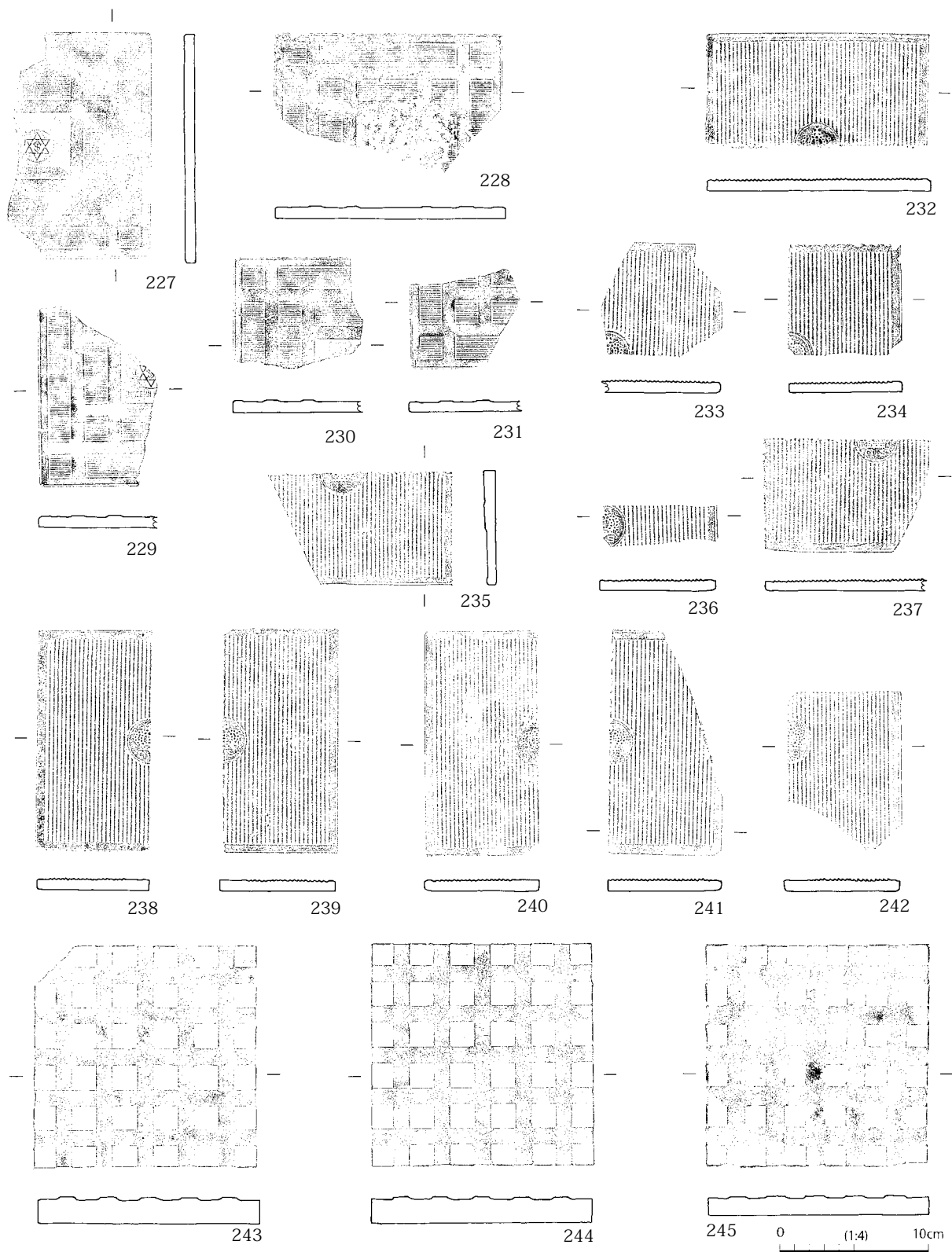


図 67 佐藤化粧耐火煉瓦・名古屋製陶・裏印なし凹凸タイル

この部分は、縦約 2.1 cm、横約 7.55 cmである。なお、端部幅は 7 mm～1.0 cmで、217・223・224 は、外側に向かい弱く傾斜する。F・Gタイプとも、昭和戦前頃と考えられる。

2. 佐藤化粧耐火煉瓦製品 (図 67、写真図版 56) 六芒星内に S と T が組み合わさった銘で、製造工場は、岐阜県豊岡町 (現、多治見市) にあり、大正 5 (1916) 年設立である。乾式 (せっ器質) タイ

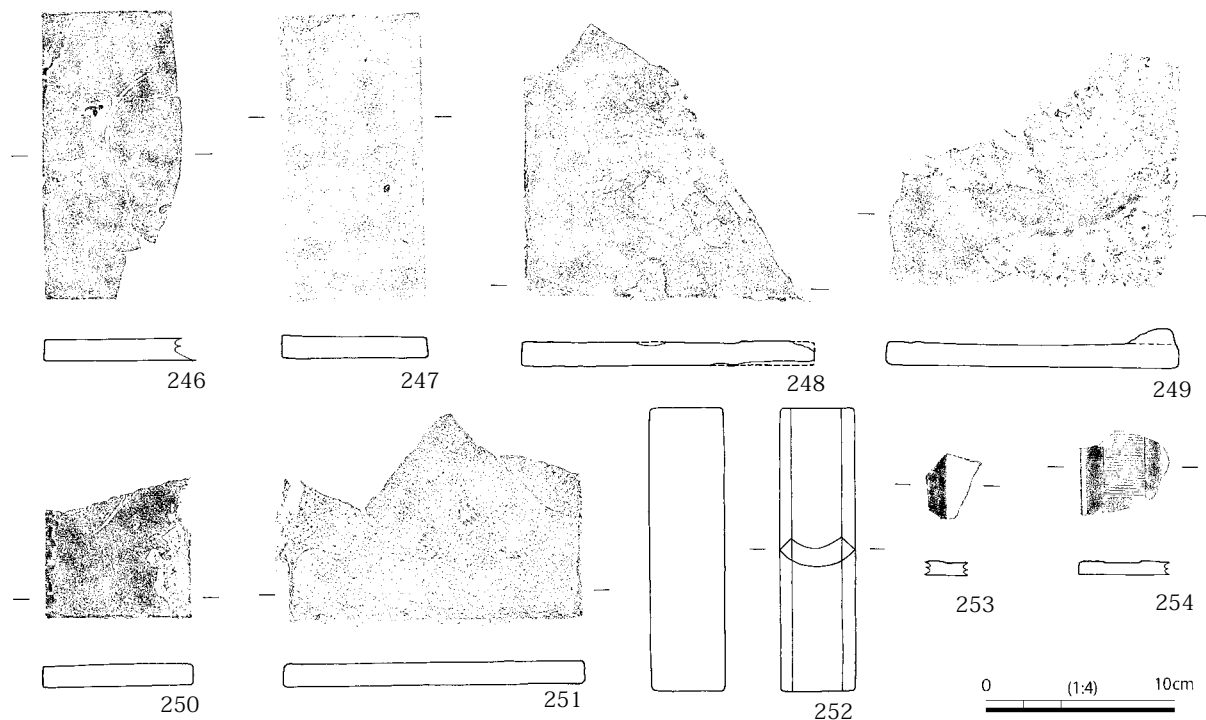


図 68 裏印なし平坦タイル

ルで、5点を掲載した(227～231)。いずれも同様な資料で、明らかに型式が異なるものはない。

淡陶Gタイプと似る細横線が、無文で幅9mm前後の縦横の弱い凸出部により区画される。全体的に凹凸は弱い。中央は方形に画され、その中央円形枠内に社印が施される。社印の下には「MADE IN JAPAN」がある。端部には7mmの空白部があり、その端には弱く沈線が施される。一辺15.4～15.5cm(2点、平均15.45cm)、厚さ7～8mm(5点、平均7.5mm)である。227が46区画、229・230が47区画、228が45区画、231が39・42区画出土である。時期は、昭和戦前頃と考えられる。

3. 名古屋製陶製品(図67、写真図版57) 王冠の下にNとSが記される銘で、製造工場は、名古屋市千種町弦月(現、千種区)にあり、明治44(1911)年設立である。乾式(磁器質)タイルで、11点を掲載した(232～242)。いずれも同様な資料で、大きさの違い以外に明らかに型式が異なるものはない。

裏面全体は細縦線が施されるが、淡陶や佐藤化粧耐火煉瓦工場の製品より、太めで深い。端部の空白部は幅6mmで、一部の端にごく弱い段差がある。出土例に製造段階の完形品はなく、長辺15～15.3cm、短辺7.6～7.8cmの6×3インチに加工したと思われるものが5点(232・238～241)、7.6～7.7cm四方の3インチ四方に加工したと思われるものが2点(233・234)で、235・242も前者の可能性はある。これらは、製造段階の端面に釉薬が見られるのに対し、加工端面には釉薬が見られないことや、社印が6インチ四方の中央に記されいずれも半分以下が残存するのみであることから、製造後の再加工と考えられる。再加工した断面には、主に縦方向の擦痕が確認でき、仕上がりは滑らかである。厚さは、6～7.5mm(11点、平均6.9mm)。232・234が42区画、233・238～242が39・42区画、235・236が46区画、237が34区画出土である。時期は、昭和戦前頃と考えられる。

4. 裏印なし凹凸(図67、写真図版57) 47・49・50の各区画から、破片も含め10点の出土があったが、いずれも同様の裏面である。49区画出土の3点を掲載した(243～245)。湿式(磁器質)タイルである。

裏面には、断面逆台形状を呈する1.4～1.6cm四方の凹みが等間隔に配される。一辺は14.9～

15.15 cm（平均 15 cm）でいずれもほぼ同形だが、厚さが 243・244 で 1.6～1.7 cm、245 で 1.2～1.25 cm と規格性に乏しい。また、焼き歪みも見られる。これらから、裏面の凹凸は型はめによると推定できるが、手成形であった可能性がある。生産地は、製造社を示す証拠がなく不明だが、磁器質タイルであることから、磁器生産を行っていた地域での製造の可能性がある。時期は、49 区画床面に圧痕として見られたことから昭和戦前に存在したと考えられるものの、同時期であれば乾式タイルが主流であることから、大正まで遡る可能性も指摘でき、大正～昭和戦前頃と考えておく。

5. 裏印なし平坦（図 68、写真図版 57） 10 区画床面に張られていたタイルである。7 区画でも出土したが、10 区画からの混入と判断した。採集資料 179 点で、内 6 点を掲載した（246～251）。湿式タイルである。

裏面にクシガキや凹凸は見られず平坦である。ただし、丁寧なナデは施されず、ごく弱いナデだろう。裏面が平坦であることから、壁面に貼るのではなく、床面に敷くことを前提にしていた可能性も考えられる。一辺は、長辺 15.5～16 cm で、やや大きめだが 6 インチを志向したものだだろう。短辺 7.75～8 cm のものがあり、これは 3 インチを志向したのだろうが、やはり大きめである。採取資料 179 点の厚さのばらつきは、5 mm 単位で、0.9 cm：1、0.95 cm：3、1.0 cm：28、1.05 cm：37、1.1 cm：37、1.15 cm：38、1.2 cm：24、1.25 cm：10、1.3 cm：1 で、平均 1.1 cm である。時期は、大正時代と考えられる。

6. 不明タイル（図 68） 上述以外で製造社が不明なものを一括した。253（47 区画）は、当初、淡陶 E 3 タイプの可能性を考えたが、厚さが 6.5～7 mm と薄く、凹凸が弱いことから、別物と判断した。中央部の破片で、僅かに社印と思われる円形部の一部が確認でき、佐藤化粧耐火煉瓦製品の可能性も考えられる。ただし、円形枠線がやや太めであり、他社の製品の可能性もある。254（44 区画、写真図版 57）は、淡陶 G タイプや佐藤化粧耐火煉瓦製品と似る細線が見られる。この細線を区画する無文部分から、佐藤化粧耐火煉瓦製品とも考えたが、区画範囲が異なることから、別物と判断した。このため製造社は不明だが、厚さ 6.5～7 mm の乾式タイルであることから、時期は、昭和戦前頃と考えられる。

7. 役物タイル（図 68、写真図版 57） 252（42 区画）は竹割で、長辺 15 cm、短辺 4 cm、厚さ 9 mm～1 cm。凹面の内面施釉で、凹面が表面と考えられる。

8. 小結 これらのタイルは、実際に北翼に敷かれていており大正時代と考えられる裏印なし平坦の湿式タイル、先行研究により大正時代に遡ることが確実な淡陶 A 4 タイプや、大正時代に遡る可能性がある裏印なし凹凸タイルがあるものの、それ以外の多くは、昭和戦前と考えられるものである。この昭和戦前のタイルは、府庁舎以後の工業奨励館に伴うものと考えられる。裏面にモルタルが残るものが少量見られ、全てが未使用ではない。一部は、工業奨励館にあった工芸産業奨励部などによるコレクションの可能性もあるが、実際に使用されていたものも含まれるのであろう。

掲載資料の出土地点は、34 区画：1 点（名古屋製陶）、39・42 区画：14 点（淡陶 7・佐藤化粧耐火煉瓦 1・名古屋製陶 6）、41 区画：1 点（淡陶）、42 区画：14 点（淡陶 11・名古屋製陶 2・役物 1）、44 区画：1 点（不明乾式タイル）、45 区画：2 点（淡陶 1・佐藤化粧耐火煉瓦 1）、46 区画：3 点（佐藤化粧耐火煉瓦 1・名古屋製陶 2）、47 区画：2 点（佐藤化粧耐火煉瓦）、49 区画：3 点（不明磁器質タイル）、54 区画：1 点（淡陶）である。なお、このうち、34 区画や 54 区画は、39・42 区画からの混入の可能性があるが、39・42 区画としているものは、掘削時に区分できなかったものである。これから、39・42 区画付近に集中している状況が窺える。集中の理由は説明できないが、昭和初期の工業奨励館時に、これらの区画の壁をタイルが飾っていた可能性がある。また、唯一の中央棟出土例 205（29 区画）

が、大正時代と考えられる点からは、大正時代の増改築時に、淡陶のタイルが使用された可能性が考えられる。しかし、出土が1点のみであり、可能性を指摘するに留まる。

今回出土したタイルは、青色の219を除き白色である。ただし、219も二次的な変色の可能性が高く、本来は白色タイルだったと考えられる。淡陶製品であれば、様々な色調の製品があることが知られるが、そのようなタイルの出土がないことは、官庁であることと関係があると推測される。

第8項 碍子類（写真図版58）

電気関係の磁器製品をここで記す。255（37区画）はナイフスイッチ。磁器製の箱部と、これと一連と推定できる金属部からなる。磁器製箱部は、長辺26.8cm、残存短辺11cm。金属部は同様な形状であることから、2個一對のハンドル部と考えられる。吹田市旧西尾家住宅の刀形開閉器（吹田市立博物館2009、204頁）と同様な形状であろう。

256～259は、カットアウトスイッチか。256（47区画）は、直径6.7cm、厚さ2.2cmで、「T-3」の陽刻がある。257（33扉付近）は直径5.5cm、厚さ3cm。1箇所ねじが残り、その対面の孔にもねじがあったのだろう。258（50区画）は長軸7.4cm、短軸5.4cm、厚さ1.4cmで、写真掲載面が裏面と思われ、その中央には「坂」字が陽刻される。4隅の孔は、逆面が逆台形状で、皿ねじ用であろう。259（44区画）は、長辺6.6cm、短辺4.3cm、厚さ2cmで、4隅の孔にはねじが残り、残存しない部品を留めるためのものだろう。260（35区画）も、その可能性があり、表面に「5AMP.」の陽刻があり、5アンペアの定格電流を示すものだろう。残存短辺3.2cm、長辺4.7cm、厚さ1.5cmで、裏面に横方向の凹み（幅1.2cm）が2条ある。2つを組み合わせて使用するものだろう。

261・262は、2つ一組で溝に電線を挟んで配線するクリート碍子。261（49区画）は1線用で、長辺6.1cm、短辺2.4cm、厚さ2.2cm。262（54区画）は2線用で、長辺9.5cm、短辺1.9cm、厚さ1.3cm。263（50区画）は、外面に「特許139269_号/T.K.U.U式」の文字が緑色で記されるが、数字の下二桁は汚れにより判読が難しい。外径3.5cmで下端は3.8cm。上端面は、上下に径4mm、左右に7mmの穴があり、中央は9mm四方の方形凹みがある。下端面は内径2.8cmで銅製品が付着する。

264～266は、碍管（鎧管）で、267（廃土中）は、つば付碍管。264（28区画）・265（29区画）は外径1.4cm、内径8mm。前者は長さ15.3cmで、JES「15糶小碍管」（外径1.5cm、内径9mm、長さ15cm）相当か。266（24区画）は外径1.8cm、内径1.1cm、長さ15.1cmで、同「20糶小碍管」（外径1.5cm、内径9mm、長さ15cm）相当か。267は外径2.2cm、内径1.5cm、長さはつば部を含み15.7cmで、同「15糶中碍管」（外径2.4cm、内径1.6cm、長さ15cm）相当か。これ以外に、31通路東側溝・33扉付近から264同様の破片が、44区画から外径2.6cm、内径2cmの破片、10区画からは、つば付碍管の破片が出土した。

268～270は、ノップ（ノップ）碍子。268（31通路東側溝）は、直径3.5cm、高さ5.1cmで、残存長6.5cmのねじが残る。JES小ノップ（直径3.5cm、高さ5cm）相当か。269（31通路東側溝）は、直径5cmで、上端部は残存しない。同遺構からは、同型の破片が出土した。270（廃土中）は直径5.1cm、高さ6.3cmで、JES中ノップ（直径5cm、高さ6.5cm）相当か。これ以外に、18通路、24・28・29区画、31通路北端部、31通路西側溝、33扉付近、43・50・51区画、68石組溝直上からも破片が出土した。これらの多くは、直径3.2～3.7cm程で小ノップ相当と考えられるが、31通路西側溝出土品は、直径5.2cmで中ノップ相当だろう。

271～276は、茶台罫子と思われるが、271～273は誤認の可能性が高い。271（49区画）は、直径4～5cm、高さ2.7cm。272（54区画）は直径4～5cm、高さ2.5cm。273（49区画）は、直径6.6～7.2cm、高さ2.8cm。274（39・42区画）はJ E S大茶台罫子下端部で、直径9.4cm、残存高3.1cm。275（廃土中）は、J E S中茶台罫子。高さ7.8cmで、丸印にFかEの深緑色記号がプリントされる。276（廃土中）は高圧茶台罫子で、高さ15cm。外面が赤く塗られているが、これは高圧罫子の保安規定で表面に幅1.5cm以上の赤線で鉢巻を施す規定に則ったものだろう（前川・荒井1987、82頁）。

第9項 陶磁器類

1. 衛生陶器（写真図版59） 277（57遺構）は形状から、衛生陶器の手洗いと考えられる。口縁部は直線的で、残存幅14cm、残存高12.5cm。外面にはロゴマークが見られるが、半分程しか残存しない。同様なロゴマークは、明治41（1908）年8月竣工の福島県耶麻郡猪苗代町所在、有栖川宮家別邸天鏡閣客室便所の腰掛陶器に見られる。このロゴマークは、「N」と「S」のイニシャルにウィングとクラウンのマークが付いたもので、明治時代と推定される（江浦2003）。本例も同じロゴマークで、明治時代のものと推定される。このため、大正の増改築に際し、明治時代以来の庁舎から移設された可能性が考えられる。しかし、上記した資料は明治末年であり、移設ではなく新規設置の可能性もある。278～281も同遺構出土であり、これらも一連の部品と考えられ、いずれも長軸8cm程度の破片である。282（図69）も57遺構出土で、上記の衛生陶器と混在して出土した磁器で、口縁端部が青く、磁器製のボールのようなものだろうか。復原口径34cm、同底径16cm、同高さ10cm。これ以外に、283（北翼周辺砂層）や284（42区画）も同様な破片と思われる。なお、10区画からも衛生陶器片が出土した。銘は残存しないが、類例（とこなめ焼協同組合ほか2000）から昭和前期の常滑焼銅青磁大便器と考えられる。

2. 実験道具（写真図版59・60） 工業奨励館に伴うと考えられる磁器製品で、主に実験道具である。

286（44区画）・287（34区画）は、磁器製の坩堝。286は蓋で、口径5.3cm、残存高はつまみを除き8mm。外面には「SCP / JAPAN」と緑色の文字がある。287は身で、口径4.6cm、底径2cm、高さ3.1cm。外面の口縁下には菱形に「C.C」と緑色の文字がある。実験室で使用される一般的なものである。いずれも製造社は不明だが、同銘坩堝は、現在でも実験道具にある。289～292はデシケーター（湿気を嫌うものを乾燥状態にして保管するためのガラス製容器）の中蓋。直径と厚さは、289（47区画）20.8cm・7mm、290（53区画）18cm・8mm、291（29区画）31cm・8mm、292（53区画）27cm・8mmで、いずれも施釉は片面のみ。293（54区画）は燃焼ポート。長軸13.2cm、幅1.4cm、高さ1.3cm。

この他に、29区画から乳鉢、48区画から直径3cmの球形の粉碎用媒体ボール、56暖炉から外径4.6cm・内径4cm・残存長3.3cmの「C.C」銘炉心管（チューブ）、53区画から外径4.8cm・内径4cm・残存長11.5cmの無銘チューブ、44区画から外径2.6cm・内径2cm・残存長9cmの無銘チューブが出土した。

294（29区画）・295（34区画）は、同形の磁器製蓋で、それぞれ上部径4.3cm・4.4cm、下部径2.5cm・2.3cm、高さ3.5cm・3.4cm。それぞれ上端面に「BLACK」と「RED」と青文字で記される。295は、下端面に「MADE IN / JAPAN」の陰刻がある。

3. 国民食器・統制陶器（写真図版60） 297（49区画）は、国民食器の湯呑で、口径6.7cm、底径4.3cm、高さ6.6cm。口縁部外面に2条の緑線が施され、これ以外の裏印などはない。298（49区画）・299（28区画）は、統制陶器。298は、口径6.6cm、底径6.3cm、高さ4.9cmで、外面口縁下1cmに弱く段差がある。外面から内面口縁下1cm程度に灰白色の釉薬が施される。裏印「岐682」は、妻木陶磁器工業

組合で昭和6（1931）年設立、妻木町（現、土岐市妻木町）の仙石周太郎が製造していた化粧容器？とされる（沼崎 1999）。器形から推定できる内容物は、糊やクリーム状のものだろう。東京都板橋区加賀1丁目遺跡（駒沢 1995）に類例がある。299は、底径6.2 cm、高さ5 cmで、外面底部上1 cm程度から内面口縁下2 cmには白色の釉薬が施される。裏印は「岐591」と思われる。この製造者は不明だが、土岐津陶磁器工業組合に所属していた可能性がある。

4. その他（写真図版59・60） 285（10区画）は、残存長軸22.5 cm、同短軸9 cm、厚さ1 cmで、写真掲載側には釉薬が施される。288（50区画）は、残存長軸12.5 cm、同短軸6.5 cm。写真下端が残存する。中央に5条以上の、長さ5 cm、高さ1.3 cmの突起がある。両面とも釉薬が施される。ともに用途不明。296（28区画）は磁器製インク容器。口径2 cm、底径5.5 cm、高さ6 cmで、同形品が破片も含め、複数個体出土した。底部外面には5方向に瓢箪が配され、それらの間を蔓で結び、中央に図案化した「発」字が見られる。これについて、瓢箪は千成瓢箪を模したもので、大阪の表現、「発」は、工業奨励館の発明奨励部を示す可能性を考えた。さらに、インクビン風の磁器については、発明奨励部から分岐した代用品指導奨励部によるインクビンの代用品案とも考えた。ただし、磁器を工業奨励館で生産していたとは考えにくく、類例が東京都港区郵政省飯倉分館構内遺跡（天内・五十嵐 1986）から出土している。しかしながら、東京都板橋区加賀一丁目遺跡（東京陸軍第二造幣工廠板橋工場跡地）で「阪大病院」銘の磁器鉢が出土しており（駒沢 1995）、これと同様に生産地から本来の納品先以外に二次的であれ持ち込まれた可能性も残しておきたい。300（49区画）は急須で、高さ6.7 cm。底部外面に中央からややずれて、コウモリ模様とその下の「NAKASHIMA」が青色でプリントされる。胴部外面片面には葡萄の絵が描かれ、逆面には別の絵が描かれているようだが、剥離のため不明。「す穴」は、やや雑な4つの孔である。301（50区画）は、志野焼皿か。口径14.3 cm、底径7.6 cm、高さ3.2 cm。乳白色を呈し、見込みには3箇所の胎土目積み痕跡が残る。底部外面はケズリ。口縁端部が黒色を呈し、二次的な被熱を受けている。302（10区画）は、ノリタケ製磁器である。復原径18.4 cm、高さ2 cm。口縁内面に緑・桃・緑色の幅1 mmのライン、口縁から底部への屈曲部に桃色の幅0.5 mmのラインがプリントされる。口縁部外面には端部下7 mmに弱く段がある。裏銘は、上に右横書きの「日本陶器會社」、以下、「RC」と「NORITAKE / NIPPON TOKI KAISHA」と緑色で記される。これは、国内用の初期ファンシーウェアからその後のディナーウェアに使用されたもので、製造時期は明治45～昭和15（1912～1940）年とされる（立松 2007）。類例には、重要文化財大阪市中心公会堂内部採取品がある（大阪市教育委員会 2003）。

なお、掲載した以外に、明らかに近代以降と思われるものに、白鶴銘の爛徳利（41区画、口径2.3 cm、底径4.2 cm、高さ12.5 cm）がある。また、府庁舎の基盤となる砂層中からは、染付碗や仏飯具、花瓶、焙烙、行平鍋把手など、陶磁器類が出土した。磁器の裏銘には「宣明」と思われるものや、「大明年製」、「成化年製」、「…年製」などがあり、17世紀後半～19世紀前半頃の資料と考えられる。第2章で記したように、史料類から17世紀中頃には町が成立していたと考えられる点と概ね一致する。

第10項 鉄製品

1. 釘・ねじ・鍔・ボルト類（図69、写真図版61） 303（33扉付近）・304（31通路東側溝、図69）は、和釘。長さは、12 cm・10.1 cmで、いずれも頭部が片方へ折れ曲がる。断面方形。305（29区画、図69）は、和釘か犬釘。長さ6.5 cmで、断面は鈍い方形。頭部隅丸方形で、犬釘であれば亀甲形か。306（33扉付近）は、皿木ねじ。長さ3.7 cm、ねじ部長さは2.5 cm、頭部径8 mm。昭和6（1931）年12月3日

決定J E S（日本標準規格）に概ね一致し、本来4 cmの可能性がある。307～317は釘。307・308（6区画中央コンクリート柵）の長さは、4.3 cmと5 cm。前者は曲がっており、本来4.5 cmの可能性がある。なお、6区画中央コンクリート柵からは、他にも312と同様な釘が出土した。309（41区画）は長さ5.2 cm。錆により膨張気味で、本来5 cmの可能性がある。310・311（35区画）は長さ6.6 cm・6.2 cmだが、前者は錆により膨張し、後者は頭部欠損のため、本来は6.5 cmの可能性がある。312（41区画）は長さ6.9 cm、313（27区画）は7.1 cmで、両者とも本来は同サイズであろう。314（31通路東側溝）は長さ9.7 cm、315（33扉付近）は10.1 cmで、本来10 cmと思われる。316（29区画）は12.6 cmで、本来12.5 cmだろう。317（41区画）は長さ14.9 cmの五寸釘。これらの多くは、J I Sに一致する。J E Sは調査できていないが、同様なものが踏襲されたと思われる。ただし、7 cm前後サイズはJ I Sになく、これのみややイレギュラーである。

318～326は鋨で、325・326は手違い鋨。部位名は、曲げた部分が「爪」、中央部が「渡り」である。318（54区画、図69）は、渡り長13 cm、爪長2.9 cm・3.1 cmで、渡り断面は、幅1.2 cm、厚さ2 mmと平坦。319（29区画、図69）は、渡り長13 cm、爪長3.6 cm・4.2 cmで、渡り断面は7 mm程の円形。320（8区画、図69）は、渡り長13.5 cm、爪長3.5 cm、321（41区画）は、渡り長14 cm、爪長4.6 cm・5.5 cm、322（廃土中）は、渡り長14.7 cm、爪長3.8・4.9 cm。渡り断面は、いずれも方形で、320が6 mm四方、321・322が1 cm四方である。323・324（廃土中、図69）は、爪が長く、輪鋨か。それぞれ、渡り長10.4 cm・7.5 cm、爪長9.6 cm・10.5 cmと、9 cm・11.7 cmだが、爪の広がりや渡りから爪への屈曲が鈍いため、不正確である。渡り断面は、323が8 mm程の円形、324が318同様の平坦形である。325（廃土中）は、渡り長19.5 cm、爪長6.1 cm・6.6 cmで、渡り断面1.2 cm四方。326（68石組溝直上、図69）は、

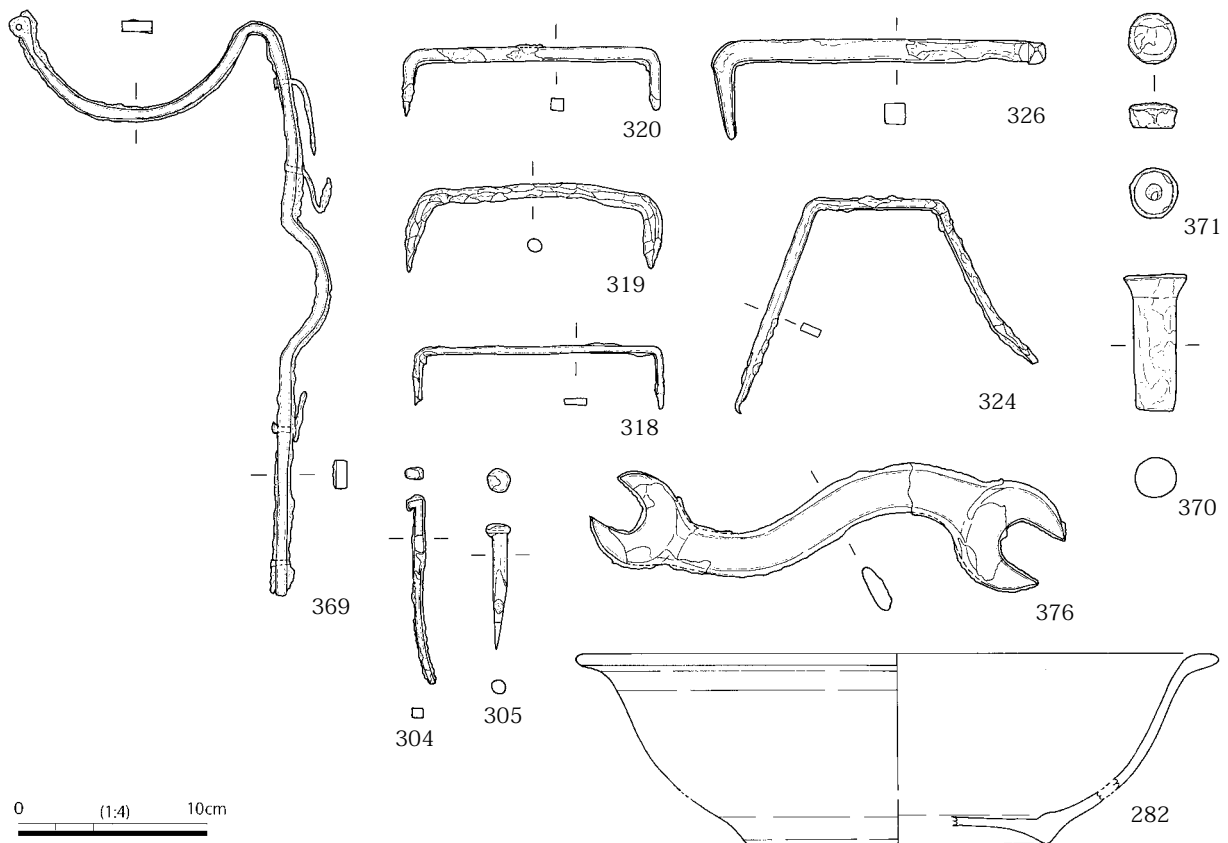


図69 金属製品・陶磁器

渡り長 17.3 cm、爪長 4.7 cm・5 cmで、渡り断面 1.3～1.4 cm四方である。

327・328 (68 石組溝直上) は六角ボルトで、**327** は、頭部幅 3.7 cm、同厚さ 1.6 cm、残存長 54.5 cmで、概ね完存する。頭部と逆のねじ部は、残存状況が悪く、4 cm程が確認できるのみだが、頭部と同形と思われるナット片が残る。軸径 1.5 cmで、軸部に一辺 6 cm程の方形座金が残る。**328** は、頭部幅 3.7 cm、同厚さ 1.7 cm、残存長 80 cmで、概ね完存する。ねじ部は、4 cm程で、頭部と同形と思われるナットが残る。軸径 1.5 cm。**329** (68 石組溝直上) のみ頭部方形で、幅 2.6 cm、厚さ 1.1 cm、長さ 56 cm。ねじ部は、2 cm程で、幅 4.2 cm、厚さ 1.2 cmの六角ナットが残る。軸部は幅 1.5 cmの方形と思われる。**330** (68 石組溝直上) は、ボルトではないかもしれない。頭部に幅 3.7 cm、長さ 16 cm、厚さ 6 mmの矢羽根状部があり、上部 2 箇所直径 1 cm程の孔がある。長さ 78.5 cmで、先端は先細り気味。軸径 1.1 cmで、軸部に一辺 5.7 cmで内側に 2.2 cmの円孔がある座金が残る。**331** (11 区画) は、長さ 84.5 cmで、頭部がないが、これが本来の形状なのかは不明。ねじ部は 3.5 cmで、幅 3 cm、厚さ 1.5 cmのナットが残る。軸径 1.7 cmで、軸部には一辺 5.7 cmで、内側に 2.2 cmの円孔がある座金が残る。

2. 鉄板 (写真図版 61) **339～346** は、33 扉付近出土で、これ以外にも多数の鉄板が出土した。長辺 19～20.7 cm (平均 19.8 cm)、短辺 9.4～10.8 cm (平均 10 cm)、厚さ 3 mm～1 cm (平均 5 mm) の鉄板① (**339～341**) が 77 枚、長辺 19.1～20.6 cm (平均 19.9 cm)、短辺 4.5～6.2 cm (平均 5 cm)、厚さ 4～9 mm (平均 6 mm) の鉄板② (**343・344**) が 34 枚で、これらを組み合わせて L 字状や T 字状、三角形にしたものが 23 点出土した。このうち、鉄板①の両面もしくは片面には、長辺方向に平行する盛り上がりがある例 (**339**)、短辺方向に平行する盛り上がりがある例 (**340**)、左回りと右回りの渦巻状の盛り上がりがある例 (**341**) があった。これは、溶接痕の盛り上がり (ビード) で、幅 5 mm～1 cmであり、アーク溶接によるものだろうか。**342** は鉄板①を 2 枚溶接したもの、**345** は鉄板② 5 枚を溶接したもの、**346** は、鉄板② 2 枚を L 字状に溶接したものである。

工業奨励館では、昭和 12～19 (1937～1944) 年に電気用品改良指導部が大阪府電気溶接工養成講習会を開催しており (大阪府立工業奨励館 1960)、稚拙な例を含むことから、これに伴うと推定できる。

これ以外の鉄板に溶接痕は見られない。**347** (41 区画) は、直径 8 cm、厚さ 1.5 mmの円形。**348** (10 区画) は、一辺 12.2 cmの方形で、各角から約 2.5 cmには穿孔が施されるようである。**349** (37 区画) は、長軸 19.3 cm、短軸 8.6 cm、厚さ 5 mmで、鉄板①と似るが、隅丸方形で溶接痕もない。表面の一部には、6 mm四方メッシュの圧痕が見られるが、二次的なものだろう。**350・351** (48 区画) は、長辺 9.7～10.5 cm、短辺 6～6.5 cm、厚さ 6 mmで、鉄板②を半裁したものかもしれないが、それよりもやや大きい。これらの用途は不明だが、工業奨励館に伴うものであろう。

3. 扉類 (写真図版 62) **352** は 33 扉で、幅 73 cm、残存高 1.18 m、扉本体の鉄板の厚さは 2 mm。縁部には、外面に幅 6 cm、厚さ 5 mmの鉄板、内面に長辺 5 cm、短辺 4.7 cmの断面鉤状で厚さ 5 mmの鉄板があり、外面から鉤留される。また、残存部中位の下端から 50 cmにも、縁部外面と同様な鉄板が鉤留されるが、これに対応する内面に鉄板はない。これより上 22 cmにも同様な単位の鉤孔が残り、鉄板は残存しないが、同様に鉄板が鉤留されたのだろう。鉤は、頭部径 1.6 cmの丸鉤で、水平方向で 14 cm間隔、垂直方向で 12 cm間隔の設置を基本とする。**353** (29 区画) は、通気口枠で上下幅約 27 cm。約半分が残存する。床下通気口かもしれない。**354** (54 区画) は長辺 37 cm、短辺 31 cmの小扉で、長辺 36 cm、短辺 29 cm、厚さ 1 mmの鉄板の周囲に、断面 L 字状の縁を鉤留する。鉤は全てが残存しないが、長辺に 6 箇所、短辺に 5 箇所ずつ打つ。また、枠の内側には、レバーハンドルの一部と思われる鉄板がボルト

で接続され、これと別にボルトが1箇所に残る。355(34区画)は、長辺26.6cm、短辺15.2cmの小扉で、表面にレバーハンドルが残るが、裏面側は残存しない。

4. 配管類(写真図版62・63) 356・357は継手か。356(37区画)は本来十字状と考えられる。厚さ4mmで、残存する2方向の突出部内面にはねじ切りが確認できる。357(68石組溝直上)はT字状で、同形品を表裏に重ねて使用したのだろうか。厚さ6mmで、3方向の突出部内面にねじ切りは確認できない。358(47区画)は、全長約52cm。長さ48cmの直管に、L字状配管継手が接続したものだろう。端部に3cm程のねじ部があり、その内径は2.4cm。直管部外径3.2cm、継手部外径3.8cm、同内径3.2cm。359(2・13区画間間仕切り壁付近)は、残存長96cmで、358同様、直管にL字状配管継手が接続したものだろう。直管部外径7.6cm、同内径7cm程。継手部は、直管との接続部外面の幅1.2cmが分厚く、外径9cm、内径7.6cm。間仕切り壁部の機械掘削中に出土しており、庁舎時の配管の可能性はある。ただし、施工が大正増築時か、それ以後かは不明である。360(11区画)は、残存長102cm、外径1.9cm。358・360は、接合痕から板状素材の曲げ加工後接合したと推定できる。361(31通路東側溝)は、内径約2cmだが、分厚く錆に覆われ外径約5cmで、これに銅線や炭化物が付着する。なお、銅線は直径2mm程で、現状の外面で右撚りと確認でき、後述377同様、内側7本、外側12本の銅線と思われる。写真右上に弧状を呈する部分があり、当該部分は管に付着していたのだろう。362(28区画)は、外径4.2cm、内径3.5cmの鉄管。上端が広がり、推定接続部は長軸10.5cm、短軸8cmで、長軸端部には、長さ10cmのボルトが残る。また、管にはU字状のボルトが残り、これを頭部径1.4cmのナット2箇所てL字状の金具に繋ぐ。L字状金具は、管部でその外形に沿い弱く屈曲する。また、L字状金具の短辺部分には、別の材に接続するためのボルトが残る。

5. その他(写真図版61・63・64) 332～338(写真図版61)は、補助金具類か。332(37区画)は、残存長26.2cm、幅2.5cm、厚さ2mmで、両端がそれぞれ逆方向に鈍く屈曲し、全体で中央が直線のS字状を呈する。写真上の屈曲は、90°の鈍いL字状だが、下はU字状で、先端が欠損する。333(48区画)は、残存長30.6cm、幅3cm、厚さ2mmで、先端が二股に裁断され、それぞれ90°に折り曲げられる。逆の先端は欠損する。334(35区画)は、長さ16.2cm、幅4.4cm、厚さ6mmで、鈍くL字状に屈曲する。L字状の短辺部、端部から1.7cmには、長さ3cm、頭部径8.5mmの皿ねじが残る。L字状の長辺端部から1.2cmに直径6mm、そこから7mmの間隔をおき直径8mm、さらに1.5cmの間隔をおき直径7mmの孔が、それぞれ残る。孔の中心は、一直線上になく、ねじ切りは確認できない。ねじの残存状況からは、L字状の内側にねじ込む対象があったと推定できる。335(77柵)は、長さ22.7cm、幅3.8cm、厚さ2mmで、両端付近(端部から孔の端まで1.6cm)にそれぞれ直径1.7cmの孔が見られる。336(54区画)は、長さ25.6cm、幅4.3cm、厚さ5mmで、両端から5.4cmと3cmに直径8mmの孔がそれぞれ見られる。337(1区画)は、長さ34.5cm、幅3.1cm、厚さ3mmで、約30cm部より先が二股に裁断され、約1.5cmずつが逆方向に折り返される。本来は333のように折り曲げられたものであったのだろう。これと逆の端部付近には、1.7cm四方の孔が見られる。338(38区画)は、長さ39.4cm、幅4.3cm、厚さ6mm。端部から2.8cmに直径8mm、逆の端部から2.5cmに直径9mm、ほぼ中心の両端からそれぞれ19.2cmが孔の端となる箇所に直径8mmの孔が見られる。

363(26区画、写真図版63)は長さ66cm、幅28cmの複合材。長さ1.39m、幅6cm、厚さ8mmの鉄板(体部が平坦なボルトか)をU字状に加工し、その両先端の長さ6cmボルト部に、長辺25cm、短辺7.5cm、厚さ1cmの隅を切った方形鉄板をはめ込み、幅4.5cm、厚さ2cmの六角ナットで締結する。364(54区画、

写真図版 63) は口径 8.5 cm、高さ 15.5 cm。頭部に幅 3 cm の六角ボルトがあり、口縁内面にはねじ切りが見られる。ポンベ用帽蓋か。365 (37 区画、写真図版 63) は自転車のベルか。径は 5.5 ~ 6.2 cm で変形している。高さ 2 cm。中心に径 4 mm のねじ穴が見られる。366 (10 区画、写真図版 63) は鉄製鏡。高さ 2.5 cm、口径 17 cm 程だが、変形のため不正確である。口縁端部が青く塗られる。367 (26 区画、写真図版 63) は、出土時に煉瓦に挟まっていたもので、帯鉄か(横浜市都市発展記念館ほか 2005、11 頁)。屈曲部間の長さは 6.1 cm で、幅 2.5 cm。写真図版 61 に掲載した帯状の材(336 等)も煉瓦壁中に埋め込まれていたものかもしれない。368 (24 区画、写真図版 63) は、鉄滓か。長軸 16 cm、短軸 13 cm、厚さ 10 cm で、下部が弱く椀状を呈する。重さ 1681 g。

369(33 扉付近、図 69・写真図版 64)は樋受け金物。横打ではなく面打タイプであろう。370(41 区画、図 69・写真図版 64)は皿鉾か。頭部径 3.2 ~ 3.5 cm と鈍く楕円形を呈し、その高さは約 1 cm。長さ 7 cm、径 2.1 cm。J E S に類似する。371 ~ 374 (41 区画、写真図版 64) は栓か。ほぼ円形で、下端面の中央が弱く凹む。371 (図 69) は、上端径 2.5 cm、下端径 2.2 cm、厚さ 1.2 cm。372 は、上端径 2.4 cm、下端径 2.3 cm、厚さ 9 mm。373 は、上端径 2.1 cm、下端径 1.9 cm、厚さ 1.4 cm で、9 mm にねじ切りが見られる。374 は、上端径 2.1 cm、下端径 2 cm、厚さ 9 mm。側面はねじ切りのようにも見えるが不明確である。375 (26 区画、写真図版 64) は楔か。長辺 2 ~ 5 cm、短辺 2 cm 程の断面長方形で、頂部に長辺 6 cm、短辺 4 cm 程の平坦面がある。同様な形状 2 点が錆により付着したと考えられる。376 (37 区画、図 69) は、両口スパナと思われるが、握り部が屈曲しており補助金具かもしれない。長さ 25.1 cm で、口の幅は 2.5 cm だが、片方がやや小さい。

第 11 項 銅製品

1. 銅線・銅板 (写真図版 64・65) 銅線は、4 点を掲載した(377 ~ 380、写真図版 64)。377 (54 区画) は、直径約 2 mm の銅線 7 本に弱く左撚りをかけたもので、全体で径 8 mm ~ 1.2 cm 程である。部分的に銅線の突起が見られるが、大部分が緑青で覆われ、良好に観察できない。残存長 33 cm。378 (31 通路東側溝) は、直径約 1.5 mm の銅線 7 本に弱く左撚りをかけた外側を、弱く右撚りをかけた 12 本の銅線で覆う。全体で 1 ~ 1.1 cm 程だが、その表面が緑青で覆われ、一部に炭化物の付着も見られる。残存長 33.5 cm。379 (31 通路西側溝) は、直径約 1.5 mm の銅線 6 本に弱く左撚りをかけたもので、全体で径 5 mm 程だが、これより外側に現状で緑青が付着し、その表面に布の様なものが観察できる。この径は 8 mm 程である。残存長 35.5 cm。380 (55 区画) は、直径約 2 mm の銅線 7 本に弱く左撚りをかけたもので、全体で径 8 mm 程である。ただし、幅 4.7 cm にわたり約 1 mm の銅線を 40 数回巻きつける。残存長 35.5 cm。これらは、庁舎内の電気設備に係わるものを含む可能性がある。特に 31 通路東・南側溝は、罫子類の出土もあり、遺構の状況からは大正時代と推定したが、出土品が大正時代初期としてよいものなのかは、十分に調査できていない。

銅板は 4 点を掲載した(381 ~ 384、写真図版 64・65)。以下では、掲載写真を正位置と仮定し記述する。381 (35 区画) は、下辺が弱く弧状をなす扇形状である。上下幅約 33 cm、最大幅約 34 cm、厚さ 1 mm 程。下辺端部に幅約 4 mm の折り返しが見られ、左右両端には、左右約 7 mm、上下約 5 mm の切り欠きが施される。左右両端には、下端から約 3.5 cm、上端から 3.5 cm、上・下端から 17 cm 前後の、計 3 箇所ずつの孔がある。ただし、左辺中央の孔は、付着物のため確認できなかった。上辺は、本来三角形であった先端が破損したものではない。写真掲載面には、炭化物等の付着が見られる。この裏面には

砂粒の付着があり、端部から幅9mm前後部分が弱く変色しており、この部分が同様な材料の重複部と推定できる。**382** (31 通路東側溝) は、残存幅約 10.5 cm、厚さ約 1 mm で、全面が緑青で覆われる。下辺には、幅約 1.2 cm の折り返しが見られる。**383** (77 柵) は、台形状で、上辺約 23 cm、下辺約 51 cm、上下幅約 18.5 cm、厚さ約 1 mm。下辺は幅約 4 mm 外側に折り込まれ、左右両端付近には、長さ約 2.6 cm、胴部径約 2.5 mm、頭部径約 5 mm の釘が残存する。一方、上辺は幅 1 cm 前後内側に折り込まれる。左右両辺も折り込まれるのだが、左側は幅 6 mm 前後で外側、右側は幅 1 cm 前後で内側で、上下の折り込みの後に行われる。表面には、複数の孔が見られるが、破損もあり、意図的なものか否かの判断が難しい。**384** (33 扉付近) は、長方形形状と推定できる製品だが上端が破損のため残存しない。残存上下幅約 40 cm、左右幅約 53 cm、厚さ約 0.5 mm。左右両端は、幅約 8 mm の折り返しが見られ、左側が内側、右側が外側へ折り返される。下辺付近には、穴が一部で見られ、釘孔と考えられるが、残存状況が悪く分布は明らかではない。

2. ドアノブ・蝶番・ねじ・バックル (写真図版 66～68) **386** (28 区画) はドアノブ。外径 5.7 cm、幅 2.9 cm で、裏側には直径 1.9 cm の穴があり、この周囲で鉄が確認でき、ねじ切りが見られる。内側にも錆が確認できることから、鉄周囲の銅貼りか、メッキ加工と考えられる。銅の抗菌性という性質から採用されたのだろうか。明治時代以来の府庁舎に使用されたものかもしれないが、**529** (写真図版 86) のような陶器製の例もある。ただし、**529** は廃土中出土なので、本例の方が庁舎使用の蓋然性が高い。

387 (26 区画) は、軍装のバックル。円形部の外径 4.4 cm、内径 2.8 cm で、幅 8 mm の縁部には唐草状文様が残る。内側は「+」状で、ここに対となるバックルをはめ込む。方形部の外側長辺 4.1 cm、短辺 1.6 cm、内側長辺 3.4 cm、短辺 8 mm で、ここにベルト本体が巻かれる。工業奨励館時のものだろう。

392 (26 区画) は、皿ねじ。頭部径 1.2 cm で、残存長 2.7 cm。頭部からねじ切り部分までの長さが 1.8 cm で、標準的なねじの場合、その長さは全体の 3 分の 1 程とされることから、全長 6 cm 程の可能性はある。**389・393** (26 区画) は、平型蝶番片。**389** は、片方の蝶番片の長さ 16.5 cm、幅 5.9 cm、厚さ 7 mm。軸径 (軸本体の径) は 8 mm、巻上り外径 (軸部の外径) 1.4 cm、管の長さは 3.3 cm で、管数は 5 個。片には千鳥状に 7 箇所皿孔があり、ねじの残存も確認できるが、いずれも完存しない。皿孔は、上底 1.2 cm、下底 6 mm の断面逆台形で、皿ねじ頭部径等もこれと一致する。ねじは、最も残存状況が良いもので長さ 3 cm 程、頭部からねじ切り部までの長さは 2 cm 程度であり、本来 6 cm 程の可能性はある。**393** は、残存長 4.3 cm、幅 5.3 cm、厚さ 7 mm で、片方の片が弧状に加工され、この部分が軸に当たる部分である。2 箇所に皿孔があり、断面形は上底 1.2 cm、下底 7 mm の逆台形状であり皿ねじ用と推定できる。**389・392・393** は、26 区画出土で、**389・392** に残るねじが同型であることから、**392** は **389** かこれと同型の蝶番に使用されたと推定できる。なお、**389・393** は別サイズであり、異なる大きさの扉があったのだろう。なお、**400** (33 扉付近) は、溶けた銅 (合金) などが付着するが、蝶番の可能性はある。残存長辺 16.5 cm、同短辺 9.8 cm、厚さ 7 mm で、千鳥状に 7 箇所皿ねじが確認できる。皿孔や皿ねじの大きさは **389** 同様である。33 扉付近出土だが、33 扉に伴うかは不明確である。33 扉は、背面の煉瓦に埋め込まれた石材から張り出す鉄製の蝶番と接合していたと考えられ、蝶番の形態が異なると思われるため、本例の使用は推定しにくい。

3. 不明品類 (写真図版 66～68) **385** (68 石組溝直上) は、溶けた銅製品か。695.5 g と重みがあることから、鉛との合金と思われる。写真の左右約 16 cm、上下約 11 cm。一部に直径 1.3 cm 程の孔が見られる。府庁舎時の装飾品の一部の可能性もあるが、工業奨励館時に使用されたものとも考えられる。**388** (26 区画) は、瓢箪形の製品。残存長 15 cm で上端は欠損し、中央部の最大径は 6.8 cm。内面には

直径6mmの棒状のものが観察でき、これは固定されていない。重さが632.9gと重みがあり、内側の様相が窺えないものの、鉛との合金の可能性もある。

390 (26区画) は、残存長55cm、幅3.8cm、厚さ3～5mmで、左端は、斜め方向に加工され、これが製造時の形状と推定できる。右端は破断面である。写真上側から下側にかけて下膨れ状に2cm程手前に張り出す。この腹部上端には、奥行き・高さとも2mmの3段の段差がある。上端から下8mm程の腹部には残存範囲内で、穴が1箇所、鉾と思われる部品が1箇所に見られる。この鉾と思われる部品は、外側の頭部径が5mmで、内側がリング状になり、銅線が巻かれる。上端面は、腹部から鋭く屈曲する幅1.5cmの平坦部で、4箇所に鉾が確認できる。それぞれの間隔は、18cm・16cm・11.5cmで、外側の頭部が皿状で径5mm、内側が丸状で径7mmである。下端面は、幅1.7cmで、端部から1cmに弱く段差がある。腹部から下端面への屈曲は鈍い。鉾留は見られない。左端内側には、別の材が鉾留される。**391** (26区画) は、残存長45cm、幅5.1cm、厚さ5mmで、中央の幅1.5cmがU字状に1.5cm突起する。この突起部両側は平坦で、残存部の中ほどで2箇所、残存端部で2箇所、それぞれ突起部を挟んで対称の位置に孔がある。この孔は、上底1cm、下底6mmの逆断面台形状であることから、皿ねじ用と考えられ、突起面側が、使用時の表面であったと推定できる。

394 (54区画) は、断面円形だが、弱く多角形状にも見える。内径は写真下端で1.2cm、上端で1.4cm、残存長4.5cm。下端には、ねじ切りが施される。配管部品の類だろうか。**395** (35区画) は、内径2.5cmで、外径が写真の上部で4.5cm、下端で3.3cm、中位のくびれ部で2.9cmである。上端面は平坦で、下端は丸みを帯びる。内面にねじ切りは見られない。**396** (50区画) は、長さ7.7cm、最大幅2.8cmで、完存品だろう。上端は鈍く40°程、下端は鋭く90°屈曲し、下端の屈曲した先の中央に径7mmの孔がある。内面は、上端の先端も含め、弧状を呈する。その復原径は、下端部で直径3cm、上端先端部で1.9cmである。**397** (35区画) は、残存長15.8cm、最大幅2.6cm、厚さ6mmで、下端から3.5cm部分がクランク状に屈曲し、この逆L字状部分は厚さ7mmとやや厚手である。上端は残存しないが、径6mm程の孔の半分弱が残る。この孔は、中心からやや左にずれる。屈曲部以下は、やや幅が狭くなり、下端は幅1.5cm程である。内面も下端から1cmに稜があり、以下が細くなり、下端で厚さ3mmである。下端から2cm程上には、1cmの間隔をあけて左右にねじが残る。ねじは、頭部径6mm、長さ1.2cmで、3mm程ねじ先が飛び出る。頭の形状は、やや皿気味の丸で、ねじ先は「あら先」(面をとっていないもの)か「面取り先」と思われる。**398** (36区画) は帯状を呈する。残存長13.5cm、幅3.3cm、厚さ5mmで下端は残存する。この下端から1.3cm上に、直径7mmの孔がある。上端面にも直径5mmの孔の一部が残存する。補助金具の類か。**399** (36区画) は管。残存長19.8cm、厚さ1mmで、外径は2.5cm程と思われるが変形のため不確定である。下端は、残存すると思われるが、上端は破断面である。

401 (8区画) は、ハート形の半分程の製品。残存長辺11.4cm、同短辺6.2cm。下部の断面は径9mmの円形で、それ以外は厚さ4～7mm。**402** (10区画) は、蓋状で幅13cm、高さ4.5cm。縁部は波打ち気味で十弁を意図したものだろう。頭部にはナットが見られる。**403** (10区画) は、口縁外径9cm、内径6.8cm、高さ13.5cm。これらは装飾品の可能性もある。

4. 銅銭 (写真図版 68) 7点が出土し、多くが銭種判読不可能だったが、このうち3点を掲載した。**404** (24区画) は、大正9 (1920) 年の十銭硬貨。直径2.2cm、孔径4mm。正式には銅75%、ニッケル25%の白銅とされる。表面は上に菊、下に桐の紋章で、十銭の文字がその間やや上に右横書きされる。裏面は上に右横書きの「大日本」、下に右横書きの「大正九年」が記され、その下地に青海波文と中心の

孔を囲む八稜形が描かれる。大正9年～昭和7（1932）年に製造されたので、本例はその最初期のものである。なお、通用禁止は昭和28（1953）年なので、本資料が落とされたのは、工業奨励館時だろう。

これ以外は、江戸時代の銭と考えられるもので、判読できたものはいずれも寛永通宝である。405・406は31通路下部砂層中出土で、同層の時期は江戸時代と考えられる。405は、直径2.4 cm。406は、直径2.45 cmで、古寛永（永井1996）と思われる。

第12項 金属製品（写真図版69・70）

上記の鉄・銅製品以外の金属製品や複合製品を本項で一括した。407（57遺構西側枘部分）は、蛇口で、台付けの単水栓。ハンドルは残存しない。頂部に残るのは三角パッキンか。この直径は2.1 cm。408（48区画）は、コルクポーラー。ゴム栓などに孔を開ける道具で、今日のそれもほぼ同じ形態である。工業奨励館に伴うものだろう。409（34区画）は配管か。管部残存長18.5 cm、外径3.2 cmで、管が二重構造となっており、内側管の内径は1.5 cm。この管に複数の部材が組み合わさる。410（6区画）は鉛滓か。171 g。411（41区画）は、直径5.5 cm、高さ1.5 cmの円形で、内面縁部には組合せと思われる針金加工品が残る。412（41区画）は、変形しているが直径9.5 cm程、高さ1.5 cm程か。上端に取っ手があり、蓋だろう。413（55区画）は、雨樋受け金物か、配管支持金物だろう。U字型に屈曲する間の幅は8 cm。材の幅は2.1 cmで、中央が弱く突出する。414（廃土中）は、径2.4 cmの円形で、片面の外縁部に右横書きで「…正堂・大阪東海、…」の文字の陽刻がある。軟質な金属。415（27区画）は、上端径5 cm、高さ1.8 cm。下部外面にねじ切りが施され、上端最大径部の外面には縦方向の刻みがある。416（27区画）は上端径3.6 cm、下端径2.5 cm、高さ3 cm。いずれも軽量で、銅製品だろうか。417（9区画）は、長辺7 cm、幅1.3～2.1 cm、厚さ1 mmで、中央には「SS」の文字とその間の逆T字状模様が浮き彫りされる。逆T字状模様は、天秤を表現している可能性がある。現在でも、大和製衡の機械式上皿自動はかりの小型上皿はかりに、「SSシリーズ」があり、秤と関連がある略号なのかもしれない。

418・419（34区画）は黒鉛坩堝か。418が口縁5.5 cm（内径4.3 cm）、高さ6 cm。419が口径4.7 cm（内径3.8 cm）、高さ5.3 cm。420（34区画）は電気関連部品だろう。U字状の厚さ1.2 cmの鉄材の、片面に別の鉄材を組み合わせそこにボルト類を埋め込み、もう一方の面には金属をねじ付け等する。銅線の一部が残る。工業奨励館時の機械に伴うものであろう。

第13項 石製品（巻頭図版12～14、写真図版70・71）

暖炉に伴う可能性がある石材（421～435）、幅木に使用されていた石材（436・437）等である。暖炉に伴う可能性がある石材は、石灰岩（いわゆる大理石）だが、421の板石のような、白い方解石が比較的明瞭なものや、421の側面石材のような結晶質石灰岩、425のような礫質石灰岩がある。ただし、いずれも産地は不明である。幅木に使用された石材は、黒雲母花崗岩だが、特徴は均一ではなく、複数の産地から搬入されたものだろう。詳細な産地は不明である。なお、一部非石製品の誤認を含む（434・439）が、これらは石製品に類似するため、ここに掲載した。

1. 石灰岩・結晶質石灰岩製品（巻頭図版12） 421は南翼56暖炉前面使用材で、4パーツで構成される。中央板石（421-①）は、長辺79.5 cm、短辺41.5 cm、厚さ2 cmの隅丸方形状で、表面のみならず裏面も平滑である。最前面U字形材（421-②）は、長さ99 cm、幅10 cm、高さ11 cmで、上面・側面は平滑で、上側端部は斜めに加工するが、下面は粗い加工に留まる。側面に残る痕跡から、高さ

11 cmの板石側で上部4 cm、逆側で6 cmが露出し、以下5 cmにモルタルが残り床下に埋もれていたことがわかる。これに接する左右の石材(421-③・④)は、長さ27~27.5 cm、幅9.7 cm、高さ11~12 cm。一隅に、長辺9 cm、短辺4 cmの鉤状切り欠きがあり、向って左側の石材(421-③)には、ここに444(写真図版72)の木材があった。加工状況は421-②と同様で、421-③・④は細かい違いはあるが、同形を志向したものだだろう。なお、これらのモルタルは、茶色味を帯びるもので、漆喰に近いように思える。

422~424は、10区画出土。422は、残存長17.5 cm、同幅6 cm、厚さ3 cmで、残存面はいずれも平滑である。写真の上面側に弱い段差と、端部の斜め加工が施される。この斜め加工の先端が残存しないため、先が尖っていたのか、別に面を持っていたのかは不明である。なお、この裏面は、平滑だが弱くざらつき、同面が壁等に張り付いていたのだらう。423は、残存長17 cm、同幅4.5 cm、厚さ5 cmで、残存面はいずれも平滑である。幅木同様、端部の斜め加工が施される。下端面が弱くざらつき、同面が壁等に張り付いていたと考えられる。424は、残存長17 cm、同幅10 cm、同厚さ7 cmで、側面の片面のみ残存する。これらは、10区画の17暖炉に伴う石材と推定する。

2. 礫質石灰岩製品(巻頭図版13・14、写真図版70・71) 425・426は、11区画出土。425は、残存長28 cm、幅12 cm、厚さ4.7 cm。426は、残存長23 cm、同幅8.5 cm、厚さ2.3 cm。残存面はいずれも平滑だが、裏面がややざらつく。427(34区画)は、残存長41.5 cm、同幅20 cm、厚さ4.5 cm。側面中央に幅1.5 cmの断面方形の溝が彫られ、同面が機能時の正面だらう。この石材のみ、他より茶色味を帯びる。

428(53区画)は、残存長47 cm、幅6 cm、厚さ5.5 cm。長辺2.7 cm、短辺9 mm、深さ2 mmの方形凹みが1.8 cmの間隔を開け、連続し施される面が露出面と考えられる。同様の方形凹みは、側面にも見られる。上記推定露出面の横面(写真下側)中央には、柄状の弱い突起があり、同面が壁等に張り付いていたのだらう。写真上側は、被熱のためか、弱く茶色味を帯びる。この面以外の角は、いずれも弱く丸みを帯びる。432(22玄関周辺)も同様な形態で、残存長35 cm、幅6.2 cm、厚さ5.7 cmで、方形凹みやその間隔も同様である。434(26区画)も同様だが、方形凹みの長辺が2 cmと小さく、深さが4 mmとやや深い。また、当初非常に摩滅した石材の可能性を考えたが、再検討の結果モルタル製と判断した。石製品を模したと考えられ、破損箇所を補った可能性もあるが、その場合調和が取れたのか疑問である。

429(53区画)は、長さ21 cm、残存幅6.5 cm、厚さ3.3 cmで、端部に上辺9 mm、深さ1.3 cmの孔が残り、430と同様なものかもしれないが、単なる欠損かもしれない。430(26区画)は、残存長24 cm、幅17 cm、厚さ6.8 cmで、丸く加工された側が正面だらう。被熱のためか、弱く茶色味を帯びる。この推定正面と逆側端部には、2箇所の穿孔があり、銅線が通される。

431(26区画)は、残存長35 cm、幅14 cm、残存厚さ5 cm。被熱のためか茶色味を帯びる面には、細かい段差があり、残存端部には、428の方形凹みに類似する、短辺8 mm、深さ5 mmの凹みが3.3 cmの間隔をあけて施される。433(26区画)は、残存長37.5 cm、残存幅14 cm、残存厚さ9.5 cmで、端部や方形凹みは431と同様である。435(26区画)は、残存長辺77.5 cm、同短辺25.5 cm、厚さ5~7 cm。長・短辺とも片方の一部に、平滑な面が残存する。表面も平滑だが、裏面は粗い加工に留まる。

以上、比較的白みを帯びる結晶質石灰岩は、南翼56暖炉前面(421)や北翼10区画(422~424)で出土があり、茶や黒、白が斑状に見える礫質石灰岩は、北翼11区画(425・426)、中央棟22玄関周辺(432)・26区画(430・431・433・435)、南翼34区画(427)・53区画(428・429)で出土がある。北翼10区画、南翼34区画には暖炉があり、後者の区画の暖炉は56暖炉である。このこ

とから、同一暖炉に複数の石材が使用されていた可能性もある。また、26区画には暖炉の存在が推定でき、430・431・433・435は、当該暖炉に伴うものかもしれない。北翼11区画や南翼53区画出土品は、暖炉がある区画に近接するため、それらからの混入の可能性もあるが、暖炉以外にも、出入口付近で同石材が使用されたことを示すものとも推測できる。

3. 黒雲母花崗岩製品(写真図版71) 436(22玄関周辺)・437(26区画)は幅木。436は、高さ26.5cm、残存幅28cm、上端厚さ11cm、下端厚さ16cm。正面上端は斜めに加工する。上端面は、端部から1.5cmが平滑に仕上げられるが、それ以外は粗い加工に留まる。境界部にはモルタルが僅かに残る。下端面は、粗い加工に留まる。出土位置は中央棟だが、22玄関のやや北側で出土したものであり、本来北翼に伴う可能性がある。437(26区画)は残存幅18cm。上端面は11cm残存し概ね平坦だが、端部から2～11cmにはモルタルが残る。

438(46区画)は、柱材か。残存幅11cmで、先端が丸みを帯びる。この形態から、丸味を帯びる部分が垂直方向と推定した。この面と直交する面の端部から5cmから残存端部には、モルタルが残る。このことから、当該面が幅木側面と接し、5cm程幅木から張り出していたと推定できる。また、丸味を帯びる形態からは、壁のコーナー部に使用された可能性が考えられる。なお、本例は、表面が他の幅木程平滑ではない。

4. その他(写真図版71) 439(54区画)は、残存長辺19cm、短辺14.5cm、厚さ8mmで、残存する一隅に穿孔が施される。残存しない側にも穿孔があり、吊り下げられたものと考えられ、「〇〇室」などと書かれたものかもしれない。ただし、文字の痕跡はない。石板と考え写真図版71に掲載したが、再検討の結果、焼き物と判断したものである。

第14項 木製品(写真図版72)

34区画の壁際で確認できた板材、同区画壁中に煉瓦の代わりに埋め込まれた木材等である。440～443は、34区画壁際に見られた板材で、いずれも両端は残存しないが、残存側端部には、板材同士をはめ込むための幅1.5～2cmの溝が彫られる。残存長と同幅、厚さは、440が127cm・11cm・1.8cm、441が178cm・19cm・1.8cm、442が202cm・15cm・1.5cm、443が220cm・10cm・1.7cmである。444は、56暖炉前面の石材(421)と暖炉本体の間の木材。一辺15cm前後で、一角のみ一辺2.5cmの鉤状の切り欠きがある。残存高12cmで上端が焦げる。下面には長辺7.5cm、短辺2.3cm、高さ1.4cmの柄がある。445～447(34区画北壁)・448(43区画壁)・449(南翼解体中)は、木煉瓦。本例は小口形状を満たすが、長辺は短く、普通煉瓦形ではない。弱く楔形を呈し、写真の前面が黒く焦げるが、449は当該部が剥離する。445は、長辺10.5～12.5cm、短辺8.3cm、厚さ5.8cm。446は、長辺10.6～12.2cm、短辺7.5～8.2cm、厚さ5.5cm。447は、長辺10.6～12.1cm、短辺8～8.5cm、厚さ5.4cm。448は、長辺11～12.2cm、短辺7.2～7.5cm、厚さ5.5cm。449は、長辺10～12.5cm、短辺10cm、厚さ5.5cm。

第15項 ガラス製品

1. ガラス瓶(巻頭図版15、写真図版73) 450(37区画)は、口径2.5cm、残存高6cmで被熱による変形を受ける。青色で、細口で頸部が短く、肩はあまり張らない。薬品瓶か。451(45区画)は、底径25cm、残存高4cm。大型品で緑色を呈し、ガラス中に気泡が見られる。底部中央はやや凹む。工業奨励館に伴う実験用瓶だろう。452(北翼周辺砂層中)は、底径6cm、残存高3.8cmで黒味を帯びる。

底部は2 cm凹み、「S & C o」の文字が陽刻される。明治初期のビール瓶か。類似例に、横浜市キリンビール工場跡出土の「C. W. & C o」銘の同様に底部が凹む例がある（坂上ほか 2007）。453（北翼周辺砂層中）は、底径5 cm、残存高3 cm。透明瓶で、底部には「SIMCO」の陽刻が見られる。類例に、東京都江古田遺跡（桜井 2006）、大橋遺跡（小林・渡辺 2002）、郵政省飯倉分館構内遺跡（天内・五十嵐 1986）例がある。インク瓶。454（26 区画）は、口縁外径2.3 cm、内径1.7 cm、底径3 cm、高さ7 cm。茶色で、細口で頸部が短く、肩がやや張る。底部中央に「30」、下部にこれよりも小さいサイズで「10」が陽刻される。また、胴部下端には山型にトの記号もあり、徳永硝子製瓶の可能性もある。薬瓶か。455（22 玄関周辺）は、底径6.8 cm、残存高2.5 cm。茶色で、底部外面の円形凹みがずれるが、ガラス中の気泡は目立たない。底部には、中央に菱形にNで、上部に「4」、下部に「S」が、それぞれ陽刻される。菱形にNは、日本硝子製瓶を示し（桜井 2006）、昭和10年代だろうか。底部の厚みにばらつきがある底偏肉である。ビール瓶だろう。456（48 区画）は、被熱による変形を受けたビール瓶の底部。茶色だが、表面は白い。外面下部には、「ビール 登録 マーク（KとBが組み合わさったもの）」が右横書きされる。本来は、「ビール」の前に「キリン」、マークの後に「商標」の文字があり、同様な文字列が肩部にもあったと推測できる。大正～戦中期資料に類例がある（桜井 2006）。457（60 土管内）は、口縁外径2 cm、内径1.4 cm、高さ7.2 cmで、底部は長辺3.5 cm、短辺2.2 cm。茶色で、細口で頸部が短く、肩が張り、体部は隅丸長方形である。胴部片面に「三起」の縦書き文字が陽刻される。薬瓶か。土管内出土だが、機械掘削時混入の可能性はある。

458～461（写真図版73）は、透明瓶。458（26 区画）は、口径2.5 cm、底径3.1 cm、器高4.7 cm。推定コルク栓の、透明瓶だが、被熱による変形を受ける。底部に「□（N_ナ）S」と思われる陽刻があり、妥当であれば新日本硝子製の瓶を示すものかもしれないが、同社は戦後設立のようなので、誤読だろう。染料瓶の類だろうか。459（廃土中）・460（42 区画）は、インク瓶で底偏肉である。459は、口縁外径2.4 cm、内径1.3 cm、底辺4.5 cm、残存高5.2 cmで、体部は方形。460は、残存高4 cmで、被熱による変形を受ける。461（26 区画）は、底部のみの破片で、復原底径3 cmだが、やはり底偏肉である。

480～482（写真図版73）は試薬瓶か。480（廃土中）は、上端径2.5 cm、高さ3.6 cmで、全面がややざらつき、色調は淡緑色。481（34 区画）は、最大径4 cm、高さ4.3 cmで、側面はすりガラス。試薬瓶か細口共^{きょうせん}栓瓶用の、すりガラス共栓だろう。482（27 区画）は、口縁外径3.7 cm、内径2 cm、残存高3.8 cmで、大きく拉げる。口縁端部上面すりガラス。

2. 板ガラス（巻頭図版16、写真図版73） 462（54 区画）・463（31 通路東側溝）は、型板ガラス（片方の表面に凹凸があるガラス）の梨地^{なしじ}（型模様の細かいもの）で厚さ3 mm。472（31 通路東側溝）・473（31 通路東側溝）は、片面に線状凹凸がある型板ガラス。473は青みを帯びる。厚さは472が5 mm、473が5.5 mm。現在の型板ガラスの厚さは、2・4・6 mmなので不一致だが、被熱による変形で不正確な計測値のためかもしれない。464（39・42 区画）・465（31 通路東側溝）は、被熱による変質かもしれないが、すり板ガラスか。厚さは、3 mmと2 mm。466（31 通路東側溝）・470（33 扉付近）は、フロート板ガラス。466が厚さ1 mm、470が厚さ3 mmで被熱による発泡が見られる。467・468・469（31 通路東側溝）は被熱のため変形する。いずれも青色で、厚さは467が5.5 mm、それ以外が5 mm。467は、472同様の型板ガラス。471（35 区画）は、片面に線状凹凸がある亀甲網入りガラス。厚さ6.5 mm。亀甲は、長軸2.5 cm前後、短軸1.9 cm前後。なお、現在の網入りガラスは、菱形か方形である。

474（29 区画）の板ガラスは、濃い赤味を帯び、厚さ3 mmで、コーティングは片面のみ。暗室用か

溶接時の保護用に使用されたものか。工業奨励館に伴うと考えられる。

475 (30 区画) は、8 枚の板ガラスが溶着したもので、表面は発泡する。1 枚の厚さは、3 mm で、ガラス間に紙状のものが一部残る。保管品だったのだろうか。

3. その他 (巻頭図版 16・写真図版 73) 483 (45 区画) は球形で、底が平坦。底径 4.6 cm。上端は破損し、残存高 6.7 cm。用途不明。484 (37 区画) は、ホールピペットの中央膨らみ部が極大化したようなものだが、名称不明。中央径は 9.5 cm 前後だが、部分的に凹みがあり、やや粗雑で、非既製品だろう。485 (31 通路東側溝) は、白熱電球。口金や中心部の導入線の一部等が残存するが、フィラメントやガラス球の大部分は残存しない。残存部のガラスは透明である。口金径は 2.5 cm。476～479 (28 区画) は攪拌棒で、いずれも縦溝があり、変形している。476 は残存長 8.5 cm、直径 7 mm、477 は残存長 11 cm、直径 6 mm、478 は長さ 16 cm、直径 6 mm、479 は長さ 16 cm、直径 7 mm。

第 16 項 コンクリート・モルタル製品

1. 柱頭飾り (図 70、写真図版 75～80) 7 点出土した (494～500)。494 (図 70) が 54 区画、495 (図 70)・496～499 が 34 区画、500 が 46 区画出土で、いずれも南翼である。

柱の頭部に用いられた柱頭飾りの一部で、アカンサス (ハアザミ) の葉をモチーフにしたコリント式と呼ばれる柱頭と考えられる。詳細不明ではあるが、明治当初の正面玄関列柱にも、同様の柱頭飾りが施されていたことが、古写真等から窺える。大正の増築に際し、それに倣い製作された柱頭飾りがこれらだろう。出土地点から推測すれば、494～499 は、南翼の西側正面玄関、500 は、南翼南辺にあった 6 本の柱部に使用されたものと考えられることも可能である。

494～496 は、形状が概ね把握でき、残存幅は 40 cm 前後。497・499・500 は先端の渦巻状部分のみの破片で、残存幅は、497 が 30 cm、499 が 18 cm、500 が 16 cm。また、498 は、これらと位置を異にする箇所資料だろう。最大幅は 30 cm。大阪府立中之島図書館 [明治 37 (1904) 年] の柱頭飾りを参考にすれば、494～496 が柱頭の隅を飾るもので、498 はその間の飾りと考えられる。なお、510 (写真図版 83) (31 通路) も、柱頭飾りの渦巻き部のようにも見えるが、異なるものだろう。幅 14 cm である。

494～496 の上辺には、幅 2 cm 程の板状の木材やその破片が確認でき、この木材と柱頭飾り本体の

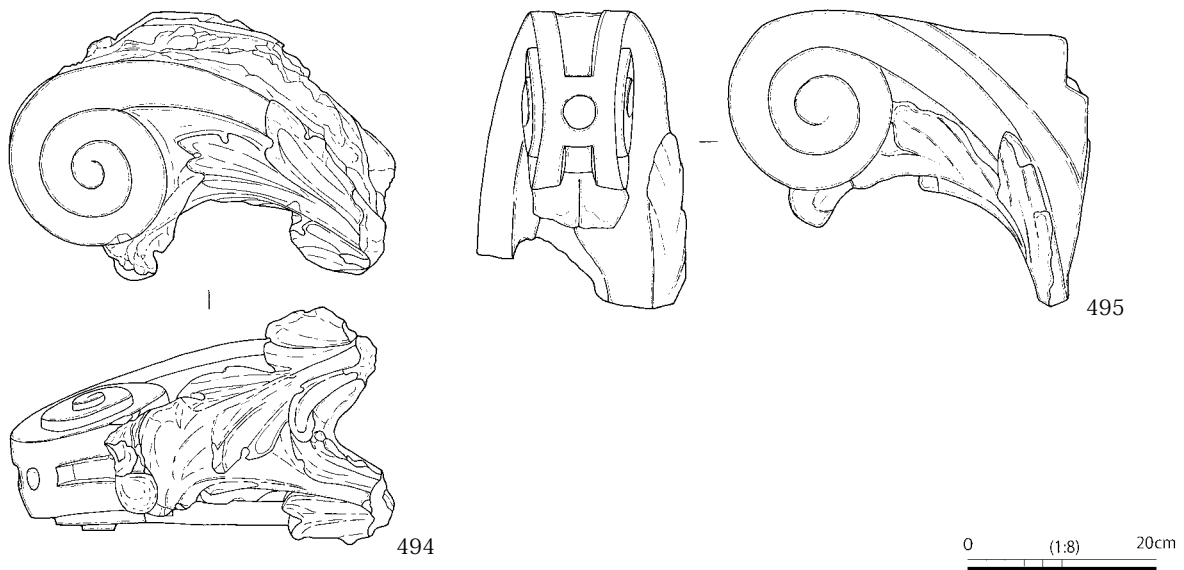


図 70 柱頭飾り

モルタルとの間には、鉄製のラス（下地材として用いられる金網）と思われる材料が残り、その圧痕が網状に柱頭飾り本体内面のモルタルに転写される。この木材が成形時の芯材で、これにラスを巻いたのだろうか。なお、柱頭飾りは、複数のモルタルをパーツ状に組み合わせていることが、接合痕から推定できる。しかし、いずれも形状が少しずつ異なり、各パーツが型作りの既製品とも考えにくい。このため、接合痕は、造形の段階を示すのだろう。なお、大正増改築時に使用された各柱隅の柱頭飾りの点数は、両翼西側・東側玄関、北翼北側、南翼南側の4箇所とすれば、合計56個となる。いずれにせよ大量とはいえない点数であり、既製品のようなことはないだろう。

この柱頭飾り上辺が柱上端に、渦巻き部分と逆の部分が柱側面に、それぞれ接する部分と考えられる。495は、上端接続部を埋めるようなモルタルが、柱頭飾り中間の弧状を呈する部分より上位に残るが、柱側面との接続部は残存しない。496の柱側面側には弧状部が残存し、これが柱に接していた箇所と考えられる。凹凸により復原が難しいため、おおよそ直径約50cmと考えられる。中央棟正面玄関の柱は、「大阪府庁新建絵図」から3尺程と推定でき、それよりもかなり細身となる。このため、復原値が誤りの可能性があり、参考値に留まる。

全体の造形の、先端の渦巻き部分や、そこから柱側面への弧状を呈する部分、さらに渦巻き部と逆の、柱頭飾り両側面の葉状の飾り等、いずれも同様な表現と思われる。しかし、柱頭飾り下辺の葉状の飾りがやや異なる。494は装飾の先端が下から見て左側に流れ、特に下辺中央の飾りは左流れである。495も左流れだが中央の飾り表現が異なる。496は中央の飾りが右流れである。このように、最も見えやすい部分に差異が見られる点は、興味深い。なお、497は下辺の渦巻き側に釘が残る。

2. 柱材（写真図版80～83） 9点を掲載した（501～509）。ただし、柱材ではないものも含む可能性がある。内面にラスやその圧痕が残るものが多い。501（34区画）は残存長辺30cm、同短辺19cm、残存高19cm。内面にラスが見られ、コンクリートは3層程の単位が確認できる。柱基部の化粧材だろうか。502（34区画）は幅27cmで、内面にはラスが見られる。形状から、コーナー部に用いられたものとも考えられる。503（34区画）は残存幅28cm。円形を呈し、最も張り出した部分の復原径は65cm。天地逆の可能性もある。表面のモルタル内側には、コンクリートとラスが確認できる。504（11区画）は、高さ23cm、幅26cm、厚さ10cmで、表面下半と上端面の一部が残存する。裏面には、幅1.5cm前後の凸部と凹部が連続し、それぞれの比高差は8mm。凸部には、芯々間2.5～3cm間隔で凹みがあり、両者の比高差は5mmである。505（49区画）は、上下幅15.5cm、左右長18cm、厚さ7cm。上下端は残存するが、これを左右に配すべきかもしれない。断面から、表面に厚さ1～1.5cm程の単位が確認でき、内面のコンクリートと若干の時期差を持ち施工されたと推定できる。コンクリート表面をモルタル塗り仕上げしたものだろうか。上端面は、端部側に3.8cmの平坦面があり、この先に鈍い9mmの段差を持ち、弱く斜めに傾斜する。下端面は、上端面と平行せず、やや開き気味であり、一部に長辺3.3cm、短辺2.3cmの鉄板片が付着する。裏面一部には左右方向に5mm程のラス痕跡が確認できる。506（1区画）は、左右幅20cm、上下幅15cm、厚さ9cm。表面には、上下・左右・L字方向擦痕がある。表面上端には、この擦痕が残る表面以前の乾燥面が確認できる。裏面中央の凹んだ部分にはラスがあり、一部では断面三角形の鉄材も残る。上端と左端が明瞭に突出し、右端も弱く張り出し気味である。このことから、506を貼り付けた柱は方形で、少なくとも一辺が15cmと推定できる。また、表面に擦痕が見られることから、この表面にモルタル等を塗って仕上げたのだろうか。507（1区画）は、残存高16cmで、厚さ1.5～4cm。上部屈曲部の直径は、66cmに復原できる。断面から、表面に厚さ1cm程の単位が確

認でき、内面のコンクリートと若干の時期差を持ち施工されたと推定できる。その表面の状況は、上述した柱頭飾りと類似する。モルタル塗り仕上げか。内面は屈曲部以下にラスがある。この部分は、剥離した破断面と思われるが、上端には比較的断面がきれいな接合面が残る。508（1区画）は、幅12.5 cm、残存長25 cm。断面からは、表面の1 cm弱の単位が確認でき、これが仕上げのモルタル層かもしれないが、表面には礫が目立つ。内面には、ラスの痕跡が残る。上記がいずれも格子状であるのに対し、これのみ斜格子状である。上下に2 cm前後の突出があり、その間の幅は8～9 cmである。509（77 柙）は残存幅37 cm、高さ13.5 cm。残存辺は弱く弧状を呈し、その復原径は1.27 mである。これは、柱頭飾り上の四隅に配された先細り気味の材の可能性がある。

3. その他（写真図版 74・83・84） 486（6区画、巻頭図版16）は、北翼6区画床面で使用されていたコンクリート。厚さ1.3 cmで、表面の3 mmが赤い。大正増改築時に施工されたと考える。

487（56 暖炉）は、残存長辺27 cm、同短辺12 cm、厚さ2.5～3.5 cm。写真掲載面は裏面で、目地材のモルタルが残る。断面は、これを含み3～4層のモルタルで、様相が少しずつ異なる。側面の溝状部より上が、上層のモルタルで、上端に薄く仕上げのモルタル層がある。暖炉周囲に貼られていたようなものだろうか。488～490（26区画）は砂礫を多く含み、表面の様相が柱頭飾り表面に類似するが、それよりも粗い。厚さは、2～2.5 cmで、表裏両面とも比較的平滑である。488の左・上端など、弱く凹む部分が見られ、同様な材を並べた可能性がある。裏面が平滑であることから、床面装飾材の可能性もある。表面は、489・490が弱く茶色味を帯びる。491（27区画）は、厚さ1.2 cmで、残存端部が60～70°程屈曲する。492（39・42区画）は、厚さ1.3 cmで、表面の7 mm程に砂礫が目立ち、意図的なものと思われる。493（39・42区画）は、厚さ1 cmで、表面は柱頭飾りに類似する。これらは、いずれも露出する面の装飾材、もしくは装飾的に施工された材の可能性がある。

511（53区画）・512（54区画）はモルタル片と思われる。511は弧状を呈する端部が一部残存する。復原径は27.4 cm。厚さは1 cm。512は残存長軸9 cm、同短軸6 cm、厚さ8 mm。表面の一部が茶色を呈する。513～515（10区画）は、モルタルタイルと考えられるもの。513は幅15.6 cmで、10区画のタイル長辺15.5～16 cmと同様である。厚さは6 mmで、タイルより薄く、裏面には別のモルタルが付着する。514・515はモルタルタイル部の厚さ1 cmで、下に1 cmのモルタルが付着する。これらから、タイルを貼り付けるベースとなるモルタルとモルタルタイルは別施工で、さらにタイル間の目地材もこれらと別施工と判断できる。完形品を採取できなかったが、タイルと同様な大きさのモルタルタイルが予め作られていたことが推定できる。516（9区画）は、長さ50 cm、幅12 cm、高さ7.5 cmで、厚さは側面が2.5 cm、底部が2.2 cmの身と、厚さ2.5～3 cmの蓋からなる。身底部の角は面取りされる。コンクリート製の電纜管か。517（26区画）は直径8～8.5 cm、高さ3.2 cmで、中心に釘が1.3 cm突出する。518（45区画）は直径9.3 cm、高さ3.5 cmで、つまみ状部分は上端で一辺2.2 cm、下端で2.6 cm、高さ1.8 cm。ともに、工業奨励館の実験に使用されたものだろうか。

第17項 スレート製品（写真図版 84・85）

いずれも天然スレートではない。519（2区画）は、スレート瓦か。残存長辺19 cm、同短辺10.5 cm。形態が類似するものは、禁野本町遺跡例がある（駒井ほか2006）。ただし、本例は、モルタルにも見える。写真右側の内面には、布目状の圧痕が見られる。520は55区画北端77柙出土。同遺構からは同様の破片が多数出土し、それらのうち、一辺だけでも計測できる3点は、20.2 cmが2点、20.3 cmが

第4章 総括

はじめに 再三記したが、江之子島の府庁舎は、設計図や仕様書類が確認できていない。しかし、今回の調査で「大阪府庁新建絵図」が明治7年竣工庁舎の設計図に近いことが推定できた。さらに、主に基礎工事についてだが、大正時代増築庁舎も含め、実際の施工について一定の情報を得ることができた。例えば、外見はいかにも正当的な西洋建築と評される（石田 1993、75 頁）が、新築時の、なまこ壁ではないが、漆喰塗り壁に瓦を埋め込む手法や、石材への伝統的な切石技法の使用、間知石による暗渠等、明治初期西洋建築における日本人工人の施工方法の具体を考える上で興味深い事例と考える。また、国内最古級である基礎の「石灰コンクリート」も、当時の建築材料を考える上で興味深い資料だろう。しかし、そのような手法は、正規の建築教育を受けた葛野のような人物には「無理やり建て上げた」ようなものだったのだろうが、その葛野も全体のまとまりや施工の丁寧さは賞賛している（葛野 1931）。

増改築 その葛野も携わった大正期増改築のうち、中央棟の改築については、72 暗渠等でその可能性を指摘した。しかし、検出できた遺構のほとんどが基礎構造だったこともあり、更なる改築状況は新築した南翼との接続に係わる 33 階段や 59 桁の新規築造を明らかにできた程度である。

増築棟である南北両翼は、建物内側の床面以下の具体的構造を明らかにできなかった点で残念だったが、地階の内部区画はほぼ明らかにできた。また、それらのために使用したコンクリートや石材、木材、煉瓦等の材料、それらを使用した施工方法も、ある程度は明らかにできたかと思う。

庁舎内の設備については、1 区画南西の外周壁中で配管を確認し、他にも遊離資料ながら配管類の出土があったが、いずれも性格不明である。水道については、57 遺構で蛇口の出土があったので、大正期には上水道が敷設されていたことがわかる。ただし、上水道は、明治 24（1891）年 7 月に府庁内に水道事務所が設けられ、明治 28（1895）年 10 月には大阪市内道路の大部分に敷設が完了している（原田 1991）。このため、中央棟にも大正増改築時以前に敷設されていた可能性もあるが、庁舎内の上水道設備の詳細も含め不明である。下水については、68 石組溝を基幹排水溝とする雨水排水が行われたと推定できる。大正の増改築でもこれは踏襲され、59 桁、75 土管はそれに従い設置されたのだろう。59 桁は、南翼北側平の雨水を集水するもので、北翼側にも同様な設備があったのだろう。しかし、南北両翼では、68 石組溝に抛らない雨水排水が行われた可能性が 71 土管等から推定でき、57 遺構西側桁部の生活排水も同様である。これらも最終的には木津川や百間堀川に排水されたと推測できるが、調査区内では確認できなかった。なお、今回確認の建物内で便所の確認はなかった。「旧大阪府庁建物配置図」には、庁舎外に便所が記されるが、明治期は不明である。電気については、碍子・銅線類の出土があり、特に 72 暗渠や 31 通路東・西側溝で電気関連施設の可能性を指摘し、設置時期を大正時代増改築時と推定した。ただし、府内では、明治 20（1887）年に大阪電灯会社が設立され、明治 22（1889）年に電力の供給を開始しており（美馬 1991）、上記上水道同様、増改築時以前に整備が行われていた可能性もある。

なお、区画出入口の板石形状や、使用煉瓦の特に堺煉瓦使用の差異といった違いから、南北両翼で施工業者が異なる可能性がある。また、そのようなところが、仕様書の縛りがなかった部分かもしれない。

建物・区画の具体的用途の推定 「旧大阪府庁建物配置図」（図 4）に地階図がなく、各区画の使用の具体は、10 区画を公衆食堂、14・55 区画を下足預所、58 区画を来庁者控室の一部と推定したに留まる。しかし、北翼が内務部、南翼が警察部に使用されたと推定できる点は、両翼区画割の違いを反映している可能性があり重要と考える。特に、警察部棟とされる南翼の細かい区画は、各区画が留置場に使用さ

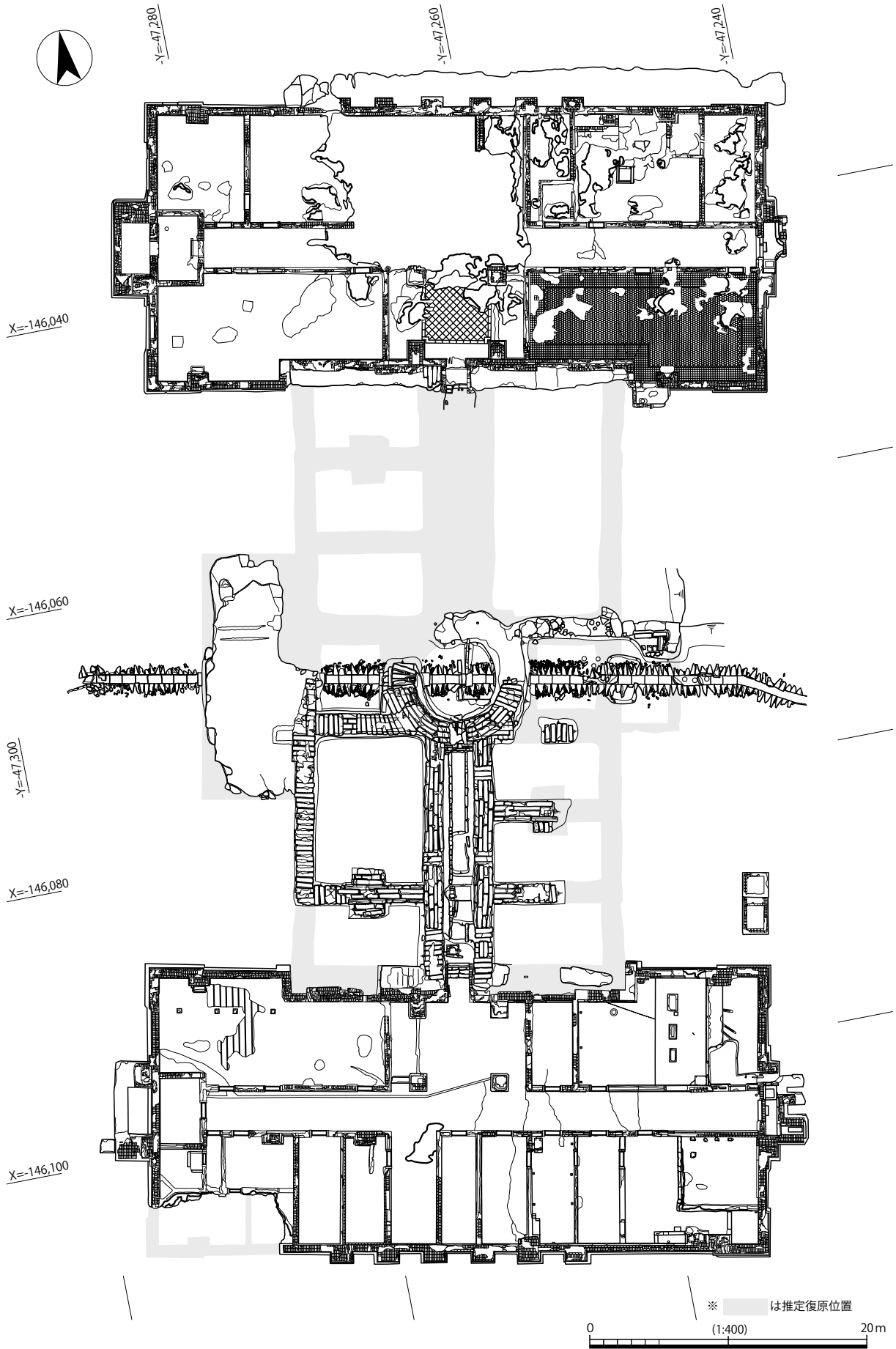


図 71 全体図

れたことを示すものかもしれない。57 遺構のような、竈と手洗いの組み合わせは、兵庫県尼崎市旧尼崎警察署〔大正 15（1926）年〕地下留置場にも見られ、その可能性は高いと考える。なお、内務・警察部呼称は、明治 23（1890）年 10 月に地方官官制改正に伴い改められたもので、この時に新たに知事官房が設けられた。「旧大阪府庁建物配置図」は、知事官房と内務・警察部の区分で記載され、明治 23 年時区分を踏襲する。同図の作成時期は、増改築以後で「旧」表記があり移転後だろう。また、大正 9（1920）年 12 月、市街地建築物法の六大都市への施工に伴う（大阪府 1968、308 頁）警察部建築課の存在や、大正 10～13（1921～1924）年にあった産業部（同）がないことから、それ以降と考えられ、移転後間もなくの作成と推測できる。ただし、増改築に際し、北翼が内務部棟、南翼が警察部棟と予め決められ、それが大正末年まで踏襲されたことは予測でき、上記南翼地下の解釈もあながち的外れではないだろう。

府庁舎新築・増改築の理由の推定 さて、それでは、なぜ大阪府庁舎は、明治 5（1872）年に新築方針となり、大正 3（1914）年に増改築されることになったのだろうか。

明治期 まず、現在の大阪府域で明治初頭に多数存在した県や藩は、明治 2（1869）年の廃藩置県や後の統廃合を経て、明治 4（1871）年 11 月、大阪府と堺県にまとまる。明治 5 年は、その翌年に当たる。たしかに、現在と同じ管轄地が定まるのは、明治 20（1887）年だが、明治 4 年になり、それまでの状況が一段落し、大阪府の範囲が一定固まったと推定できる。これが新築の理由と考えておく。

なお、大阪府庁舎は、煉瓦造が国から認められたが（第 2 章第 2 節）、これは特殊例で同時代の府県庁舎のみならず官庁建築からも極めて遊離した存在で、他の府県庁舎に煉瓦造が導入されるのは 15 年後の明治 19（1886）年起工の滋賀県庁舎が初とされる（石田 1993、255 頁）。中央官庁でも明治 14（1881）年の外務省が嚆矢で、明治 8（1875）年に内務省が太政官に申請した煉瓦造での新築希望も、木造との条件でしか許可が得られなかった（同 153 頁）。

府庁舎の影響 府庁舎は、他の県庁舎設計へ影響を与える。福岡県は、明治 9（1876）年に洋風建築について大阪府へ照会し、吉備吉兵衛という人物が派遣され（同 100 頁）、同年の飾磨県庁舎塔屋に府庁舎の影響が看取でき（同 109 頁）、明治 11（1878）年の広島県庁舎は府庁舎をデザインソースとし（同 165 頁）、同年の島根県庁舎の階段配置に影響が見られるとされる（同 177 頁）。また、明治 20（1887）年の佐賀県庁舎建築では、大阪から長井市兵衛という人物が招聘されている。

府庁舎設計にウォートルスの関与が推定されるが、直前に造幣寮諸建物建築に携わっていることから当然推定できる。施工は江戸時代以来の棟梁が行ったのだろうし、その経験が府庁舎建築に活かされたことも推測できる。葛野は府庁舎建築での堂島あたりの棟梁の関与を言及するが（葛野 1931）、その施工担当中に上記の吉備吉兵衛らがいた可能性もある。吉備吉兵衛は、『坂府商業組合條例』「乙 114 号 手伝職業」〔明治 8（1875）年 2 月〕「手伝職総代」に「西第四区京町堀上通三丁目 吉備吉兵衛」として見られ、明治初期に「家作其外諸普請等ノ請負」を行っているが（大阪市史編纂所 1999、136－138 頁）、正規の建築教育を受けた人物ではないだろう。しかし、これ以後に、府庁舎建築実績を売りにして、その後の歴史に名を残すことはなかったようである。全国の府県庁舎建築において突飛な存在だが、府内における建築でもイレギュラーであり、経験の継承機会がなかったのではないだろうか。

煉瓦（明治） 建築材に使用された煉瓦だが、煉瓦製造業は、造幣寮設置を機縁とし大阪に起こった新工業の一つとされる（大阪府 1968、438 頁）。造幣寮等の建築のためには、堺の瓦屋に煉瓦を焼成させたのが初め（同）とも、輸入品を用いるとともに、東湊（堺市）と広島に炉を築き煉瓦を製造した（同 1046 頁、大阪市 1933、836 頁）とも、ウォートルス監督の下、江川某に鳴野で焼成させた（社団法人

工学会 1925、507 頁)ともされる。本文中で記したように、府庁舎建築に造幣寮の残品が用いられたようで「YEGAWA」銘がそれと推定したが、これ以外の小口面小刻印例等にも含まれるかもしれない。

また、製造社不明のものもあるが、角に面取りを施す例や、平両面の調整が丁寧な例等は、明治期に遡る資料だろう。なお、「岸和田煉瓦株式会社経歴」[明治 35 (1902) 年]には、新築時庁舎に岸和田煉瓦製品が使用されたことが記されるが、今回の調査では確実な例は確認できなかった。

明治期府庁舎建築に使用されたもので代表的なものは、「阪府 授産所」・「HANFU JUSANSIO」銘と考えるが、特に後者は、今回の調査で初めて確認できたものだろう。これらは、明治 5 (1872) 年 1 月 18 日に大貧院から改称され、翌年 8 月 2 日に廃止され第一勸業場 (10 月民間に払下げ) となった授産所、もしくは明治 5 年 8 月、難波に設置され、翌年 8 月に第二勸業場となった出張授産所で製造されたと考えられ、特に後者で製造されたとの見解がある (府教委 2007 b)。なお、第二勸業場は、事業成績が極めて良好で、明治 11 (1878) 年 3 月に事業継続を条件とし藤田伝三郎に払下げられるまで続いた (大阪府 1968、802 頁)。難波村には明治 13・17 (1880・1884) 年に、藤田組の煉瓦製造所があったようで (小田 2004)、これが第二勸業場を引き継いだものかもしれない。

これらの銘の使用が、授産所や出張授産所段階のみなのか、以後の勸業場にも引き継がれたのか、についてだが、施設名の名称変更後に同銘を用いる可能性は低いと考えられ、これらの銘の使用は、明治 5・6 年に限られるだろう。さらに、構造材として使用されたと推定でき、煉瓦使用時期も同年と限定できる。なお、名称変更後に同銘を用いる可能性は、耐火煉瓦「BIZEN-INBE」で推定した。しかし、これは地名に関わることから推定したものである。このため、「阪府 授産所」・「HANFU JUSANSIO」銘の差を、時期差とはし難い。表記が異なるが内容は同じであり、同時期に併用された可能性もありうるし、授産所と出張授産所で使い分けられた可能性もある。両刻印煉瓦の新古を、煉瓦の規格や調整、刻印位置から判断することはできない。しかし、「YEGAWA」銘の影響があったとすれば、「HANFU JUSANSIO」銘が先行するとも考えられる。なお、同表記 SIO を、「東京」の「TOKIO」表記例等の影響と推定した。これが、実際の発音に近い表記であれば、商品ラベルのような人の目に触れることが前提であるものと異なり、実際の製造における必要性があったとも考えられる。そうであれば、製造に外国人が携わった可能性もあるかもしれない。

大正期 次に大正 3 (1914) 年だが、国内の府県庁舎建築において、同年は谷間直前に当たる。少し広い時期幅で見れば、一部の建て替えも含むが、明治 40 (1907) 年には福島・長崎・島根・千葉の各県庁舎が起工し、明治 41 年には愛媛県、明治 42 年には長野県、明治 43 年には神奈川県、明治 44 年には福岡県、大正 2 (1913) 年には山形・山口の各県庁舎が、起工する。その後、第 1 次世界大戦中の 4 年間は、府県庁舎の新規建築は一端停止し、沖縄・高知県庁舎が大正 6 (1917) 年に起工する (石田 1993)。大阪府庁舎は、新築ではなく増改築だが、府県庁舎建築が下火となる直前に建築されたといえる。

近代史の中で考えれば、大正 3 (1914) 年は、不況の年であった。そもそも、日露戦争後の経済恐慌が始まったのが明治 40 年であり、同年には明治年間で最多の労働争議が発生した (森永監修 2008、417 頁)。当時、大阪府の卸売物価指数は、下落傾向にあり、大正 3 年が前年比マイナス 12.8%、翌年が同マイナス 7% で、物価が高騰しだすのは大正 5 (1916) 年である (大阪府 1968、534 頁)。

煉瓦 (大正) 建築材料に使用された煉瓦業界は、どうだったのだろうか。まず、明治 45 (1912) 年 7 月 15 日の日本新聞には、日本煉瓦製造株式会社専務取締役の諸井恒平氏談として「煉瓦界の革命期」との記事があり、ここでは、東京の煉瓦界は不況だが、大阪は活況を呈しているとある (以下も

含め、新聞記事は神戸大学附属図書館デジタルアーカイブス新聞記事文庫にて閲覧した)。また、この記事で生産過剰による供給過多への警戒がなされている点は注目できる。不況の飛び火か、大正2(1913)年8月14日の大阪朝日新聞には、「煉瓦界大不振」の記事がある。ここには、煉瓦の大口納品先である鉄道工事が延期されるか、もしくは財政不振のため、民間新事業が起らないことや、需給バランスが崩れ、2200万個の在庫を抱えていること等が記される。諸井の警戒は活かされなかったようだ。なお、この記事には、大阪府下における1ヶ月の煉瓦生産額が記され、大阪窯業700万個、岸和田煉瓦300万個、日本煉瓦150万個、丹治煉瓦120万個、堺煉瓦150万個、合計1420万個内外とある。上記の在庫は、府内煉瓦会社の1ヶ月の生産量を超える数字である。事実とも限らないが、大量の不良在庫を抱えていることをアピールする意図はあったのだろう。同年12月7日の大阪毎日新聞には、「煉瓦値上決定」との記事があり、操業短縮の実施や、在庫の1500万個への減少などが記される。2日後の12月9日の大阪毎日新聞には、「煉瓦界独占計画」との記事があり、ここには府内各社の年間製造額が、大阪窯業8000万個、岸和田煉瓦3500万個、堺煉瓦1200万個、日本煉瓦1800万個、丹治煉瓦1800万個、津守煉瓦900万個、合計1億7200万個、全国生産額4億2000万個であることが記されて、府内各社で全国シェアの約4割を占めていることがわかる。果たして認識されていたのかは不明確だが、この記事の筆者やその背景にいた煉瓦業界が、煉瓦産業について大阪の地場産業の一つであることをアピールする意図はあったのだろう。

さて、煉瓦だが、今回の出土煉瓦のほとんどは、大正増築棟からの出土だった。ただし、明治当初使用煉瓦転用品と、大正増改築時新規使用煉瓦とを大まかに区別することができる。両者は、長・短辺で前者が若干長く、厚さで後者が厚いという傾向がある(図56)。それぞれの最大値と最小値の差異は、長辺で20mm、短辺で16mm、厚さで15mmである。とはいえ、両者が同様に使用された点は重要で、使用における支障がなかったと推定できる。明治30年代後半、大高庄右衛門が当時の5種類の規格を挙げ、製品の規格をその内で最も一般的な「東京形」に統一することが生産者・使用者双方にとって経済的利益が大きいとして、規格の統一を説く(大高1905)。しかし、それぞれの規格の差は、長さで9mm、幅で4mm、厚さで18mmであり、厚さの差が目立つものの、今回出土例のばらつきよりほとんどが小さい。この点からは、施工上5種類のいずれを併用しようと、さして問題はなかったと推測できる。この点で、生産者・使用者双方にとり経済的利益が大きいというより、生産者としては、施工上大きな差がないにも関わらず、依頼主により異なる種類を細かく注文されることを避けたく、生産ラインを単純化したい、との本音があったのではなかろうか。また、「東京形」が一般的との言及があるのだが、今回の出土例は5種類のいずれかと問われれば、「東京形」に近く、大正増改築時新規使用煉瓦で比較的明瞭な印象がある。

ところで、手抜き成形煉瓦の平呼称は、本来型枠へ押し込む成形時の表・裏面が評価されるべきであると考え。このため、本報告で用いた器面調整から判断する α ・ β 面呼称は、妥当ではない。確かに、当調査で出土した煉瓦の多くは、 α ・ β 面の特徴と断面の粘土単位が一致したが、「YEGAWA」銘は異なる。本文中で記し、無刻印資料の115で詳述したが、断面から推定できる成形技法は、断面にL字状や凹状痕跡が確認できる状態が正位置である。このため、巻頭図版10の断面写真は、逆に理解すべきである。調整は、一般的に調整が丁寧な面が下面、粗い面が上面である。しかし、明治初期のような両面が丁寧なものもあり、判断が難しいものがある。この点で、長手の皺も判断に有効で、凸状を呈する状態が成形時の正位置である。長手は、無調整に近いものも多く、破断面を有さない完形資料で

も判断に使用できる。

すなわち、「YEGAWA」銘を除き α 面が「下面」、 β 面が「上面」で、「YEGAWA」銘はその逆である。今後は、この「上面」・「下面」呼称が定着することを望みたい。なお、線状凹みについては、成形時に粘土を型に押し込む際の別段階の接合部と考えたが、全ての線状凹みを説明することはできていない。線状凹みを挟んで、粘土素地が連続するようなものもあり、この場合、上記の推定は成り立たない例といえる。この点で、「凹線状圧痕」(千種ほか 2011)もありえ、今後の分析がさらに必要である。

なお、明治期煉瓦同様、構造材として用いられた大正増改築時新規使用煉瓦の生産時期は、大正3・4年に限定できる可能性が高い。在庫の吐き出しの可能性もあるため、やや遡るものもあるかもしれないが、それでも数年程度だろう。このような実年代が把握できる一定量の資料におけるバリエーションを同時期と認識し、観察点を見出すことも今後の煉瓦研究には必要だろう。

増改築と知事 さて、府庁舎の増改築は、時の大久保知事の発意とされる(葛野 1931)。大久保知事とは、官選第14代(大正元～6年)大久保利武のことで、大久保利通の三男である。内務官僚だった彼は、明治33(1900)年に鳥取県知事となり、以後大分・埼玉県知事を務め、農商務省を経て、大阪府知事に着任する。貿易についての関心が深く、学者肌かつ能吏型の人物だったとされる(大阪府 1968、303頁)。府知事就任以前の各県知事時代に県庁舎を建築したことはなく、土木好きだったのではないだろう。ただし、不況下で就任したことから、その対策として公共事業を打ち、この一環として府庁舎の増改築を行った可能性が考えられる。建築には多数の材料が使用されるし、煉瓦については、岸和田煉瓦、大阪窯業、堺煉瓦、日本煉瓦と複数社に及び、各業界を潤す意図があったのかもしれない。これらの各社は、上記新聞記事にある府内各社に該当し、記事にあり出土が不明な丹治煉瓦、津守煉瓦も出土例の不明刻印に含まれる可能性がある。なお、大正前半には不況対策として横浜市等11都市が下水道工事に着手したといい、当該期には国内で多様な公共事業が行われたのだろう。

ちなみに、知事の設計への関与は不明だが、正面で両翼が強く突出する内務省寮局庁舎(石田 1993、155頁)を知事が示唆したというのは、言いすぎだろうか。葛野は、増築棟により小振りな両翼があった旧観が損なわれた点を惜しいこととしたが、やむをえないとする(葛野 1933)。この点で、建築家の感覚と異なるものとも考えられ、上記の推測もありうるかもしれないが、内務省寮局庁舎が奇異な建物ということもないので、葛野個人の感覚だったのかもしれない。

工業奨励館 工業奨励館に伴うと考えた実験道具類は、南翼に集中する傾向がある。南翼では、後補の鉄筋コンクリート杭や、間仕切り壁へのアンカーボルト設置、床面コンクリートの追加等も確認でき、南翼が積極的に使用された可能性がある。戦前には、電車道沿い階上に設置した常設発明品陳列所で、府下で発明考案された製品を一般の自由観覧に供したようで(大阪府立工業奨励館 1960、106頁)、北翼は一般業務にあまり使用されなかったのかもしれない。出土品では、インク容器(296)に関与を推定したが、これは証拠不十分である。しかし、溶接痕のある鉄板(339等)と電気用品改良指導部による大阪府溶接工養成講習会の関連は妥当と考える。それ以外にも、羽口(176・177)と金属材料指導部の関連も考えられる。なお、37区画の台座は、同区画出土のナイフスイッチと関連があるかもしれない。

おわりに 庁舎は空襲で焼失したが、現存していれば、重要文化財になっていたかもしれない。現代と地続きである近代は、身近な存在であり、現地説明会でも関心の高さを窺うことができ、それが一部の遺構の移築方針へと繋がったといえる。この報告に留まらず、今回の調査を機に、江之子島の府庁舎についての埋もれた資料が更に見つかることを期待したい。

参考文献 (50 音順)

- 天内克史・五十嵐彰 1986 「近・現代の遺物」『郵政省飯倉分館構内遺跡』港区麻布台一丁目遺跡調査会
- 網戸武夫・鬼頭日出雄・水野信太郎 1988 「明治・大正・昭和のれんがを語る」『れんがと建築』I N A X 出版
- 石島三和 2007 『西郷古酒蔵群／大石東遺跡 発掘調査報告書—第4次調査—』神戸市教育委員会
- 石田潤一郎 1993 『都道府県庁舎—その建築史的考察』思文閣出版
- 石田潤一郎 1997 『関西の近代建築—ウォートルスから村野藤吾まで—』中央公論美術出版
- 井上正雄 1923 『大阪府全志』卷之二、清文堂出版 (1975 年復刻版)
- I N A X ・日本のタイル工業史編集委員会 1991 『日本のタイル工業史』I N A X
- 内川芳美・松島栄一監修 1986 『大正ニュース事典』第2巻 大正4年—5年 毎日コミュニケーションズ
- 江浦 洋 2003 「二片の衛生陶器—大坂城跡出土衛生陶器に関する事実誤認とその補訂—」『続文化財学論集』文化財学論集刊行会
- 大阪市 1933 『明治大正大阪市史』第1巻 (1979 年復刻版発行) 清文堂出版
- 大阪市教育委員会 2003 『重要文化財 大阪市中央公会堂 保存・再生工事報告書』大阪市
- 大阪市教育委員会・財団法人大阪市博物館協会大阪文化財研究所 2011 「西区江之子島一丁目における建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査 (E K 09 - 1) 報告書」『大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書 (2009)』
- 大阪市史編纂所 1982 a 『明治時代の大阪 (上) —幸田成友編「大阪市史明治時代未定稿—』大阪市史史料第7輯
- 大阪市史編纂所 1982 b 『明治時代の大阪 (中) —幸田成友編「大阪市史明治時代未定稿—』大阪市史史料第8輯
- 大阪市史編纂所 1990 『維新时期大阪の役務記録—見聞録・幕末大坂雑記・慶應4年目録—』大阪市史史料第30輯
- 大阪市史編纂所 1999 『明治初期大阪の同業組合規則 (下) —坂府商業組合条例—』大阪市史史料第52輯
- 大阪市電編集委員会 1980 『大阪市電』鉄道史資料保存会
- 大阪府 1968 『大阪百年史』
- 大阪府立工業奨励館 1960 『伸びゆく工業奨励館 創立30周年記念』
- 大阪府公文書館 2002 『公文書にみる大阪府庁舎の移りかわり—江之子島から大手前へ—』平成14年度大阪府公文書館企画展
- 大阪府教育委員会 1986 『大坂城惣構・西町奉行所跡発掘調査概要』
- 大阪府教育委員会 2001 『大阪府文化財分布図』
- 大阪府教育委員会 2007 a 「旧府庁跡」『大阪府教育委員会文化財調査事務所年報』11
- 大阪府教育委員会 2007 b 「【資料紹介】旧府庁跡出土の刻印資料」『大阪府教育委員会文化財調査事務所年報』11
- 大阪府教育委員会・大阪府伝統文化保護団体連絡会 2011 『近代化の足跡』大阪府近代化遺産 (建造物等) 総合調査報告書概要
- 大阪府警察史編集委員会 1972 『大阪府警察史』第2巻、大阪府警察本部
- 大阪府史編集室 1971 a 『大阪府布令集1 自慶應4年 至明治6年』大阪府
- 大阪府史編集室 1971 b 『大阪府布令集2 自明治7年 至明治12年』大阪府
- 大阪府内務部 1900 『大阪府会史 第1編』[昭和8 (1933) 年再版] 大阪府
- 大阪窯業株式会社 1935 『大阪窯業株式会社50年史』
- 大阪歴史博物館 2006 『特別展 煉瓦のまち タイルのまち—近代建築と都市の風景』
- 大阪歴史博物館 2010 『特別展 新淀川100年水都大阪と淀川』
- 大高庄右衛門 1905 「煉瓦の形状に就て」『建築雑誌』第225号 建築学会
- 岡田章一ほか 2007 『豆腐町遺跡I』兵庫県文化財調査報告第322冊 兵庫県教育委員会
- 小田康徳 2004 「市町村制施行当時の難波村」『大阪市公文書館研究紀要』16 大阪市公文書館
- 柿田富造 1992 「『土管』使用の変遷—古代から明治まで—」『常滑市民俗資料館研究紀要V』常滑市教育委員会
- 柿田富造 1994 「『土管』製作技法の変遷—近代常滑を中心として—」『常滑市民俗資料館研究紀要VI』常滑市教育委員会
- 加藤政一 1965 「江の子島府庁について」『大阪百年史紀要』1 大阪府史編集資料室
- 加藤政一 1979 「江之子島政府と大阪市役所」『大阪春秋』第20号 (第7巻第2号) 大阪春秋社
- 葛野壯一郎 1931 「旧府庁舎の建築」『建築と社会』第14輯第5号 日本建築協会
- 金多 潔・西沢英和 1990 『アサヒビール株式会社吹田工場創業時のビール醸造工場建物に関する学術調査報告書』財団法人建築研究協会
- 北山峰生 2011 a 「発掘された煉瓦資料の集成と現状分析」大阪歴史学会考古部会10月例会資料
- 北山峰生 2011 b 「奈良県における煉瓦構造物の変遷」『煉瓦生産と近代考古学 発表要旨・資料集』大阪歴史

学会考古部会

- 黒田恭正 2007 『御影郷古酒蔵群第4次発掘調査報告書』神戸市教育委員会
- 黒田恭正 2009 「灘酒蔵の考古学」平成20年度神戸市埋蔵文化財センター講座「神戸の歴史遺産と考古学」第6回資料
- 小出梢重 1929 「西洋館漫歩」『建築と社会』第12号第4号 日本建築協会
- 社団法人工学舎 1925 『明治工業史 化学工業篇』
- 小長谷正治・瀬川眞美子 2001 「第1節 有岡城跡・伊丹郷町遺跡第151次調査」『伊丹市埋蔵文化財調査報告書』第24集 伊丹市教育委員会
- 小林謙一・渡辺貴子 2002 「物質文化研究としての近現代考古学の課題—大橋遺跡出土の近現代ガラス容器の検討から—」『東京考古』20 東京考古談話会
- 駒井正明・小野亜由美・永井晃子・長嶺 睦 2006 『禁野本町遺跡』(財)大阪府文化財センター調査報告書第140集 財団法人大阪府文化財センター
- 駒沢悦郎 1995 「近代以降の調査」『加賀一丁目(東京家政大学構内)遺跡発掘調査報告書』加賀一丁目(東京家政大学構内)遺跡調査会
- 小山仁示 1997 『改訂 大阪大空襲 大阪が壊滅した日』東方出版(改訂第7刷、1985年初版)
- 齊藤 進 2000 『汐留遺跡Ⅱ 第5分冊』東京都埋蔵文化財センター調査報告第79集 東京都埋蔵文化財センター
- 酒井一光 2006 a 「『大大阪』時代の都市景観と建築家の役割」『近代大阪と都市文化』大阪市立大学文学研究科叢書第4巻、清文堂出版
- 酒井一光 2006 b 「まちの色彩を変えた建築材料」『特別展 煉瓦のまち タイルのまち—近代建築と都市の風景』大阪歴史博物館
- 酒井一光 2009 「煉瓦」『大坂城跡』X I 財団法人大阪市文化財協会
- 坂上克弘・青木祐介 2007 「横浜の近代遺跡と出土遺物 その1—煉瓦・ジェラルール瓦・土管を中心に—」『横浜都市発展記念館紀要』No. 3 横浜都市発展記念館
- 吹田市立博物館 2009 『旧西尾家住宅(吹田文化創造交流館)総合調査報告書』吹田市教育委員会
- 鈴木秀典 1998 「住友銅吹所跡出土の窯業関係文字資料」『住友銅吹所跡発掘調査報告』財団法人大阪市文化財協会
- 須藤 宏 2010 「6. 魚崎郷古酒蔵群 第3次調査」『平成19年度 神戸市埋蔵文化財年俵』神戸市教育委員会文化財課
- 竹村忠洋 2011 a 「阪神間の煉瓦について—考古学からみた煉瓦研究の可能性—」大阪歴史学会考古部会7月例会資料
- 竹村忠洋 2011 b 「阪神地域の煉瓦構造物からみた煉瓦について」『煉瓦生産と近代考古学 発表要旨・資料集』大阪歴史学会考古部会
- 立松 孜 2007 「ノリタケ裏印史」『ノリタケデザイン100年の歴史』朝日新聞社
- 玉井 功 2007 「平成18年度における埋蔵文化財調査の概況」『大阪府教育委員会文化財調査事務所年報』11、大阪府教育委員会
- 田村利久 1976 「新府庁舎完成」『大阪春秋』第9号(第4巻第1号) 大阪春秋社
- 千種 浩・阿部 功 2011 『旧神戸外国人居留地遺跡発掘調査報告書』神戸市教育委員会
- 坪井利弘 1976 『日本の瓦屋根』理工学社
- 常滑市民俗資料館 1994 『特別展 土管の歴史展』常滑市
- とこなめ焼協同組合・常滑市民俗資料館 2000 『常滑陶業の100年』とこなめ焼協同組合・常滑市民俗資料館
- 土木学会コンクリート委員会ローマコンクリート調査小委員会 2009 『古代ローマコンクリート—ソンマ・ヴェスヴィアーナ遺跡から発掘されたコンクリートの調査と分析—』コンクリートライブラリー 131 土木学会
- 内藤良弘 2006 「土管の作り方」『常滑市民俗資料館研究紀要XⅡ』常滑市教育委員会
- 直木孝次郎・森 杉夫監修 1986 『大阪府の地名』日本歴史地名大系第28巻 平凡社
- 永井久美男 1996 『日本出土銭総覧 1996年版』兵庫埋蔵銭調査会
- 西区史刊行委員会 1943 『西区史』第1巻(1979年再版)
- 沼崎 陽 1999 「戦時下の『生産者別標示記号』(いわゆる統制番号リスト)を实見して」『東京考古』17 東京考古談話会
- 橋爪紳也 2010 『絵はがきで読む大大阪』創元社
- 服部 敬 1991 「第3章産業経済の進展 第4節大阪築港と淀川治水」『新修大阪市史』第5巻 大阪市
- 原田敬一 1991 「第4章社会問題と社会運動 第1節環境の近代化と下層社会」『新修大阪市史』第5巻 大阪市

- 深井明比古 2005 「第4章第3節4. タイル」「第6章第2節3. タイル」『珉平焼窯跡』兵庫県文化財調査報告第284冊 兵庫県教育委員会
- 藤森照信 1993 『日本の近代建築（上）—幕末・明治篇』岩波新書（新赤版）308 岩波書店
- 藤原 学 1999 「初期煉瓦と達磨窯—長崎の違例を中心に—」『瓦衣千年』森郁夫先生還暦記念論文集 森郁夫先生還暦記念論文集刊行会
- 藤原 学 2008 「建築煉瓦の開始—長崎を中心に—」『考古学ジャーナル』569 ニューサイエンス社
- 本間乙彦 1928 「我等が父祖の建築文化記念物を保存せよ」『建築と社会』第11号第3号 日本建築協会
- 前川幸一郎・荒井聡明 1987 『新訂版 送配電（第5版）』東京電機大学出版局（1967年第1版）
- 松村 博 1987 『大阪の橋』松籟社
- 三木理央 2009 「中之島、土佐堀川、堂島川 舟運と鉄道の盛衰記」『水都大阪盛衰記』新なにわ塾叢書③ 株式会社ブレーンセンター
- 水野信太郎 1999 『日本煉瓦史の研究』法政大学出版局
- 水野信太郎 2001 「国内煉瓦刻印集成」『産業遺産研究』第8号 中部産業遺産研究会
- 美馬佑造 1991 「第3章産業経済の進展 第3節近代工業の成立」『新修大阪市史』第5巻 大阪市
- 宮本和義・アトリエM5ほか 2007 『近代建築散歩 京都・大阪・神戸編』小学館
- 三好 一 2010 『日本のラベル 明治 大正 昭和』紫紅社文庫
- 村上義弘 1965 「大阪府の誕生」『大阪百年史紀要』1 大阪府史編集資料室
- 村松貞次郎・水野信太郎 1985 『日本の〔赤煉瓦〕』横浜開港資料館
- 森岡秀人・坂田典彦 2005 『徳川大坂城東六甲採石場Ⅳ 岩ヶ平石切丁場跡』芦屋市文化財調査報告第60集 芦屋市教育委員会
- 森永卓郎監修 2008 『明治・大正・昭和・平成 物価の文化史事典』展望社
- 山岡邦章 2011 「泉州の煉瓦生産と陸軍由良要塞」『煉瓦生産と近代考古学 発表要旨・資料集』大阪歴史学会考古部会
- 横浜市都市発展記念館・財団法人横浜市ふるさと歴史財団埋蔵文化財センター 2005 『地中に眠る都市の記憶 地下遺構が語る明治・大正の横浜』横浜都市発展記念館
- 読売新聞大阪本社社会部 1985 「江之子島府庁 威風堂々『西の政府』」『おおさかタイムトンネル浪速写真館』朋興社
- 読売新聞大阪本社社会部 1987 「江之子島政府 人民ども控えろ」『実記百年の大阪』朋興社
- 尼崎市（旧尼崎警察署）http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/siminsanka/matidukuri/009rekibunzone/009jounai_tiku.html
- オーダーガラス板.COM（型板ガラス）<http://g-tonya.com/order/syurui/fk.html>
- 鍵と錠前の知識 <http://key-and-lock.joohoo.biz/structure/>
- 神戸大学附属図書館（新聞記事文庫）<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/index.html>
- 国土交通省（下水道）<http://www.mlit.go.jp/crd/sewera/rekishi/02.html>
- 小竹畳ガラス店 <http://www.eonet.ne.jp/~ktgs/garasu/garasunosyurui.html>
- TAKIGEN MFG CO.,LTD（蝶番）http://www.takigen.co.jp/jp/contents/tech/tech_18.html
- 電気男（碍子）<http://blogs.yahoo.co.jp/xfctp745/folder/1200350.html>
- 社団法人日本タイル煉瓦工事工業会 http://www.nittaren.or.jp/pages_encyclopedia/encyclopedia4_a.html
- 配管・パイプ note <http://www.hkpnote.com/hk/>
- PBX5 Bldg（亀甲網入りガラス）<http://ameblo.jp/jkic21/entry-10802169009.html>
- 漂流乳業（瓶記号）<http://www.citymilk.net/info/bin-maker.htm>
- 水 WELL（蛇口）<http://www.mizu-well.jp/construction/difference/>
- 株式会社ヤマソー（碍子）<http://www.iloveyamaso.com/gaisi/newpage4.html>

An aerial, black and white photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense grid of streets and a prominent river winding through the center. The river flows from the top right towards the bottom left, with several bridges crossing it. The surrounding urban area is filled with buildings and structures, creating a complex pattern of light and dark tones. The text '写真図版' is overlaid in the center of the image.

写真図版

○写真図版扉写真 国土地理院『米軍撮影空中写真』昭和 23（1948）年 12 月 30 日撮影

「写真図版」の文字下が江之子島。一帯が、未だ焼け野原状態に近い中にありながらも、不鮮明ながら、府庁舎中央ドームの痕跡と思われる円形部やそこから木津川へ伸びる通路状の痕跡が見られる。



1. 全景 (北西から)



2. 全景 (北東から)



1. 外周壁南西隅外面 (南西から)



2. 外周壁西辺南側外面 (西から)



3. 外周壁南辺東端外面 (南から)



1. 1区画 外周壁西辺内面の配管 (東から)



2. 2区画 西辺間仕切り壁表面の漆喰 (東から)



3. 1・2区画間 間仕切り壁と出入口 (南から)



4. 2区画・13通路間 間仕切り壁 (西から)



5. 1・2区画間 出入口 (西から)



1. 1区画
外周壁北辺 内面への張出し (南から)



2. 4・5区画 (北から)



3. 6区画 (北から)



1. 8区画 (北東から)



2. 8区画 外周壁西辺南西側上面 (北から)



3. 8区画 外周壁南辺(16 暖炉以東)上面 (西から)



4. 8区画 北西隅間仕切り壁表面の漆喰 (東から)



5. 8区画 外周壁西辺内面最下段煉瓦刻印平 (岸和田煉瓦) (東から)



1. 8区画 西辺上面窓枠石材 (南から)



2. 8区画 外周壁南辺上面石材片 (西から)



3. 8区画・13通路間 間仕切り壁基部 (西から)



4. 写真1 窓枠石材拡大と釘の残存 (南から)



5. 8区画 南辺南北部分
中央棟19区画との接続部 壁内使用異形煉瓦 (北西から)

1. 8区画 南辺 中央棟 19区画との
接合部の乱雑な煉瓦積み (北西から)



2. 9区画 床面タイル状の加工
と床面下層のタール層 (北から)



3. 8・9区画間
間仕切り壁南延長の外周壁南辺内面に
残る墨ち痕跡と
下駄っば内コンクリートの充填 (北から)





1. 9区画 南西柱東辺漆喰による成形 (北東から)



2. 9区画 南東柱東辺漆喰による成形 (北東から)



3. 9区画 南東柱西辺(左)と外周壁南辺内面(右) 幅木使用石材の高さの違い (北東から)



4. 10区画 外周壁南辺内面煉瓦刻印 (▲印) (北から)



5. 9・10区画間 外周壁南辺内面煉瓦刻印 (北から)



6. 9区画 外周壁南辺内面煉瓦刻印 (北から)



7. 10区画 床面タイル近接 (西から)



8. 10区画 外周壁南辺上面の木材近接 (西から)



1. 10区画 外周壁南辺上面窓枠石材 (西から)



2. 10区画 外周壁南辺上面
中央棟 20区画との接続部の木材 (▲印) (南西から)



3. 10区画 南辺南北部分
中央棟 20区画方向へ傾斜させる煉瓦積み (東から)



4. 11区画 外周壁北・西辺内面 (南から)



5. 11・12区画間 床面扉痕跡 (南東から)



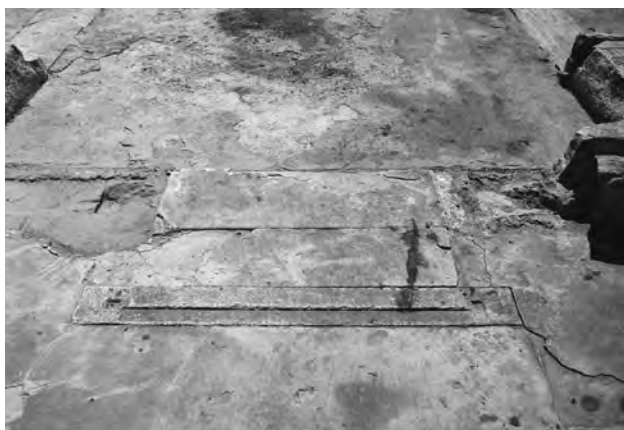
6. 12区画 西辺内面不明痕跡 (▲印) (東から)



1. 12区画 西辺内面最下段煉瓦刻印
(左:大阪窯業、右:岸和田煉瓦)(東から)



2. 12区画 西辺内面煉瓦刻印(東から)



3. 12・13区画間 出入口・扉痕跡(西から)



4. 14区画(東から)



5. 14区画 79 柁・80 土管(東から)



6. 15区画(北から)



7. 16 暖炉 床面耐火煉瓦「MARUSAN」(北から)



8. 8区画 南辺内面(16 暖炉西辺外面煉瓦刻印
「HANFU JUSANSIO」)(西から)



1. 16 暖炉 上部煙突(外周壁南辺上面) (西から)



2. 17 暖炉 床面耐火煉瓦「MARUSAN」(北から)



3. 18 通路 (北から)



4. 18 通路 西側扉用石材 (東から)



5. 北西隅 コンクリート基礎上面の煉瓦圧痕 (南から)



6. 8 区画付近 コンクリート基礎裏面の栗石 (西から)



7. 北西隅 コンクリート基礎と栗石 (南西から)



8. 北西隅 コンクリート基礎下の栗石 (西から)



1. 19区画 (西から)



2. 20区画 (西から)



3. 19区画 西端部断面 (南から)



4. 20区画 東端部断面 (南から)



5. 21・25区画間 コンクリート基礎 (西から)



1. 22 玄関 基礎上北側モルタル痕跡 (北西から)



2. 22 玄関 基礎上北側モルタル痕跡 (西から)



3. 22 玄関 基礎上南側モルタル痕跡 (西から)



4. 22 玄関・26 区画間 切石基礎 (南から)



5. 22 玄関・23 区画間 切石基礎 (北から)



6. 23 区画 南辺基礎 (北から)



7. 23 区画 西辺基礎 (東から)



1. 23・26 区画間
切石上面墨打ち痕跡 (▲印) (東から)



2. 24 区画
南東側切石基礎上段 (西から)



3. 24 区画
南西側切石基礎上段 (東から)

1. 24 区画
南西側切石基礎上段
漆喰除去状況 (東から)



2. 24 区画
南西側切石基礎下段 (西から)



3. 24 区画
南西側切石基礎下段 (東から)





1. 24区画 中心部 68 石組溝上煉瓦集積 (南から)



2. 煉瓦集積部近接 (東から)



3. 24区画 北西側基礎断面 (北から)



4. 24区画 北東側基礎中の石材 (西から)



5. 24区画 西側切石上段上面墨打ち痕跡 (南から)



6. 24区画 西側切石上段上面墨打ち痕跡 (東から)



7. 25区画 北辺東端石材 (南から)



8. 25区画 東端石材 (西から)



1. 26区画 西辺切石基礎(北から)



2. 26区画・31通路間 切石基礎(南から)



3. 26区画 西辺外面基礎(西から)



4. 26区画 北辺内面切石表面漆喰・瓦(南から)



5. 26区画 北辺内面切石表面漆喰擦痕(南から)



6. 26区画 北辺内面切石表面の漆喰・瓦断面(東から)



1. 26・29区画間 切石基礎 (東から)



2. 27区画 西端基礎 (東から)



3. 25・27区画間 切石基礎 (南東から)



4. 27区画 南辺切石表面漆喰・瓦 (北東から)



5. 写真4 切石表面漆喰・瓦近接 (北から)



6. 27区画・31通路間 切石上墨打ち痕跡 (北から)



7. 28区画 南辺切石表面漆喰・石材 (北から)



1. 28区画 西辺 (南東から)



2. 28区画・31通路間 切石基礎 (北から)



3. 27・28区画間 切石基礎 (西から)



4. 28区画への切石基礎張出し部 (北から)



5. 29区画・31通路間 切石基礎 (南から)



6. 29区画 基礎上面の切石圧痕 (南東から)



7. 29区画 基礎断面 (西から)



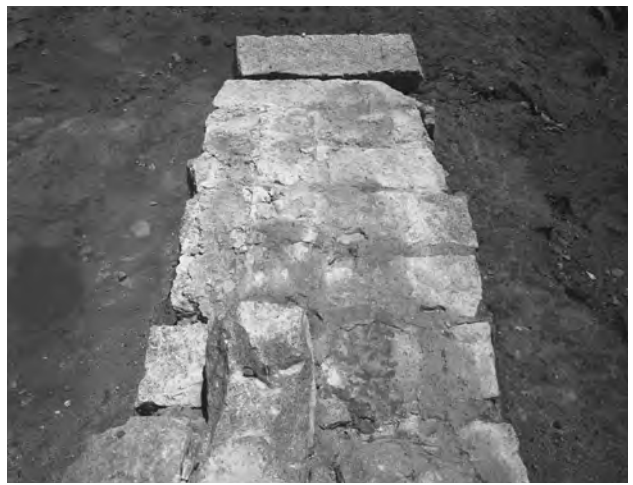
1. 29区画 東辺切石表面漆喰・瓦 (西から)



2. 29区画 北辺切石表面漆喰擦痕 (南から)



3. 30区画・31通路間 切石基礎区画 (南から)



4. 28・30区画間 切石基礎 (西から)



5. 31通路 (南から)



6. 31通路 東辺切石表面漆喰・瓦 (西から)



7. 31通路 断面 (南から)



1. 59 枅 (南から)



2. 61 土管 上部の煉瓦 (24 区画西側) (南から)



3. 61 土管 (写真 2 の煉瓦除去後) (南から)



4. 61 土管 側面 (東から)



5. 63 土管 (西から)



6. 64 土管 (西から)



7. 65 土管 (西から)



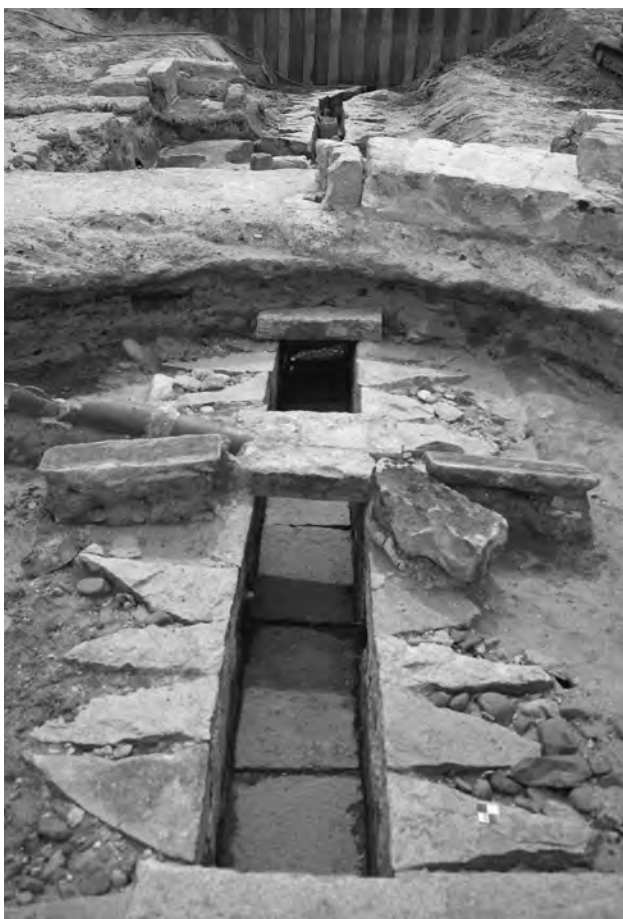
8. 66 土管 (西から)



1. 68 石組溝 (蓋石除去前、22 玄関以西) (西から)



2. 68 石組溝 (蓋石除去前、25 区画と同以東) (西から)



3. 68 石組溝 (蓋石除去後、24 区画以東) (西から)



4. 68 石組溝 (蓋石除去後、23 区画)・60 土管 (西から)



1. 67 土管接続部の 68 石組溝蓋石の穿孔 (北から)



2. 62 土管接続部の 68 石組溝蓋石の穿孔 (北から)



3. 68 石組溝 内部 (西から)



4. 68 石組溝に接続する 75 土管 (南から)



5. 68 石組溝に接続する 74 土管 (南西から)



6. 68 石組溝に接続する 73 土管 (北から)



7. 68 石組溝 間知石平面 (西から)



8. 68 石組溝 間知石側面 (南から)



1. 72 暗渠 上面のモルタル残存状況 (南から)



2. 72 暗渠 断面 (北から)



3. 72 暗渠 南側 (東から)



4. 72 暗渠 モルタル除去後の蓋石全景 (東から)



5. 72 暗渠と北延長の 68 石組上石材 (南から)



6. 72 暗渠 掘方漆喰除去状況 (南から)



7. 72 暗渠 掘方と切石の漆喰 (南から)



1. 31 通路下 73 土管 (東から)



2. 31 通路下 73 土管部断面 (南から)



3. 73 土管下部の漆喰付着状況



4. 石材 20 矢穴痕 (29 区画北辺張出し部平面) (北東から)



5. 石材 11 ~ 13 矢穴痕 (24 区画東側平面) (南から)



6. 石材 22 矢穴痕 (29 区画・31 通路間南端側面) (南から)



7. 石材 53 矢穴痕 (24 区画東端 68 石組溝蓋石) (西から)



8. 石材 55 矢穴痕 (24 区画 68 石組溝底石) (北から)



1. 68 石組溝間知石 石材 37 矢穴痕 (南東から)



2. 68 石組溝間知石 石材 35 矢穴痕 (南から)



3. 68 石組溝間知石 石材 47 矢穴痕 (西から)



4. 68 石組溝間知石 石材 30 矢穴痕 (南から)



5. 68 石組溝間知石 石材 42 矢穴痕近接 (東から)



6. 68 石組溝間知石 石材 37 矢穴痕近接 (南東から)



7. 68 石組溝間知石 石材 47 矢穴痕近接 (東から)



8. 切石 石材 14 矢穴痕近接(23・26 区画間) (南から)



1. 全景 (南東から)



2. 外周壁南辺外面 (南西から)



1. 外周壁西辺北端外面(西から)



2. 外周壁東辺南側外面(南東から)



3. 外周壁東辺北側外面(北東から)



1. 34区画 (南東から)



2. 34・53区画間 間仕切り壁と木材 (北東から)



3. 34区画 床面の木材痕跡 (南から)



4. 34区画・54区画間 西端出入口 (南から)



5. 34区画 外周壁北辺内面にはめ込まれた木煉瓦と墨打ち痕跡 (南から)



6. 34・35区画間 外周壁北辺内面の間仕切り壁部墨打ち痕跡 (南から)



7. 34区画 北辺下部木材の加工痕 (北から)



8. 34区画 北辺下部の木材と壁内面にはめ込まれた木煉瓦 (南東から)



1. 34・54区画間 間仕切り壁 (東から)



2. 34区画 北辺外面
中央棟 29区画との接触部の乱雑な煉瓦積み (北西から)



3. 34区画 北辺外面
中央棟 29区画との接続部 (北から)



4. 34区画 北辺外面
中央棟 29区画との接続部 (北から)



5. 35区画 南東柱北辺 漆喰による成形 (北西から)



6. 35区画 北西柱南辺 煉瓦目地材中の貝 (南から)



1. 35区画 西側 (南から)



2. 37・38区画間 出入口石材近接 (北から)



3. 35区画 西側石材近接 (西から)



4. 37・38区画 (東から)



5. 40・41区画間 間仕切り壁基部 (南から)



6. 43・44区画間 間仕切り壁南延長の外周壁南辺内面 (北から)



1. 38区画 南東端78土管 (南から)



2. 39・40・41・42区画 (東から)



3. 43区画 (北から)



4. 43区画 西辺間仕切り壁の煉瓦の抜け (東から)



5. 43区画 南辺内面墨打ち痕跡と墨書「15」 (北から)



6. 43区画 南辺内面煉瓦刻印「授産所」 (北から)



7. 44区画 南端 (西から)

1. 45・46・47 区画 (南から)



2. 45・46 区画 間仕切り壁南延長柱上面
(北から)



3. 48・49 区画 (南から)





1. 44区画 (北から)



2. 48区画 南西隅鉄板集積 (東から)



3. 48・49区画間 間仕切り壁と西側の柱痕跡 (北から)



4. 47・48区画間 間仕切り壁と東側の柱痕跡 (北から)



5. 49区画 床面
ガラス瓶等付着状況 (北から)



6. 49区画 床面
タイル等圧痕・付着状況 (北から)



7. 49区画 床面
煉瓦圧痕等 (北から)



1. 49・50区画間 出入口 (西から)



2. 49・50区画間 出入口石材近接 (南から)



3. 50区画 (北西から)



4. 50区画 外周壁南辺東端上面 (北から)



5. 50区画 外周壁南辺東端上面 (東から)



6. 50区画 東辺と床の隙間 (北から)



1. 50 区画 東辺内面墨打ち痕跡 (西から)



2. 50 区画 南辺内面墨打ち痕跡と墨書「15」 (北から)



3. 50・51 区画 境界部 (西から)



4. 50・51 区画間 間仕切り壁基部 (南から)



5. 50 区画 出入口西側間仕切り壁基部 (北から)



6. 50 区画 南辺東端内面漆喰の厚さ (西から)



7. 51 区画 北辺東痕跡? (東から)



8. 51 区画 東端煉瓦の段差 (北から)



1. 52区画 (南西から)



2. 52・53区画 煉瓦壁 (西から)



3. 52区画 コンクリート基礎断面 (北から)



4. 52区画 コンクリート基礎上の煉瓦 (西から)



5. 53区画 (東から)



6. 34・53区画間 間仕切り壁西延長西辺内面
煉瓦刻印「授産所」 (東から)



7. 55区画 (東から)



8. 76土管・77柵 (南から)



1. 57 遺構 東側竈 (北から)



2. 57 遺構 西側枡 (北から)



3. 58 区画 (東から)



4. 70 土管 (南から)



5. 71 土管 南翼外側 (東から)



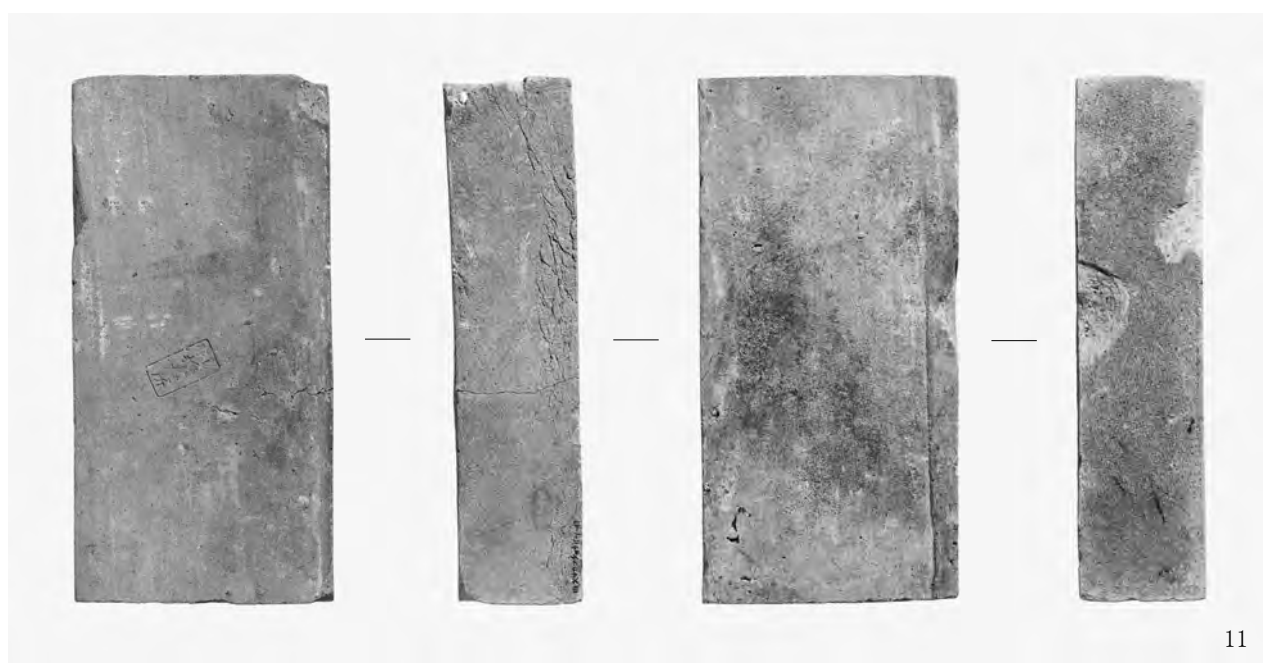
6. 71 土管 南翼内側 (北から)



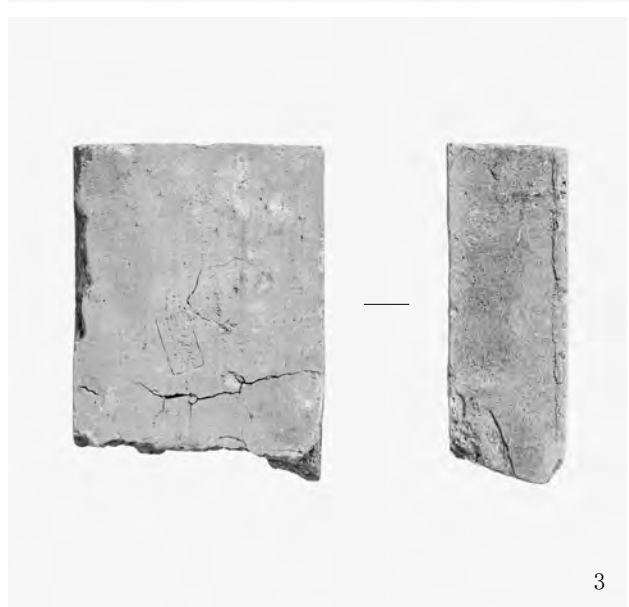
7. 南東隅 コンクリート基礎上面の煉瓦圧痕 (北から)



8. 南東隅 コンクリート基礎上面の煉瓦圧痕 (西から)



11



3



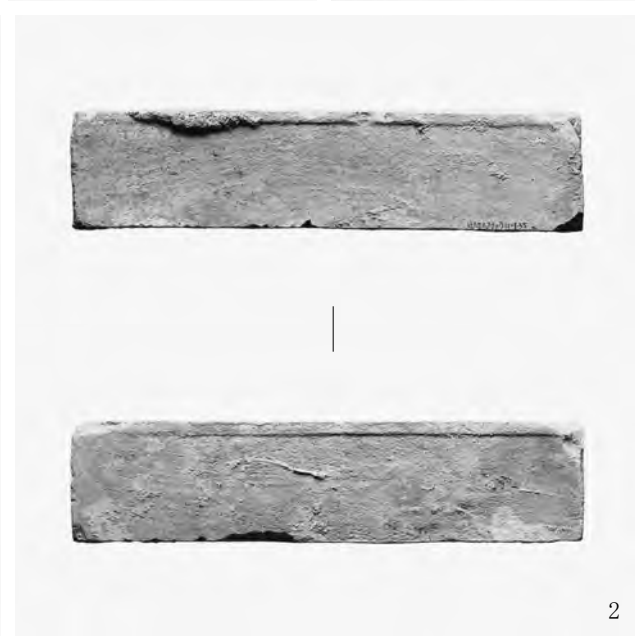
8



14



1



2



17 (1類)



24 (1類)



11 (1類)



13 (2類)



5 (3類)



6 (3類)



7 (3類)



14 (3類)



16 (3類)



15 (3類)



20 (4類)



21 (4類)



22 (5類)



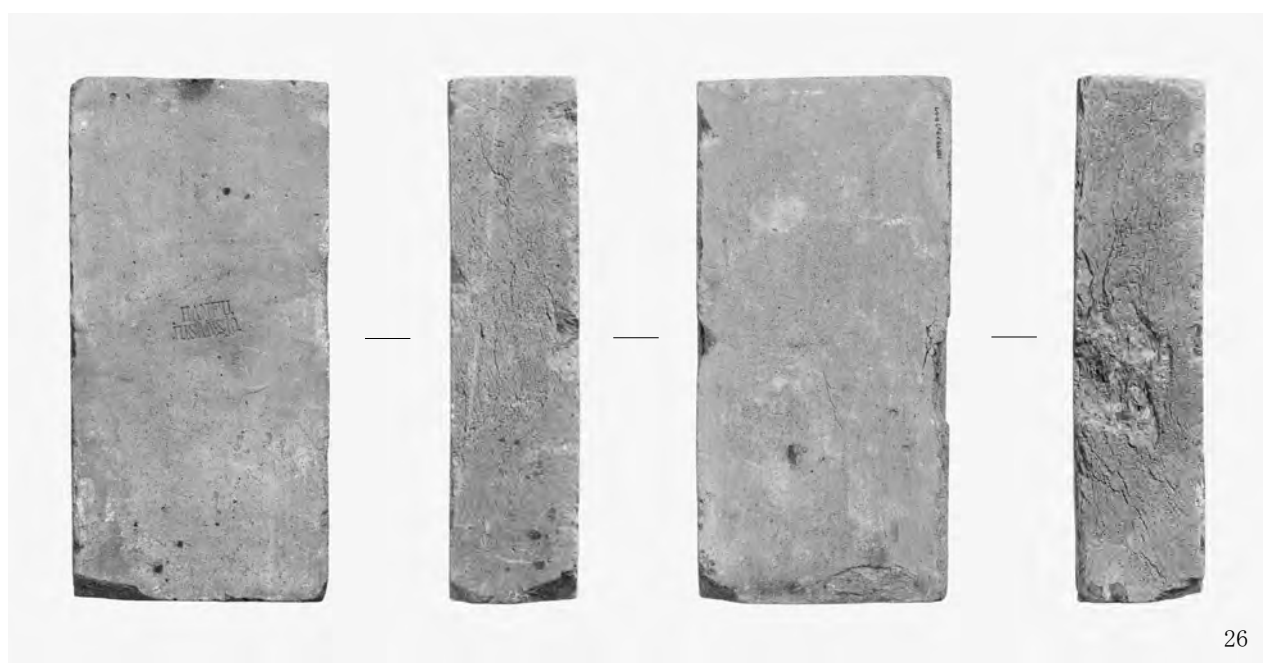
4 (6類)



18 (6類)



23 (7類)



26



31



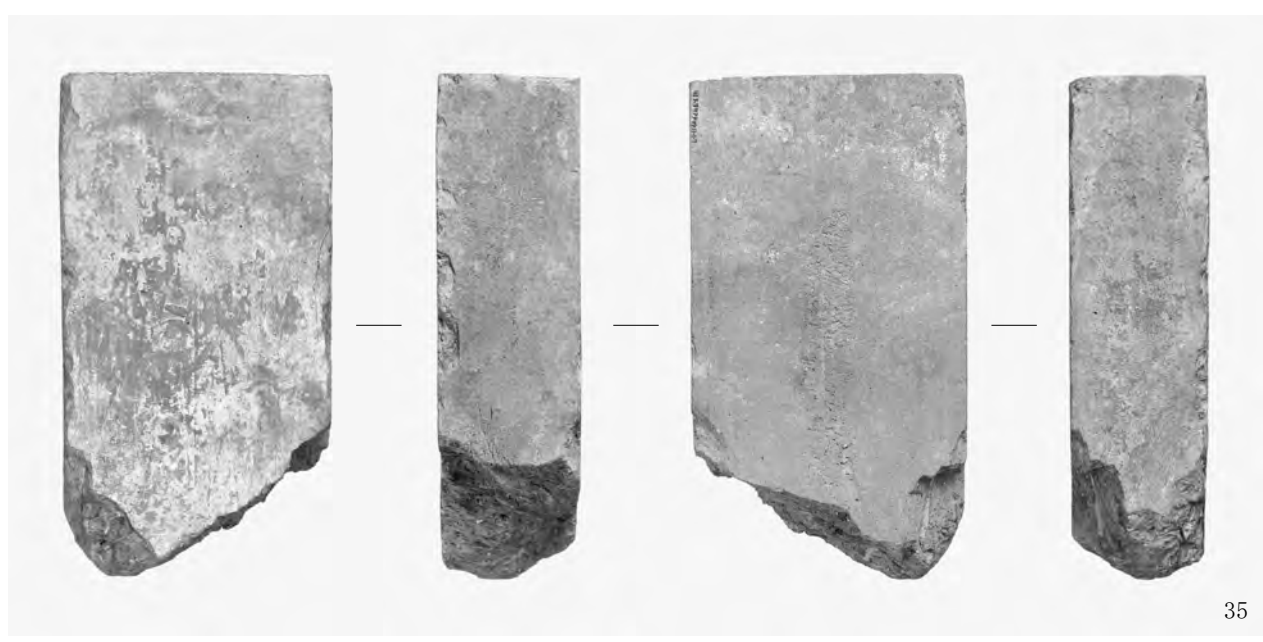
29



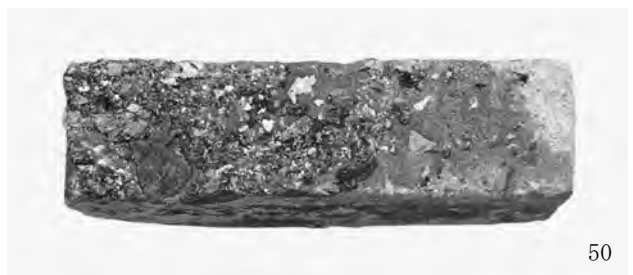
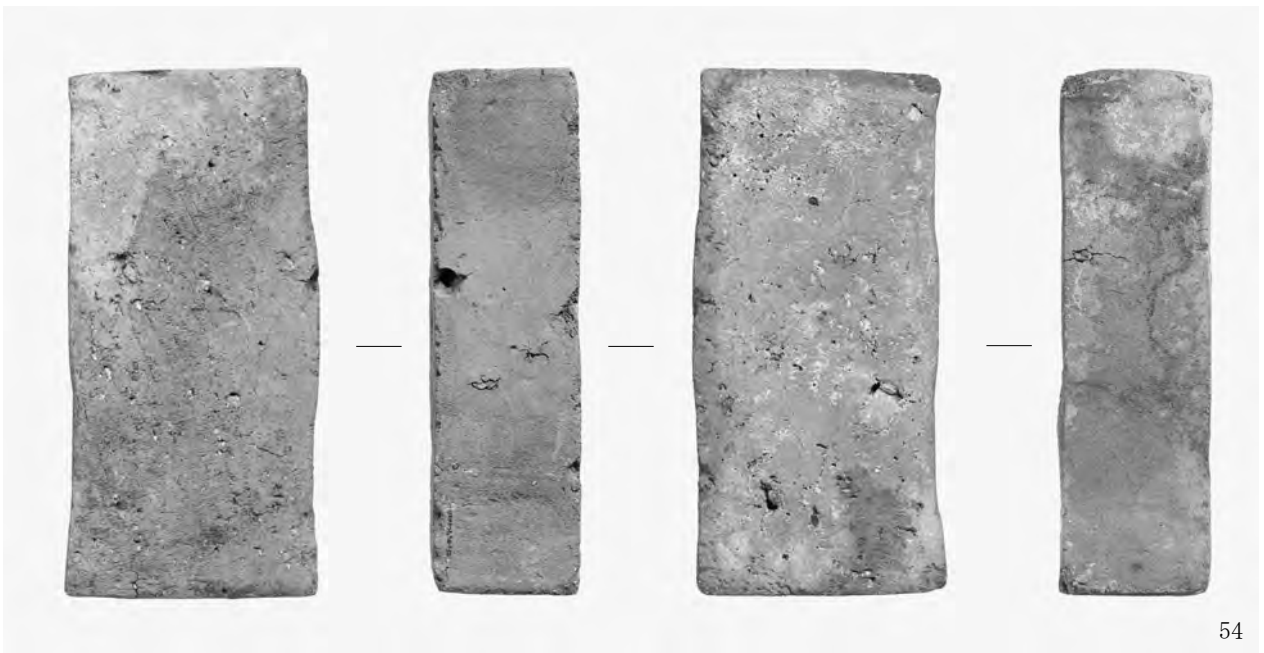
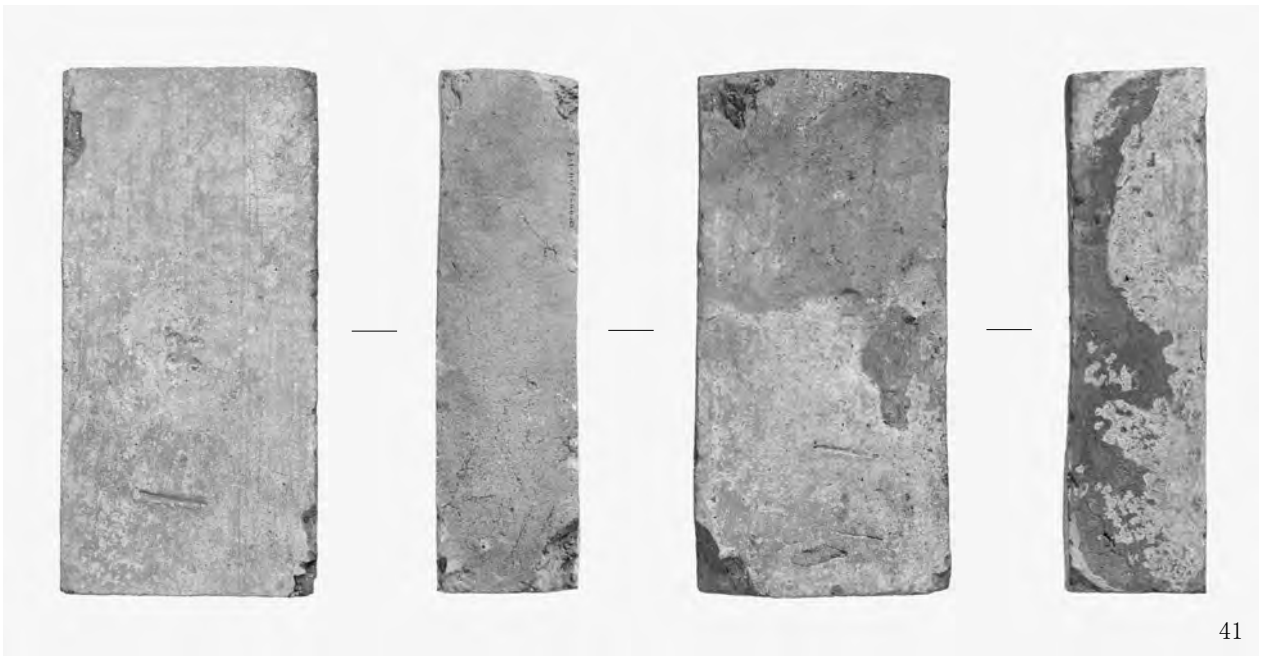
28

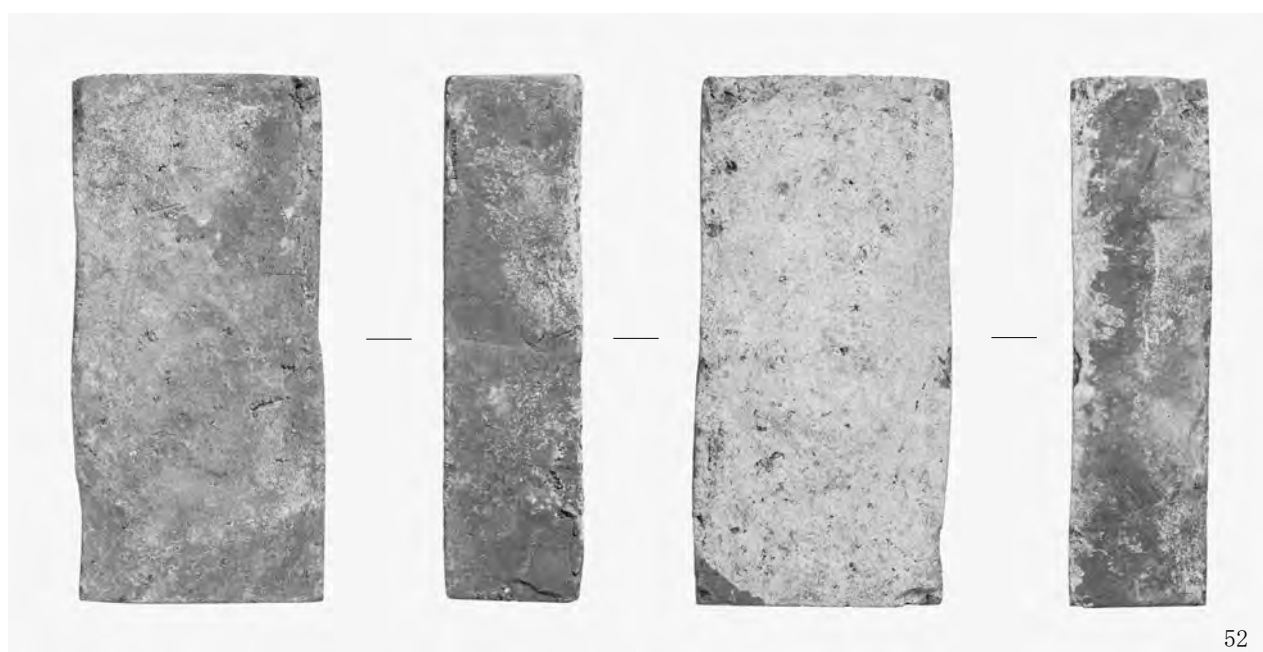


32

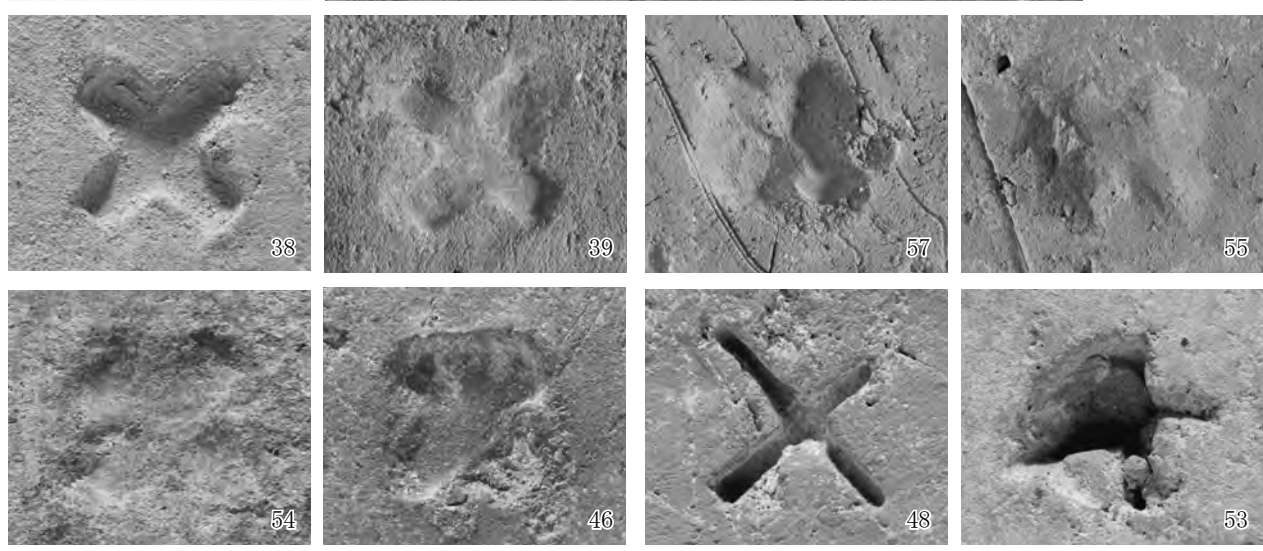
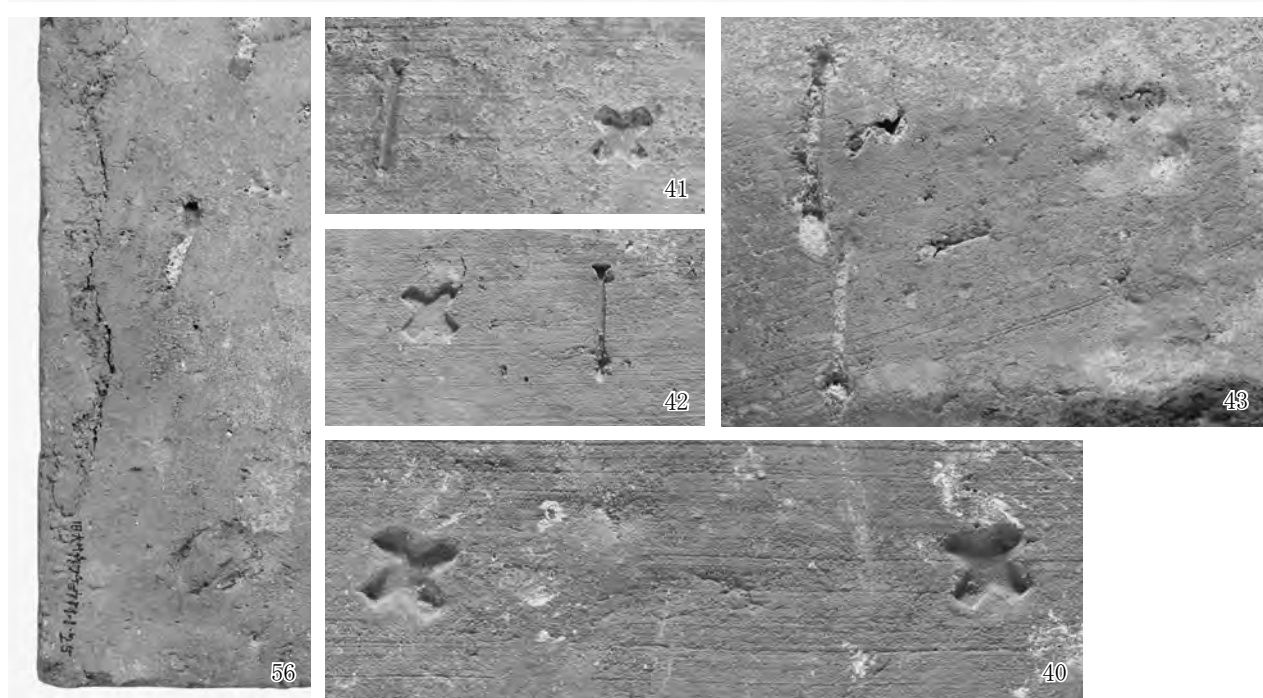


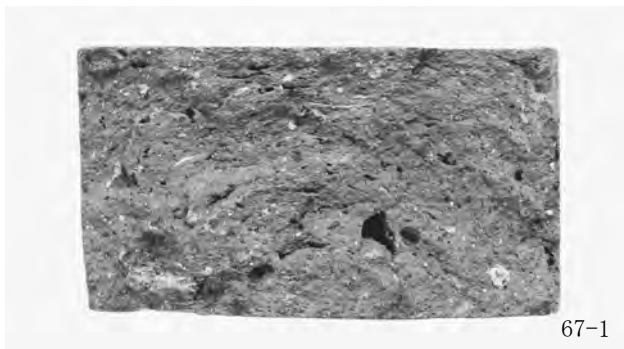
35

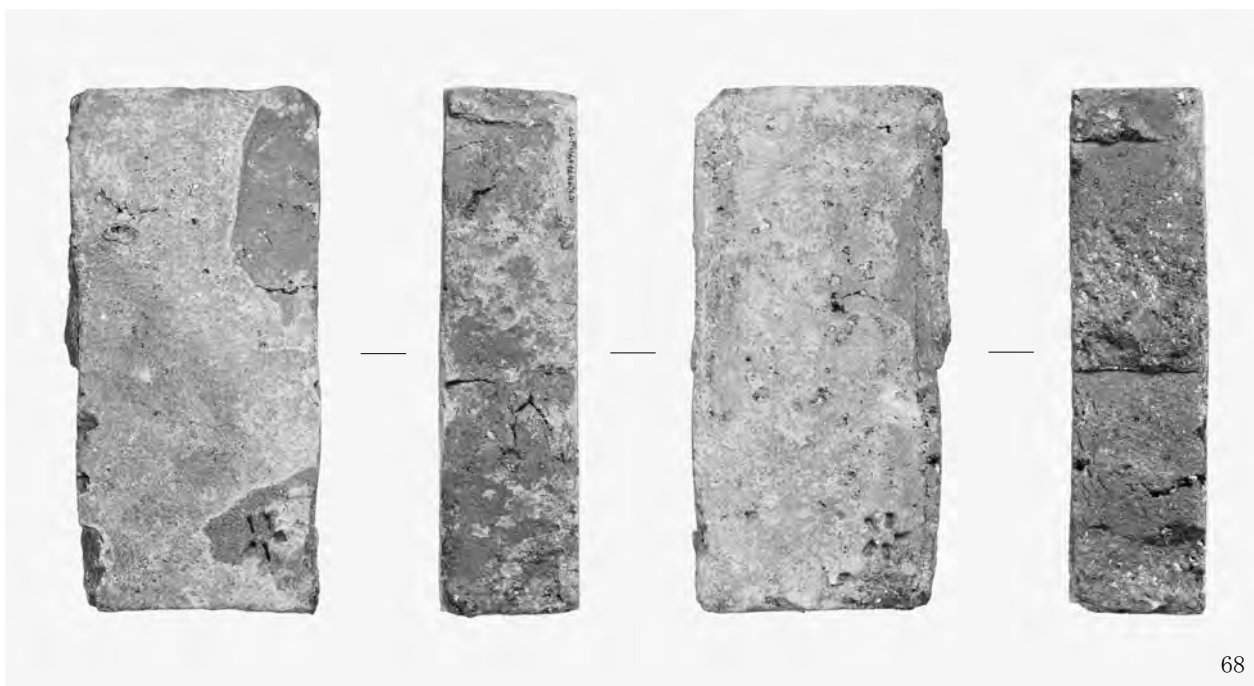




52







68



75



74



72



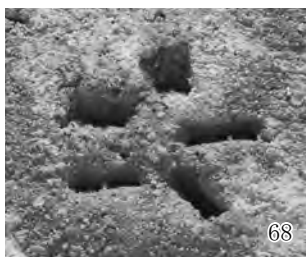
77



70



76



68



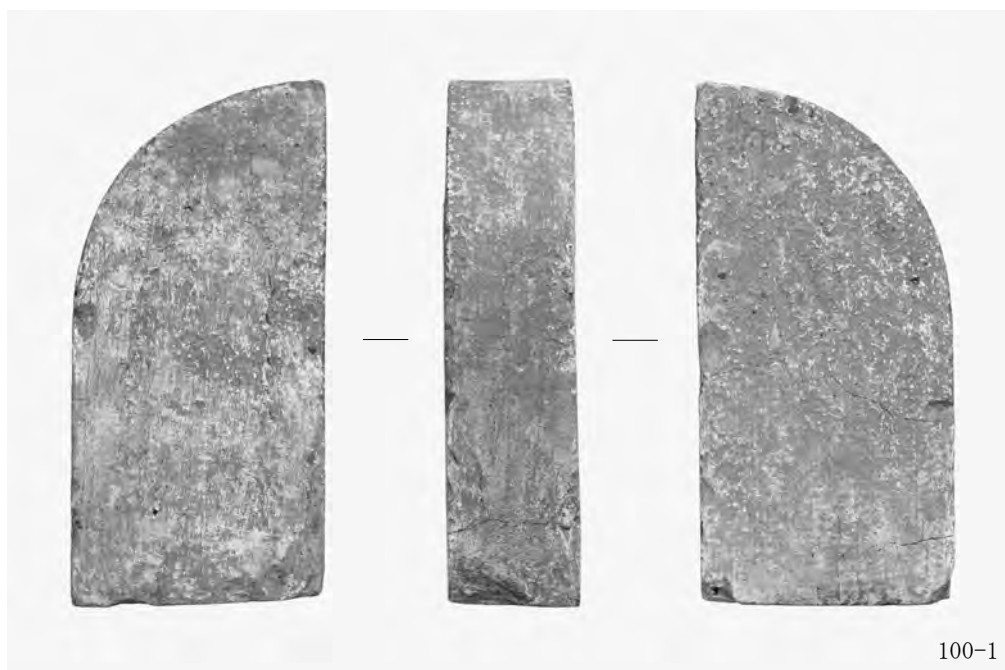
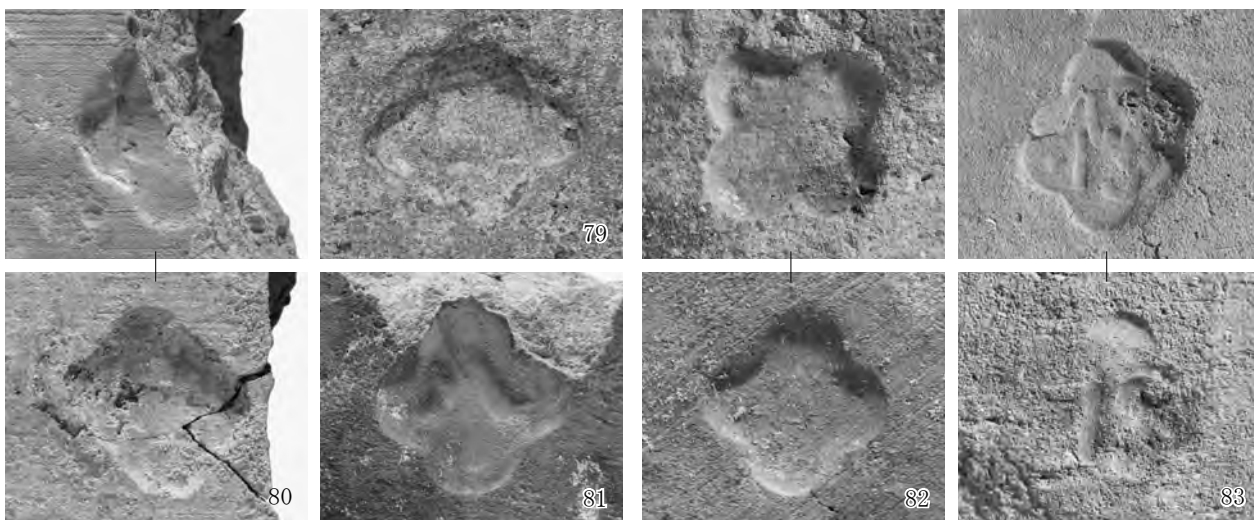
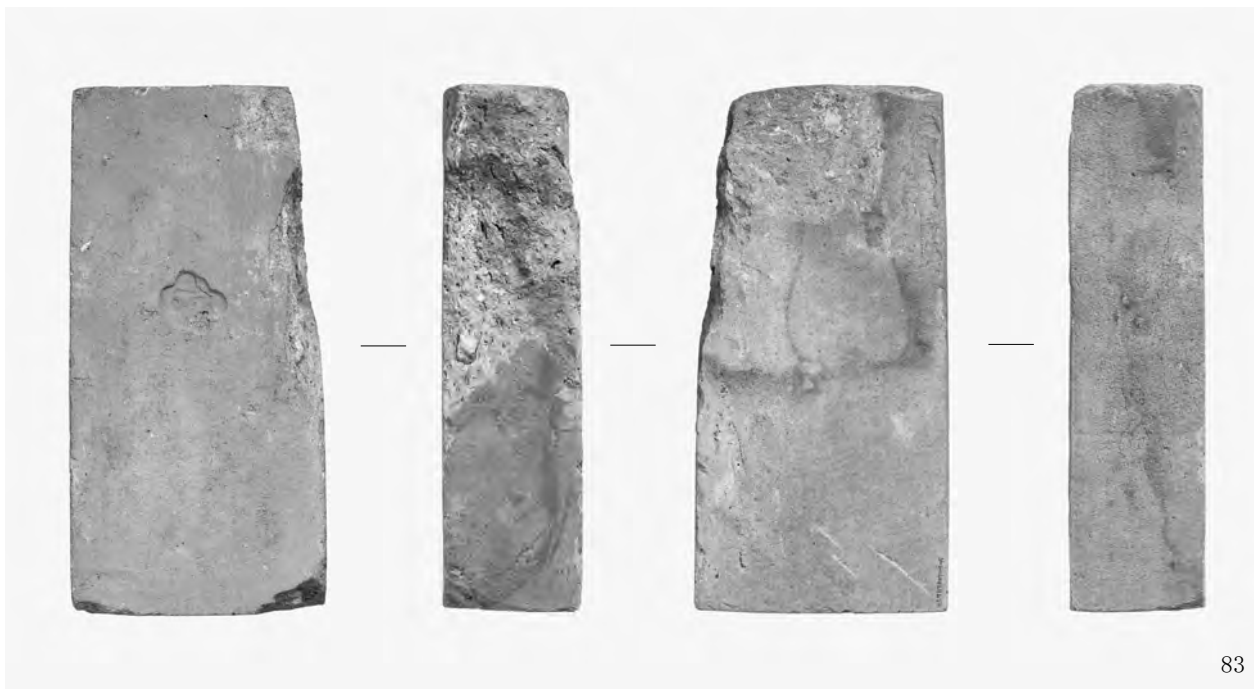
75

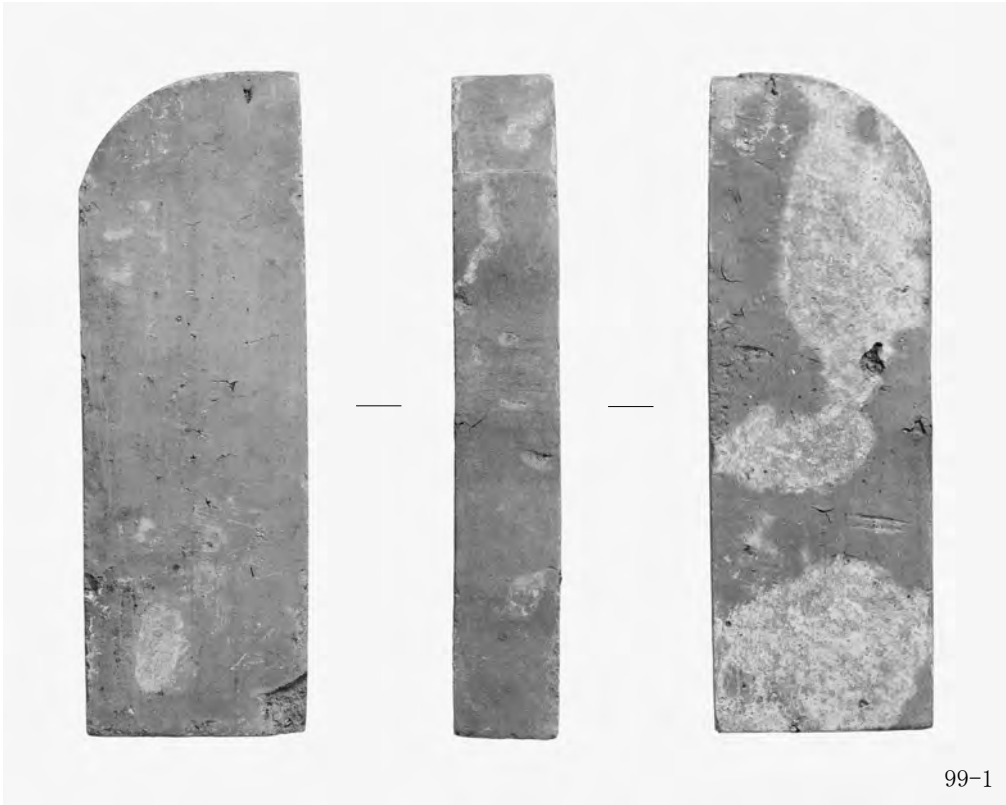


73



69





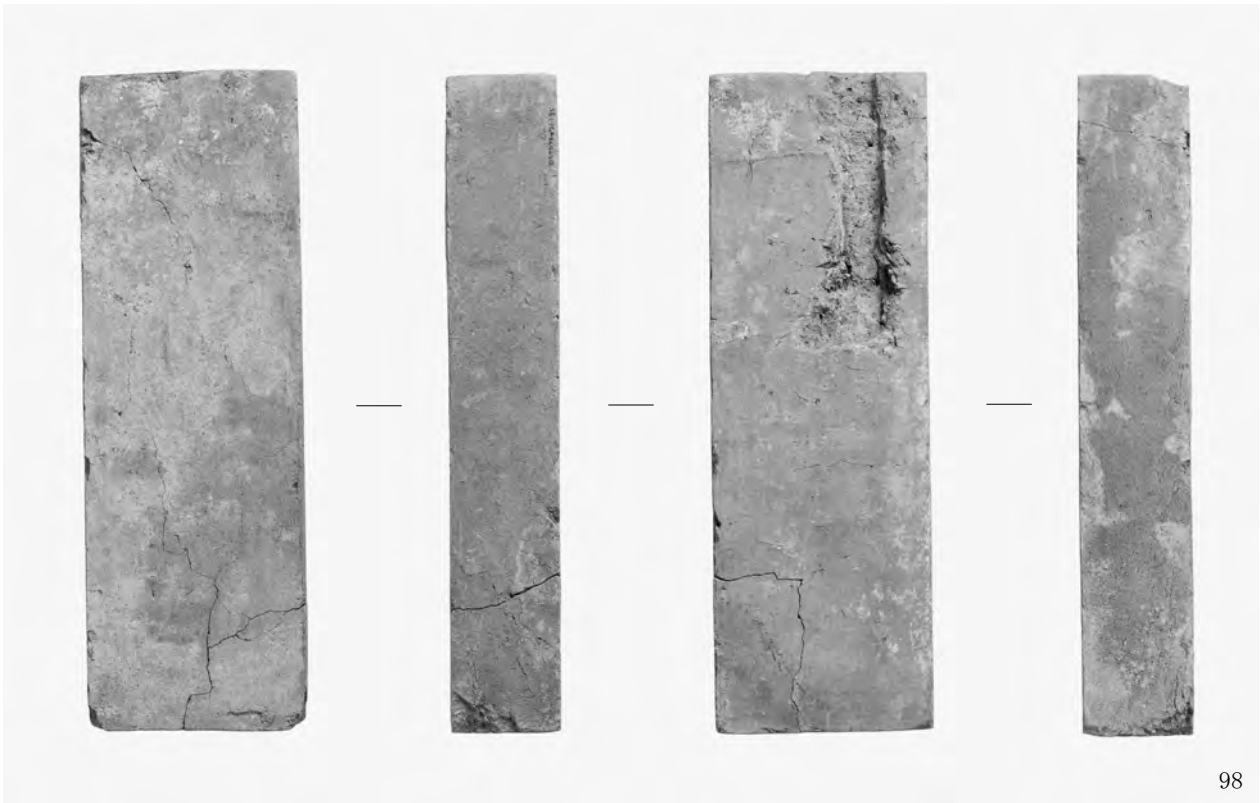
99-1



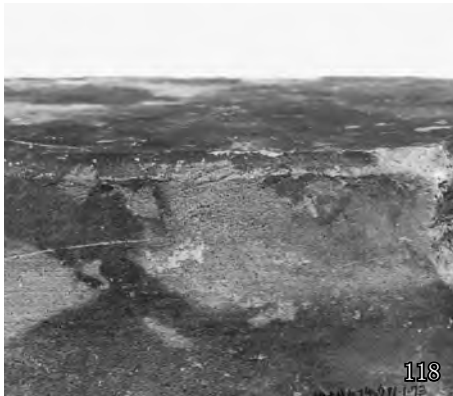
99-2



100-2



98

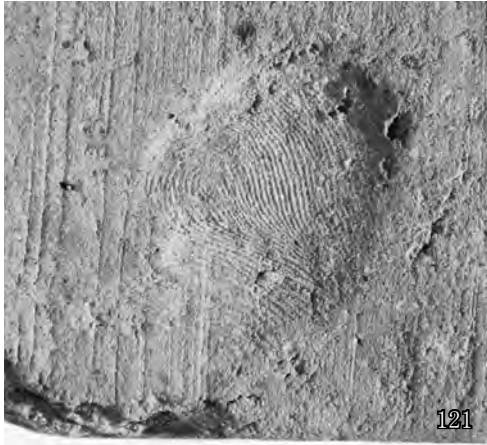




101



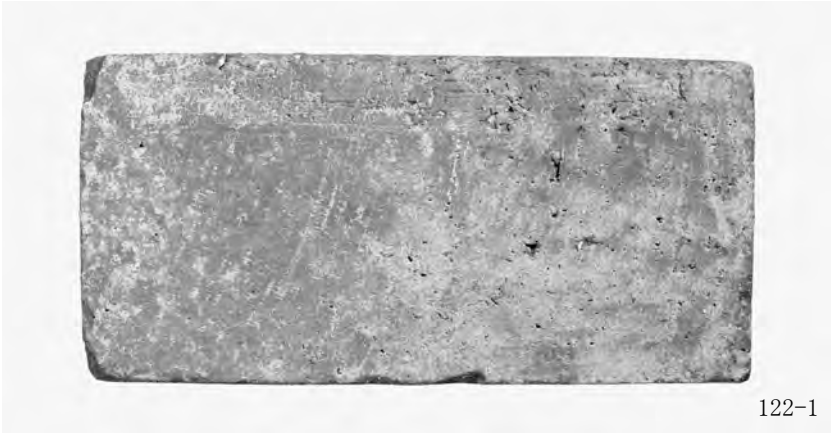
107



121



113



122-1



122-2



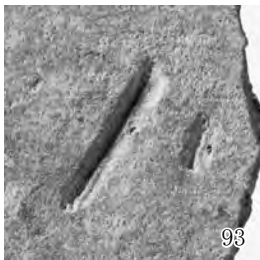
90



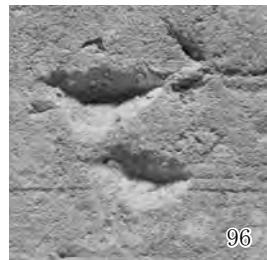
87



89



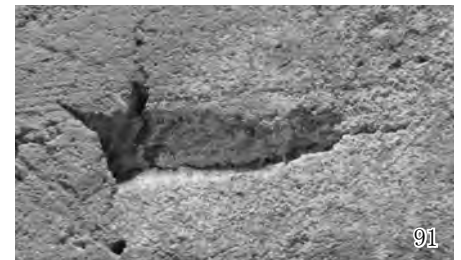
93



96



94



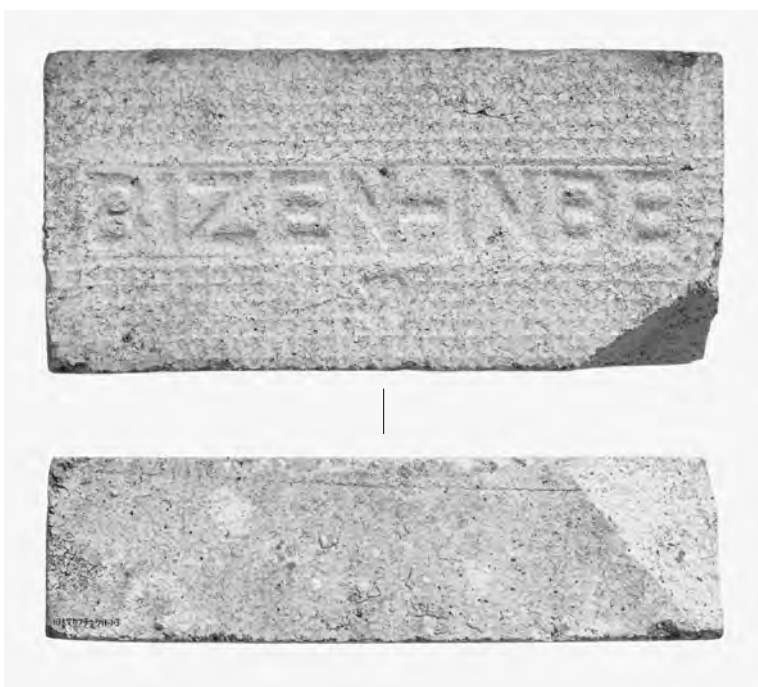
91



123-1



123-2



124-1



124-2



128-1



128-2



134



144



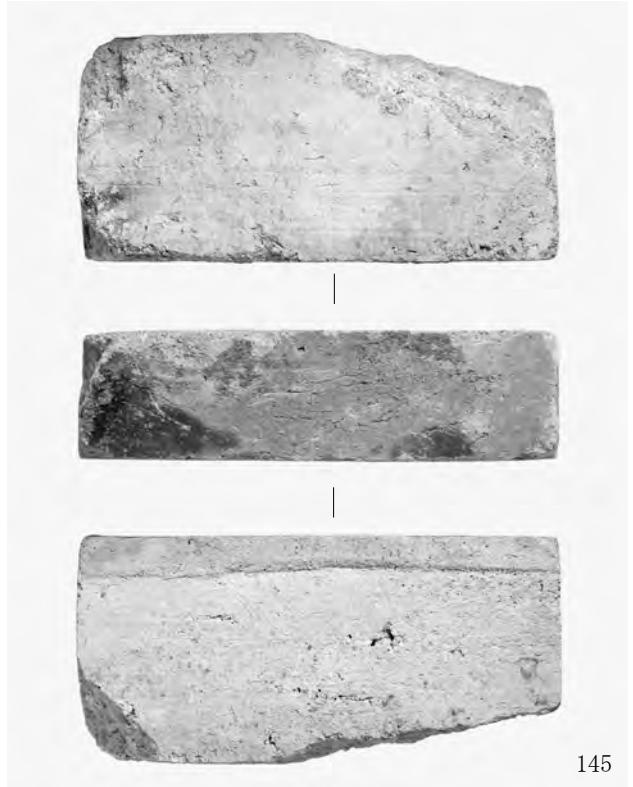
142



141



143



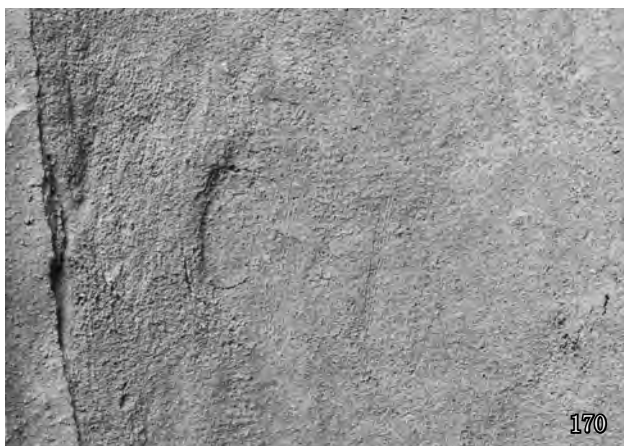
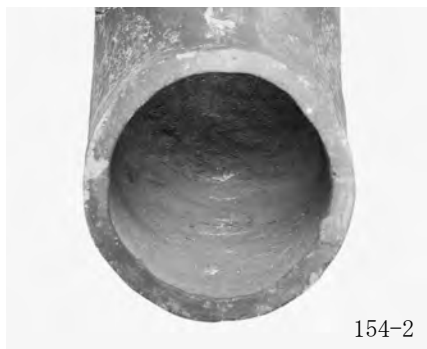
145



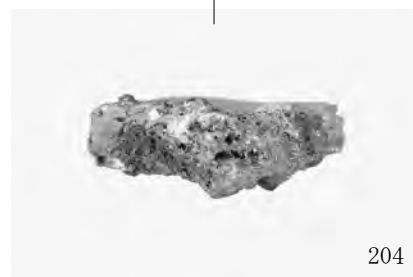
147-1



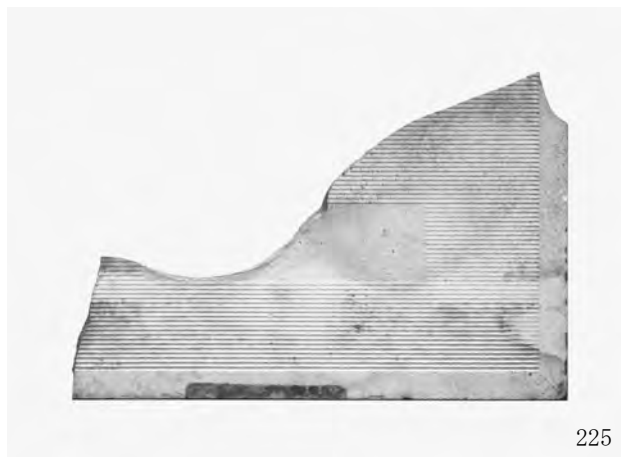
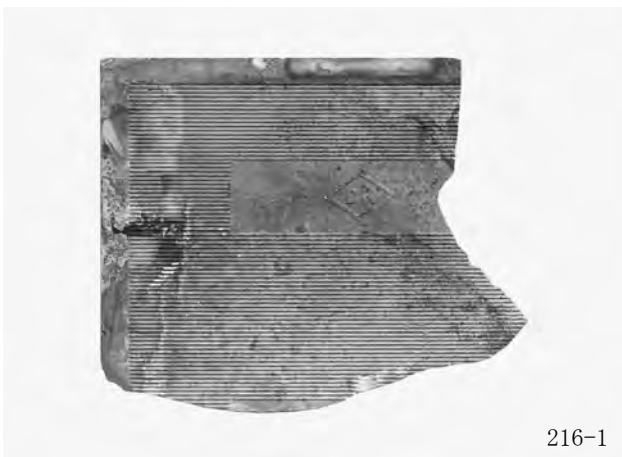
147-2

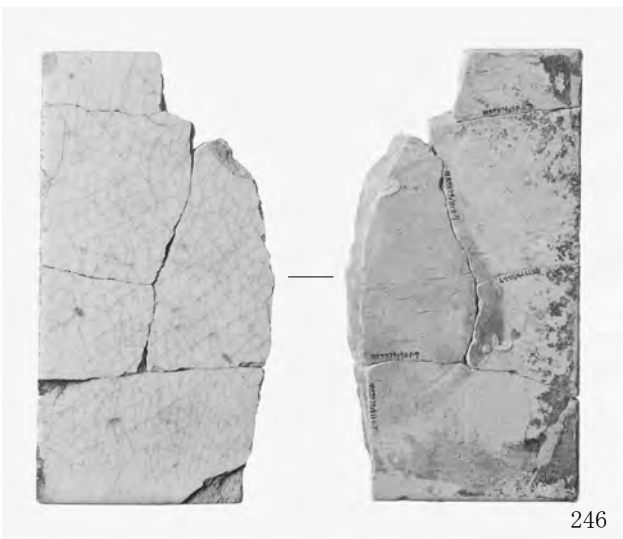
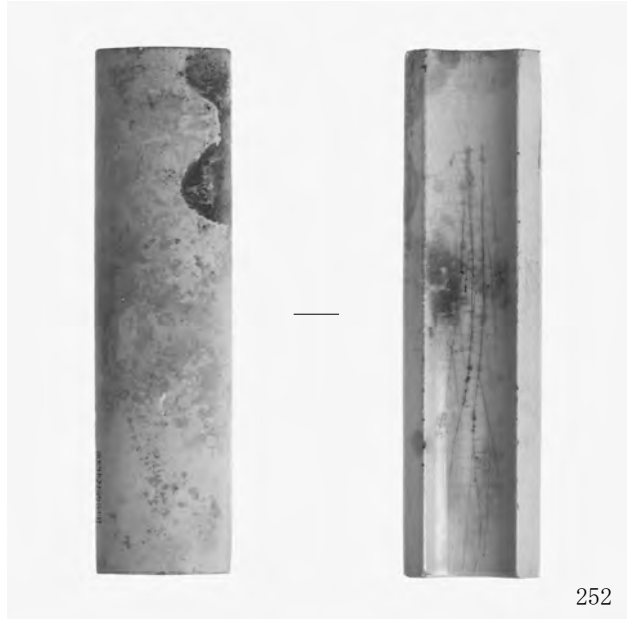
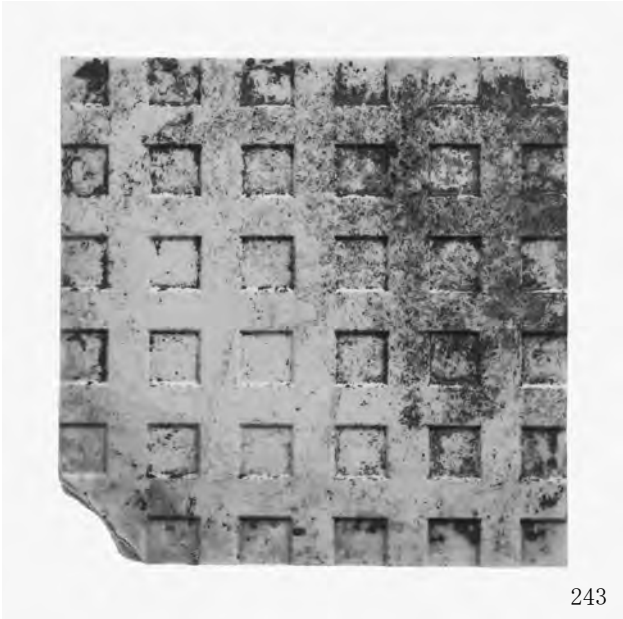
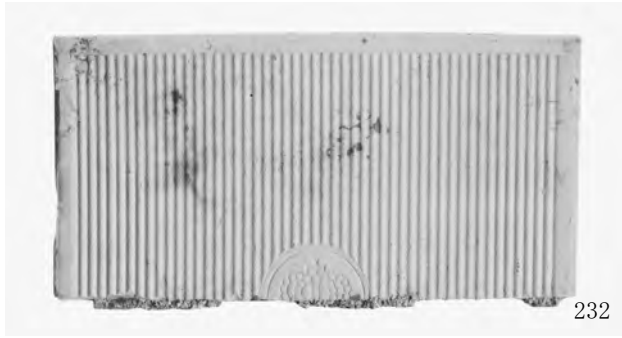
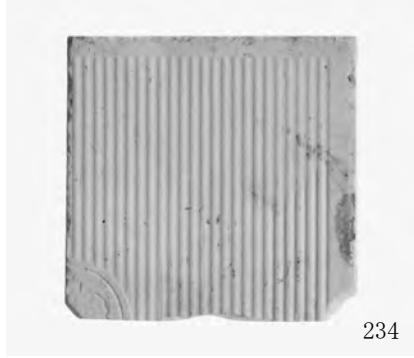


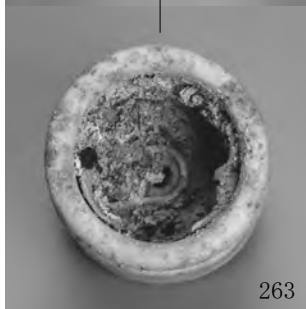
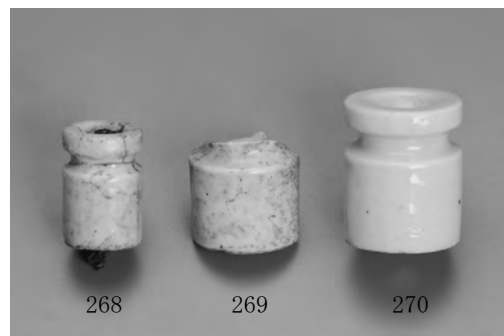
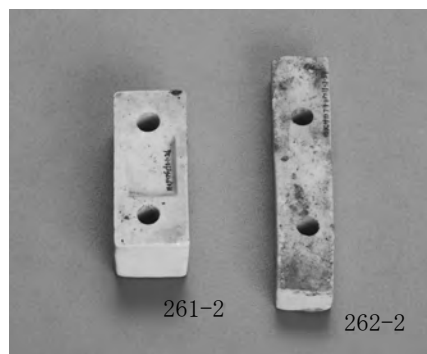
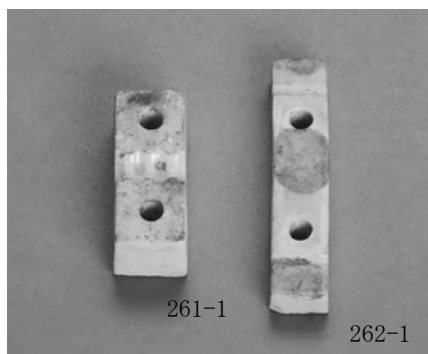
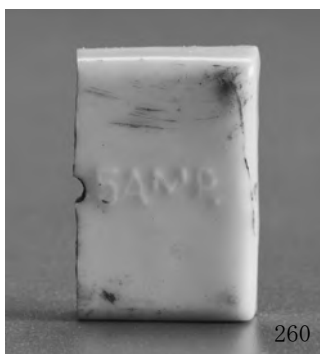
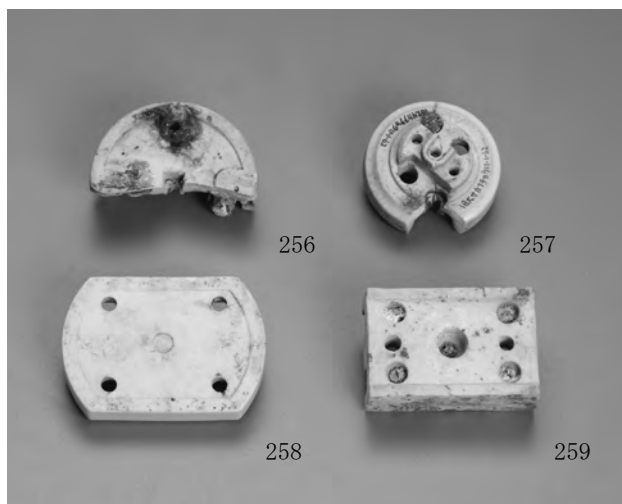


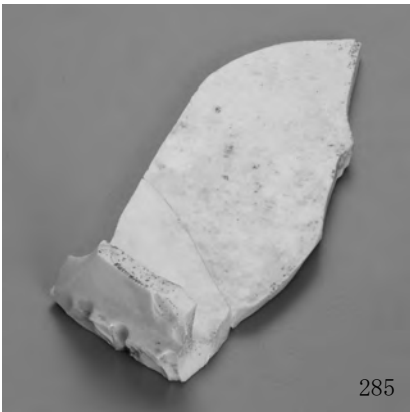
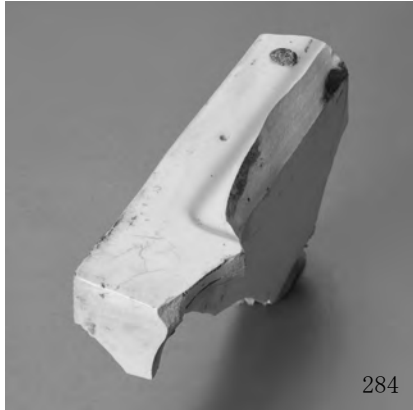
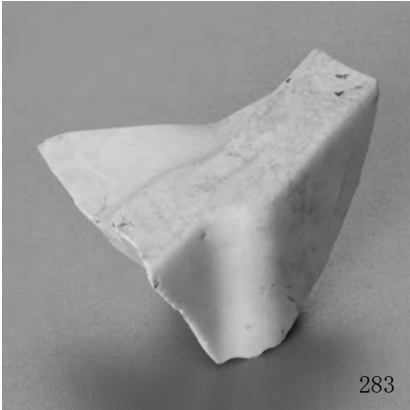
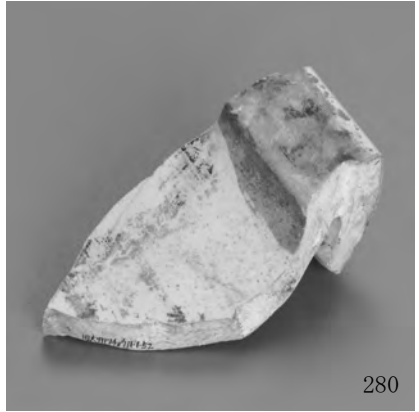
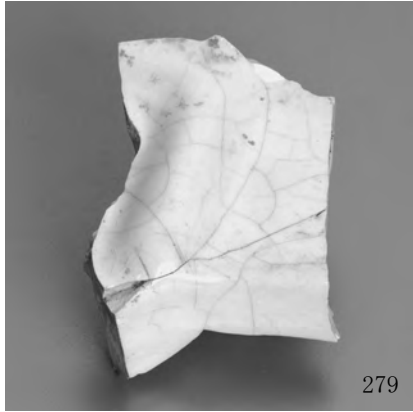
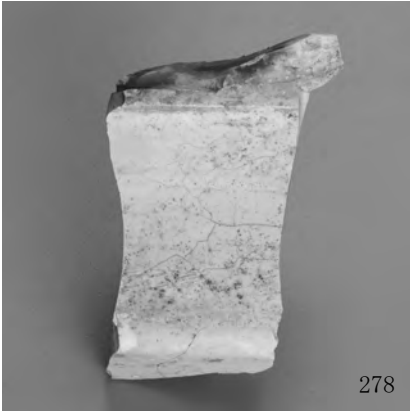


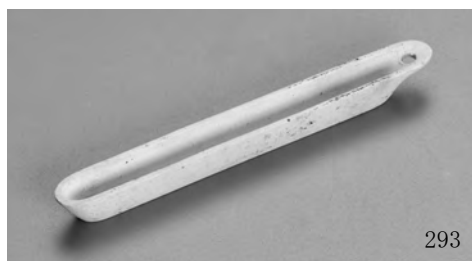


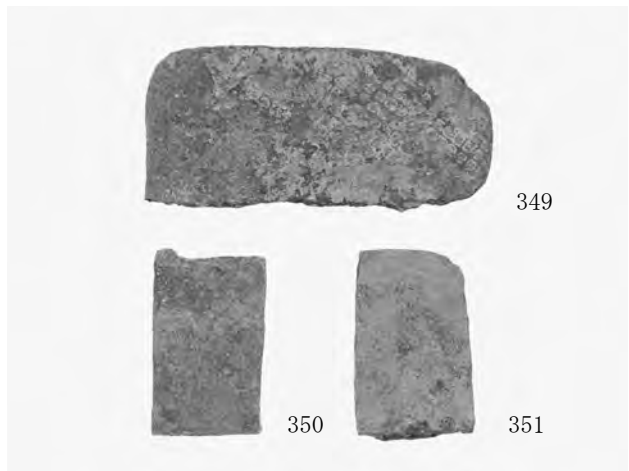
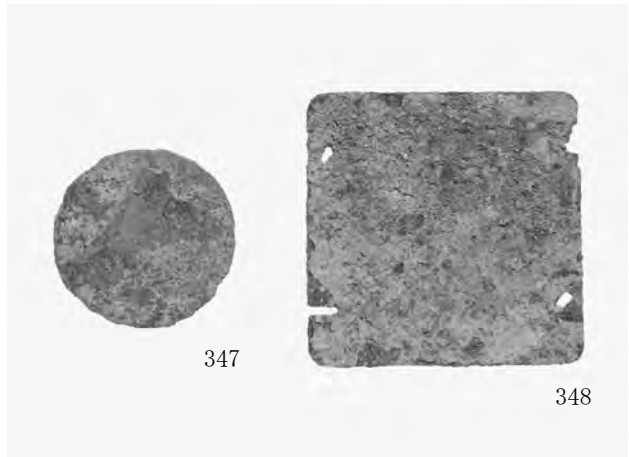
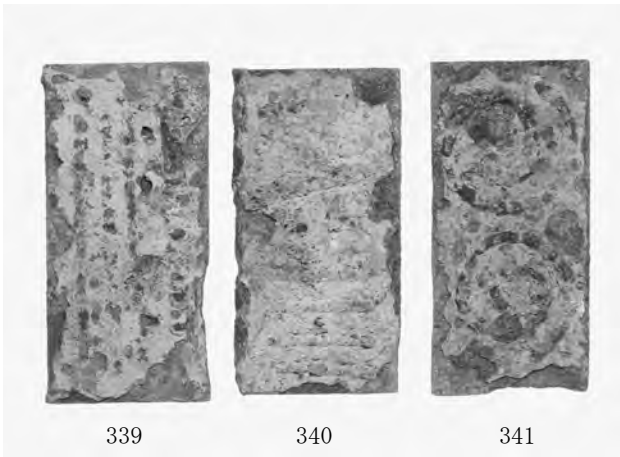
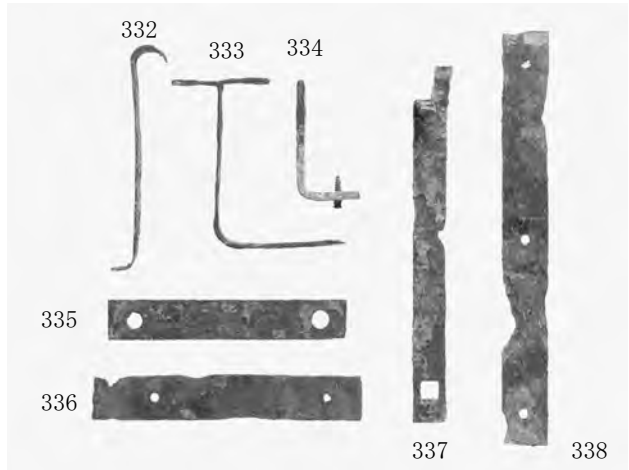
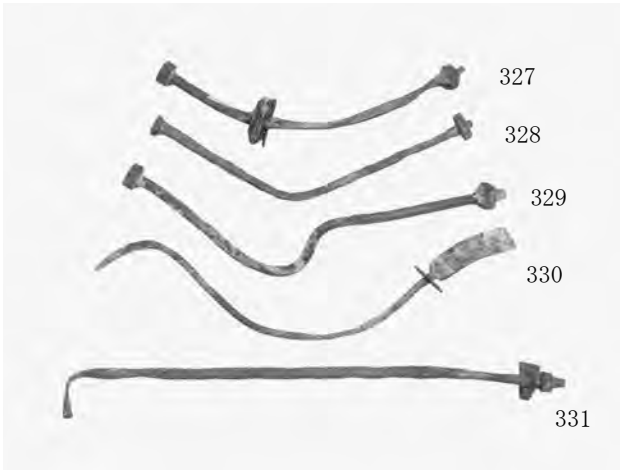
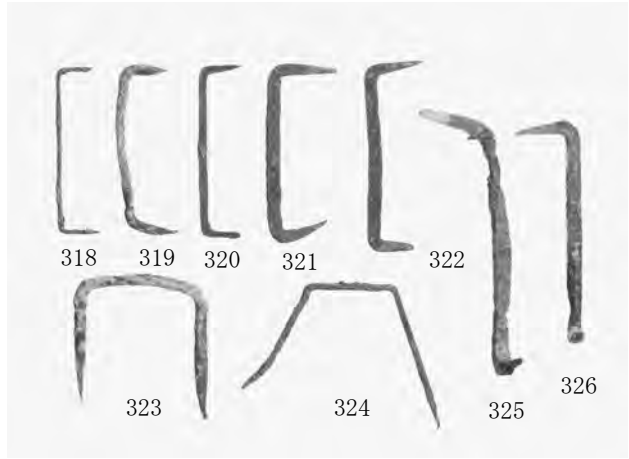
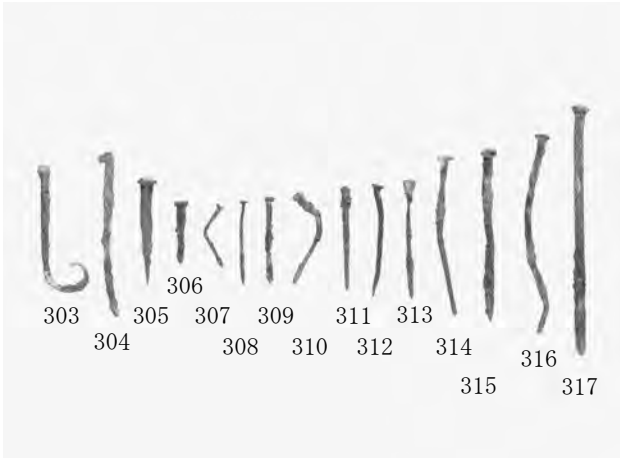


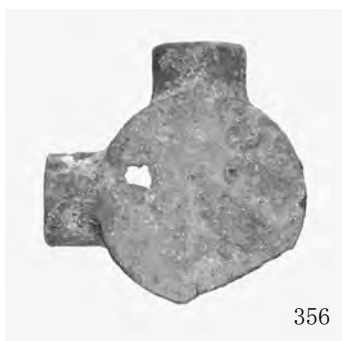
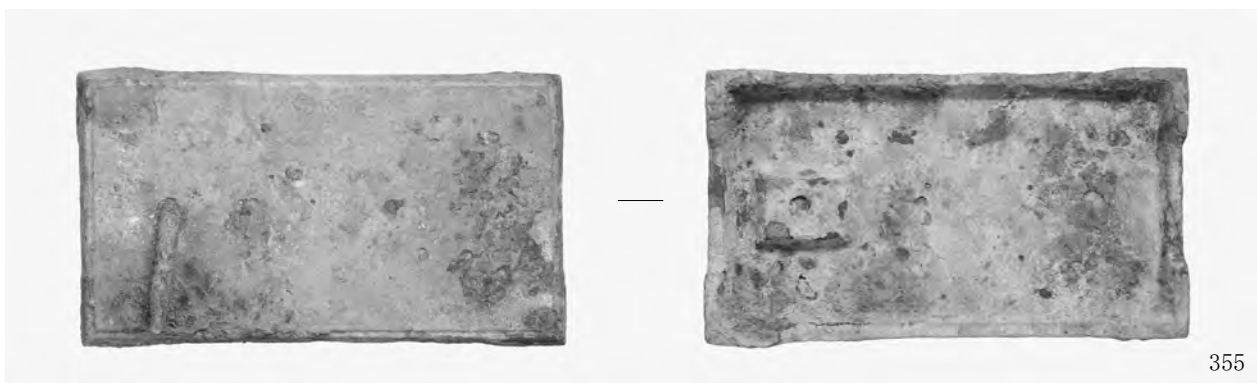
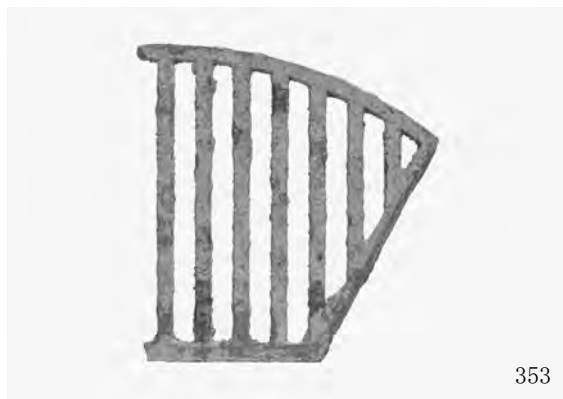


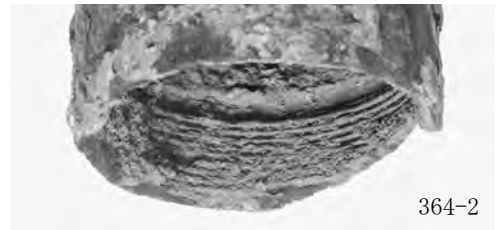


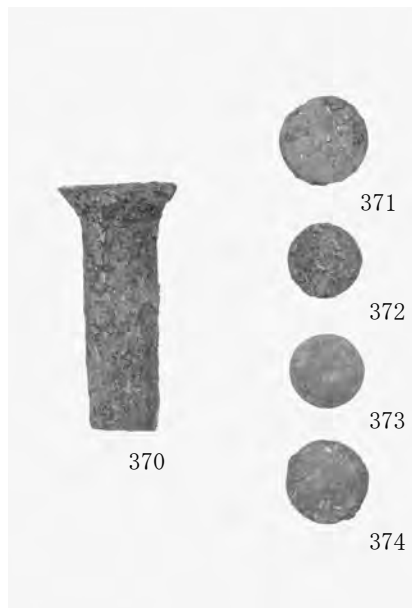


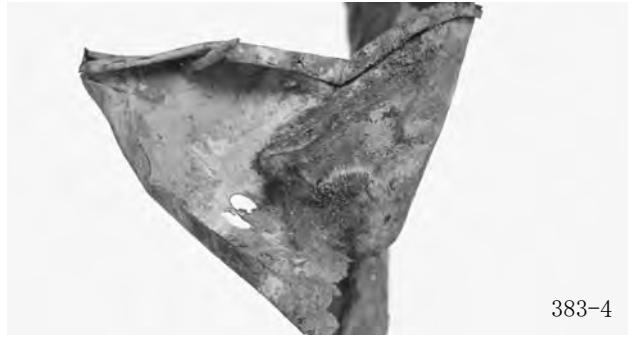
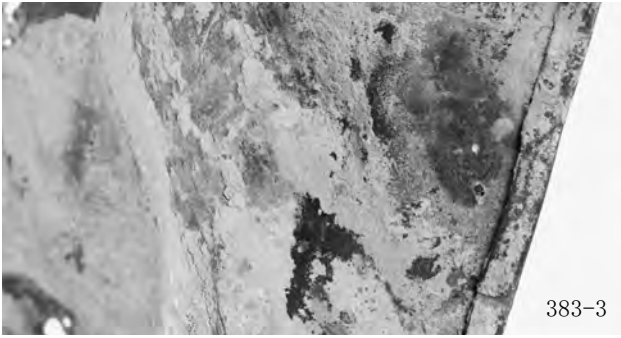
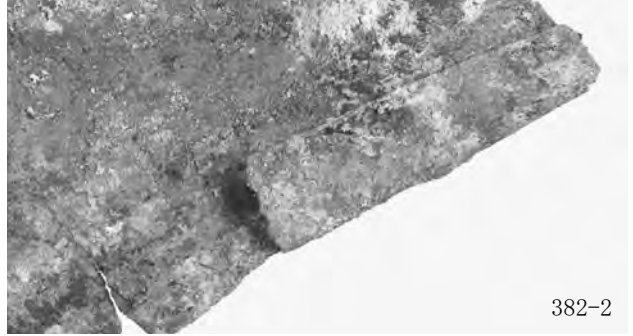


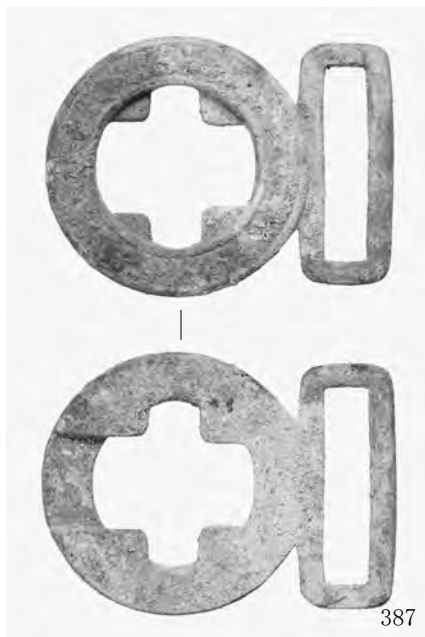
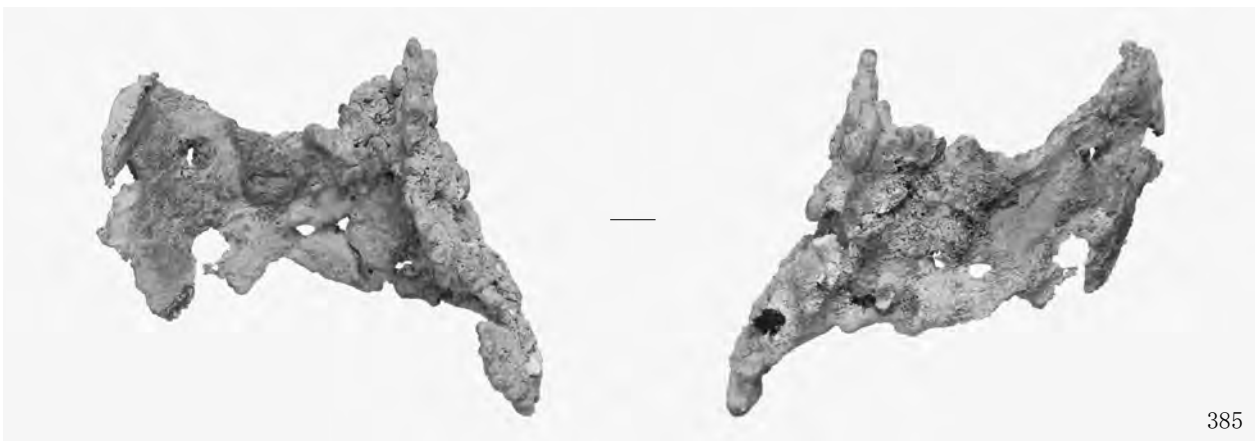


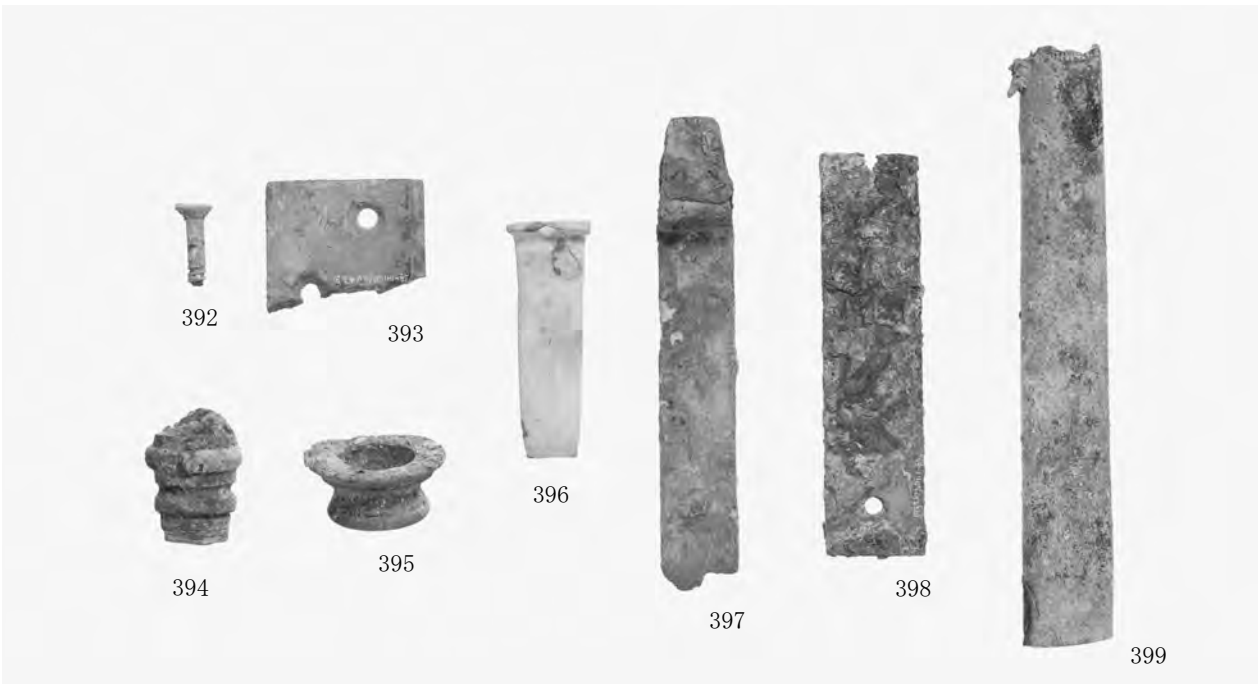
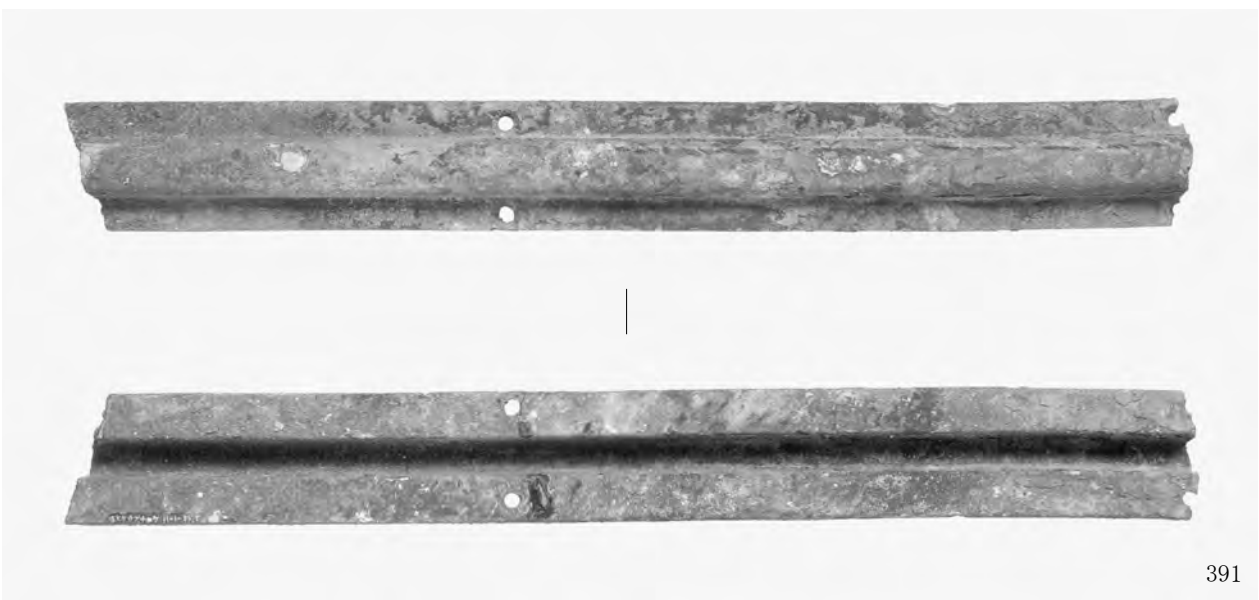
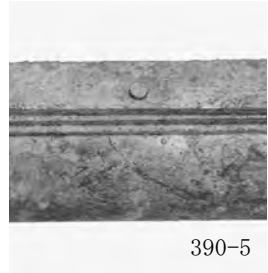
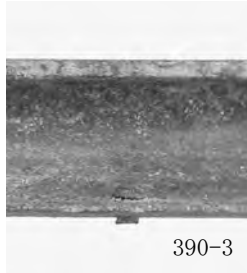


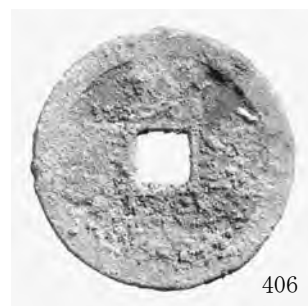
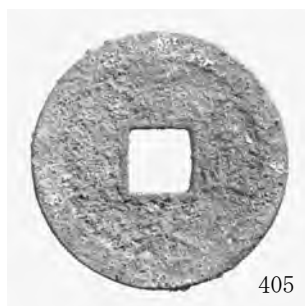
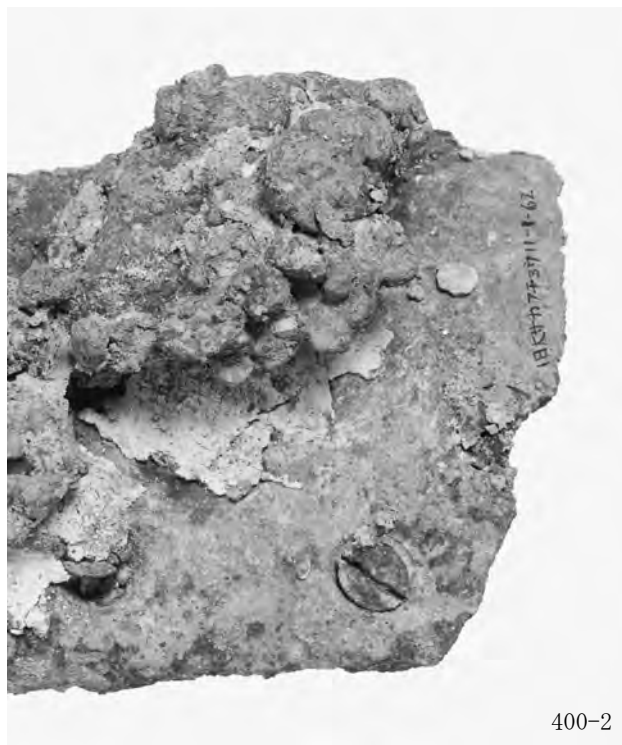
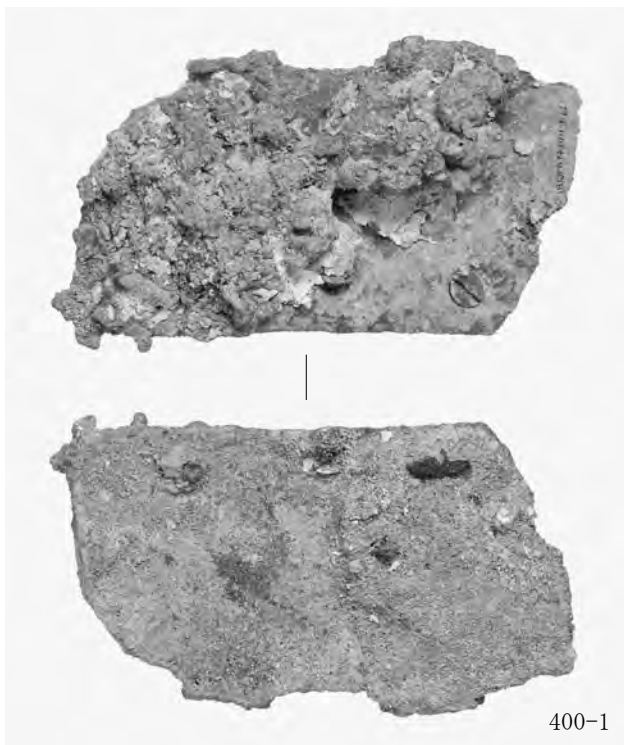


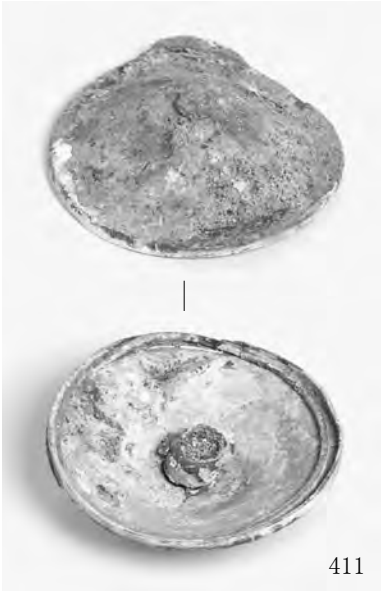
















435



436



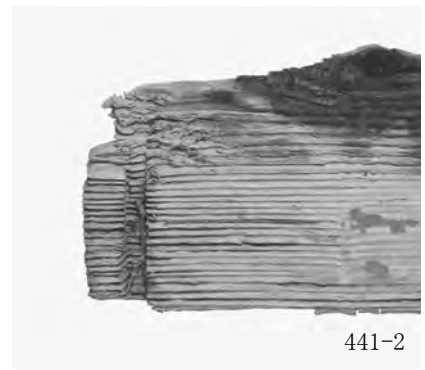
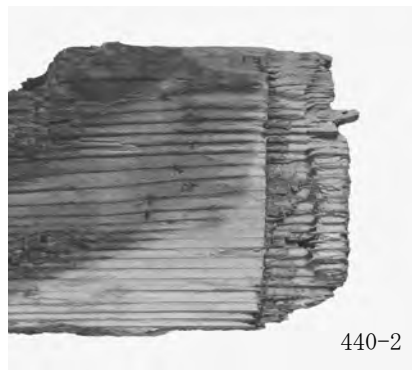
437

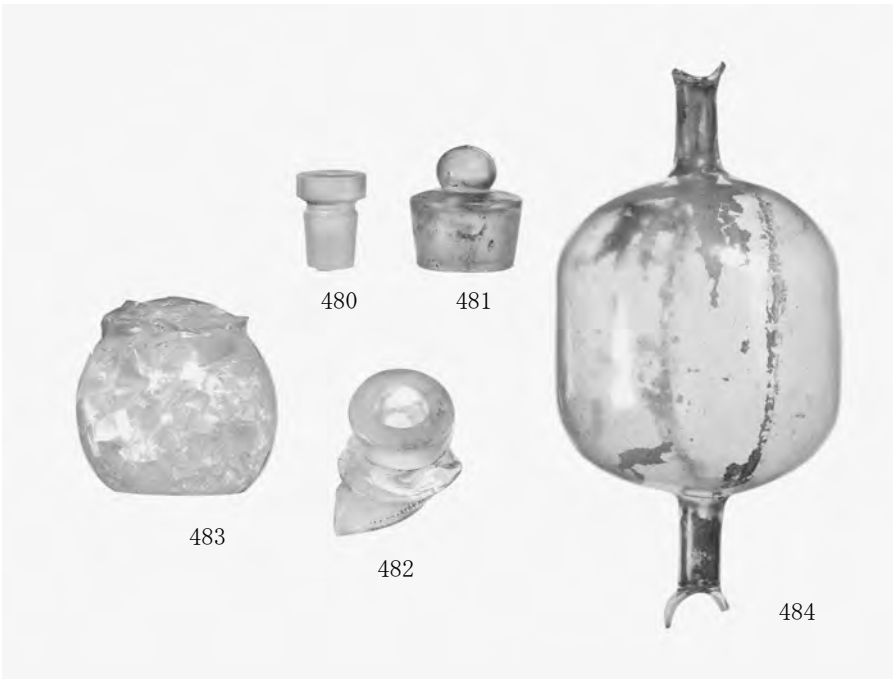


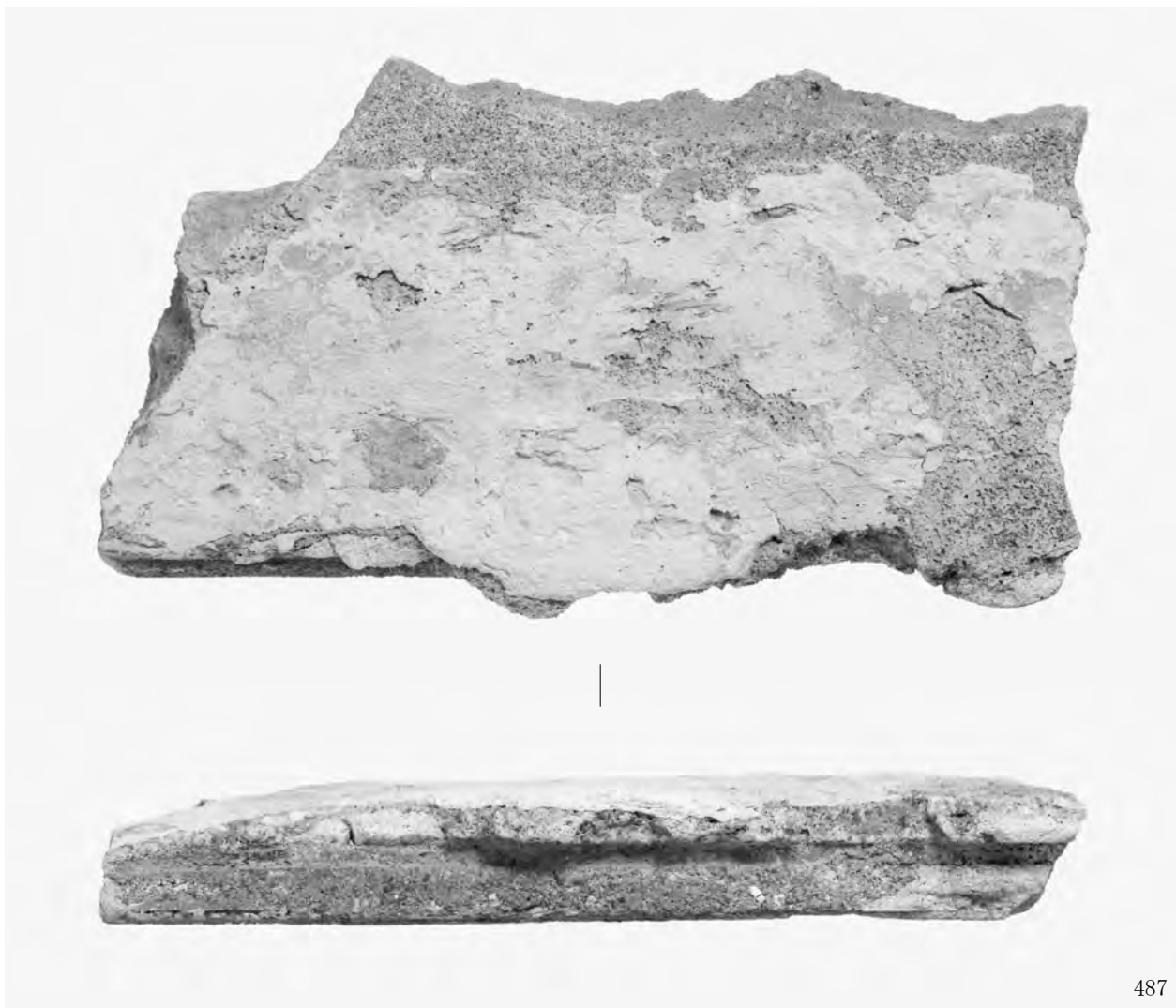
438



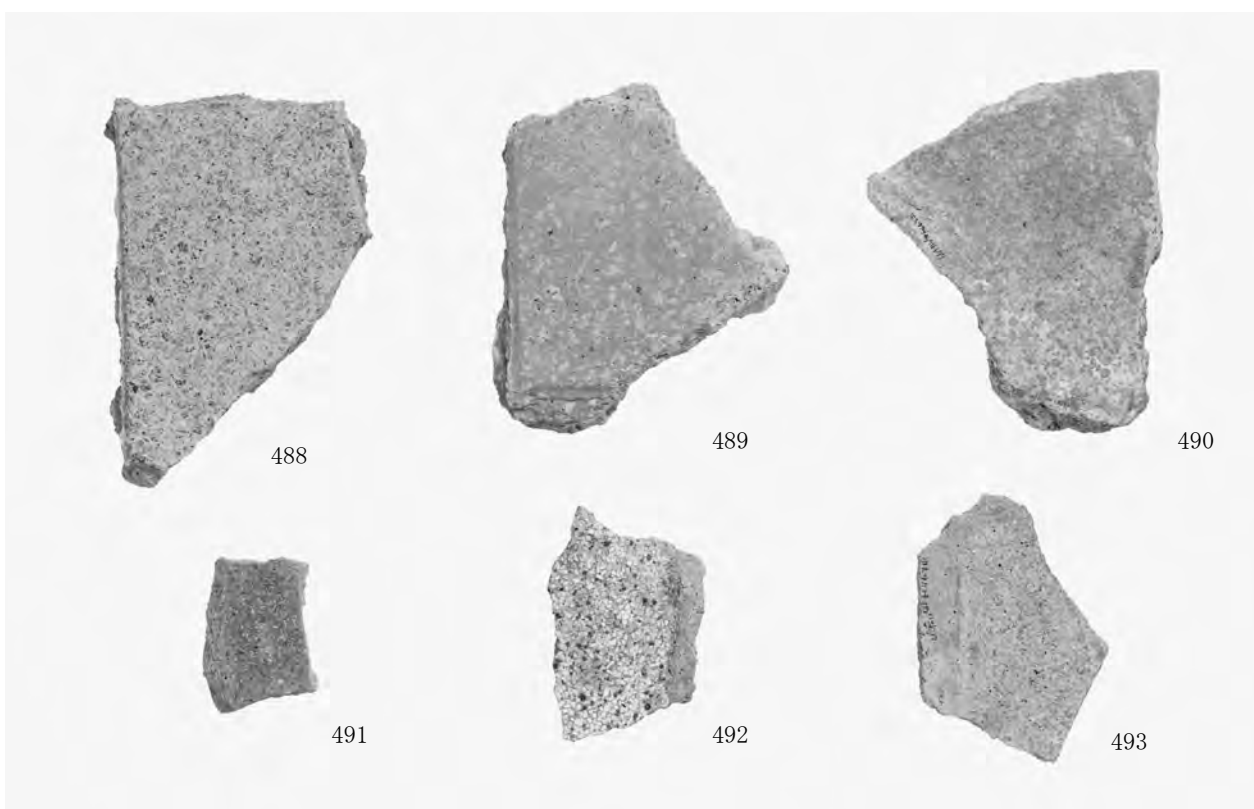
439







487



488

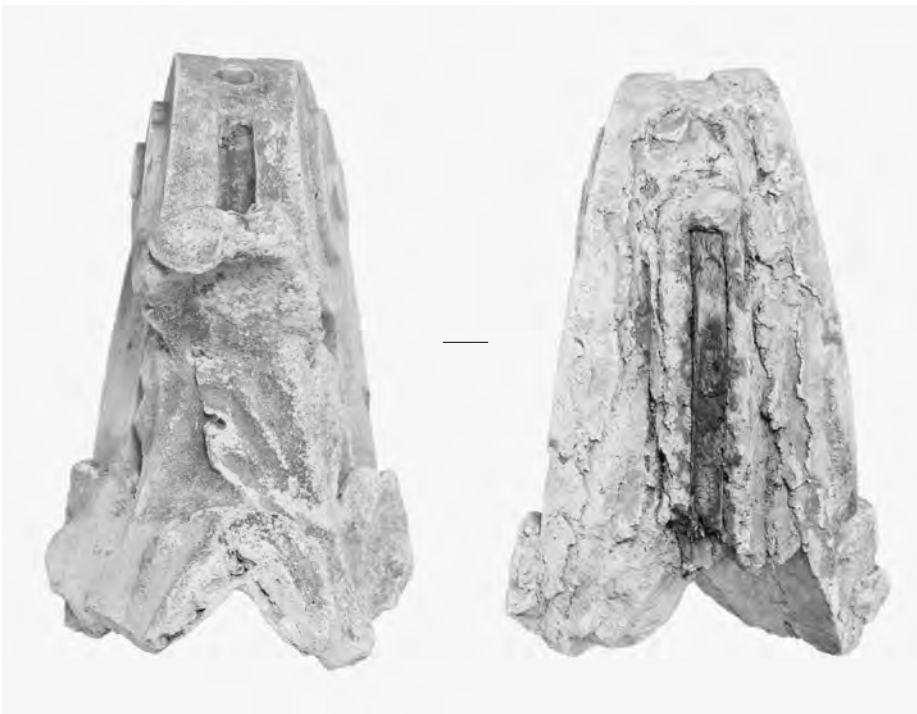
489

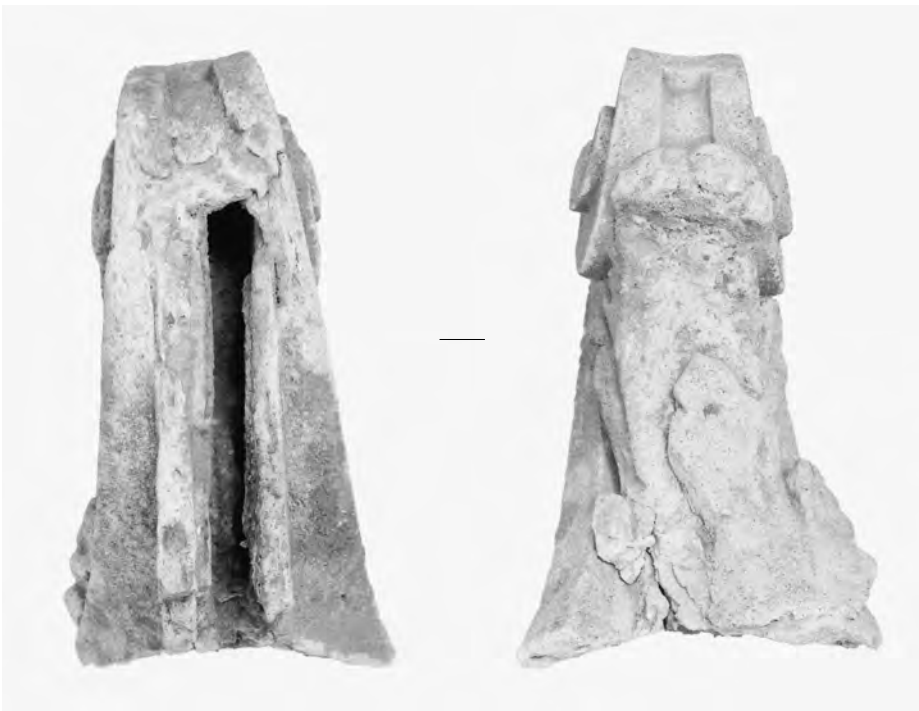
490

491

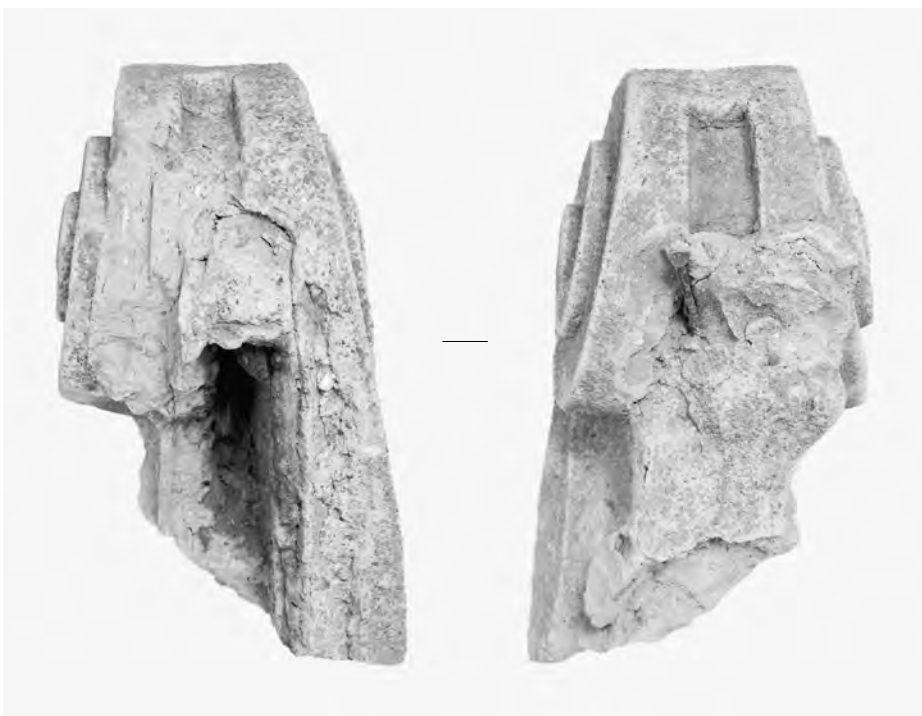
492

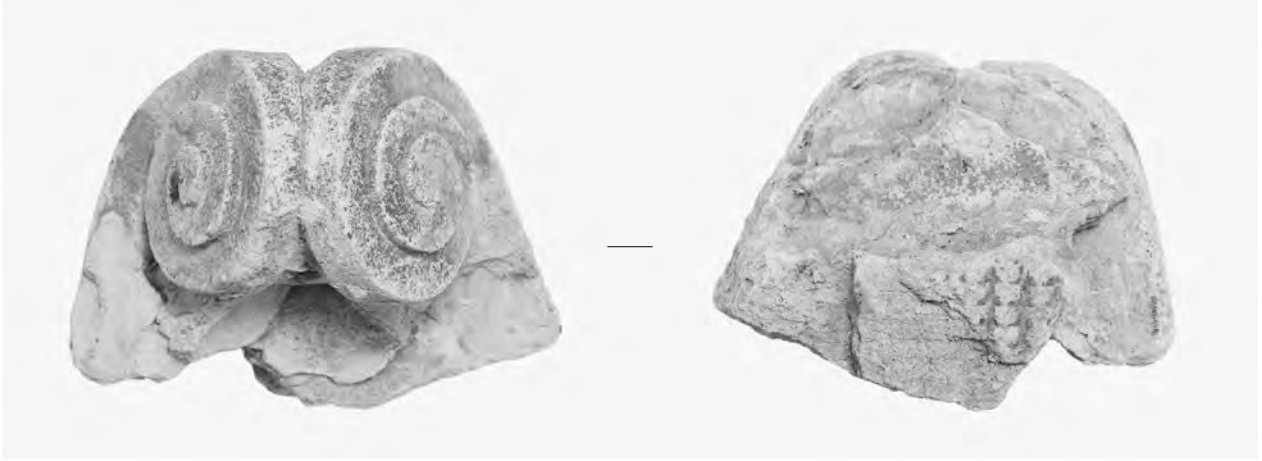
493



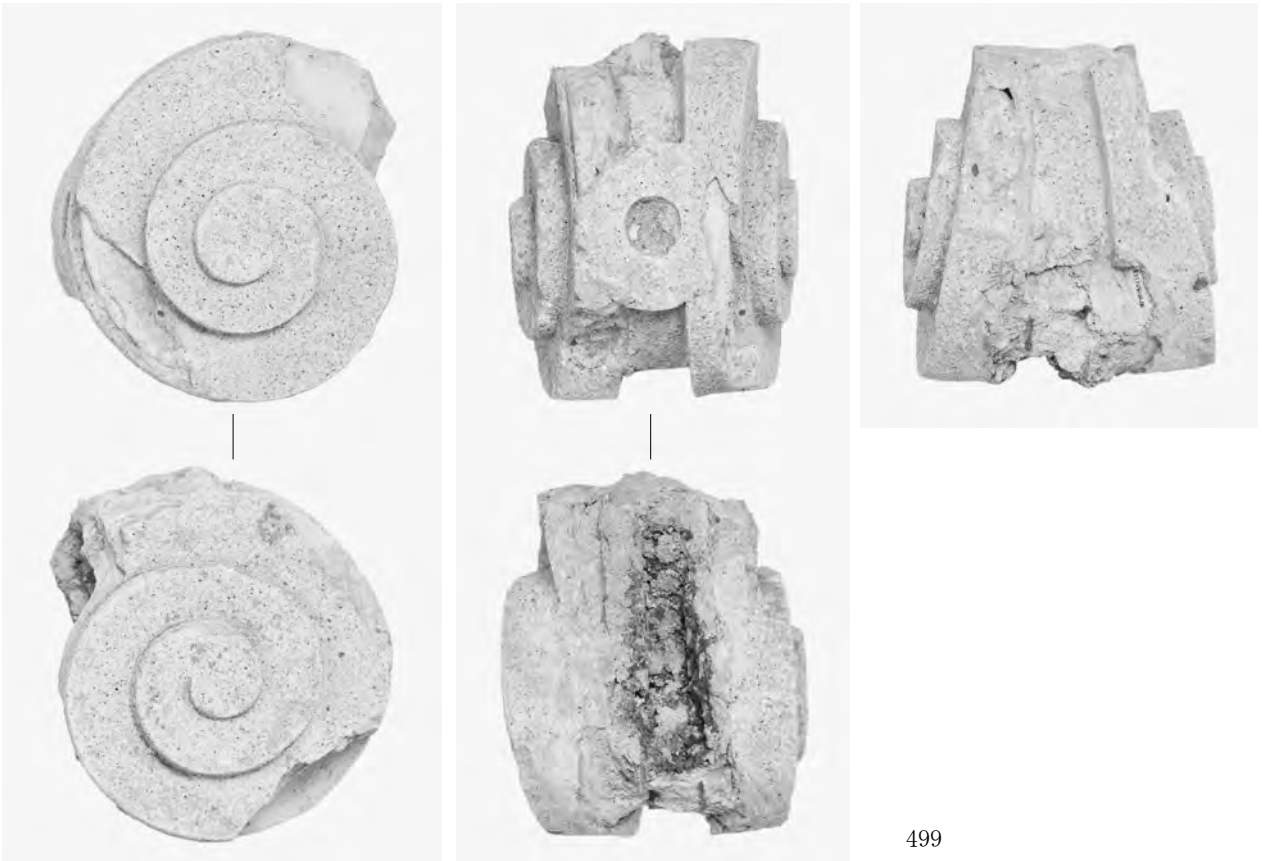








498



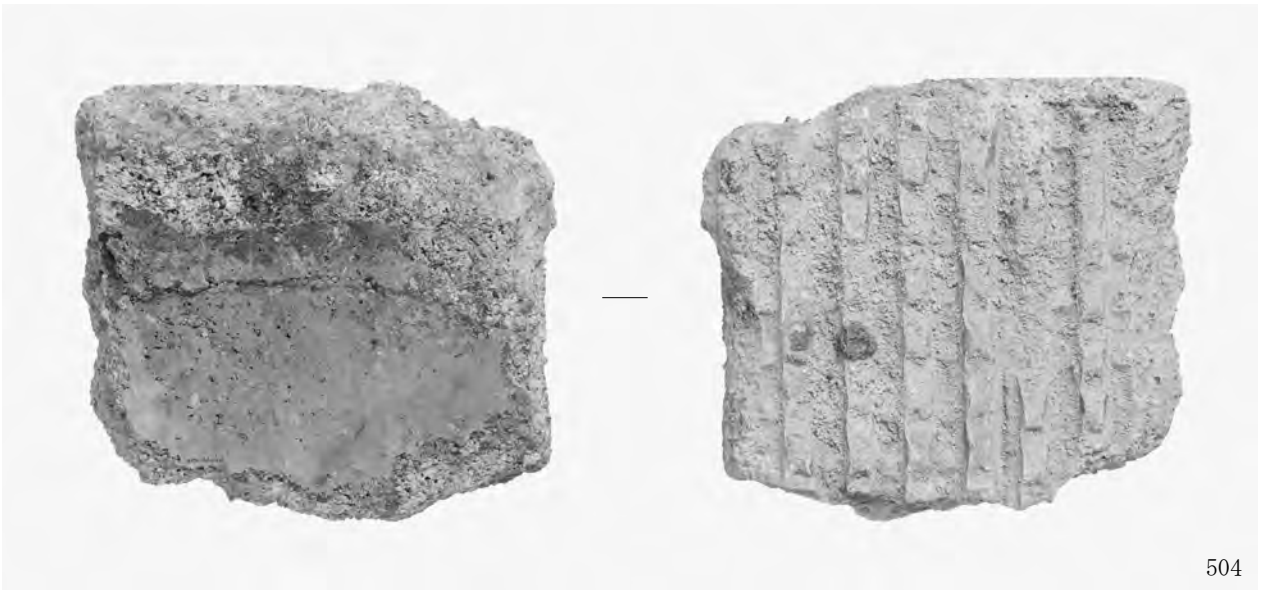
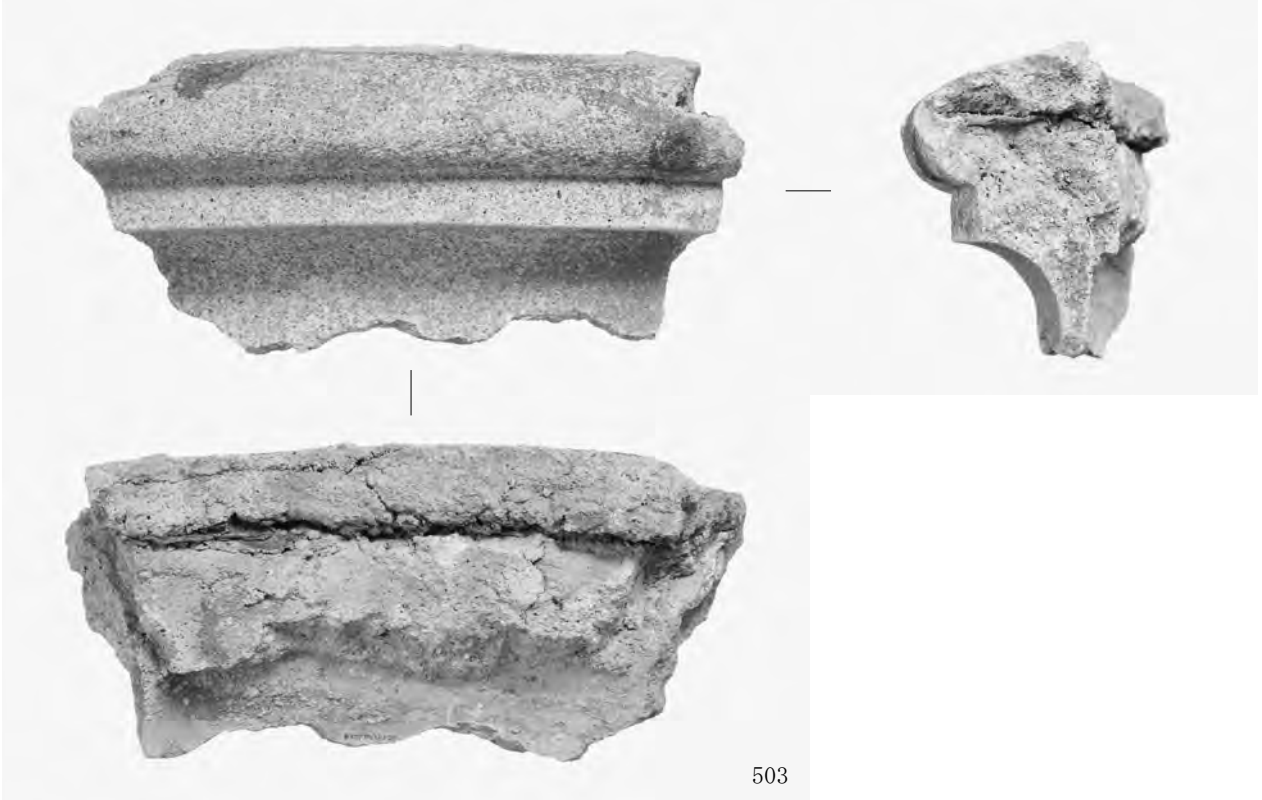
499

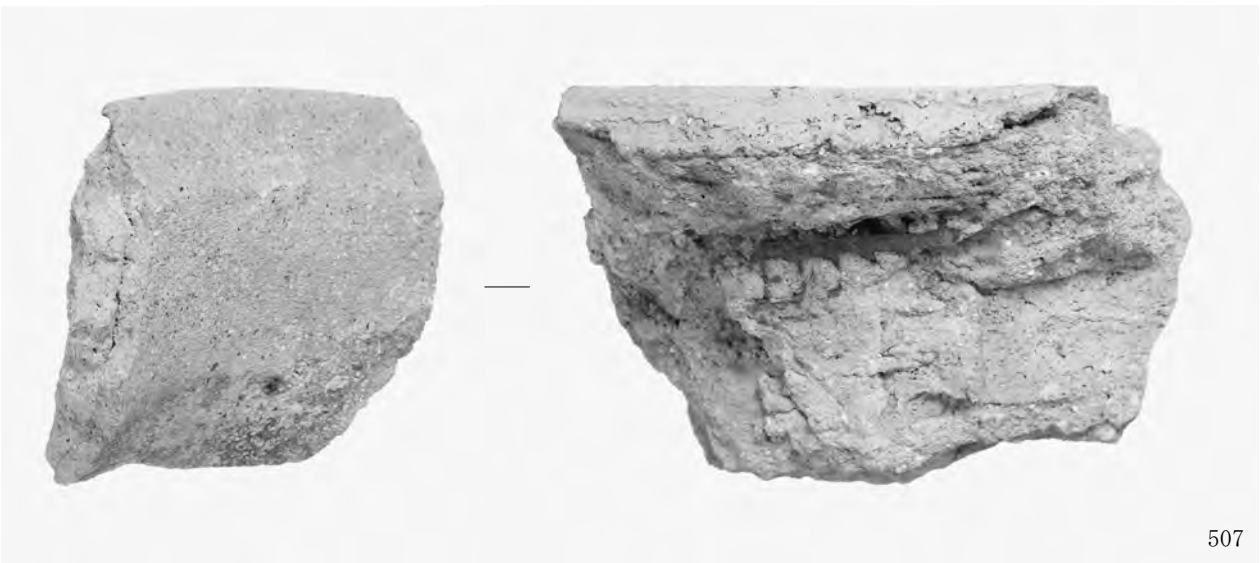
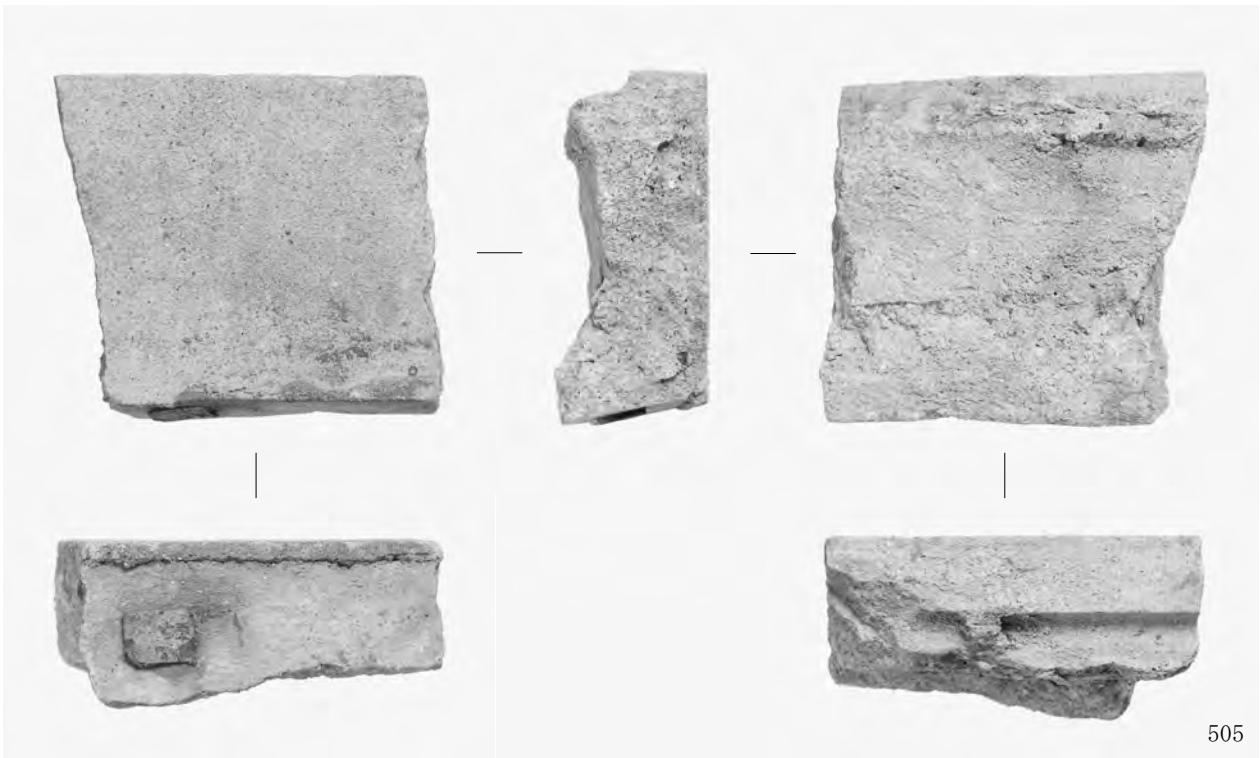


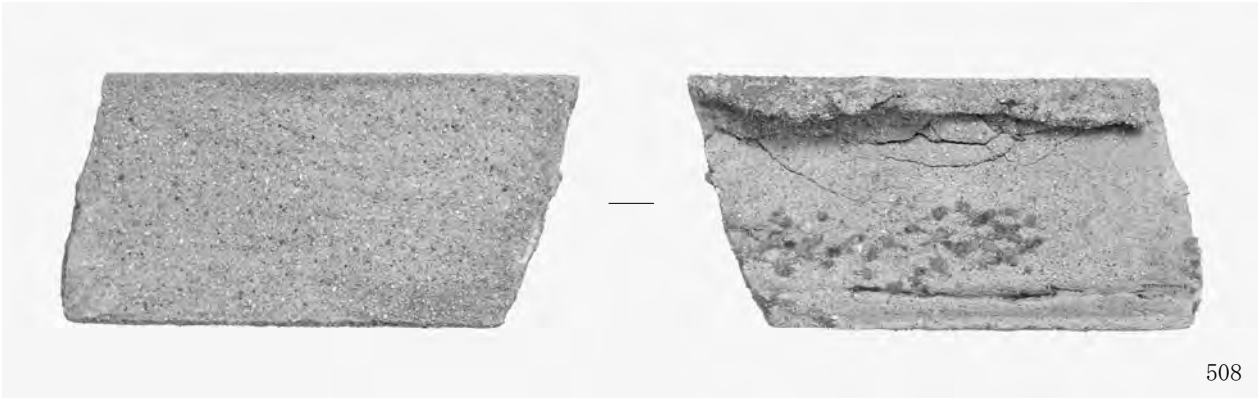
500



501







508



509-1



509-2

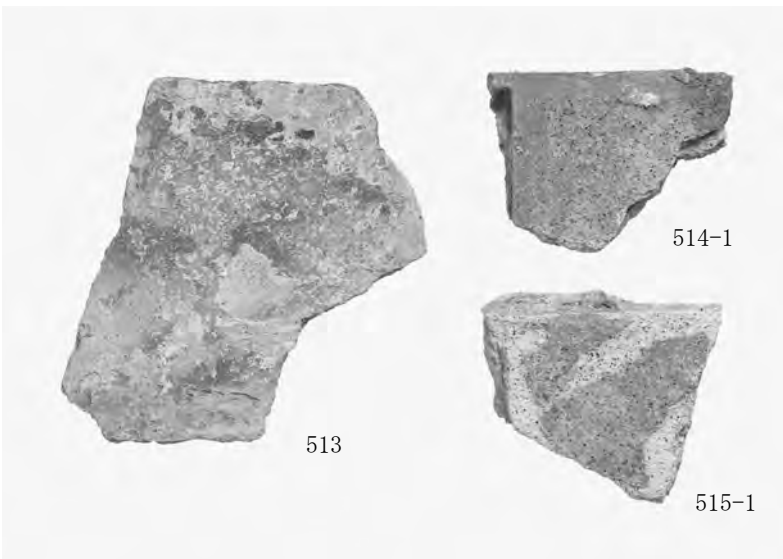


510



511

512



513

514-1

515-1

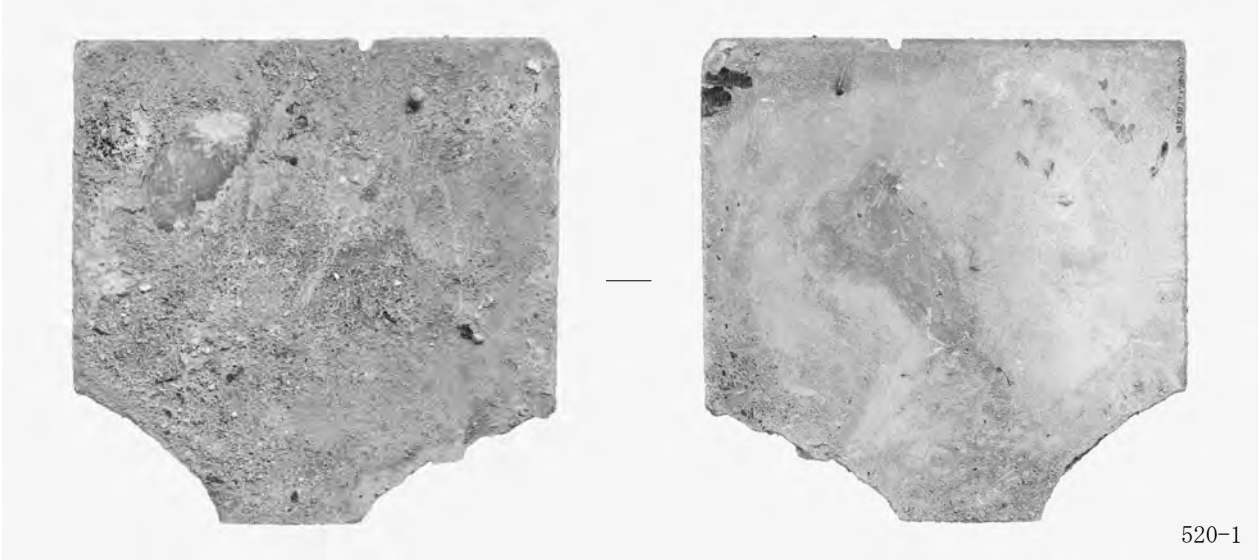


514-2

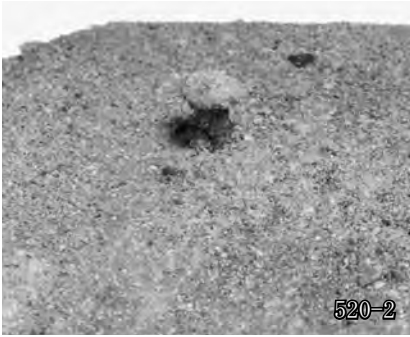


515-2

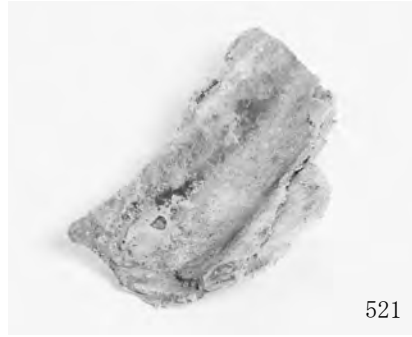




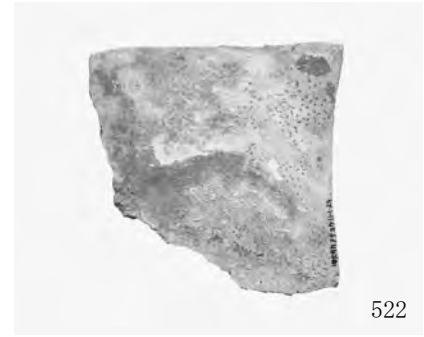
520-1



520-2



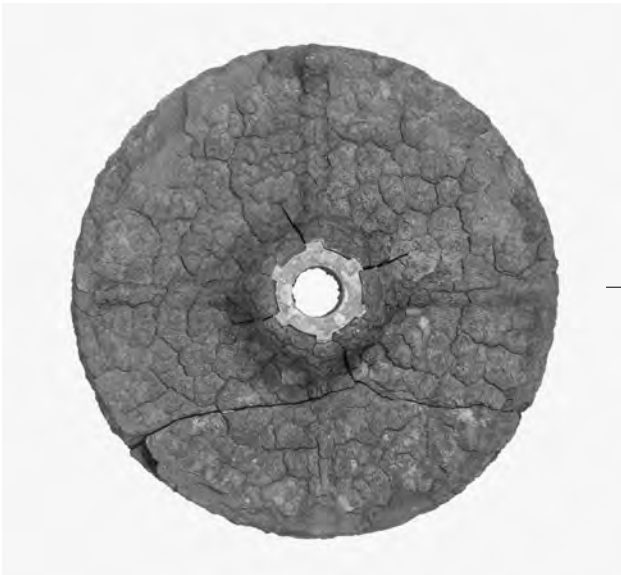
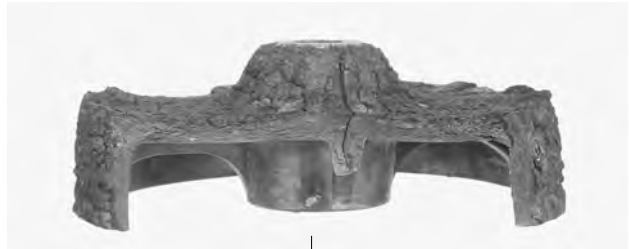
521



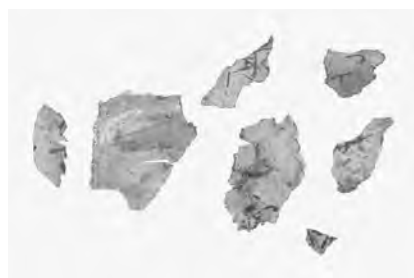
522



523



524



525 (裏焼き状態)



526



527-1



527-2



528-1



528-2



529



530

報 告 書 抄 録

ふりがな	きゅうおおさかふちょうしゃあと							
書名	旧大阪府庁舎跡							
副書名	(仮称)阿波座駅前プロジェクトに伴う旧大阪府庁舎跡発掘調査							
巻次								
シリーズ名	公益財団法人 大阪府文化財センター調査報告書							
シリーズ番号	第225集							
編著者名	市村慎太郎							
編集機関	公益財団法人 大阪府文化財センター							
所在地	〒590-0105 大阪府堺市南区竹城台3丁21番4号 TEL 072-299-8791							
発行年月日	2012年7月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
		市町村	遺跡番号					
遺跡外 (旧大阪府庁舎跡)	おおさかふ 大阪府 おおさかし にしく 大阪市西区 えのこじま 江之子島	271004		34度 40分 55秒	135度 29分 02秒	20120512 ～ 20120916	4990m ²	(仮称)阿波座駅前プロジェクト
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な出土品			特記事項	
遺跡外 (旧大阪府庁舎跡)		明治時代	庁舎基礎(「石灰コンクリート」・切石)、暗渠	煉瓦、土管、瓦			明治5年起工・同7年新築竣工 「YEGAWA」銘煉瓦は造幣寮泉布観と同銘	
		大正時代	庁舎基礎、煉瓦壁体、間仕切り壁、暖炉	煉瓦、耐火煉瓦、土管、煙突形土製品、タイル、銅製品、石製品、柱頭飾り、衛生陶器、モルタル製品			大正3年起工・同5年増改築竣工、府庁舎として大正15年まで使用	
		昭和時代 (戦前)	庁舎補強鉄筋コンクリート柱	陶磁器(実験道具類)、磚子、タイル、銅製品、金属製品、ガラス製品、羽口			昭和4年工業奨励館へ転用	
要約	<p>大阪府2代目庁舎の調査。庁舎建築に関する仕様書、設計図類が確認されていない中で、その基礎構造や間取り、施工方法、使用材料を窺うことができる資料が得られた。明治期の庁舎基礎は「石灰コンクリート」等とされるもので、その成分は不明だが、具体例がわかった。この上部に設置された切石には、矢穴痕が残る。なお、これらの基礎工事に先立ち、基幹排水暗渠が設置されている。大正期の庁舎は、地階を検出し、コンクリート基礎上の煉瓦壁体が良好に確認できた。出土煉瓦のうち、阪府 授産所・HANFU JUSANSIO・YEGAWAの各銘が明治期、岸和田煉瓦、大阪窯業、堺煉瓦、日本煉瓦の各社製品が大正期の使用と推定できる。これらの手抜き成形煉瓦から、成形時の裏・表面を推定し、刻印打刻位置の傾向等を示した。大正期増築北・南翼には暖炉がありBIZEN-INBE・MARUSAN・Mitsuishi等の銘を持つ耐火煉瓦が使用される。また、煙道に使用された、煙突形土製品の出土もあり、暖炉関連の石材には大理石もある。大正期増築南翼では、ロゴマークが残る衛生陶器の出土があり、同じロゴマークは福島県天鏡閣に見られる。柱頭飾りは、大正期の増築に際して使用されたものと考えられる。これ以外にも、庁舎以後の工業奨励館に伴う出土品もあった。</p>							

公益財団法人 大阪府文化財センター調査報告書 第225集

大阪市

旧大阪府庁舎跡

(仮称) 阿波座駅前プロジェクトに伴う旧大阪府庁舎跡発掘調査

発行年月日 / 2012年 7月 31日

編集・発行 / 公益財団法人 大阪府文化財センター
大阪府堺市南区竹城台3丁目21番4号

印刷・製本 / 株式会社 中島弘文堂印刷所
大阪市東成区深江南2丁目6番8号